

市 税 白 書

令和 4 年度(2022 年度)版



令和 4 年(2022 年)9 月

八 王 子 市

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

凡 例

1 出典

各表の出典は、原則として各年度決算数値を掲載しています。なお、これによらない表については、下欄に出典を明記しています。

2 端数処理

各表及びグラフの数値の単位未満は、四捨五入を原則としているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

3 符号

各表に使用した符号は次のとおりです。

「―」 … 該当数字なし

「△」 … マイナス

本 編

1 税金の予備知識..... 1	
(1) 税金はなぜ必要か 1	キ 退職所得と課税額.....32
(2) 税金の分類 1	(2) 法人市民税33
ア 国税と地方税 2	ア 1 事業所あたりの法人市民税額の他市との比較.....34
イ 普通税と目的税 2	イ 適用税率別の法人数と法人税割課税額.....35
ウ 直接税と間接税 2	ウ 業種別の法人数と法人税割課税額.....36
(3) 税金の負担配分 2	エ 地域別の法人数と法人税割課税額37
2 市税の状況 3	(3) 固定資産税・都市計画税40
(1) 歳入に占める市税 3	ア 土地に対する評価・課税のしくみ 41
(2) 市税収入の推移 4	イ 家屋に対する評価・課税のしくみ48
(3) 市民1人あたりの市税額..... 5	ウ 償却資産に対する評価・課税のしくみ 51
ア 推移 5	(4) 軽自動車税55
イ 他市との比較..... 6	(5) 市たばこ税.....56
(4) 課税・収納する費用(徴税費) 7	ア たばこの売渡本数、課税額及び税率56
ア 徴税費の構成 7	イ 市民1人あたりの市たばこ税課税額の他市との比較..58
イ 他市との比較..... 8	(6) 事業所税.....59
(5) 収入率 9	ア 納税義務者数と課税額59
(6) 収入未済額 11	イ 地域別の法人数と課税額60
(7) 税負担の公平性を確保していくための取組 13	4 市税のあゆみ 61
ア 令和3年度(2021年度)の主な取組 13	(1) 令和4年度 税制改正の主な内容 61
イ 滞納処分の取組状況..... 14	(2) 令和3年度(2021年度)以前の税制改正..... 61
3 市税のあらまし 17	
(1) 個人市民税..... 17	
ア 税率 18	
イ 納税義務者数と課税額..... 19	
ウ 市民1人あたりの個人市民税額の他市との比較20	
エ 所得階層別の納税義務者数と所得割課税額 21	
オ 年齢別の納税義務者数と課税額22	
カ 所得金額.....30	

1 税金の予備知識

(1) 税金はなぜ必要か

私たちが安心して健康で豊かな生活をおくるために、警察、消防、福祉、教育、医療などの様々な公共サービスが提供されています。「税金」は、公共サービスを行うために欠かせないもので、私たちは分担してその負担をしています。言い換えれば、「税金」は社会を維持するための会費のようなものです。

(2) 税金の分類

税金は、課税の権限や使いみち、納税方法など様々な観点から分類できます。

国税		地方税	
直接税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税(注1) 相続税 贈与税 復興特別所得税	都道府県税	普通税 都道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 都道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税(注2) 鉱区税 固定資産税(特例分) 都道府県法定外普通税
	間接税等 消費税 酒税 国たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税 登録免許税 印紙税	目的税 狩猟税 水利地益税 都道府県法定外目的税	市町村税
		普通税 市町村民税 固定資産税 軽自動車税(注2) 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税(注3) 市町村法定外普通税	目的税 入湯税(注4) 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税(注5) 市町村法定外目的税

下線は、八王子市で課税するもの
(令和4年(2022年)4月1日現在)

ア 国税と地方税

課税と収納の権限に着目した分類です。

- ・ 国税 … 国が課税・収納を行う税金(例:所得税、法人税)
- ・ 地方税 … 地方自治体(都道府県・市町村)が課税・収納を行う税金
(例:市町村民税、固定資産税、自動車税)

イ 普通税と目的税

税金の使いみちに着目した分類です。

- ・ 普通税 … 税金の使いみちが限定されていない税金(例:市町村民税、固定資産税)
- ・ 目的税 … 税金の使いみちがあらかじめ決められている税金
(例:都市計画税、事業所税)

ウ 直接税と間接税

納税の方法に着目した分類です。

- ・ 直接税 … 税金を負担する人が直接納める税金(例:所得税、市町村民税)
- ・ 間接税 … 税金を負担する人と納める人が異なる税金(例:消費税、たばこ税)

(3) 税金の負担配分

税金の負担配分の原則として、「応能負担の原則」と「応益負担の原則」があります。「応能負担の原則」は、経済的な力に応じて税金を負担すべきというものです。これに対し、「応益負担の原則」は、行政サービスにより、受ける利益に応じて税金を負担すべきというものです。

注1 令和元年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度から課税しています。

注2 令和元年(2019年)10月1日から自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割が導入されました。
また、従前の自動車税及び軽自動車税は、それぞれ自動車税種別割及び軽自動車税種別割に変わりました。

注3 特別土地保有税は、平成15年度(2003年度)以降、課税を停止しています。

注4 入湯税は、八王子市内に課税すべき施設がないため、課税していません。

注5 本書では、国民健康保険税は取り扱っていません。

2 市税の状況

(1) 歳入に占める市税

○ 令和3年度(2021年度)の市税収入額は前年度に比べ、9億7千万円減少

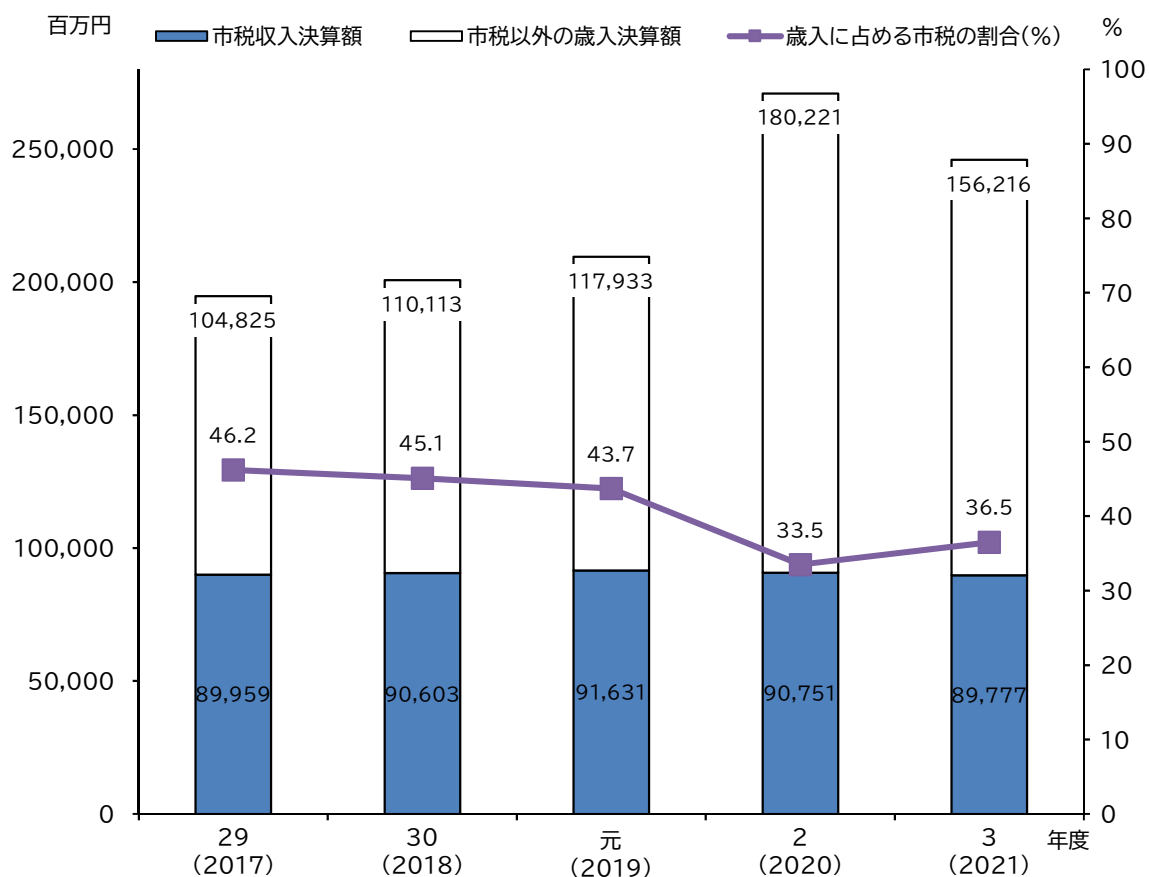
市の歳入には市税のほか、国庫支出金、都支出金、市債(借入金)、交付金、使用料、手数料などがあります。一般会計歳入に占める市税の割合の推移は、下表のとおりです。

一般会計歳入に占める市税の割合の推移(表1)

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
市税収入決算額(百万円)	89,959	90,603	91,631	90,751	89,777	
市税以外の 歳入決算額(百万円)	104,825	110,113	117,933	180,221	156,216	
計(百万円)	194,784	200,716	209,563	270,973	245,993	
歳入に占める 市税の割合(%)	46.2	45.1	43.7	33.5	36.5	

※各数値を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

※データ編第2表(67ページ)参照



一般会計歳入に占める市税の割合の推移(図1)

(2) 市税収入の推移

○ 市税収入額は 898 億円 -平成 29 年度以来 4 年ぶりに 900 億円を下回る-

市税には、個人市民税、固定資産税など、さまざまな種類(以下「税目」といいます。)があります。一般に、個人市民税は所得に対して課税するため景気の影響を受けやすく、固定資産税は土地や家屋などを課税対象とする景気の影響を受けにくい税金といわれています。

収入額は、令和 3 年度(2021 年度)は 898 億円となり、平成 29 年度(2017 年度)以来 4 年ぶりに 900 億円を下回ることとなりました。下表は税目別の収入額の推移です。

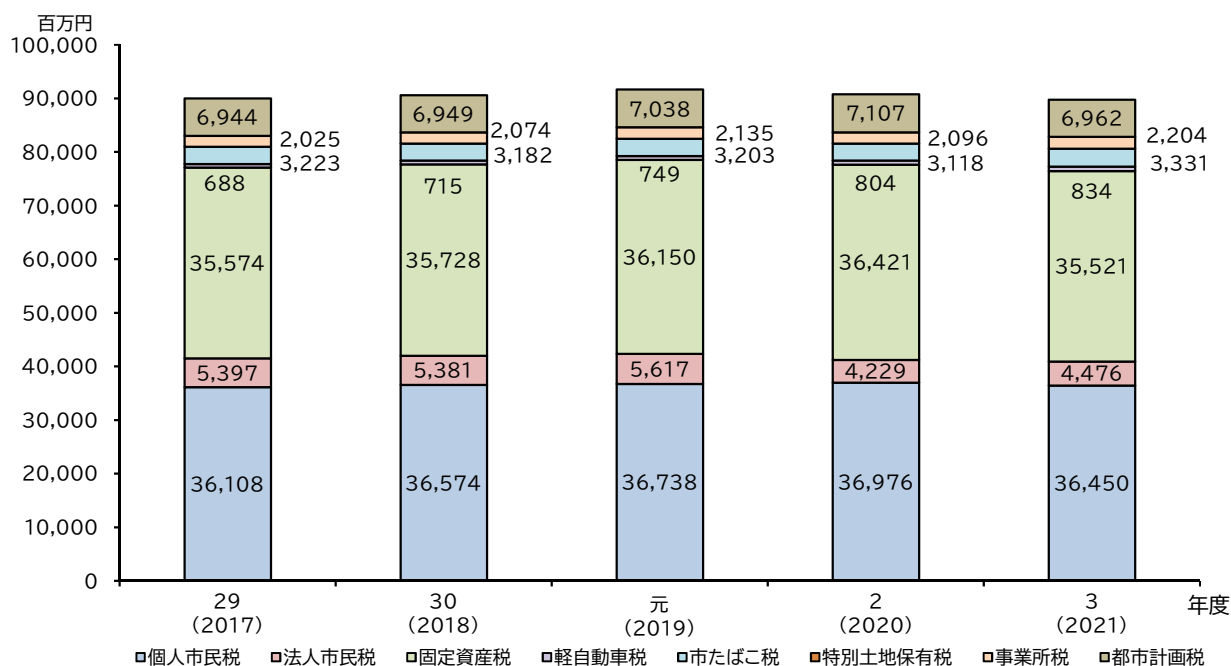
税目別市税収入額の推移(表2)

単位:百万円

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
個人市民税	36,108	36,574	36,738	36,976	36,450	
法人市民税	5,397	5,381	5,617	4,229	4,476	
固定資産税	35,574	35,728	36,150	36,421	35,521	
軽自動車税	688	715	749	804	834	
市たばこ税	3,223	3,182	3,203	3,118	3,331	
特別土地保有税	0	0	0	0	0	
事業所税	2,025	2,074	2,135	2,096	2,204	
都市計画税	6,944	6,949	7,038	7,107	6,962	
計	89,959	90,603	91,631	90,751	89,777	

※各数値を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

※データ編第 1 表(67 ページ)参照



税目別市税収入額の推移(図2)

※データ編第 1 表(67 ページ)参照

(3) 市民1人あたりの市税額

○ 市民1人あたりの市税額 16 万円 -前年度比 1 千円の減少-

ア 推移

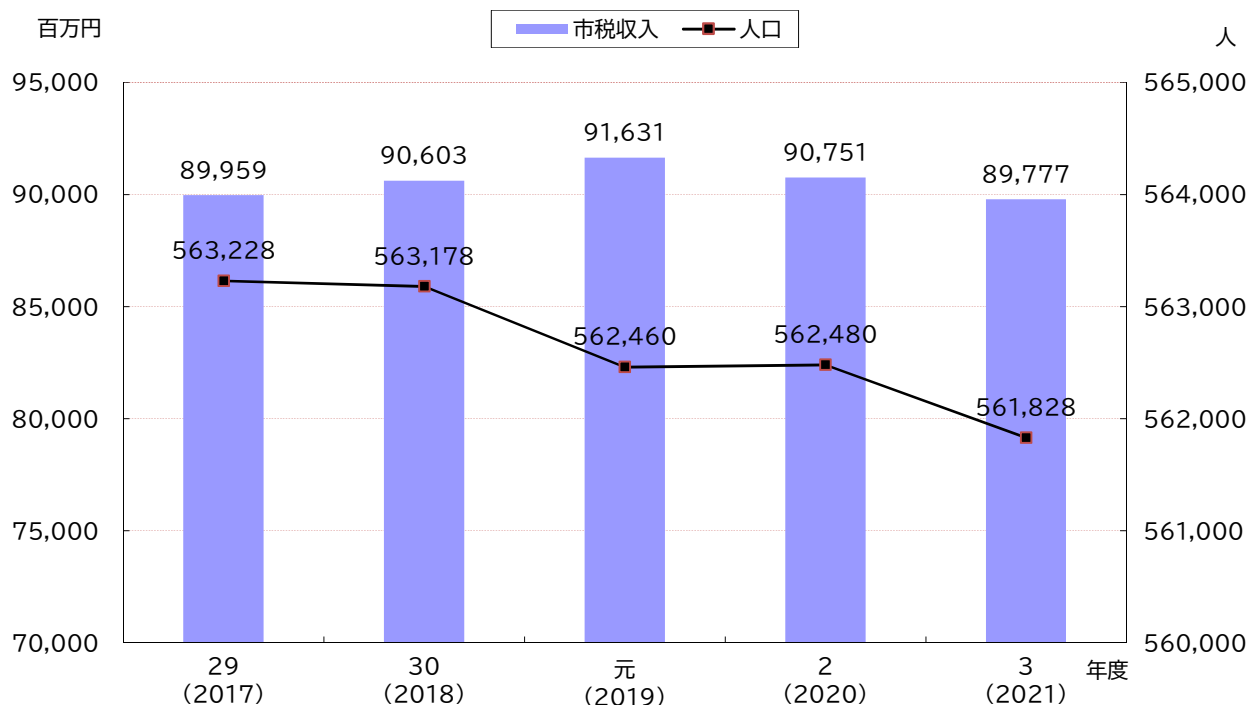
市民 1 人あたりの市税額は、市税収入額を市の人口^注で割ったものです。市税収入額と人口の推移は表 3 及び図 3、市民 1 人あたりの市税額の推移は図 4 のとおりです。

令和 3 年度(2021 年度)の市民 1 人あたりの市税額は 16 万円です。

市民 1 人あたりの市税額の推移(表3)

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
市税収入(百万円)	89,959	90,603	91,631	90,751	89,777	
人口(人)	563,228	563,178	562,460	562,480	561,828	
市民1人あたりの 市税額(千円)	160	161	163	161	160	

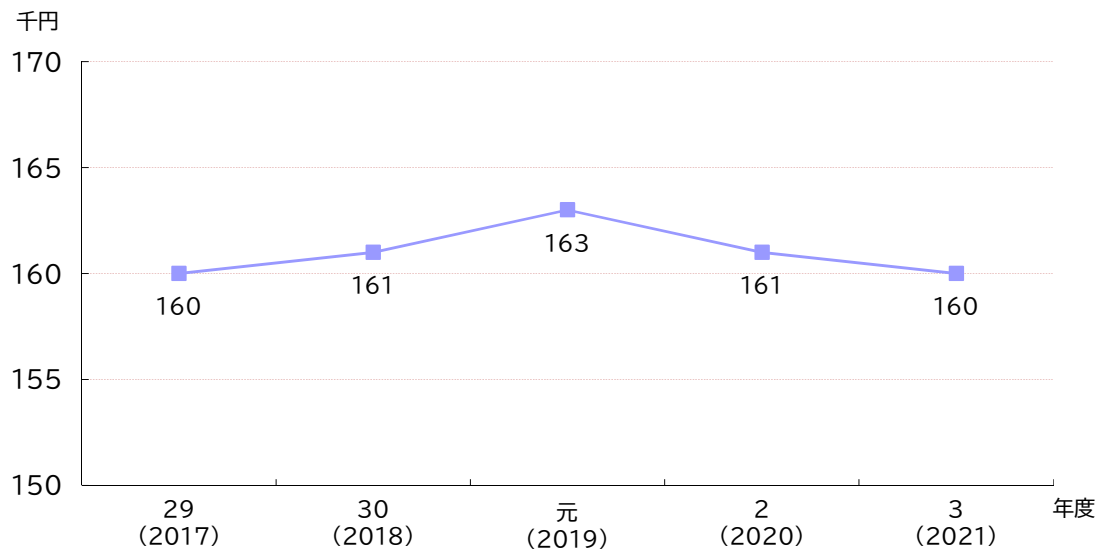
※データ編第 3 表(67 ページ)参照



市税収入額と人口の推移(図3)

※データ編第 3 表(67 ページ)参照

注 本書では、特に明記してある場合を除き、1 月 1 日(または 12 月 31 日)現在の住民基本台帳の人数を使用しています。
例えば、令和 3 年度(2021 年度)の人口とは、令和 3 年(2021 年)1 月 1 日(または令和 2 年(2020 年)12 月 31 日)現在の人口をいいます。

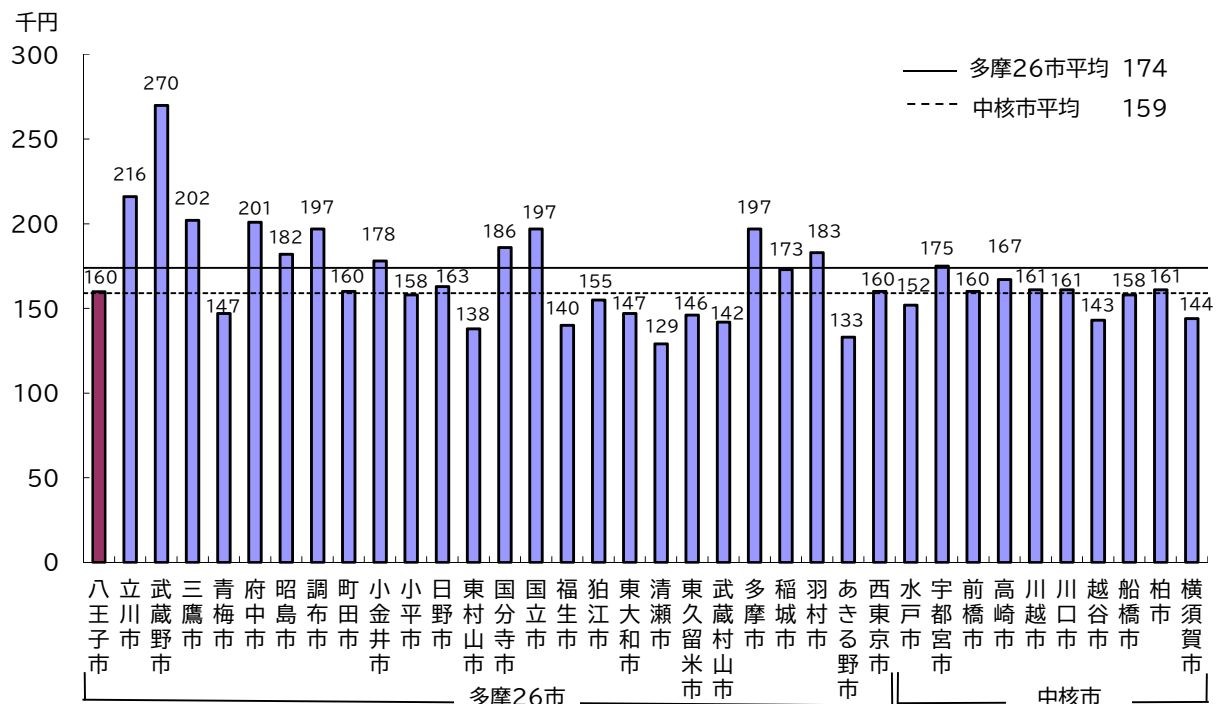


市民1人あたりの市税額の推移(図4)

※データ編第3表(67ページ)参照

イ 他市との比較

本市の市民1人あたりの市税額16万円を、多摩26市及び中核市と比較しました。多摩26市と中核市^注の市民1人あたりの市税額は、図5のとおりです。



令和3年度(2021年度)多摩26市と中核市の
市民1人あたりの市税額(図5)

※データ編第4表(68ページ)参照

注 関東地方の中核市のみ

(4) 課税・収納する費用(徴税費)

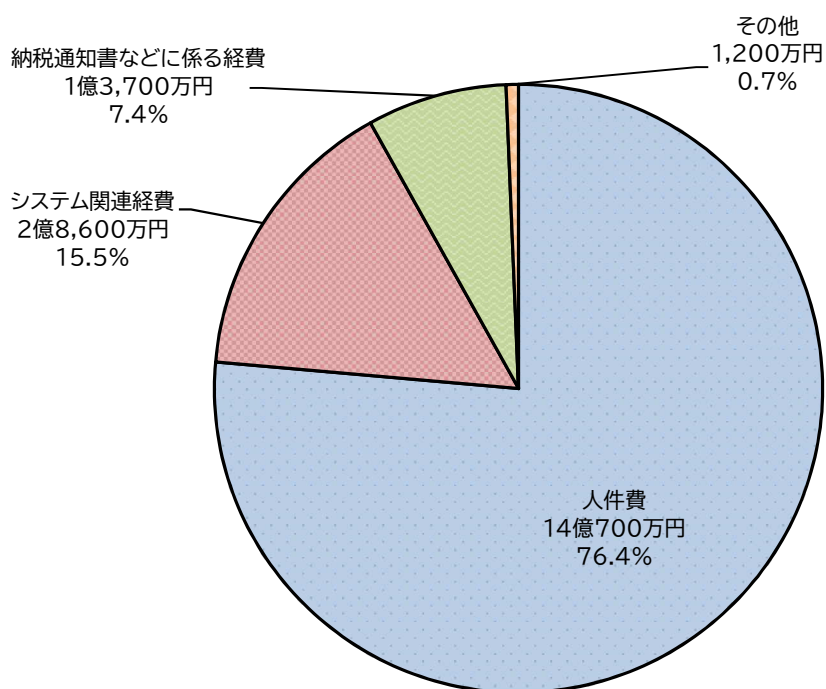
○ 効率的な執行体制を目指して

ア 徴税費の構成

市税を課税し、収納するために人件費や事務費などさまざまな費用(以下「徴税費」といいます。)が、かかります。令和 3 年度(2021 年度)は、897 億 7,700 万円の市税収入を得るために、18 億 4,200 万円の徴税費がかかりました。令和 3 年度(2021 年度)の徴税費の構成は、図 6 のとおりです。

最も多いのは人件費の 14 億 700 万円で、全体の 76.4%を占めています。これは正規職員 181 人^注のほか、市税の徴収・税証明の交付などを行う会計年度任用職員 28 人にかかる経費です。このほか、少額滞納者を対象に行う電話催告を外部に委託するなど、本市では仕事の内容、専門性に応じ、多様な雇用形態をとることで行政サービスの向上と事務の効率化を図っています。今後も継続して事務の見直しを進めていきます。

また、事務の効率化をさらに高めるためのシステム関連経費は 2 億 8,600 万円で、全体の 15.5%を占めています。これには課税から収納までを一貫して管理する「総合税システム」の改修経費や「家屋評価システム」の借上料などがあります。

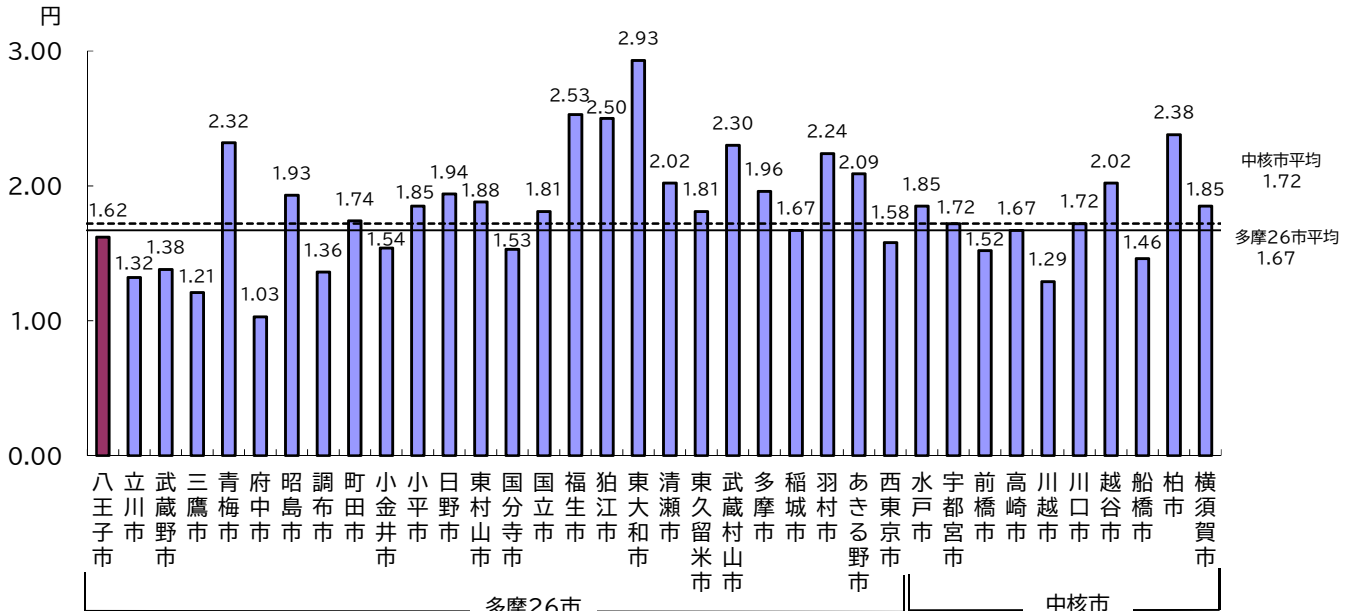


徴税費の構成(令和 3 年度(2021 年度))(図 6)

注 再任用職員 9 人を含む。

イ 他市との比較

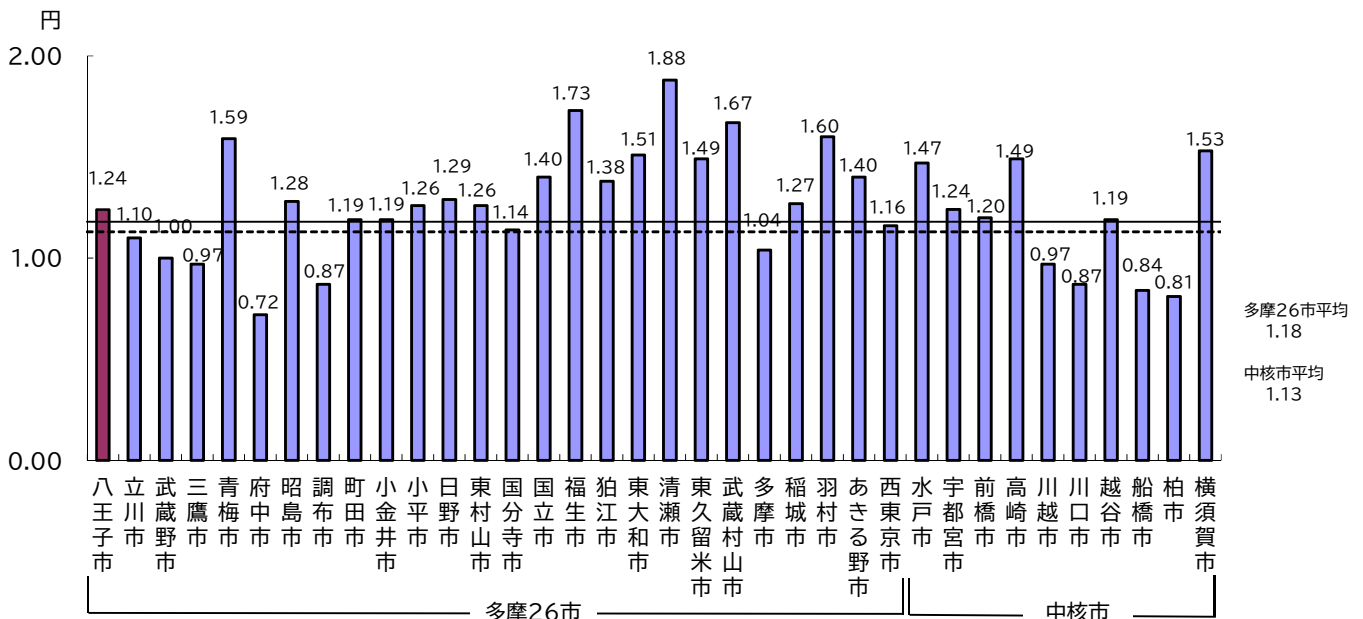
令和 3 年度(2021 年度)における本市の税収入額^{注 1}100 円あたりの徴税费^{注 2}は、1.62 円となりました。多摩 26 市と中核市の税収入額 100 円あたりの徴税费は図 7 のとおりです。



多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税费(令和3年度(2021年度))(図7)

※データ編第 11 表(70 ページ)参照

徴税费のうち最も高い割合を占める人件費に着目し、本市の税収入額 100 円あたりの徴税费を算出すると、1.24 円です。多摩 26 市と中核市の税収入額 100 円あたりの徴税费は図 8 のとおりです。



多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税费(人件費)(令和3年度(2021年度))(図8)

※データ編第 11 表(70 ページ)参照

注 1 税収入額には、個人都民税または個人道府県民税額を含む。

注 2 総務省が実施した税務職員数等に関する調査を参考に算出

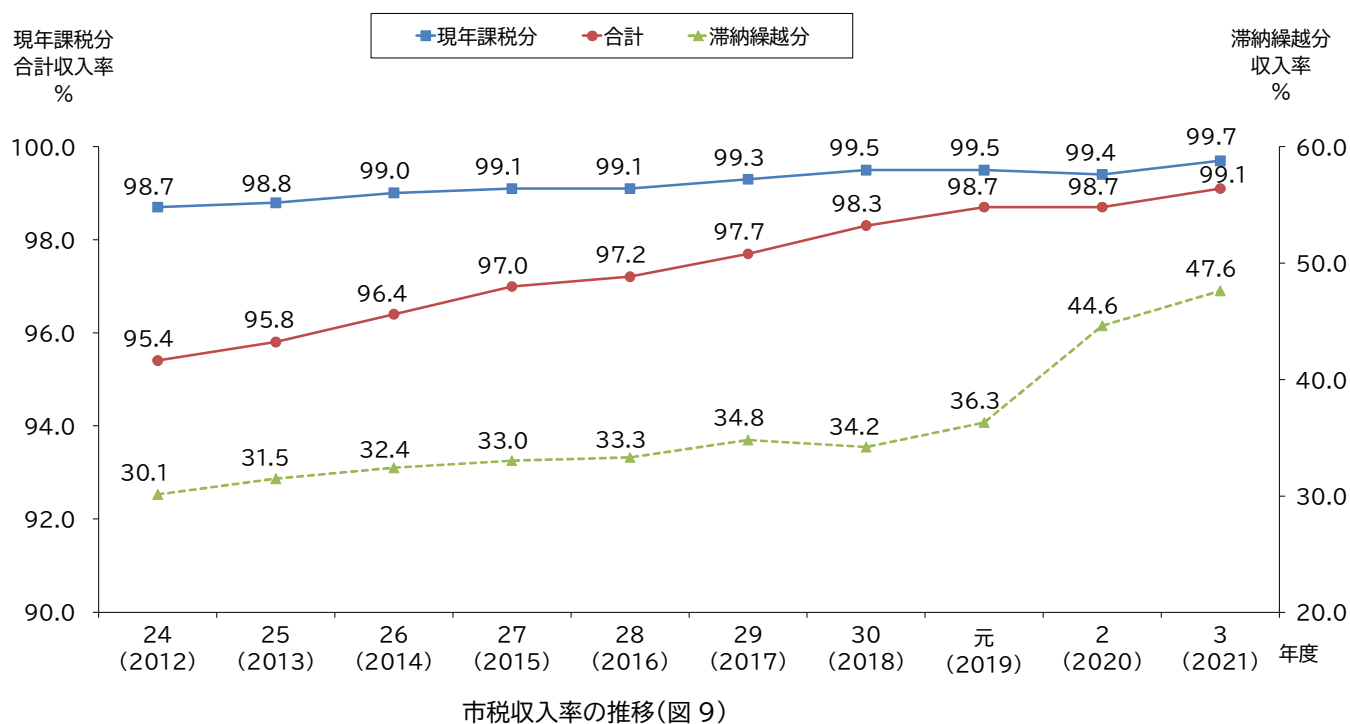
(5) 収入率

○ 合計収入率は過去最高^{注1}を更新し、99%台に

収入率は、市が課税した税額に対する納付された税額の割合で、「現年課税分」と「滞納繰越分^{注2}」、「合計」の3種類を算出しています。市税収入率の推移は、図9のとおりです。

税負担の公平性の観点から、収入率は100%となるのが理想です。市では収入率を向上させるため、納税義務者が自主納付しやすいよう、口座振替やコンビニエンスストアへの収納委託、スマートフォンを使用した決済サービスなどの納付環境の整備を進めています。また、日曜日も含めた納税相談窓口を開設するとともに、文書や電話、SMS(ショートメッセージサービス)及び訪問による早期納付の促進をはじめ、差押えや搜索、不動産公売などの滞納処分をしています。

詳細は、13 ページ以降の「(7) 税負担の公平性を確保していくための取組」をご覧ください。



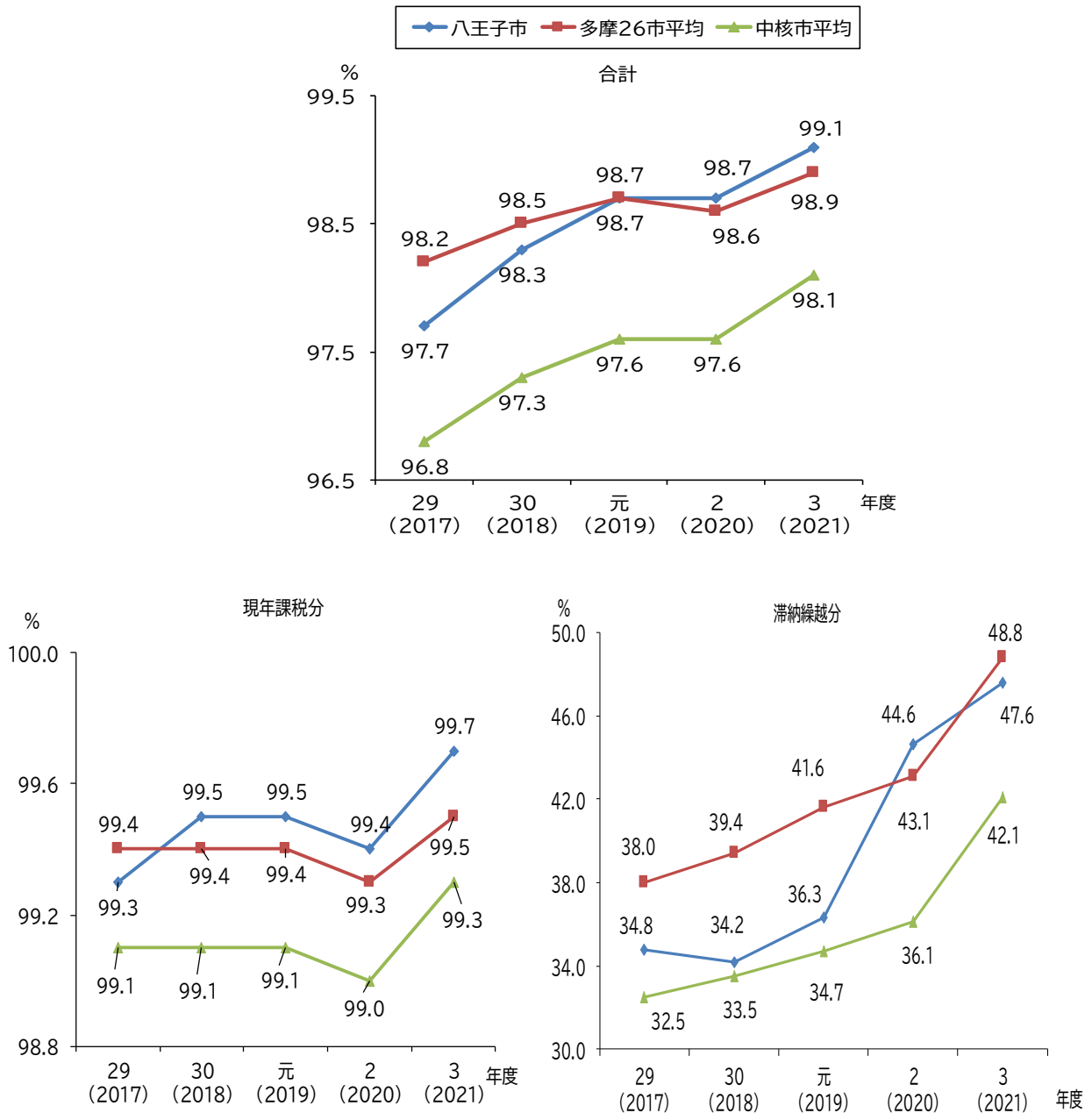
※データ編第5表(68ページ)参照

注1 現在の市域を形成した昭和39年度(1964年度)以降

注2 滞納繰越分とは、前年度以前に課税し、未徴収のため現年度に繰り越した税金

参考(他市との比較)

本市の収入率は、他市と比べるとどのような位置にあるのか、比較してみました。本市と多摩26市平均、中核市平均の収入率の推移は、図10のとおりです。



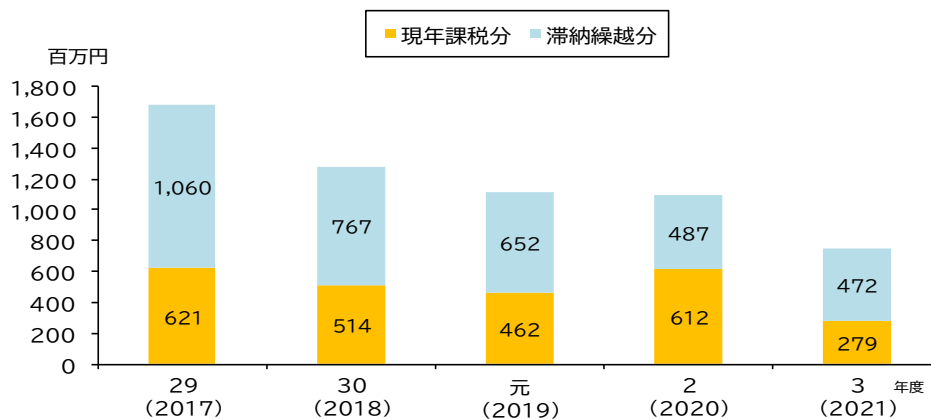
本市と多摩26市(平均)・中核市(平均)の収入率の推移(図10)

※データ編第6表(69ページ)参照

(6) 収入未済額

○ 収入未済額、滞納率いずれも連続して減少

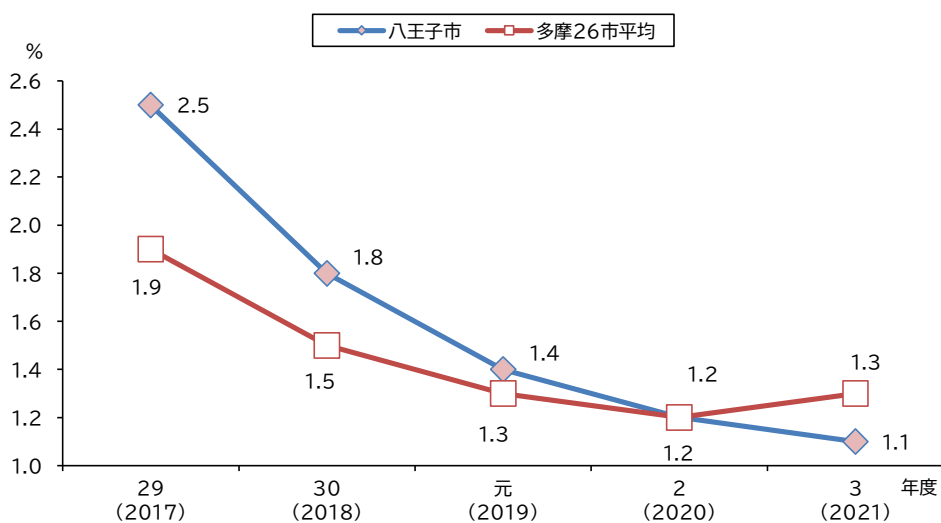
収入未済額とは、納税する義務があるのに納付されなかった税金のことです。翌年度に繰り越された収入未済額の推移は図 11 のとおりです。平成 10 年度に 94 億円あった収入未済額は、10 億円未満まで減少しました。



現年課税分と滞納繰越分の収入未済額の推移(年度末) (図11)

※データ編第 9 表(70 ページ)参照

税負担の公平性を確保するには、納期内納付を促進し、滞納を翌年度に繰り越さないことが重要です。滞納繰越分の割合である滞納率^注は、毎年減少しております。本市と多摩 26 市平均の滞納率の推移は、図 12 のとおりです。



本市と多摩26市の滞納率の推移(図12)

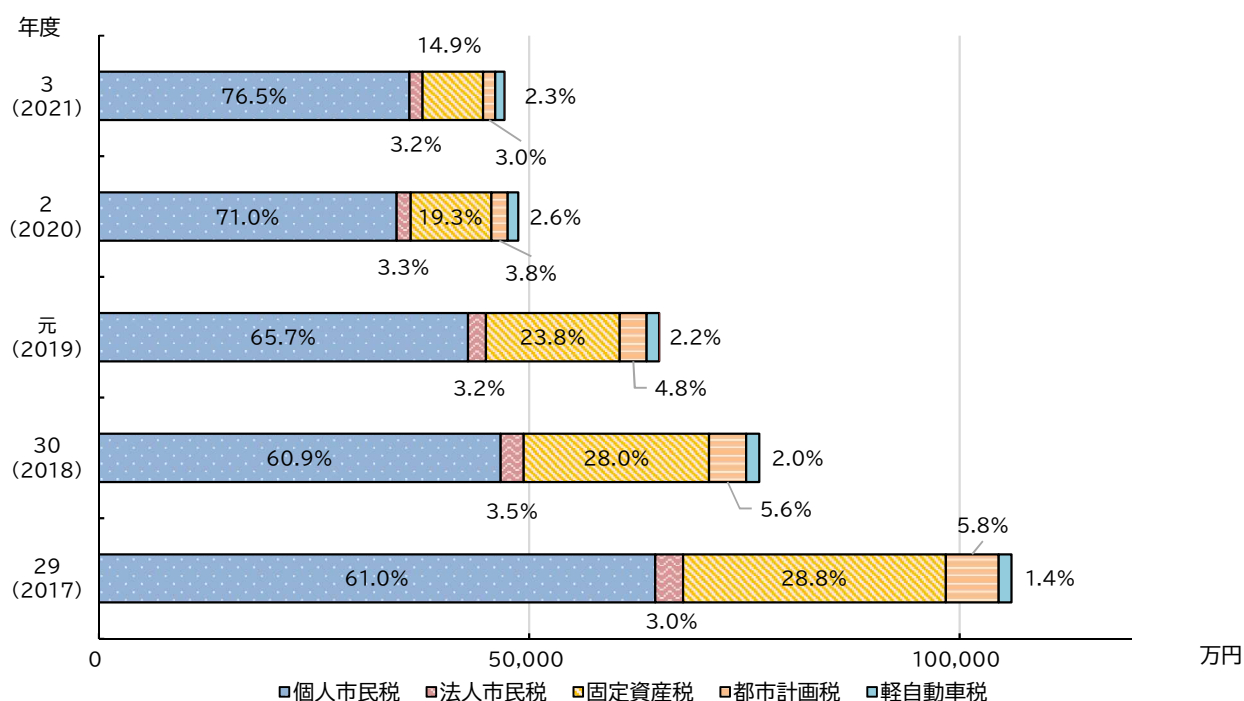
※データ編第 10 表(70 ページ)参照

注 市税合計調定額(現年課税分+滞納繰越分)に占める滞納繰越分の割合。収入未済額から一定の事由により納税する義務がなくなった額を除いて計上したものが翌年度の滞納繰越分となる。

ここで、図 13 のとおり滞納繰越分の収入未済額の推移について、税目別にみてみます。

令和 3 年度(2021 年度)の滞納繰越分の収入未済額は 4 億 7,200 万円となり、平成 21 年度(2009 年度)以降、毎年縮減を図ることができています。全体に占める税目ごとの割合を平成 29 年度(2017 年度)と比較してみると、固定資産税の割合は 13.9 ポイント減の 14.9%、都市計画税の割合は 2.8 ポイント減の 3.0%と、いずれも減少しています。一方で、個人市民税の割合は 15.5 ポイント増の 76.5%となっており、収入未済額の全体に占める個人市民税の割合は年々増加しています。これは、居所不明となり連絡が取れなくなってしまう方が多いこと、課税算出時と納税時における収入状況の変化が要因と考えられます。

このことから、今後個人市民税の収入未済額を縮減していくためには、納税者に対して、特別徴収の推進や納税管理人設定の徹底、退職時の一括徴収など、課税部門と一体となったきめ細かな取組を行っていく必要があります。



滞納繰越分の収入未済額内訳の推移(図13)

※データ編第 9 表(70 ページ)参照

(7) 税負担の公平性を確保していくための取組

○ 未納案件への早期対応と滞納処分を強化

税負担の公平性を確保することは、市民サービスの実現に必要な財源である税収を確保するためにも重要なことです。

市では、以下のような取組を重ねることで、税負担の公平性の確保に努め、令和 3 年度(2021 年度)収入率は過去最高(99.1%)を更新しています。

ア 令和 3 年度(2021 年度)の主な取組

(ア) 現年課税分未納に対する早期対応

a 自主納付の促進

- ・ 口座振替登録の促進
- ・ 封筒表面へ確認をお願いする言葉を、複数カ国語で表記
- ・ 封筒裏面に Web 口座振替受付サービスの案内と QR コードを標記
- ・ 市民の利便性向上を図るため、au PAY、d 払い、J-Coin Pay、3 種の電子マネー追加

b 早期解消を目指した滞納対策

- ・ 現年課税未納者への文書催告回数を強化
- ・ 視覚効果を高める色つきの封筒を利用した催告書の発付
- ・ 財産調査の早期実施
- ・ 電話による納税勧奨の早期実施

(イ) 滞納処分の強化と体制整備

- ・ 金額別担当班の編成
- ・ 戦略担当の設置
- ・ 他市との人事交流による職場の活性化
- ・ 差押に協力しない第三債務者への取立訴訟の実施
- ・ 不動産公売の実施
- ・ 長期滞納者への搜索実施
- ・ 財産判明からの速やかな差押の実施

(ウ) 債権回収支援

- ・ 強制徴収公債権を有する所管へ協力し、債権回収の支援を実施

イ 滞納処分取組状況

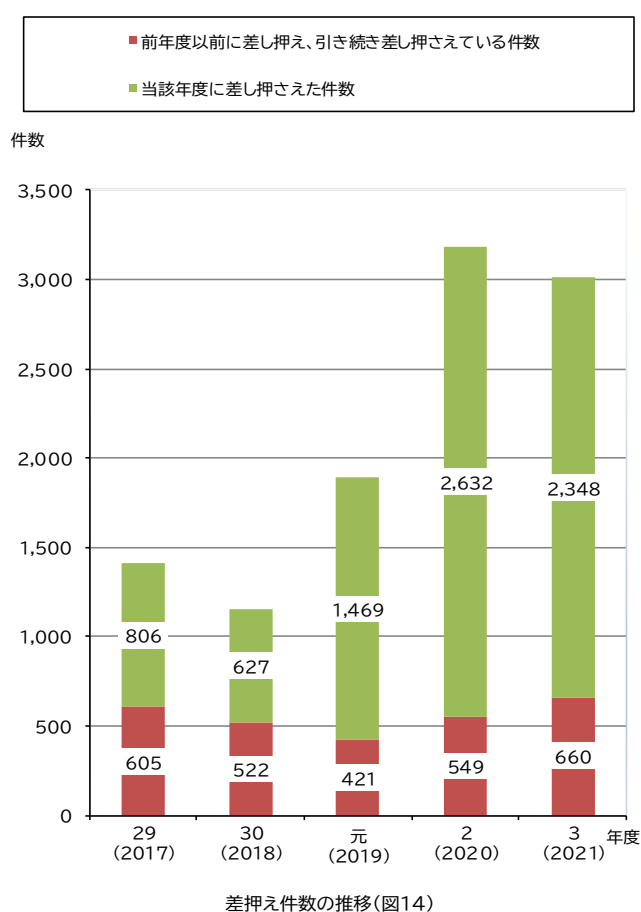
市は、税負担の公平性を確保するため、積極的に滞納処分に取り組んでいます。

滞納処分は、催告に応じない滞納者や約束を履行しない滞納者に対して行っているもので、所有する財産(不動産、預貯金、給与など)を差し押さえ、税収に結び付けています。

令和3年(2021年)1月から開始した預貯金電子照会の活用により、財産調査に要する時間を短縮し、調査件数を増やしたことで、収入につながる効果的な差し押えを行いました。

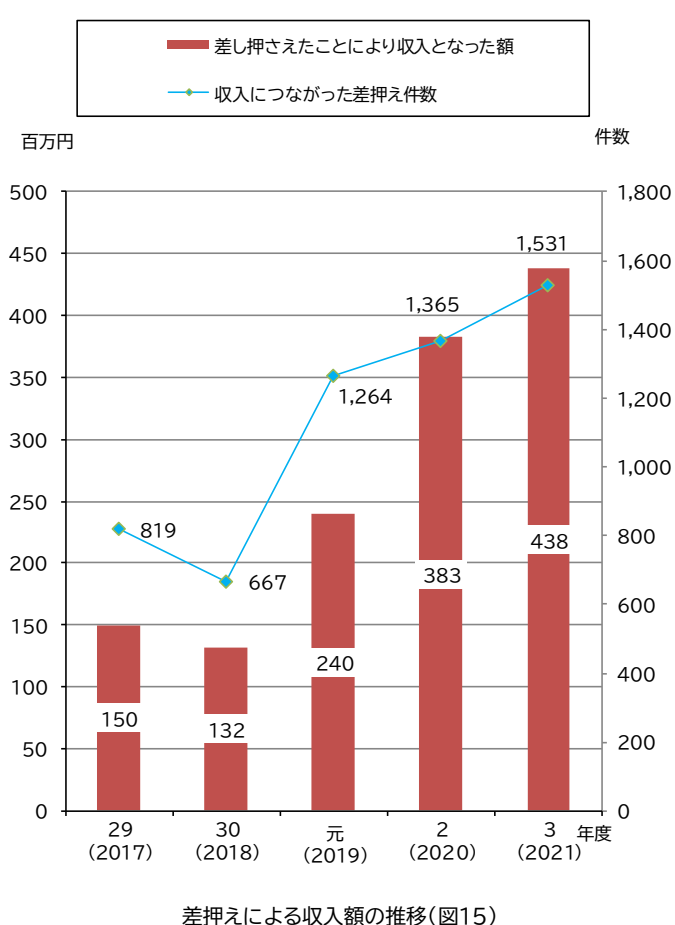
図14のとおり、令和2年度(2020年度)と比較して、差し押えの件数は減少していますが、図15のとおり、収入につながった差し押えの件数、差し押さえたことにより収入となった額は増加しました。

また、令和3年度(2021年度)は、不動産公売も実施し、長期滞納案件の解消にも努めました。



差押え件数の推移(図14)

※データ編第7表(69ページ)参照



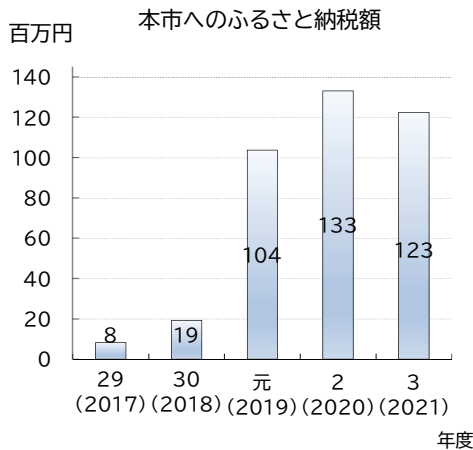
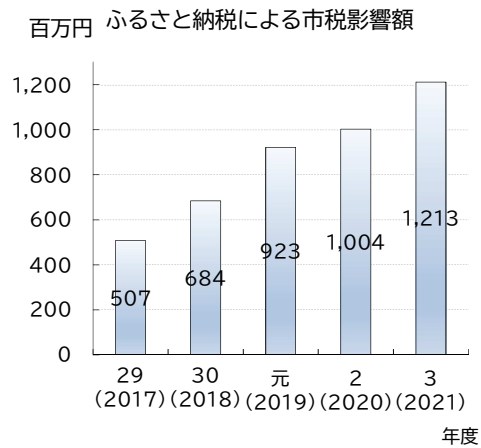
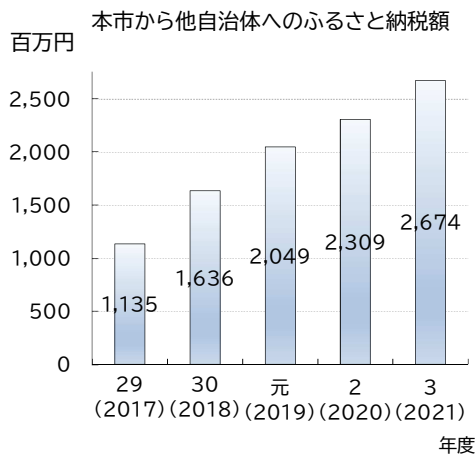
差押えによる収入額の推移(図15)

※データ編第8表(69ページ)参照

ふるさと納税による市税への影響

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附金額の一部を所得税と住民税から控除することができるものです。

令和3年度(2021年度)は、本市から他の自治体へのふるさと納税額が合計で26億7,400万円あり、このうち本市の個人市民税の影響額は概算で12億1,300万円となります。これに対して、令和3年度(2021年度)に本市へ寄せられたふるさと納税額^注は1億2,300万円となりました。



区 分	単位:千円					推移
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	
他自治体への ふるさと納税額	1,134,725	1,636,461	2,049,305	2,308,584	2,674,003	
ふるさと納税による 市税影響額	506,783	683,646	922,610	1,004,057	1,212,942	
本市への ふるさと納税額	8,320	19,233	103,817	133,285	122,607	

注 八王子市民による寄附を含む

3 市税のあらまし

(1) 個人市民税

- 均等割は横ばい、所得割は新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少
- 納税義務者、一人あたりの負担額は、やや減少したものの、横ばい

1人あたりの個人市民税額の推移(表 4)

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
調定額(千円)	36,051,791	36,578,196	36,749,465	37,011,394	36,366,991	
人口(人)	563,228	563,178	562,460	562,480	561,828	
納税義務者(人)	278,134	281,990	285,767	288,728	288,071	
市民1人あたり(千円)	64	65	65	66	65	
納税義務者 1人あたり(千円)	130	130	129	128	126	

※データ編第 14 表(71 ページ)参照

個人住民税とは「個人市民税」と「個人都民税」を合わせたものをいいます。個人都民税は個人市民税と合わせて市が課税・徴収しています。

市民税には、個人に対する「個人市民税」と、会社などの法人に対する「法人市民税」があります。

個人市民税課税額を人口で除した市民1人あたりの個人市民税額と、納税義務者数で除した納税義務者1人あたりの個人市民税額の推移は、表 4 のとおりです。

個人市民税は、定額で課税する均等割と、所得金額に対して課税する所得割からなります。

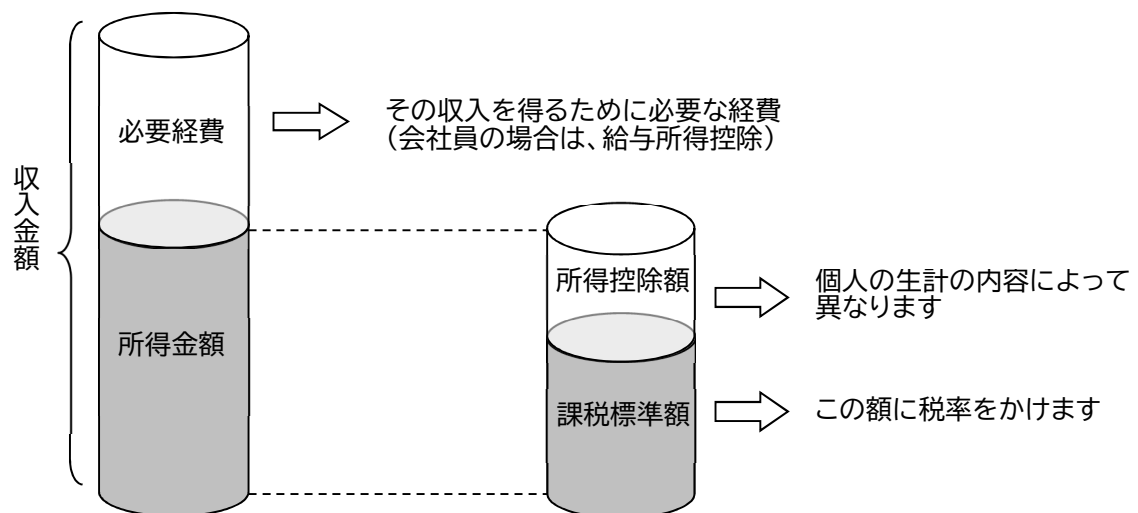
1 月 1 日現在市内に住所があり、前年中に所得^{注 1}のある人に対し、法律や市の条例に基づいて課税します。また、その年の 1 月 1 日現在市内に住所がない人でも、市内に事務所・事業所・家屋敷^{注 2}を所有している場合には、均等割を課税します。

注 1 所得は次の 10 種類に分類されます。①利子所得(預貯金などの利子)、②配当所得(株式や出資に対する配当)、③不動産所得(地代や家賃など)、④事業所得(事業活動から生じる所得)、⑤給与所得(会社員の給料など)、⑥退職所得(退職手当、一時恩給など)、⑦山林所得(山林の伐採・売却から生じる所得)、⑧譲渡所得(資産を売ったことから生じる所得)、⑨一時所得(賞金、懸賞当選金、遺失物拾得報労金など)、⑩雑所得(公的年金、他の所得にあてはまらない所得)

注 2 事務所・事業所とは事業の必要性から設けられた施設・設備であって、そこで継続して事業が営まれる場所をいいます。家屋敷とは自己または家族の居住のために住所地以外の市町村に設けられた独立性のある住宅をいい、居住できる状態であればよく、実際に居住していることを要しません。

所得金額は図 16 にあるように、収入金額から必要経費を差し引いて求めます。例えば、商品を販売して利益を得た場合の所得は、商品の販売額から商品の売上原価と商品の販売に必要な費用との合計額を差し引いたものです。この場合の商品の販売額を収入金額といい、商品の売上原価や販売等に必要な費用を必要経費といいます。

所得金額から所得控除額を差し引いたものが課税標準額です。課税標準額は税率をかける前の金額です。社会保険料の支払額がいくらか、控除対象配偶者や扶養親族がいるかどうか、生命保険や地震保険の保険料の支出があるかどうかなど、納税義務者個々の事情を考慮して、実情に合った課税をするために、所得金額から所得控除額を差し引きます。



(図 16)

ア 税率

個人市民税の均等割の税率は 3,500 円^{注 1}です。個人市民税の所得割の税率は、平成 18 年度(2006 年度)まで課税標準額に応じて 3%、8%、10%の 3 段階になっていましたが、三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴い、平成 19 年度(2007 年度)からは 6%^{注 2}となっています。

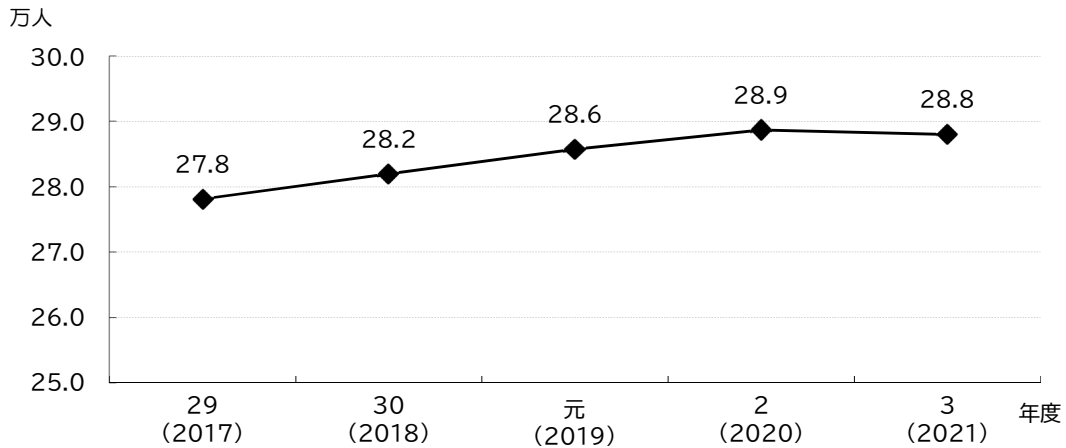
個人都民税も、個人市民税と同様に均等割と所得割があり、均等割の税率は 1,500 円^{注 1}です。所得割の税率は、平成 18 年度(2006 年度)まで課税標準額に応じて 2%、3%の 2 段階でしたが、個人市民税と同様に税源移譲に伴い、平成 19 年度(2007 年度)からは課税標準額にかかわらず 4%^{注 2}となっています。

注 1 東日本大震災からの復興に関連し、地方公共団体が実施する防災・減災のための施策に必要な財源を確保するため、平成 26 年度(2014 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの 10 年間の臨時的な措置として、税額をそれぞれ 500 円引き上げています。

注 2 総所得金額に対する税率です。分離課税に係る所得金額に対する税率は、所得の種類などにより異なります。

イ 納税義務者数と課税額

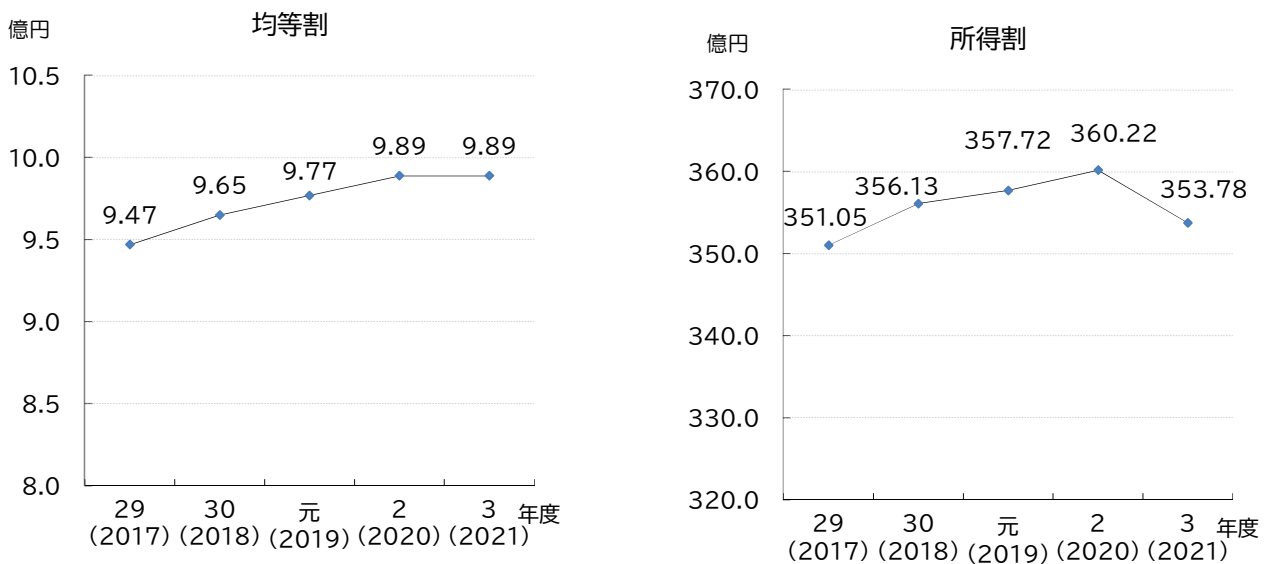
個人市民税の納税義務者数の推移は図 17 のとおりです。



個人市民税の納税義務者数の推移 (図 17)

※データ編第 12 表(70 ページ)参照

個人市民税額は、景気や税制改正の影響などにより増減します。個人市民税課税額の推移は、図 18 のとおりです。



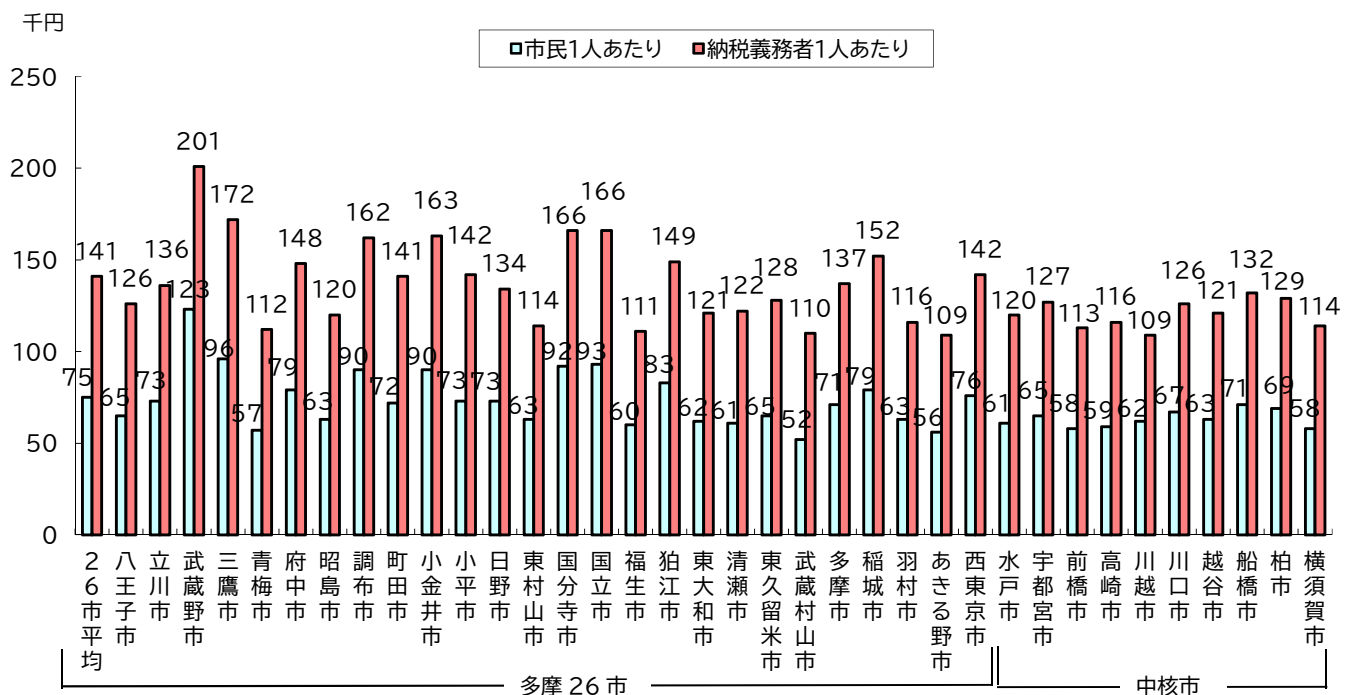
個人市民税課税額の推移 (図 18)

※データ編第 13 表(71 ページ)参照

平成 26 年度(2014 年度)以降、納税義務者数の増加や給与総額等の増加により令和 2 年度(2020 年度)まで、均等割、所得割ともに増加傾向にあります。令和 3 年度(2021 年度)は、均等割が前年度比と横ばいの 9 億 8,900 万円であるものの、所得割は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前年度比 6 億 4,400 万円減の 353 億 7,800 万円となりました。

ウ 市民1人あたりの個人市民税額の他市との比較

本市の1人あたりの個人市民税額が他市と比べてどのような位置にあるのか、多摩26市及び中核市で比較してみました。多摩26市及び中核市の1人あたりの個人市民税額は図19のとおりです。



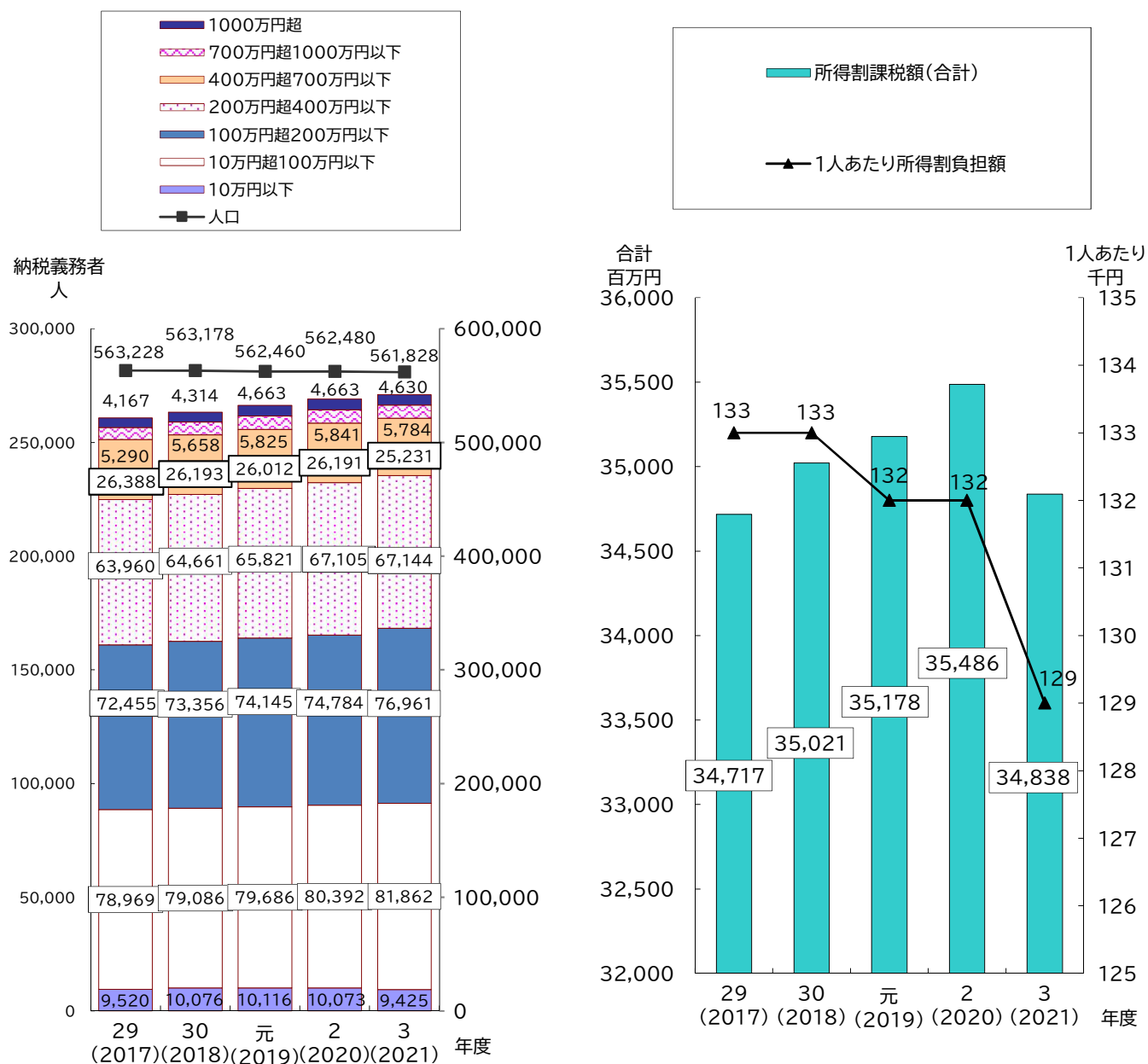
多摩26市と中核市の1人あたりの個人市民税額(令和3年度(2021年度))(図19)

※ データ編第17表(72ページ)参照

工 所得階層別の納税義務者数と所得割課税額

平成 29 年(2017 年)から令和 3 年(2021 年)までの各年 1 月 1 日の人口と各年度の所得割の所得(個人市民税の課税標準額)階層別納税義務者数の推移^注は、図 20 のとおり、各年度の所得割課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は、図 21 のとおりです。

図 21 の所得割額は、現年度分の額になります。個人市民税の課税には、現年度分と過年度分があります。現年度分は前年中の所得額をもとに課税をするもので、過年度分は前々年以前の所得額が修正されたことなどにより修正課税をするものです。



人口と所得割の所得階層別
納税義務者数の推移(図20)

所得割の課税額と納税義務者
1人あたりの負担額の推移(図21)

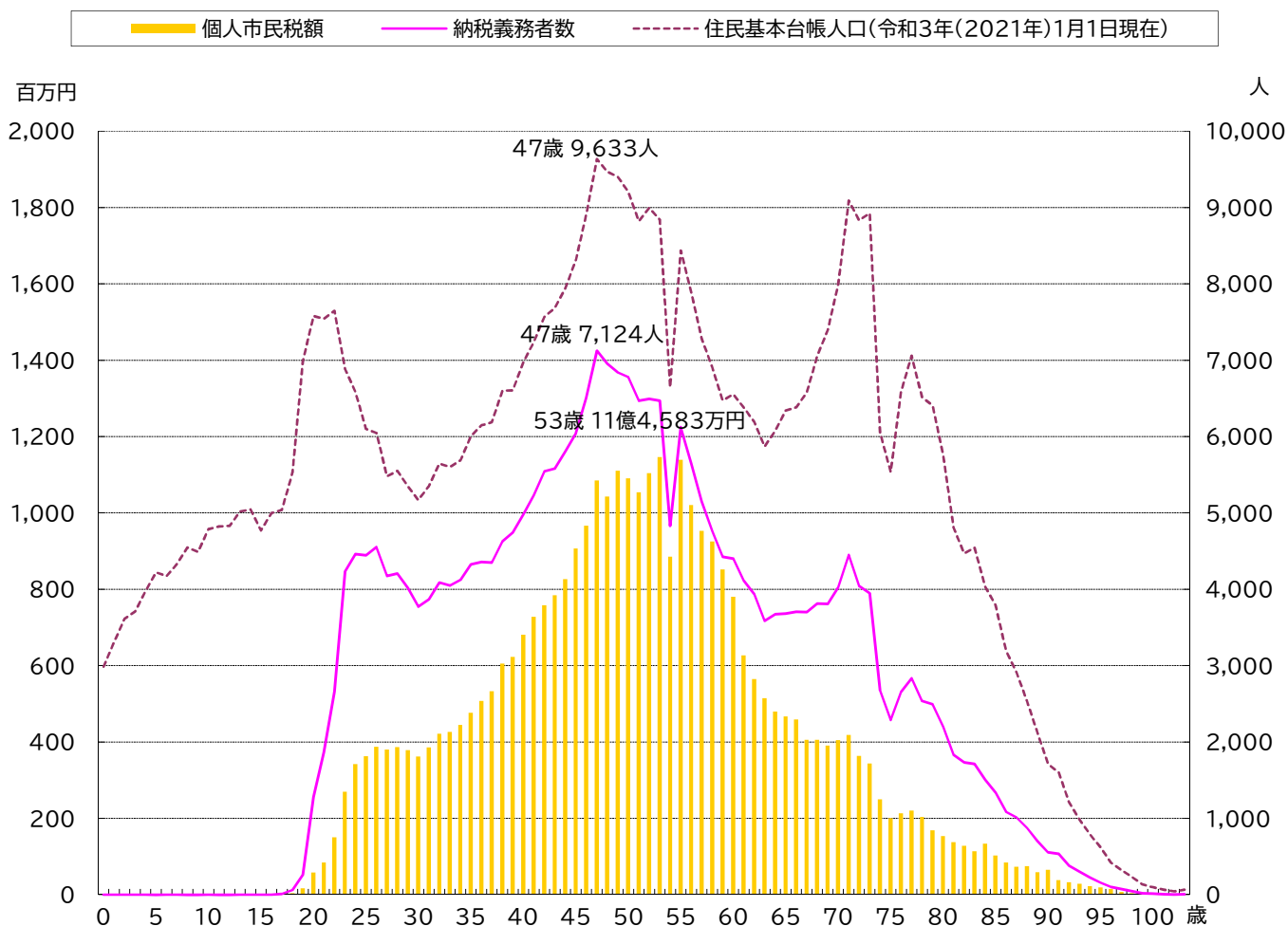
※ データ編第 15 表(71 ページ)参照

※ データ編第 16 表(71 ページ)参照

注 個人市民税の特別徴収(給与からの差引による徴収)は、一年度分を 6 月から翌年 5 月までの期間の各月で徴収するため、4 月・5 月分は翌年度の収入となり、令和 3 年度(2021 年度)の個人市民税額には、給与から徴収した個人市民税の令和 2 年度(2020 年度)分の一部(4 月・5 月)が含まれています。このため図 20 の納税義務者数と 19 ページ図 17 の納税義務者数、図 21 の所得割課税額と 19 ページ図 18 の所得割額とは一致しません。

オ 年齢別の納税義務者数と課税額

年齢別に納税義務者数や個人市民税課税額を比較すると、各年齢の負担の大小がわかります。年齢別の人口、納税義務者数および現年度分個人市民税課税額は、図 22 のとおりです。



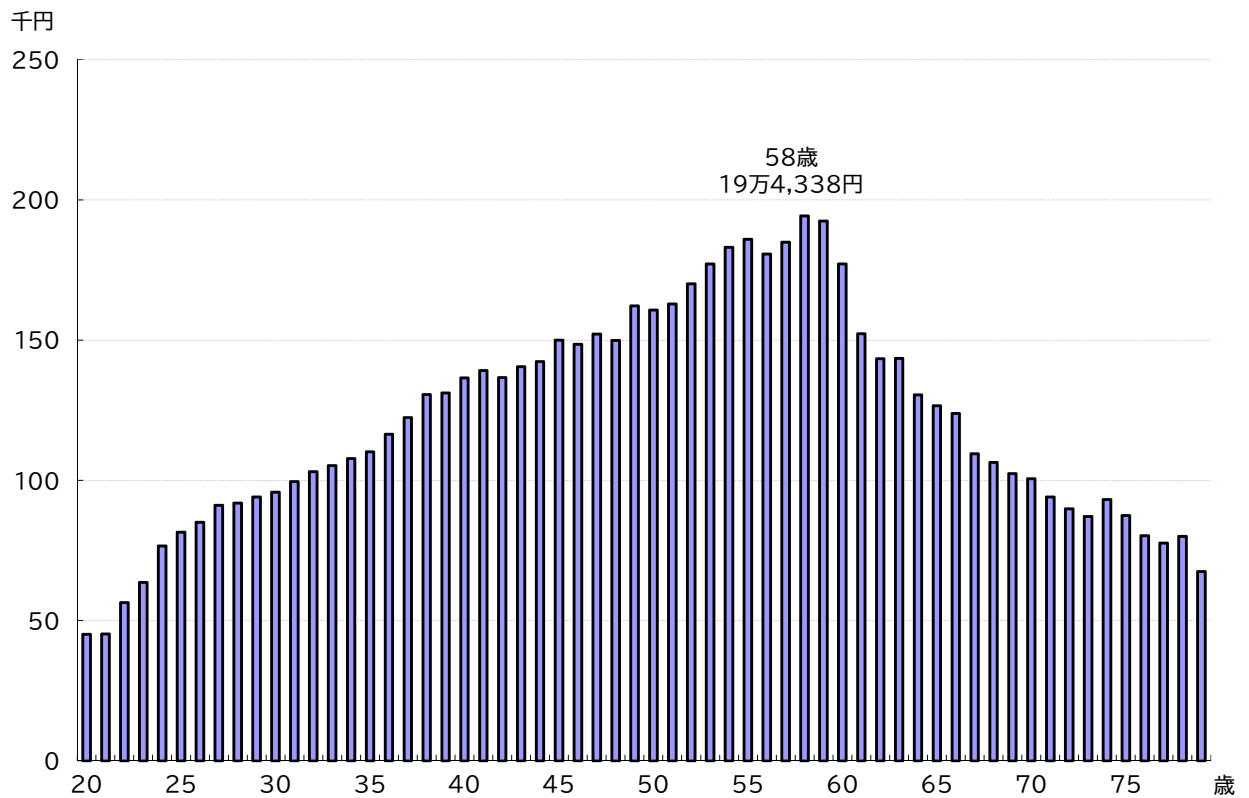
年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額(令和3年度(2021年度))(図22)

※ データ編第 18 表-2(75・76 ページ)参照

人口が特に多いのは、40 歳代後半を中心とした団塊ジュニアの世代や、71 歳から 73 歳までの団塊の世代です。また、19 歳から 22 歳までの人口が多いのは、大学に在学する学生が多く住んでいるためで、これは本市の特徴です。

納税義務者数のグラフは 20 歳から 25 歳までに急激な増加があって、その後は人口と同様の曲線を描きます。納税義務者数が多い順に各年齢を見ると、47 歳(7,124 人)、48 歳(6,955 人)、49 歳(6,841 人)となります。個人市民税額が多い順に見ると、53 歳(11 億 4,583 万円)、55 歳(11 億 3,852 万円)、49 歳(11 億 1,008 万円)となります。

年齢別の1人あたりの個人市民税課税額は、図23のとおりです。納税義務者数が少ない19歳以下と80歳以上を除いて個人市民税課税額が多い順に各年齢を見ると、58歳(19万4,338円)、59歳(19万2,425円)、55歳(18万5,912円)となり、50歳代の課税額が多いことがわかります。



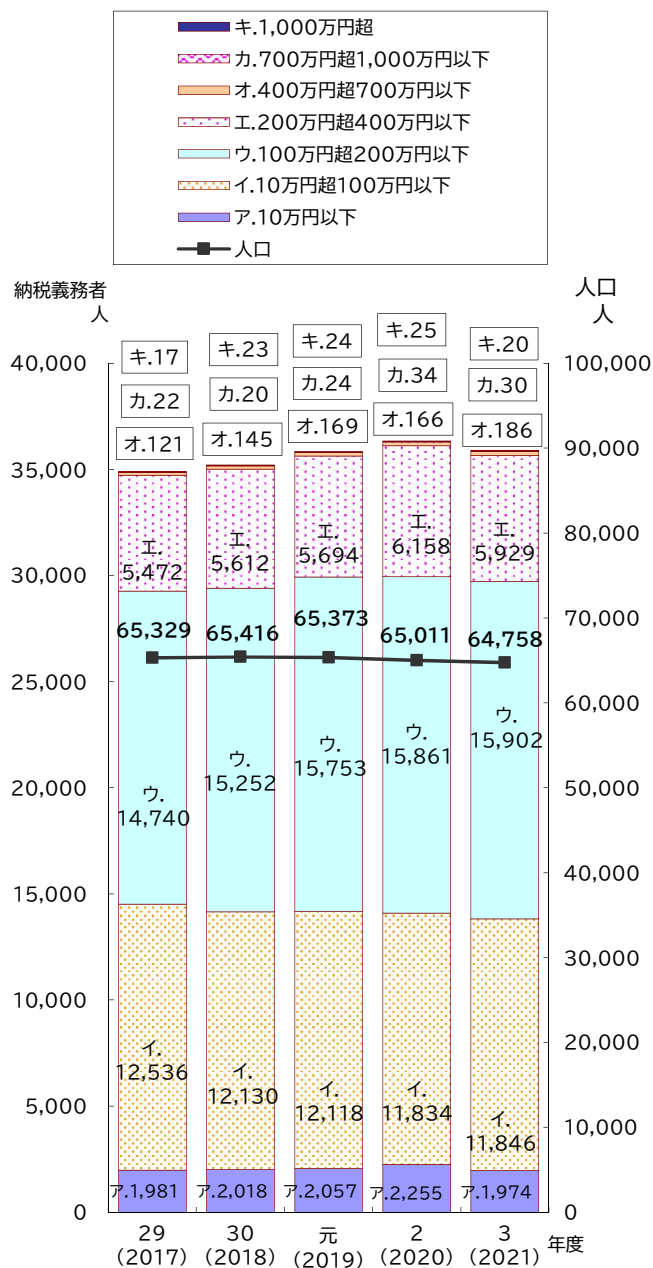
年齢別1人あたりの個人市民税課税額(令和3年度(2021年度)) (図23)

※ データ編第18表-2(75・76ページ)参照

次に、20歳代から70歳代まで10歳代刻みで納税義務者数や税額の推移を見ることにします。

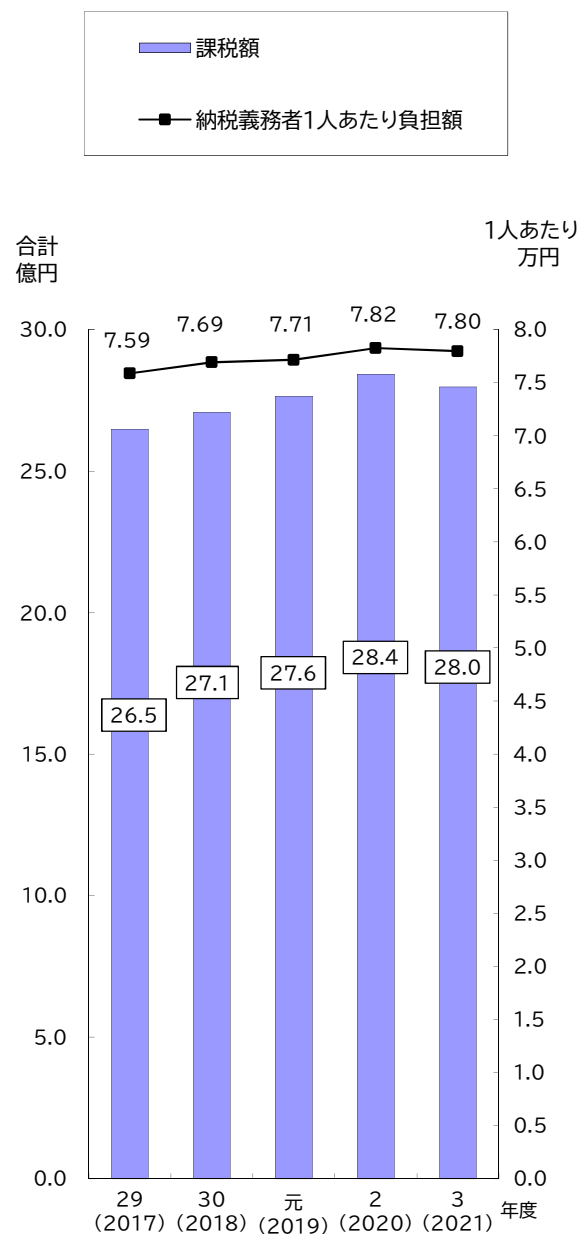
(ア) 20 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

平成 29 年(2017 年)から令和 3 年(2021 年)までの各年 1 月 1 日の 20 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 24 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 25 のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移
(20歳代) (図24)

※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

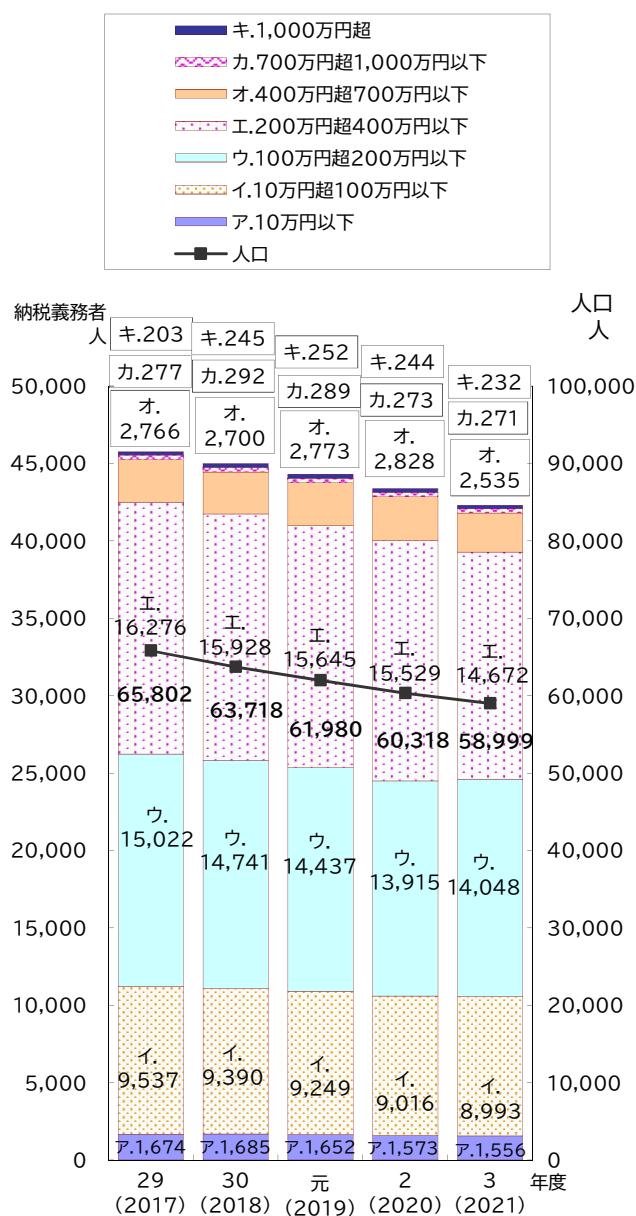


個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移
(20歳代) (図25)

※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

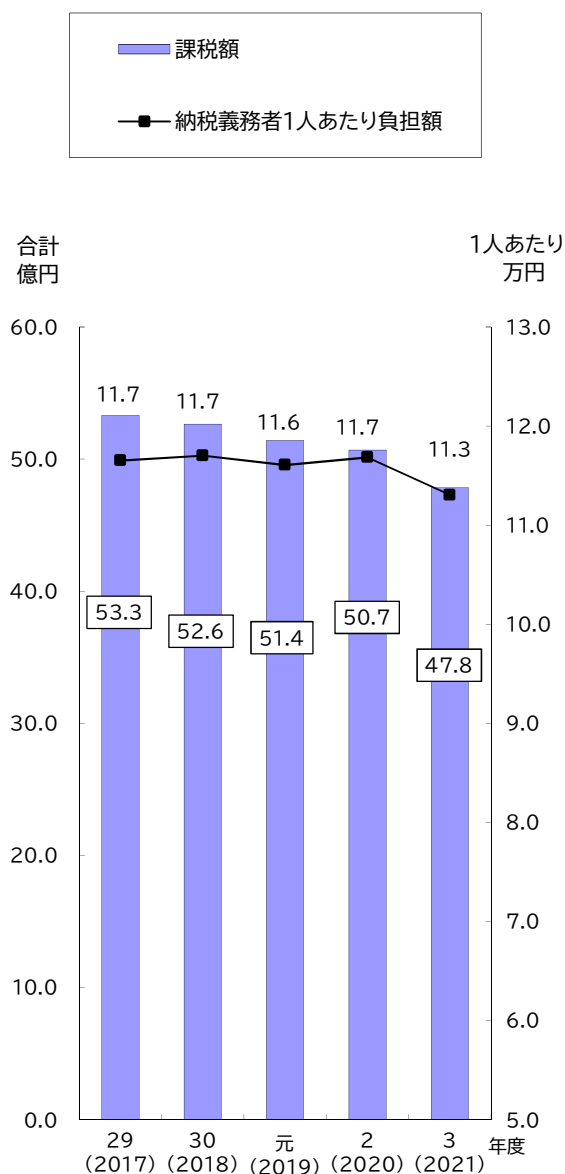
(イ) 30歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

平成29年(2017年)から令和3年(2021年)までの各年1月1日の30歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図26のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移は図27のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移
(30歳代) (図26)

※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

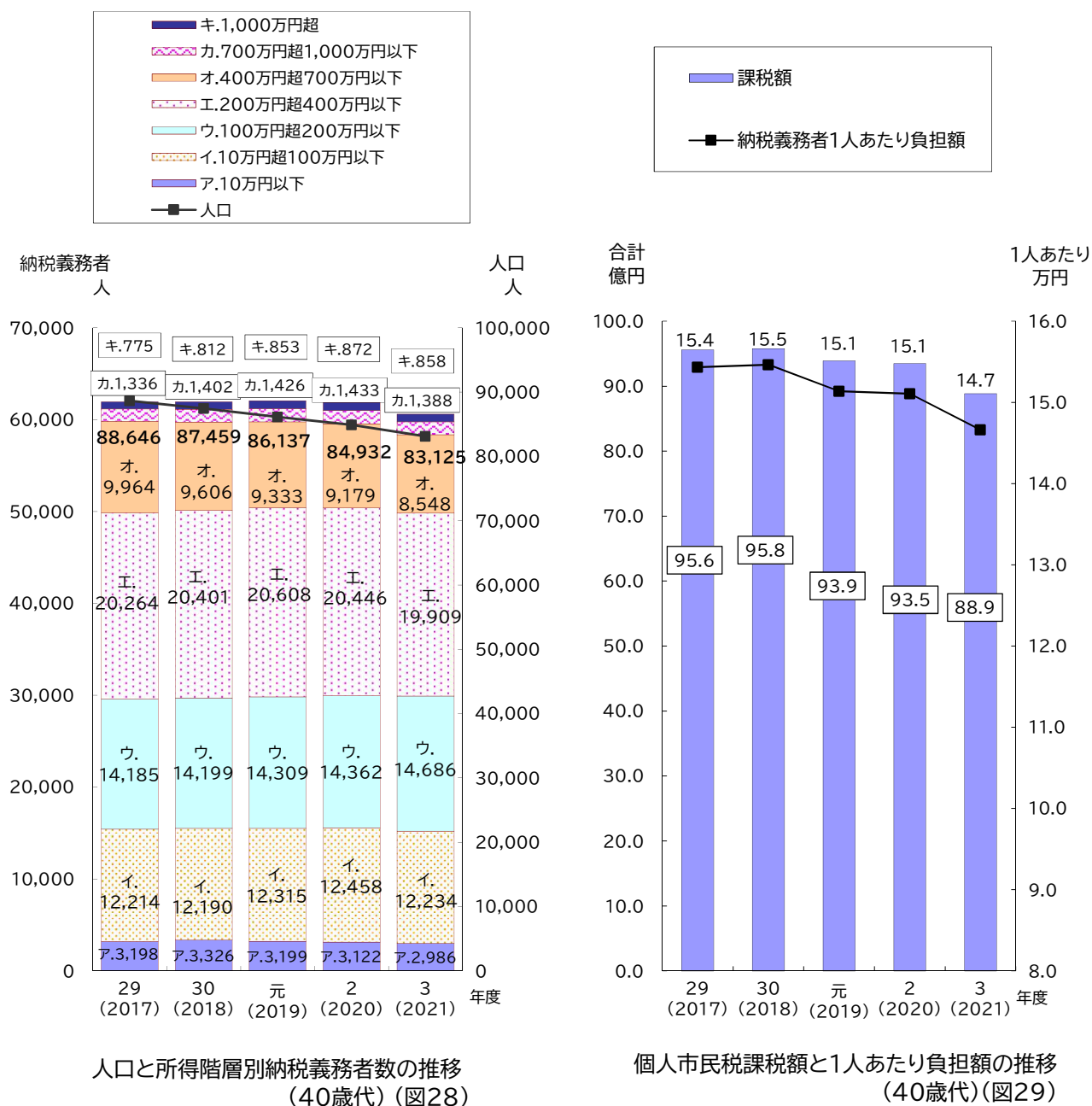


個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移
(30歳代) (図27)

※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

(ウ) 40 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

平成 29 年(2017 年)から令和 3 年(2021 年)までの各年 1 月 1 日の 40 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 28 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 29 のとおりです。

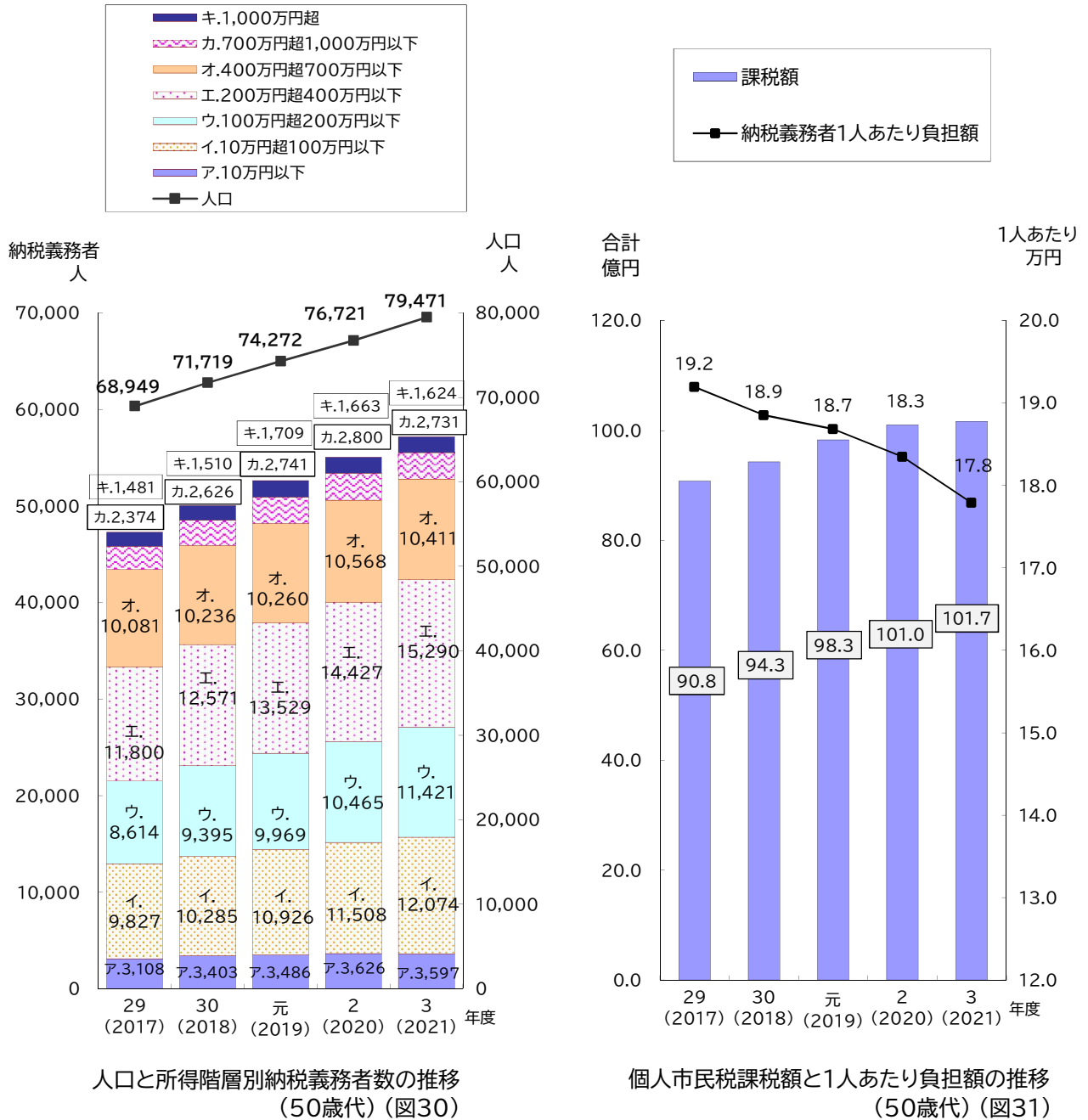


※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

(工) 50 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

平成 29 年(2017 年)から令和 3 年(2021 年)までの各年 1 月 1 日の 50 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 30 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 31 のとおりです。

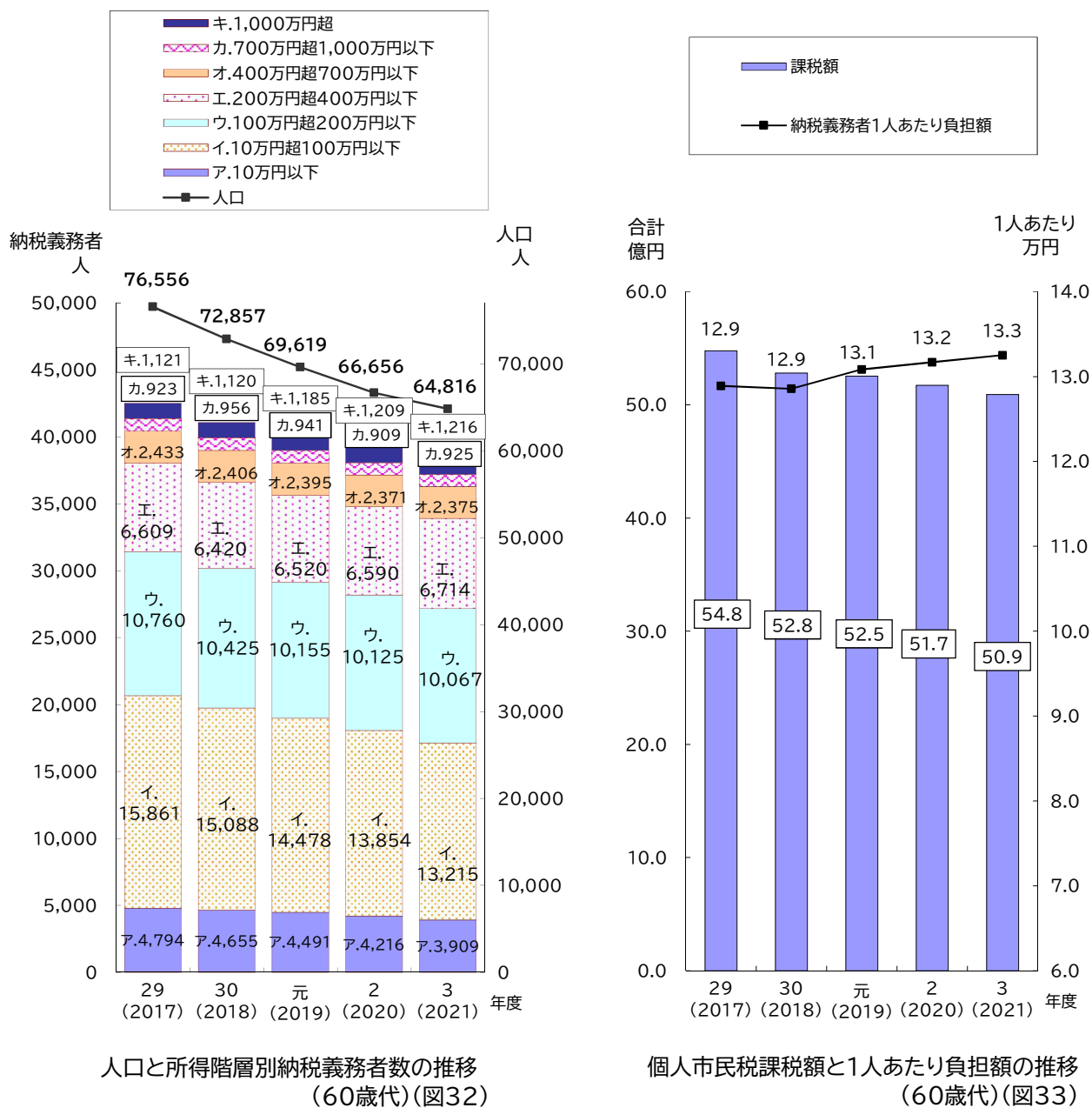


※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

(オ) 60 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

平成 29 年(2017 年)から令和 3 年(2021 年)までの各年 1 月 1 日の 60 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 32 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 33 のとおりです。

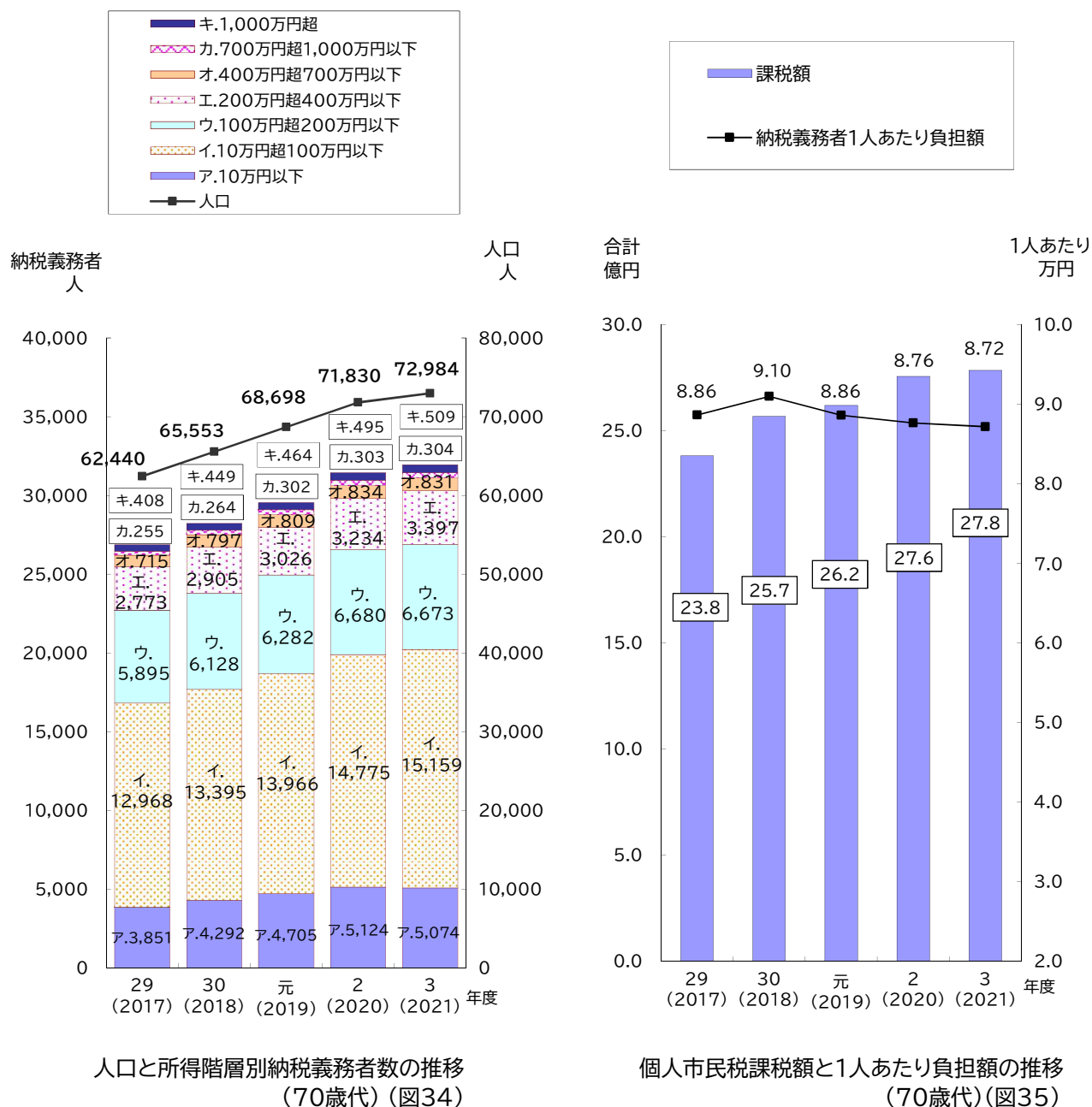


※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

(カ) 70 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

平成 29 年(2017 年)から令和 3 年(2021 年)までの各年 1 月 1 日の 70 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 34 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 35 のとおりです。

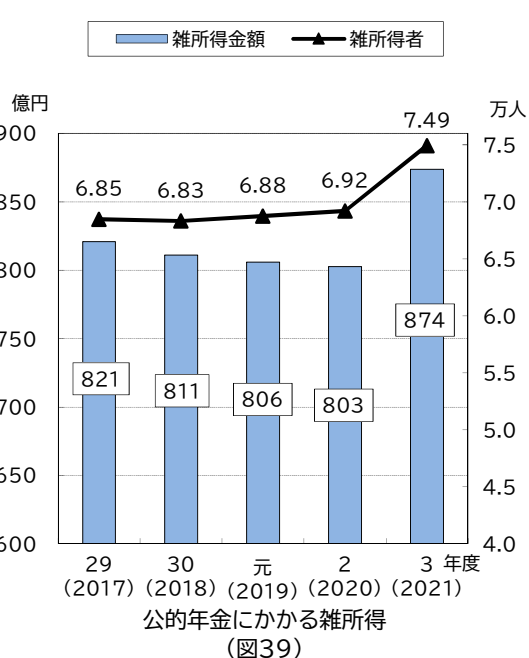
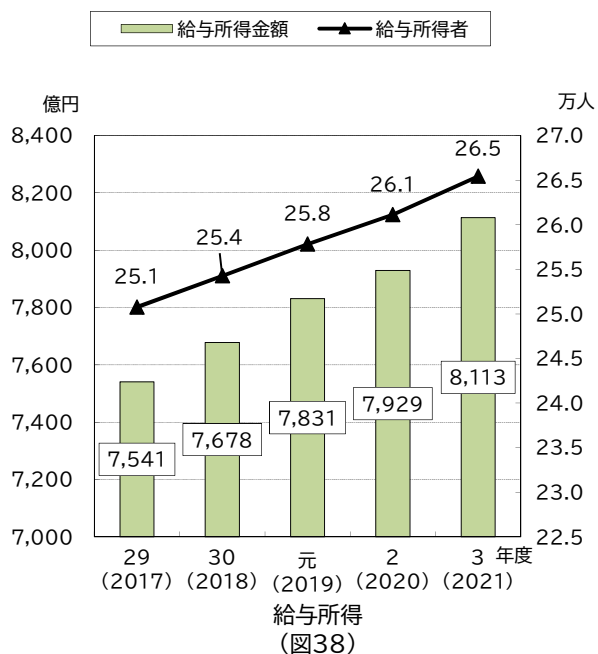
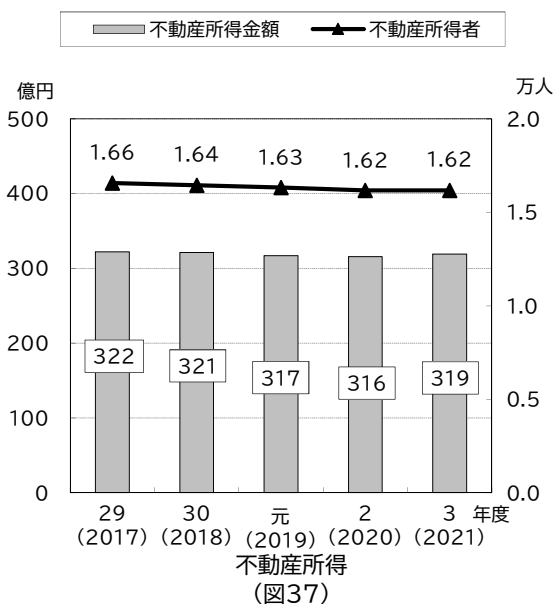
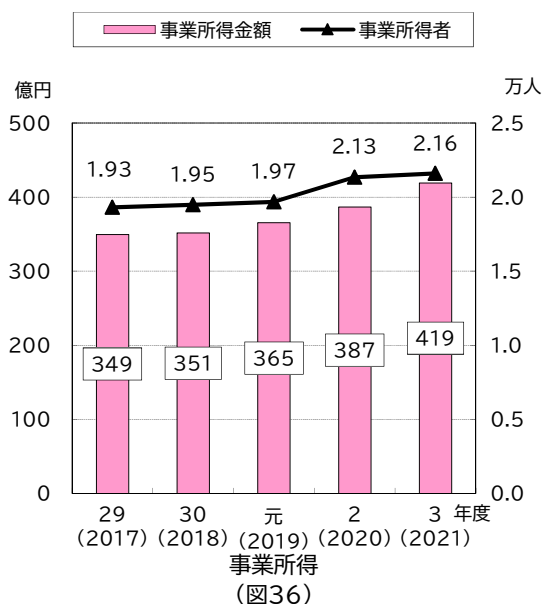


※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

※ データ編第19～23表
(79・80 ページ)参照

カ 所得金額

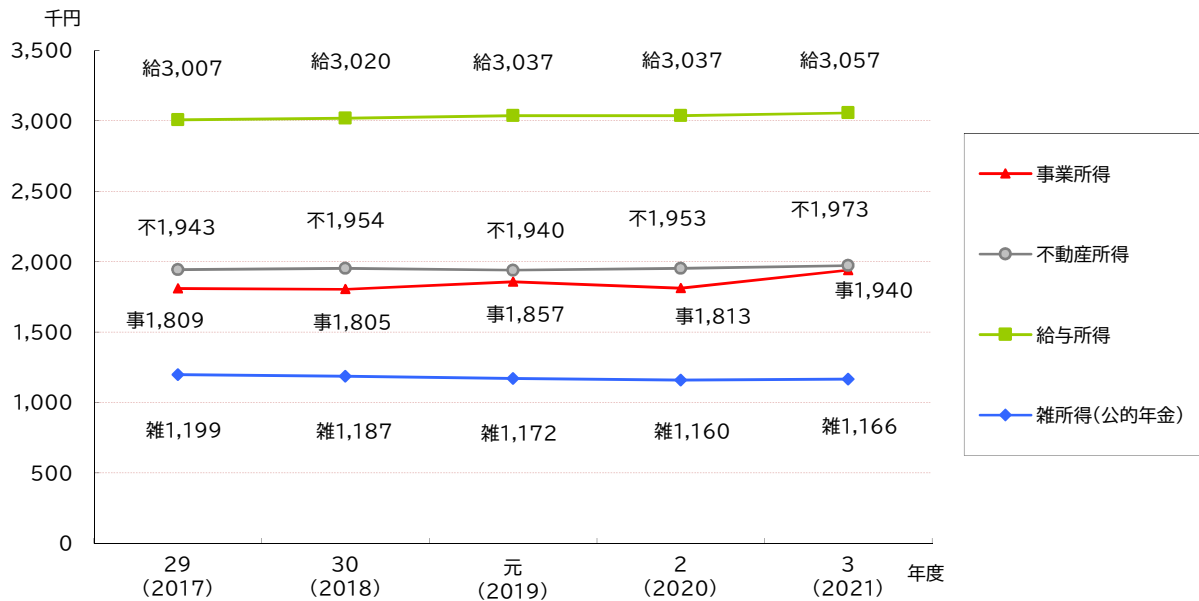
所得は全部で 10 種類あり、所得の種類ごとに収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を求めます。所得金額の多い事業所得、不動産所得、給与所得^{注1}、公的年金^{注2}にかかる雑所得の 4 つについての所得金額と所得者数の推移は、図 36 から図 39 までのとおりです。



※ データ編第 24 表(81 ページ)参照

注1、注 2 給与所得、公的年金所得は、令和 3 年度税制改正により、所得控除額が改正され、令和 2 年度(2020 年度)以前よりも所得金額が高く算出されるようになっています。よって、令和 3 年度(2021 年度)は令和 2 年度(2020 年度)に比べ、所得金額が大きく上昇していますが、31 ページ図 41・42 のとおり税制改正の影響を受けない収入金額については、給与収入が減少、年金収入は横ばいとなっています。

それぞれの所得者 1 人あたりの所得金額の推移は図 40 のとおりです。

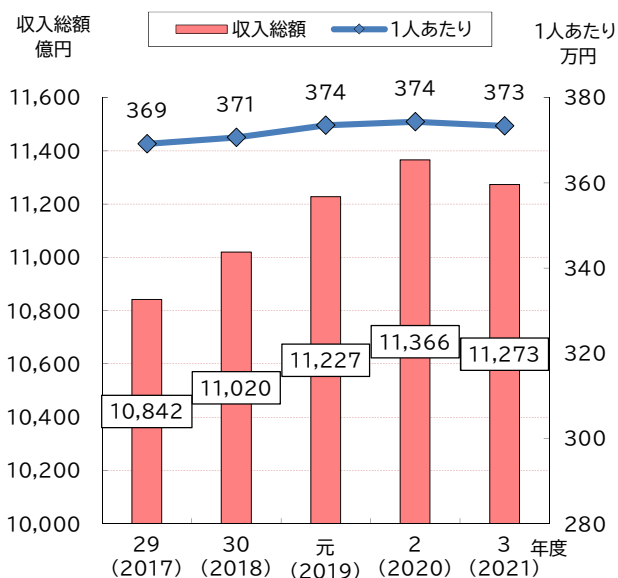


所得別の1人あたり所得金額の推移 (図40)

※ データ編第 24 表(81 ページ)参照

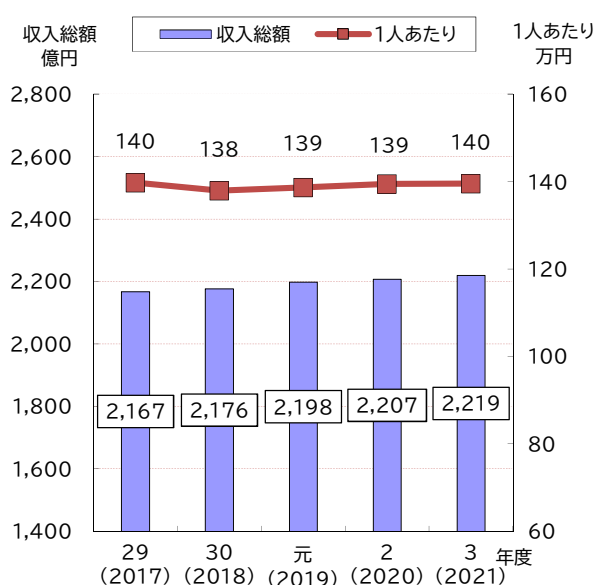
10 種類の所得のうち給与所得と公的年金にかかる雑所得については、給与所得控除または公的年金等控除を差し引く前の収入金額が明らかになっていますので、より現実に近い収入状況が分かります。

給与と年金の収入金額の総額と 1 人あたりの収入金額の推移は、図 41・図 42 のとおりです。



給与収入金額の推移 (図41)

※ データ編第 25 表(81 ページ)参照



公的年金収入金額の推移 (図42)

※ データ編第 25 表(81 ページ)参照

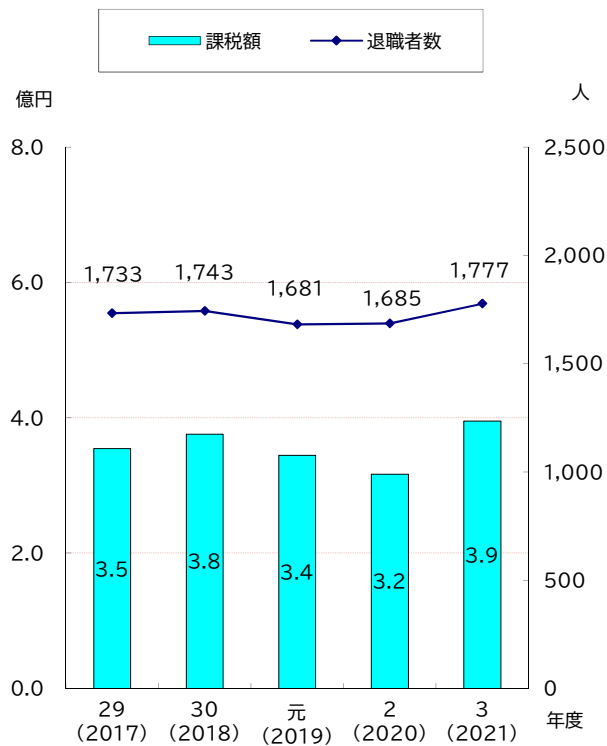
キ 退職所得と課税額

10 種類の所得のひとつに退職所得があります。退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいいます。退職手当を支払う人が、退職手当を支払う際に、給与所得と分けて退職所得に対する個人市民税の税額を算出し、支払額から税額を差し引いています。

退職所得を得た退職者数と退職所得にかかる個人市民税課税額の推移は、図 43 のとおりです。

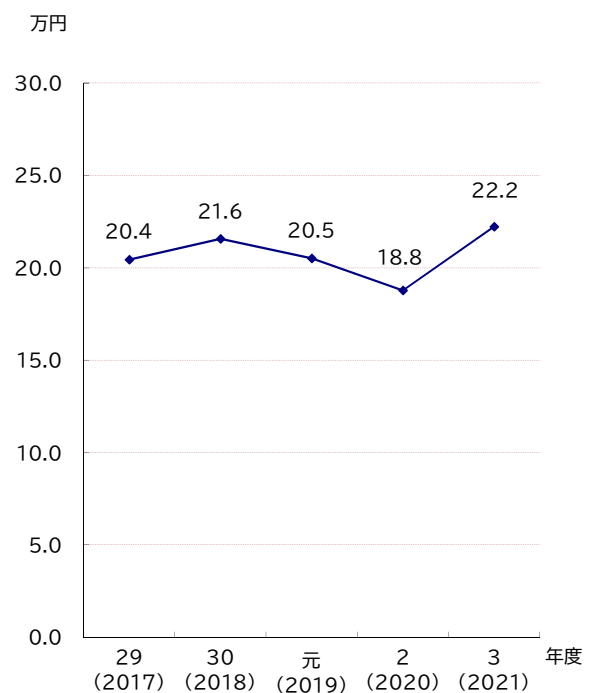
退職者数は、平成 29・30 年度(2017・2018 年度)の 2 年間増加しましたが、令和元年度(2019 年度)に減少し、令和 2・3 年度(2020・2021 年度)には、再び増加しました。

退職者 1 人あたりの退職所得にかかる個人市民税負担額の推移は図 44 のとおりです。



退職者数と退職所得にかかる
個人市民税課税額の推移 (図43)

※ データ編第 26 表(82 ページ)参照



退職者1人あたりの退職所得にかかる
個人市民税負担額 (図44)

※ データ編第 26 表(82 ページ)参照

(2) 法人市民税

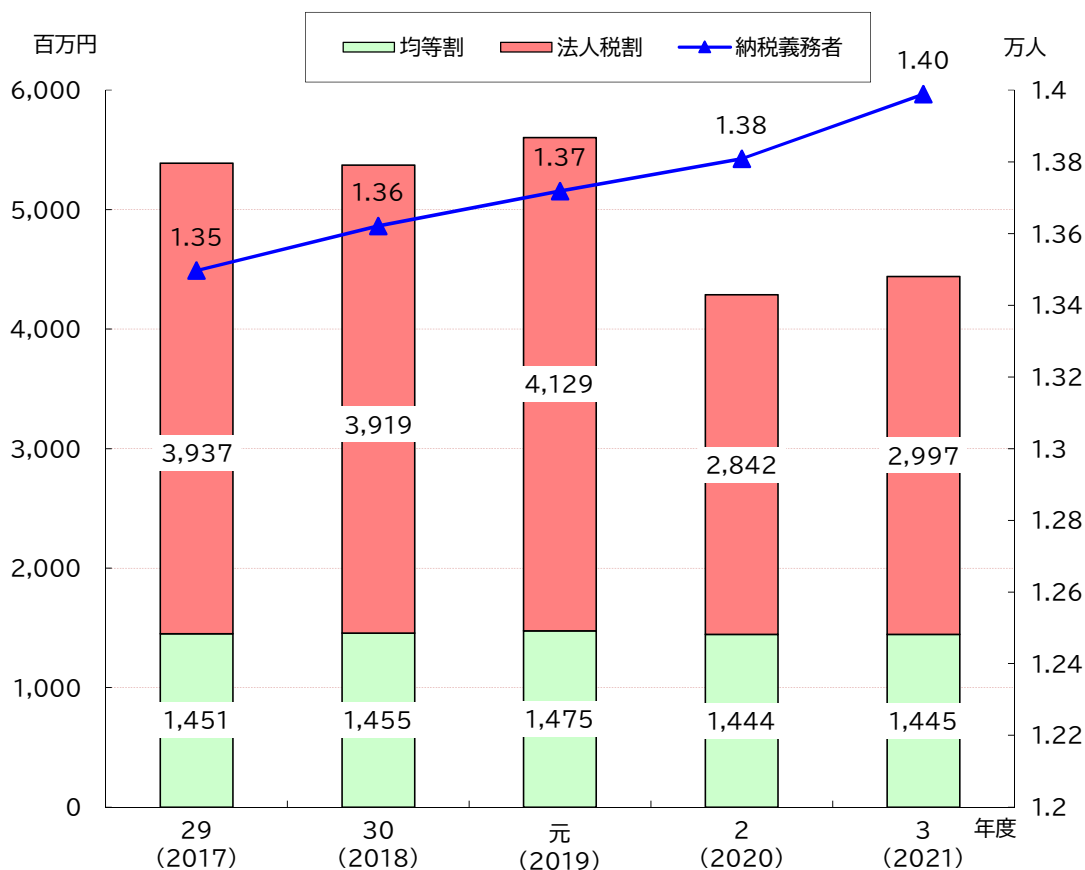
- 納税義務者数は毎年増加、課税額は令和2年度(2020年度)に税制改正や新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、増加に転じる
- 法人税割課税額では北部地域の製造業が全体の16.3%を占める

法人市民税の納税義務者と課税額の推移(表5)

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
納税義務者数(人)	13,497	13,621	13,719	13,809	13,989	
均等割額(千円)	1,450,877	1,455,210	1,474,556	1,444,460	1,444,880	
法人税割額(千円)	3,936,800	3,918,561	4,128,509	2,841,879	2,996,636	
課税額計(千円)	5,387,677	5,373,771	5,603,065	4,286,339	4,441,516	

※データ編第27表(82ページ)参照

法人市民税の納税義務者数と課税額の推移は、図45のとおりです。



法人市民税の納税義務者数と課税額の推移(図45)

※データ編第27表(82ページ)参照

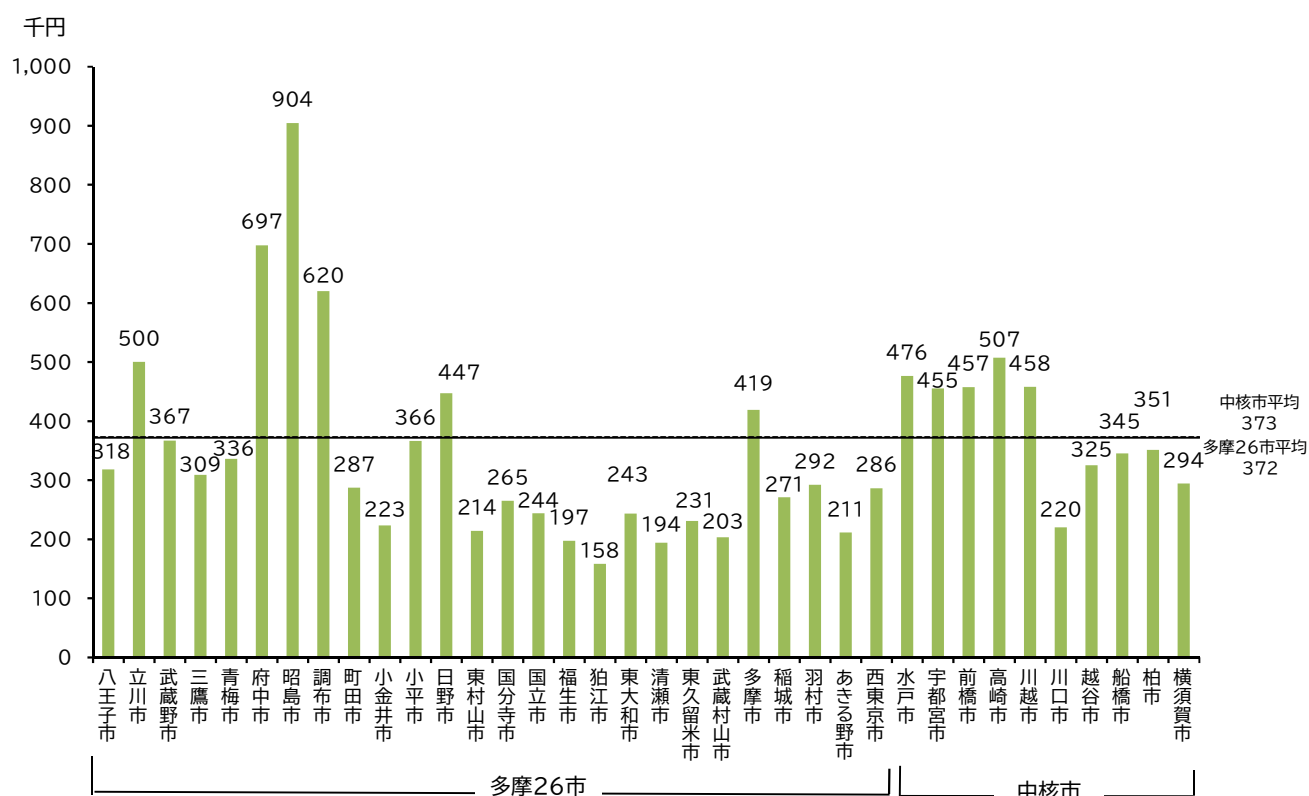
法人市民税は、市内に事務所または寮等を所有する法人および法人課税信託の引受けにより法人税を課される個人で、市内に事務所等を有するものに課税します。

法人市民税は、均等割と法人税割^{注1}で構成され、市内に事務所または事業所のある法人には均等割と法人税割を、市内に寮等のみがある法人には均等割を課税します。

法人税割は、令和2年度(2020 年度)は新型コロナウイルス感染症の影響で企業業績が悪化したことに加え税制改正があり、法人税割額は12億8,700 万円も減少しました。しかし、令和3年度(2021 年度)は北部地域の製造業を中心に業績が回復したことにより、1億 5,500 万円ほど増加しました。均等割は直接景気の影響は受けないものの、税率の高い法人が減少していることや事業所の移転等による月割課税が増えたことにより、納税義務者数は増加するのに対して、課税額は伸びていません。

ア 1 事業所あたりの法人市民税額の他市との比較^{注2}

本市の納税義務者数と1事業所あたりの法人市民税額が他市と比べてどのような位置にあるのか、多摩26市および中核市で比較してみました。多摩26市および中核市の1事業所あたりの法人市民税額は図46のとおりです。



多摩26市と中核市の1事業所あたりの法人市民税額(令和3年度(2021年度))(図46)

※データ編第29表(83ページ)参照

注1 均等割の税率は、資本金等の額、従業員数、その他の要件により、5万円から300万円までの間で9段階に分かれています。法人税割は、課税標準となる法人税額に税率を掛けて算定します。

注2 1事業所あたりの法人市民税については、不均一課税を考慮せず計算しています。

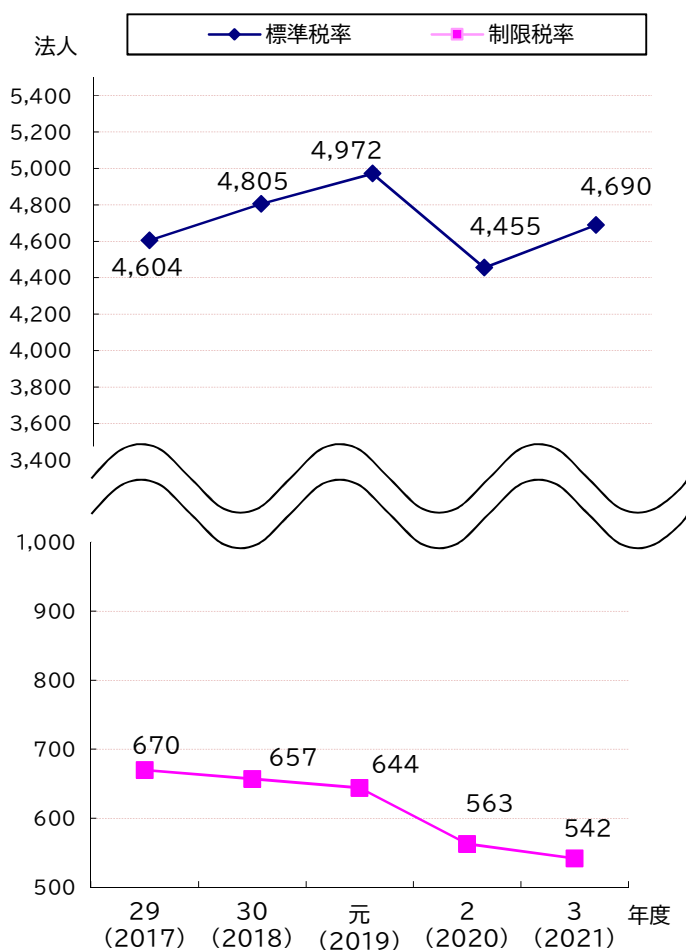
イ 適用税率別の法人数と法人税割課税額

法人税割は、資本金の額により適用する税率を決めています。その税率は、標準税率 6.0%と制限税率 8.4%の 2 段階です。6.0%の税率は、資本金の額が 1 億円以下の法人や資本金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)に適用し、8.4%の税率は、資本金の額が 1 億円を超える法人および相互会社に適用します。

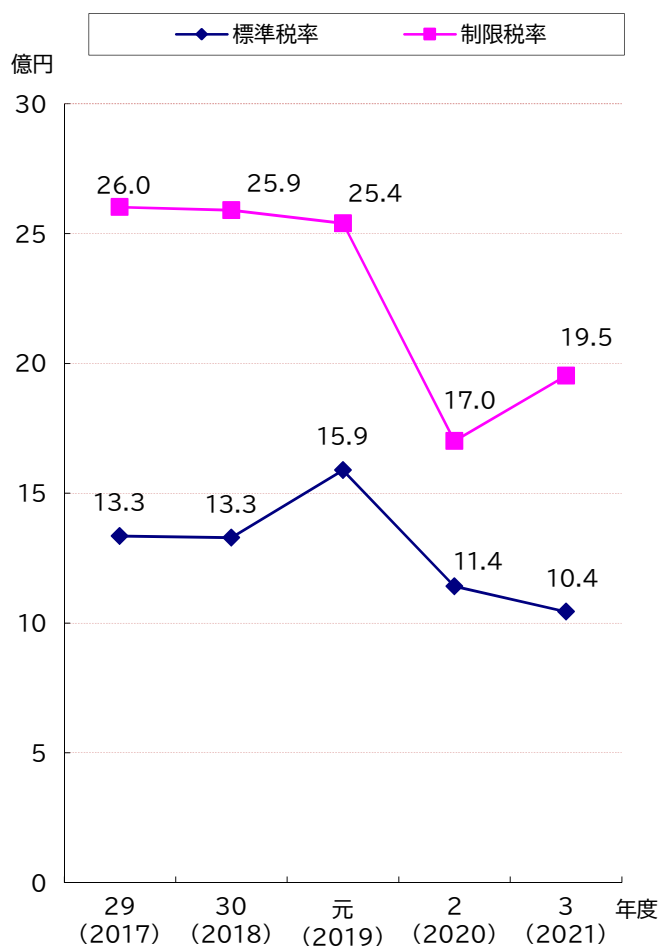
法人税割を納付した法人数と法人税割課税額の推移を適用税率別に見ると令和元年度(2019 年度)をピークに減少傾向にあります。

法人税割は、景気変動の影響を受けるほか、税制改正による影響を強く受けます。

減少傾向が続いていた法人税割は、令和元年度(2019 年度)に製造業などの業績回復により増加に転じ、令和 2 年度(2020 年度)は税制改正や新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退により大きく減少しています。しかし、令和 3 年度(2021 年度)には製造業などの大企業で業績が向上している傾向が伺えます。(図 47・図 48)



適用税率別法人数の推移(図47)



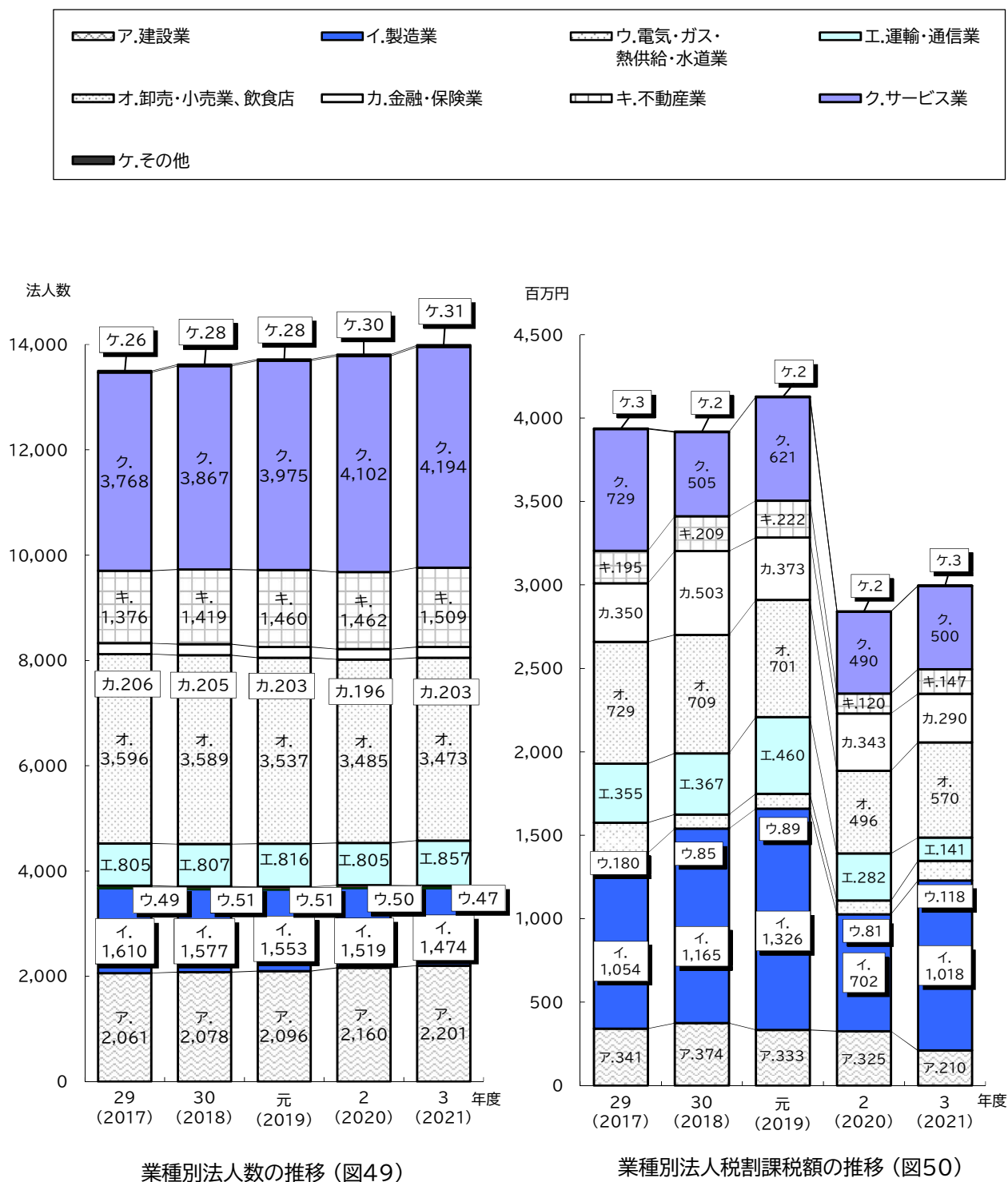
適用税率別法人税割課税額の推移(図48)

※データ編第 28 表(82 ページ)参照

ウ 業種別の法人数と法人税割課税額

業種別の法人数および法人税割額の推移を表にしてみました。

業種別法人数の推移は図 49 で、業種別法人税割課税額の推移は図 50 で示しています。法人数の推移では減少を続ける製造業ですが、法人税割額において占める割合は一番大きく、特に令和 3 年度(2021 年度)では全体の 34%を占めています。



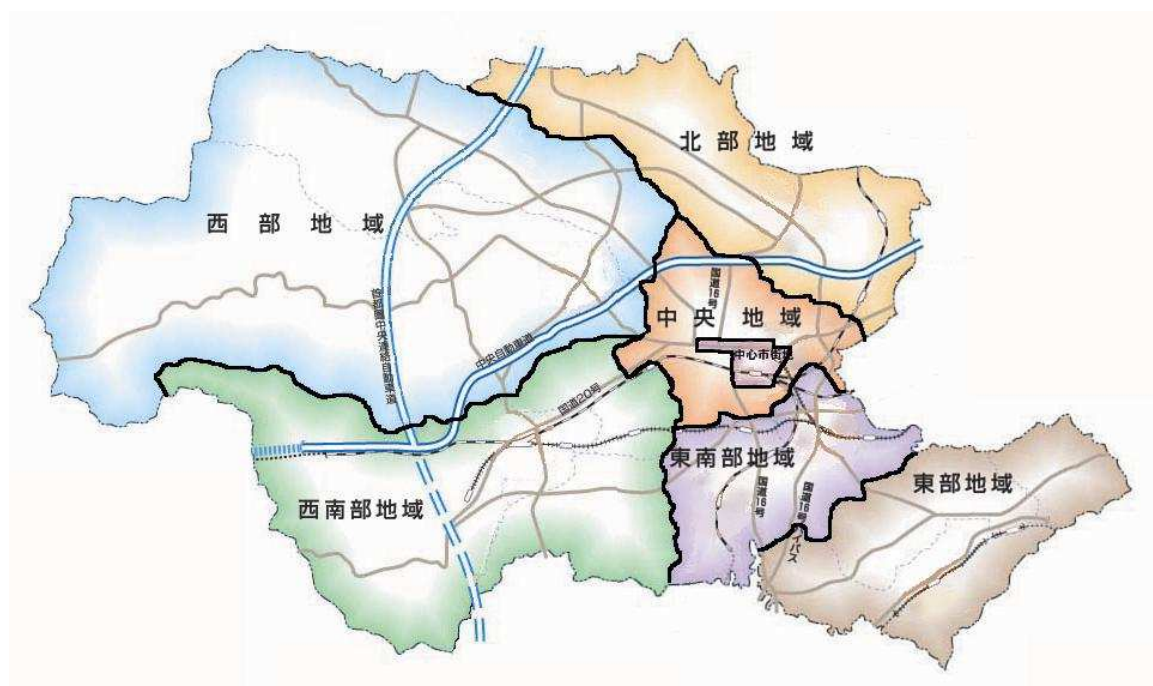
※データ編第 30 表(84 ページ)参照

工 地域別の法人数と法人税割課税額

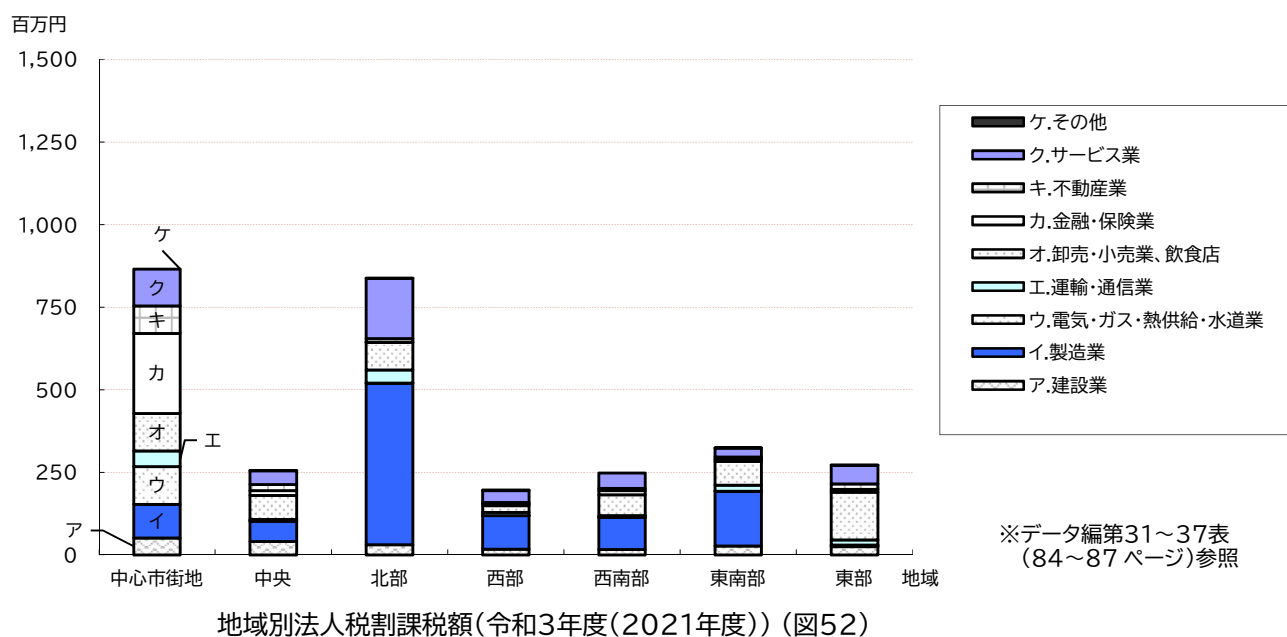
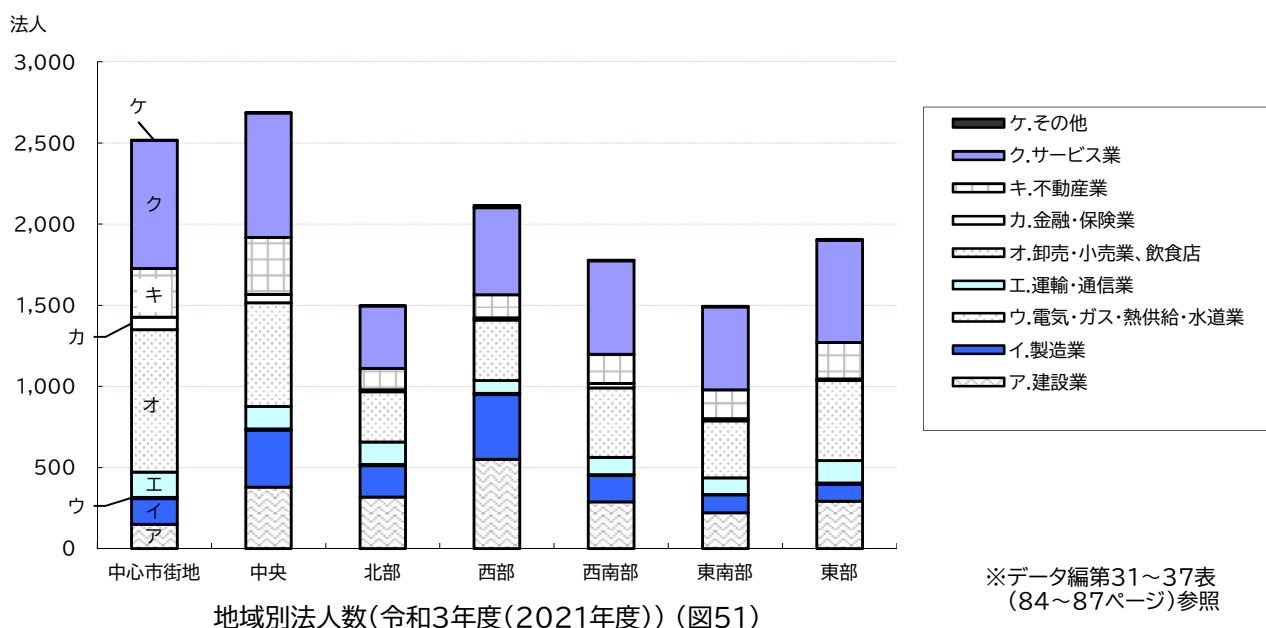
本市は市域が広く、地域によって産業構造に違いがあります。そこで、地域に分けてそれぞれの特徴を見ることにします。

本市では、基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」において、市域を中央、北部、西部、西南部、東南部、東部の 6 地域に分け、それぞれの地域の特徴に応じたまちづくりを進めていくことを基本方針としています。本書でもこの地域区分を基本として用いることとしますが、中央地域のうち中心市街地^注は商業集積地であり、産業構造に違いがあることから、本書では、中央地域を中心市街地とそれ以外の地域に分け、合計 7 地域に区分します。

そこで、本書の中では、中心市街地を「中心市街地地域」と、中心市街地以外の中央地域を「中央地域」と呼ぶこととします。



注 現行の八王子市中心市街地活性化基本計画で設定した区域(北:甲州街道沿道、東:かえて通り、南:子安公園通り、西:国道 16 号線)。本書では、この区域を含む町すべてを中心市街地地域としています。



地域別の法人数、法人税割課税額は、図 51・図 52 のとおりです。法人数は、中央地域が最も多くなっていますが、法人税割課税額は、大規模な事業所がある中心市街地地域が最も多くなっています。

法人数を見ると、建設業や製造業は西部地域や中央地域に多く、卸売・小売業、飲食店や不動産業は中心市街地地域や中央地域に多くなっています。サービス業は中心市街地と西部地域以外の各地域で最も多い業種になっています。

法人税割課税額を見ると、大規模な事業所がある石川工業団地を抱える北部地域の製造業が全体の 16.3%を占め最も多くなっています。続いて中心市街地地域の金融・保険業が、全体の 8.1%を占めています。

地方税の電子化 ^{エルタックス} -eLTAX(地方税ポータルシステム)-

eLTAX(地方税ポータルシステム)とは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。地方公共団体が共同で運営しています。

従来、地方税の申告、申請、納税などの手続きは、紙の申告書で手続きを行う場合、それぞれの地方公共団体で行う必要がありました。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により、行政手続においても、非対面化の必要性が高まっているところです。こうした中で、eLTAX は、それぞれの地方公共団体への手続きを、電子的に行うことを可能にしています。

現在、法人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、個人住民税における給与支払報告等について、eLTAX を利用して電子申告することができます。下表のとおり、電子申告の件数は平成29年度(2017 年度)から5年間で約1.3倍に増加しています。

また、令和元年(2019 年)10 月1日より、法人市民税、事業所税、個人住民税については、eLTAX を利用して電子的に納税する「共通納税」が可能です。

※eLTAX は、地方公共団体が共同して運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用しています。

電子申告・共通納税の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
電子 申告 件 数 (件)	法人市民税	11,358	12,213	12,684	13,263	14,012	
	固定資産税 (償却資産)	4,448	4,946	5,341	5,980	6,658	
	個人住民税	409,172	433,312	448,190	490,855	511,262	
	事業所税	152	175	196	247	301	
	計	425,130	450,646	466,411	510,345	532,233	
電子申告率(%)		65.44%	68.51%	70.32%	77.80%	79.49%	
共通納税額(千円)				253,491	1,160,323	4,328,775	

(3) 固定資産税・都市計画税

- 土地の調定額はコロナによる税額据置き及び用途変更土地の影響等により減少
- 家屋の調定額は評価替え及びコロナ特例軽減措置により減少
- 償却資産の調定額はコロナ特例軽減措置により減少

固定資産税調定額の推移(表6)

単位:千円

区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
土地	14,213,526	14,236,985	14,274,120	14,251,456	14,153,600
家屋	16,300,659	16,269,005	16,651,963	17,048,012	16,370,068
償却資産	4,083,213	4,282,314	4,338,936	4,257,966	4,040,171
計	34,597,398	34,788,304	35,265,019	35,557,434	34,563,839

都市計画税調定額の推移(表7)

単位:千円

区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
土地	3,735,680	3,753,814	3,767,518	3,763,605	3,737,728
家屋	3,190,275	3,183,226	3,265,744	3,340,846	3,206,339
計	6,925,955	6,937,040	7,033,262	7,104,451	6,944,067

※ データ編 125・126 ページ参照

固定資産とは土地、家屋、償却資産のことをいいます。固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)現在の固定資産の所有者を納税義務者として課税します。

固定資産の所有者とは、

- ・土地は、登記簿または土地補充課税台帳^{注1}
- ・家屋は、登記簿または家屋補充課税台帳^{注1}
- ・償却資産は、償却資産課税台帳

にそれぞれ所有者として登記または登録されている人のことです。

土地と家屋の評価額は、地方税法の規定に基づき、3年ごとの基準年度(例:平成27年度(2015年度)、平成30年度(2018年度)、令和3年度(2021年度))の評価替え^{注2}により決定します。

固定資産の評価は、固定資産評価基準(以下「評価基準^{注3}」)に基づいて行い、原則として、市長がその価格^{注4}を決定します。

固定資産税は、固定資産の価格をもとにした課税標準額^{注5}に税率を掛けて求めます。

課税標準額 × 税率(1.4%) = 税額 です。

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に必要な費用の一部を負担していただくためのもので、市街化区域内の土地、家屋を対象に課税します。課税標準額は固定資産税と同様に、固定資産の価格をもとに求めますが、税率は0.27%です。

注1 登記簿に登録されていない土地または家屋で固定資産税を課税することができるものについて、市がその所有者の住所及び氏名など所要の事項を登録した帳簿

注2 過去3年間に於ける資産価格の変動に対応し、評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直すこと。

注3 固定資産の価格を決定するための基準や実施の方法、手続などについて、総務大臣が定めたもの。

注4 他市や他県とまたがる償却資産の場合、都知事や総務大臣が価格を決定し、関係市町村に配分します。(52 ページ参照)

注5 税率を掛けて税額を算定する基礎となる数値

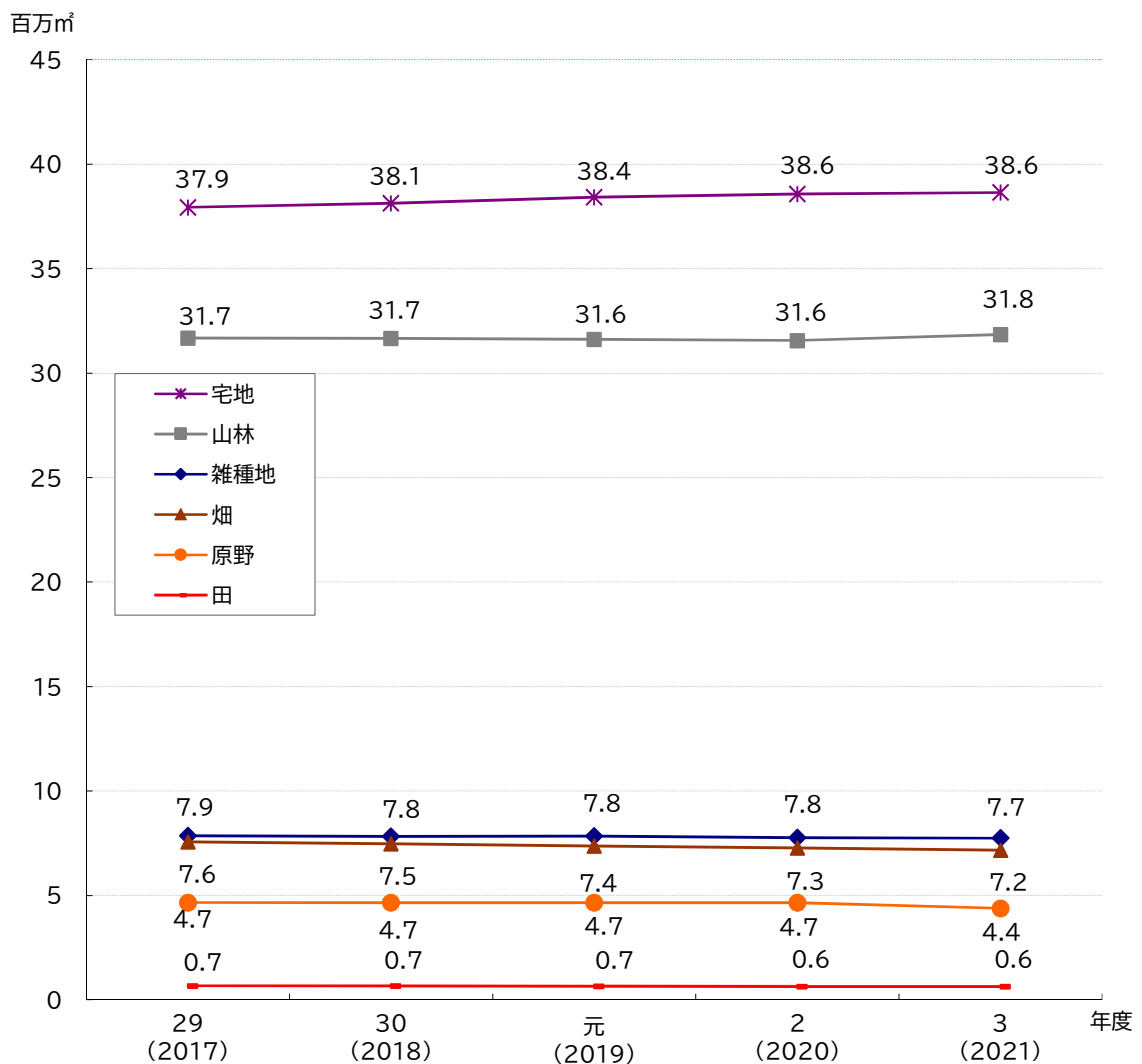
ア 土地に対する評価・課税のしくみ

(ア) 評価のしくみ

土地は評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

評価基準に規定されている地目は土地を利用面から分類した名称です。宅地、田、畑（田畑併せて「農地」）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地をいいます。

なお、固定資産税の評価上の地目は、登記簿の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況により決定します。地目別地積の推移は、図 53 のとおりです。宅地の地積は年々増加しているのに対し、宅地・山林以外の地目は減少傾向となっています。



地目別地積の推移(図53)

※ データ編第 38 表(88 ページ)参照
 ※ 数値は固定資産の価格等の概要調書^注による。

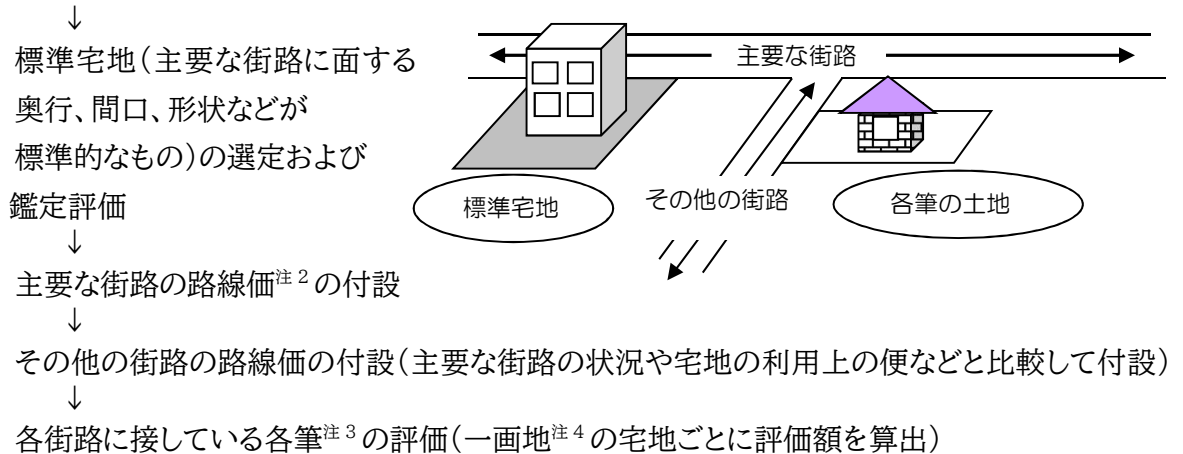
注 地方税法の規定により、市町村長が固定資産の価格等を決定・登録した結果を調書として作成するもの。毎年度当初課税直後に作成するため、決算数値とは異なります(固定資産税・都市計画税については一部の数値で概要調書の数値を使用しています)。なお、数値は1月1日現在のものです。

(イ) 評価の方法

価格は、評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格^{注1}を基礎として求めます。地目別の評価方法は次のとおりです。

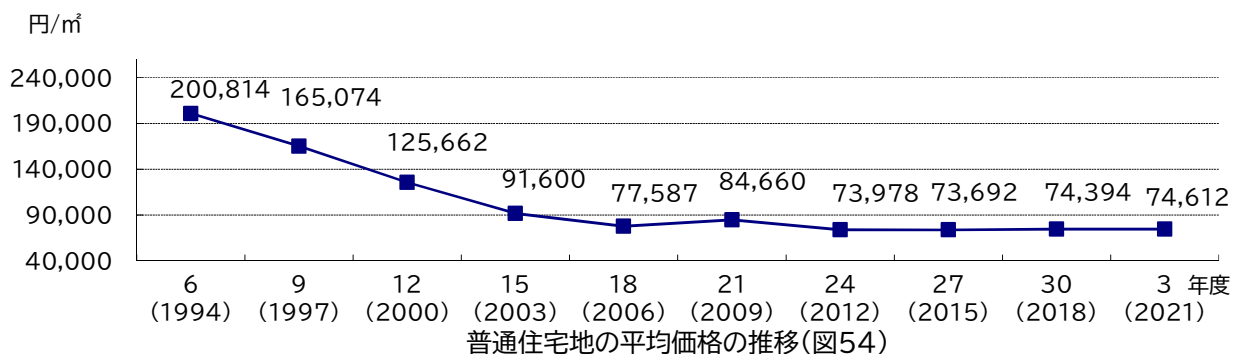
○宅地

道路の状況、公共施設などからの距離、家屋の疎密度、その他上下水道施設の普及状況、ガス設備の有無などの宅地の利用上の便を考慮して、地区、地域を区分。



宅地の評価については、固定資産税評価額(市町村)と地価公示価格(国土交通省)および相続税評価額(国税庁)との評価の均衡を図るため、平成6年度(1994年度)から宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格などの7割を目途に評価することになりました。この考え方に基づき評価替えを行っています。

このような方法で評価した普通住宅地の平均価格の推移は、図54のとおりです。地価下落などにより平均価格は下がっていましたが、平成18年度(2006年度)から平成21年度(2009年度)にかけて一旦上昇し、平成24年度(2012年度)は再び下落しました。しかし、令和3年度(2021年度)の平均価格は平成30年度(2018年度)に比べ0.3%上昇しています。



※ データ編第39表(88ページ)参照

注1 現実の取引価格のうち、当事者間の事情(売り急ぎ、買い急ぎなど)により価格が左右されるものを除いた、正常な条件のもとでの取引価格のこと。

注2 街路に沿接する標準的な宅地の1㎡あたりの価格のこと。

注3 登記簿において一個の土地を指す単位

注4 原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって、二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部をもって一画地とします。

○農地、山林

宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の評価額をもとにして評価します。ただし、市街化区域農地や宅地などへの転用許可を受けた農地などについては、状況が類似する付近の宅地などの評価額を基準として求めた価額から、造成費を控除した価額によって評価します。

○牧場、原野、雑種地など

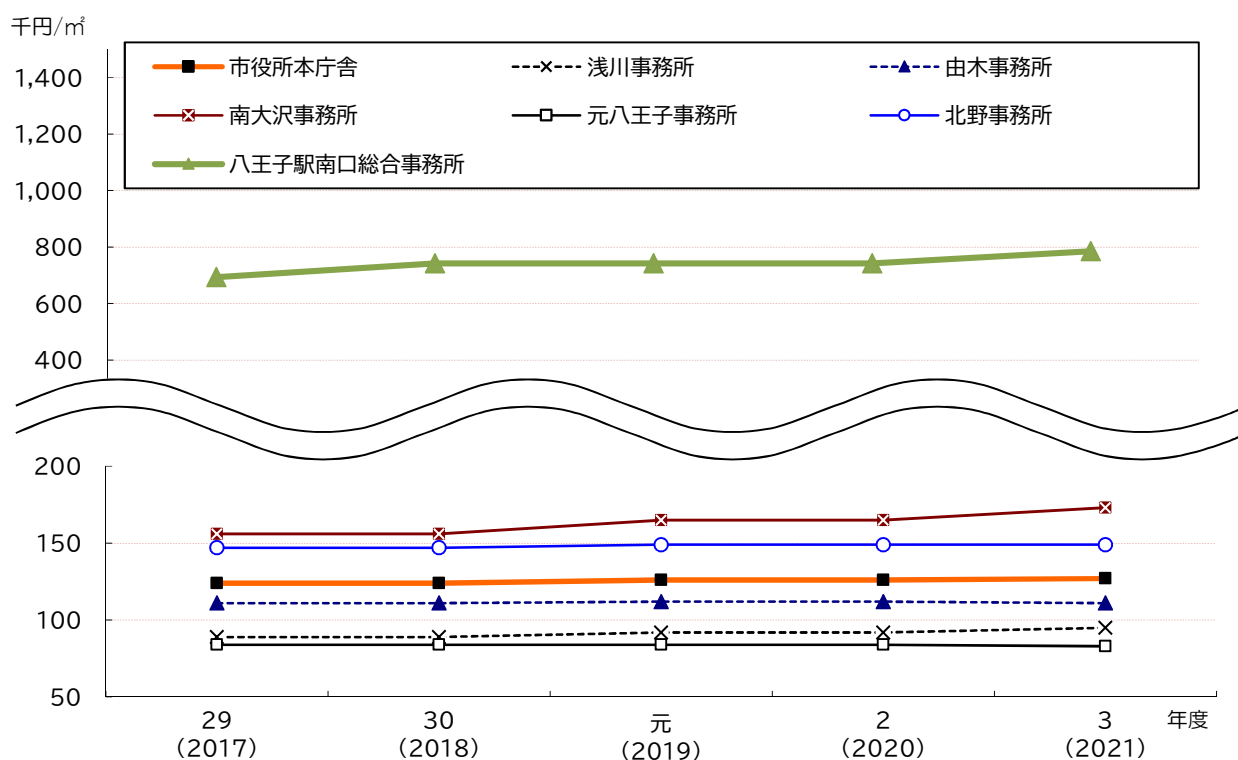
売買実例価額や付近の土地の評価額をもとにして、その価額を求める方法により評価します。

(ウ) 地価の推移・他市との比較

a 地価の傾向

土地の価格は評価替えの年を含めて 3 年間据え置くこととされています。しかし、平成 9 年度(1997 年度)以降、地価の下落により価格を据え置くことが適当でない場合は、価格を修正できるようになり、評価替えの年度以外でも地価が下落したときには、土地の価格を修正している場合があります。

市内の地価の動向を市役所本庁舎及び市民部各事務所について、それぞれが接する道路の路線価で見ると、図 55 のとおりです。



市役所本庁舎及び市民部各事務所が接する道路の路線価の推移(図 55)

※ データ編第 40 表(88 ページ)参照

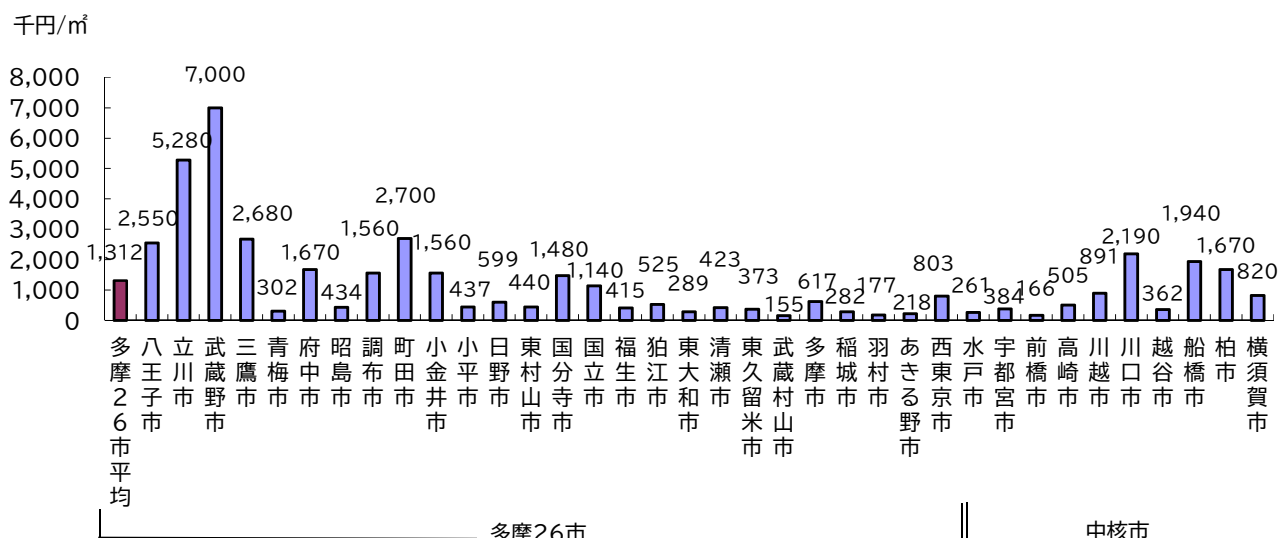
評価替えは、平成 27 年度(2015 年度)、平成 30 年度(2018 年度)、令和 3 年度(2021 年度)に行いました。

平成 30 年度(2018 年度)は元八王子事務所の地域を除く全ての地域で前年度を上回りました。令和 3 年度(2021 年度)は前年度と比べ、由木、元八王子事務所の地域は下落、北野事務所の地域は横ばい、浅川、南大沢事務所、市役所本庁舎、八王子駅南口総合事務所の地域では上昇となり主に鉄道駅からの距離要因により地価動向に変動が生じています。

b 商業地の価格の他市との比較

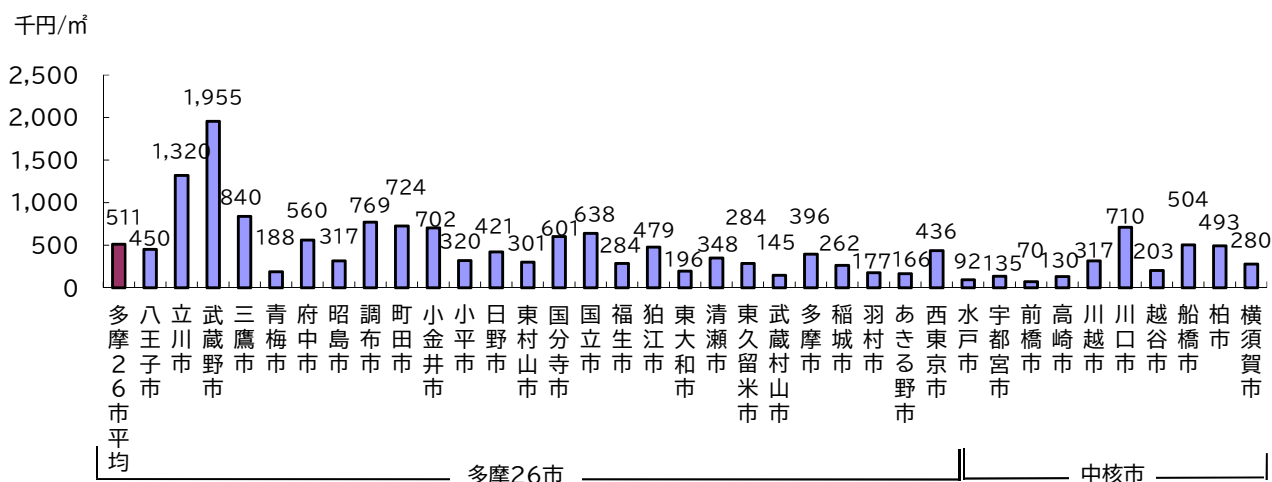
本市の地価が他市と比較してどの程度に位置するのか、多摩 26 市と中核市の商業地の地価公示価格で比べてみました。

図 56 は地価公示の最高価格で、また、図 57 は地価公示の平均価格で比較したものです。



多摩26市と中核市の商業地の地価公示の最高価格(令和4年(2022年)1月1日)(図56)

※ データ編第 41 表(89 ページ)参照



多摩26市と中核市の商業地の地価公示の平均価格(令和4年(2022年)1月1日)(図57)

※ データ編第 41 表(89 ページ)参照

(工) 課税のしくみ

土地にかかる固定資産税・都市計画税は、評価額に次の措置を講じた額を課税標準額として、税額を算出します。

a 負担水準による調整措置

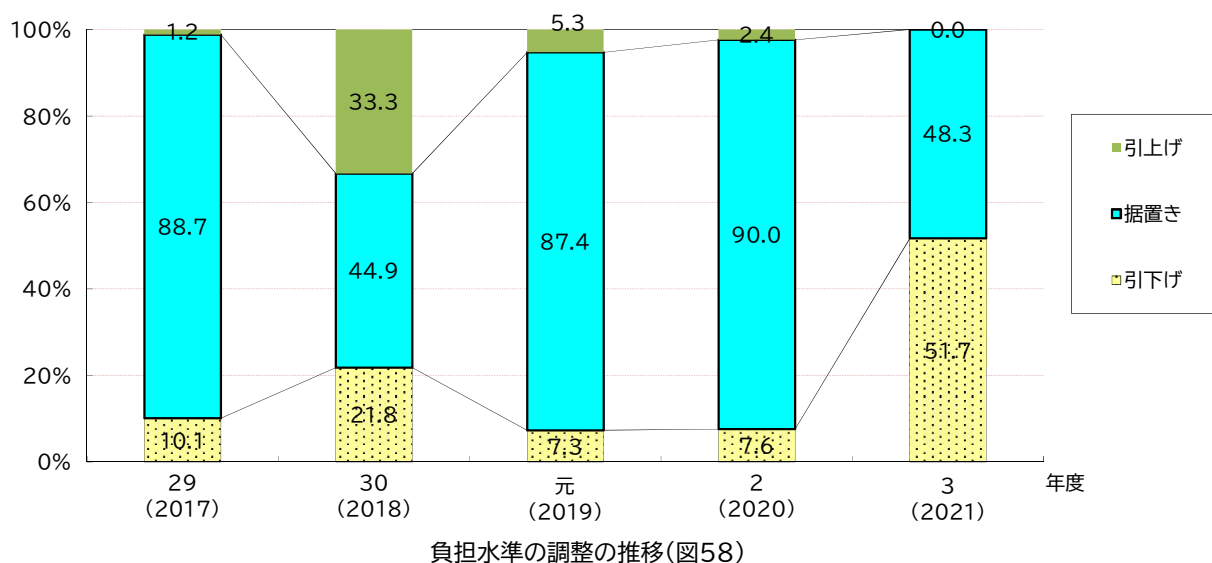
土地の課税標準額は平成 8 年度(1996 年度)まで、評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置をとってきました。さらに、平成 9 年度(1997 年度)からは、地域や土地によってばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度の課税標準額の割合)の均衡化を図り公平な課税を行うための負担調整措置をとっています。

具体的には

- ・負担水準が高い土地 ⇒ 課税標準額を引下げ
- ・負担水準が一定の範囲の土地 ⇒ 課税標準額を据置き
- ・負担水準が低い土地 ⇒ 課税標準額をなだらかに引上げ

負担水準による課税標準額の引下げ・据置き・引上げの割合の推移は、図 58 のとおりです。

平成 30 年度(2018 年度)は、地価の上昇により引上げを行ったところが 3 割超と、前年度より大幅に増加しました。令和 3 年度(2021 年度)は評価替えの年度であり路線価格が下落した地点が多かったため、課税標準額の引下げを行ったところが 5 割でした。残り 5 割はコロナ特例による税負担の軽減据置が実施されたため据置きとなっており、引上げを行ったところはありませんでした。



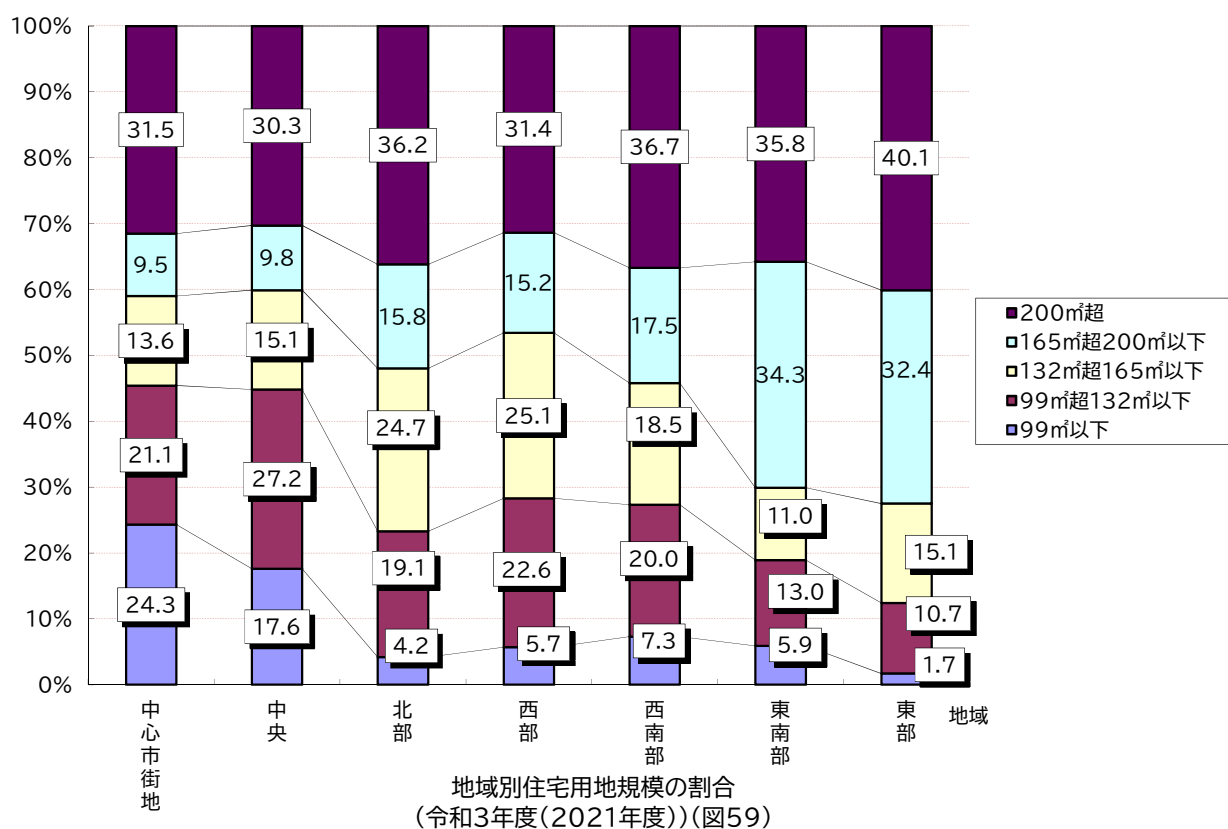
※ 引上げ、据置き、引下げの割合は、宅地基準土地の筆数に対する該当する筆数の割合
※ データ編第42表(89ページ)参照

b 住宅用地への特例措置

住宅用地は、面積で小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて、課税標準額に特例措置を適用しています。なお、特例措置適用の範囲は家屋の床面積の 10 倍までを限度としています。

- ・小規模住宅用地 …… 住宅1戸あたり 200 ㎡までの土地
 - 固定資産税は 課税標準額を価格の 6 分の 1 にしています。
 - 都市計画税は 課税標準額を価格の 3 分の 1 にしています。
- ・一般住宅用地 …… 住宅 1 戸あたり 200 ㎡を超えた土地
 - 固定資産税は 課税標準額を価格の 3 分の 1 にしています。
 - 都市計画税は 課税標準額を価格の 3 分の 2 にしています。

地域別の住宅用地の規模の割合は、図 59 のとおりです。いずれの地域も 200 ㎡を超える住宅用地が、最も大きな割合を占めています。200 ㎡を超える住宅用地の構成比が高い順に地域を見ると東部、西南部、北部、東南部、中心市街地、西部、中央となっています。また、99 ㎡以下の住宅用地の構成比が高い順に地域を見ると、中心市街地、中央、西南部、東南部、西部、北部、東部となっています。

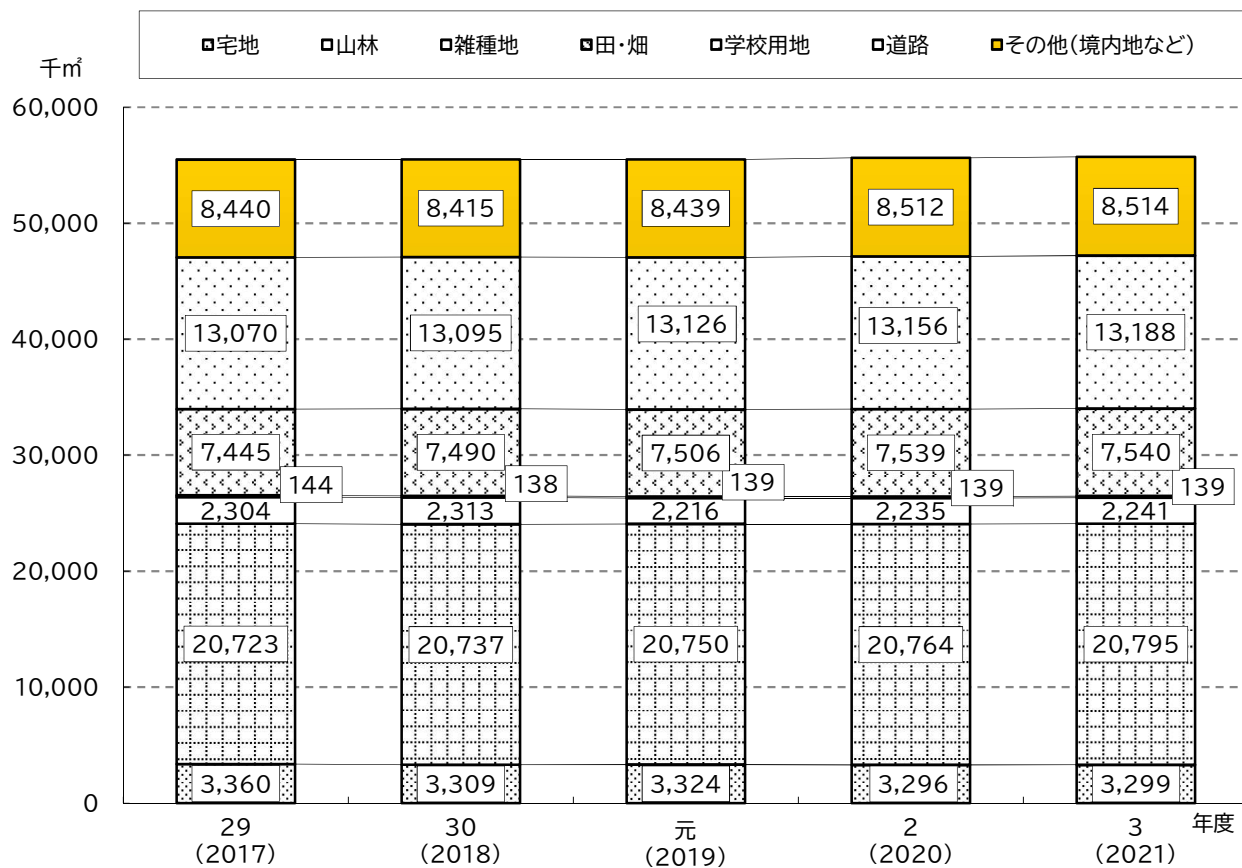


※ データ編第 43 表(89 ページ)参照

(オ) 固定資産税が課税されない土地

固定資産の所有者の条件や国の社会政策上の理由などから、課税の対象外とすることを非課税といいます。国や都道府県などのように公的な機関を非課税とするものと、土地や家屋の用途を考慮して非課税とするものがあります。

非課税土地の地積の推移は、図 60 のとおりです。非課税の主なものは国有林です。



非課税土地の地積の推移(図60)

※ データ編第44表(89ページ)参照

イ 家屋に対する評価・課税のしくみ

(ア) 評価のしくみ

評価基準に基づき再建築価格^{注1}を基準に評価します。

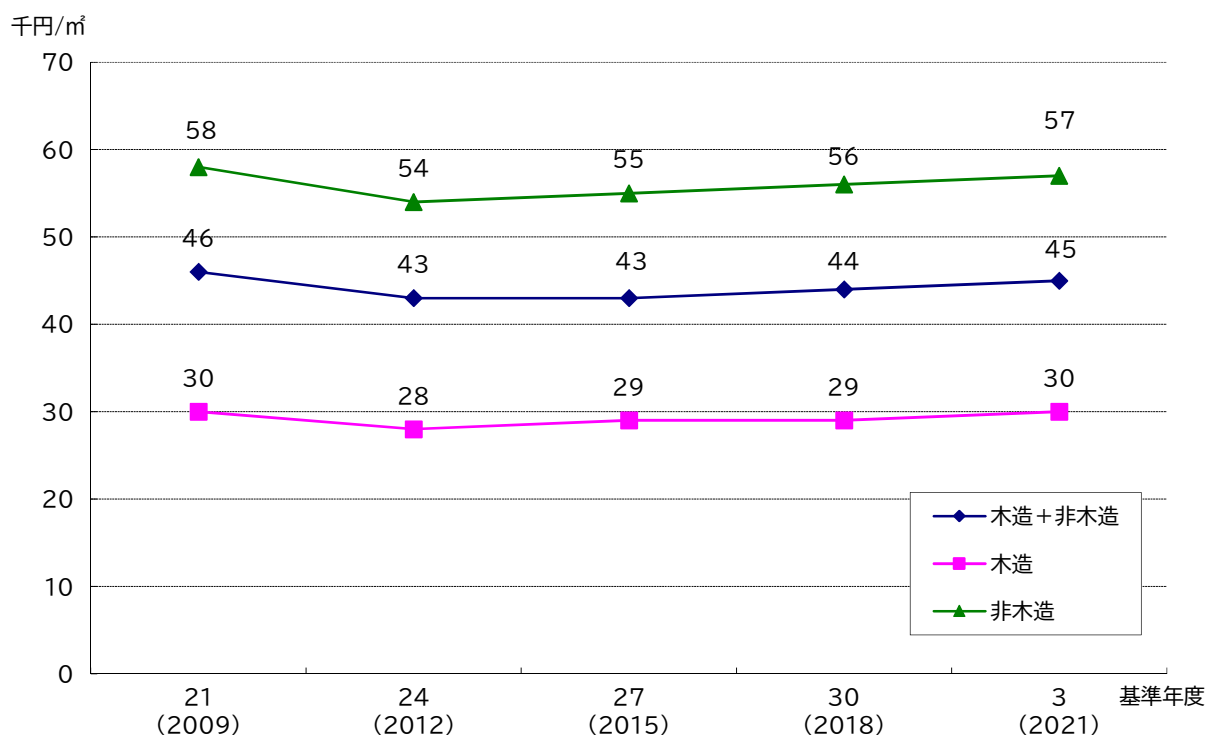


価格(評価額)	＝	再建築価格	×	経年減点補正率 ^{注2} 評点一点あたりの価額 ^{注3}
---------	---	-------	---	---

a 再建築価格の算定

再建築価格は、主体構造、屋根、外壁、各部屋の内装などに使われている資材や建築設備の状況を調査し、評価基準に定められた単価(標準評点数^{注4})を適用して算定します。新增築以外の家屋の場合は、評価替えごとに3年間の建築物価などの変動を考慮して定めた補正率(再建築費評点補正率^{注5})を適用して、新たに再建築価格を算定します。

この再建築価格をもとに算定した価格(評価額)を、課税した総床面積で除した単価の推移は図 61 のとおりです。



家屋評価替え時の単価(評価額/床面積)の推移(図61)

※ データ編第 45 表(90 ページ)参照

注 1 現に建っている家屋と同じ材料・同じ構造で新築した場合に必要な建築費

注 2 家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価などをあらわしたもの

注 3 評点1点あたりの価額は、東京都において木造 1.05 円、非木造 1.10 円とされています。

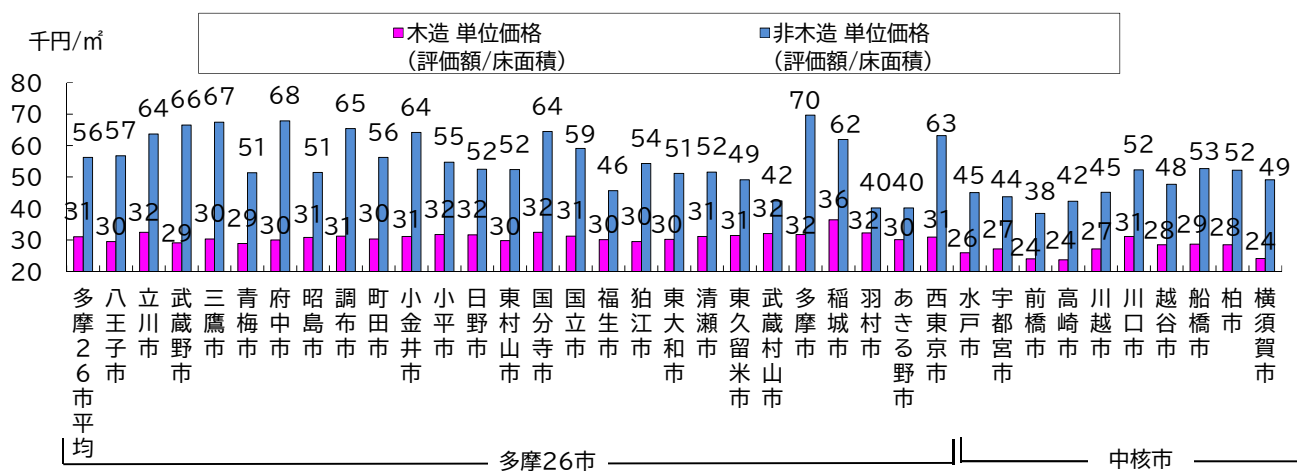
注 4 評価をするときの単位で、資材や設備ごとに定められています。

注 5 前評価基準年から今回の評価基準年までの 3 年間の物価変動割合により、国において定めた係数

b 他市との単価(評価額/床面積)の比較

家屋の再建築価格は評価基準に定められた標準評点数に基づいて算定しますので、同じ仕様であれば評価額を床面積で除した単価は同じですが、使用されている資材や施工の程度などにより差が生じます。また、家屋の建築年数により経年減点補正を行っているので、古い家屋が多い場合には単価は低くなります。非木造家屋には居住用の集合住宅や商業施設、工場、病院などいろいろな家屋があります。工場などのように内壁や建具が少なかったり、外壁、内装などに費用をかけない家屋が多いと単価は低くなります。

多摩 26 市及び近隣中核市の家屋の評価額を床面積で除した単価は、図 62 のとおりです。本市の木造の単価 3 万円は、多摩 26 市で単価が高い市から数えて 24 番目、非木造の単価 5 万 7,000 円は、12 番目にそれぞれ位置しています。

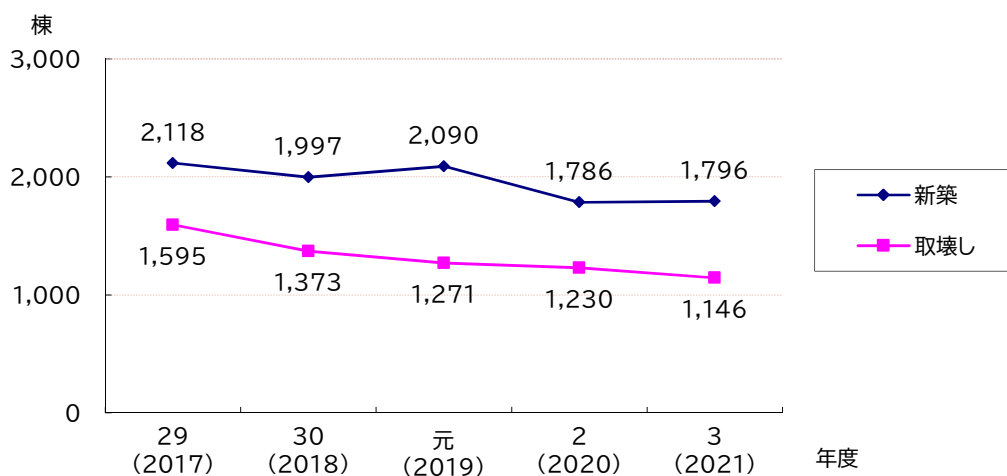


多摩26市と中核市の家屋の単価(令和3年度(2021年度)) (図62)

※ データ編第 46 表(90 ページ)参照

c 家屋の棟数

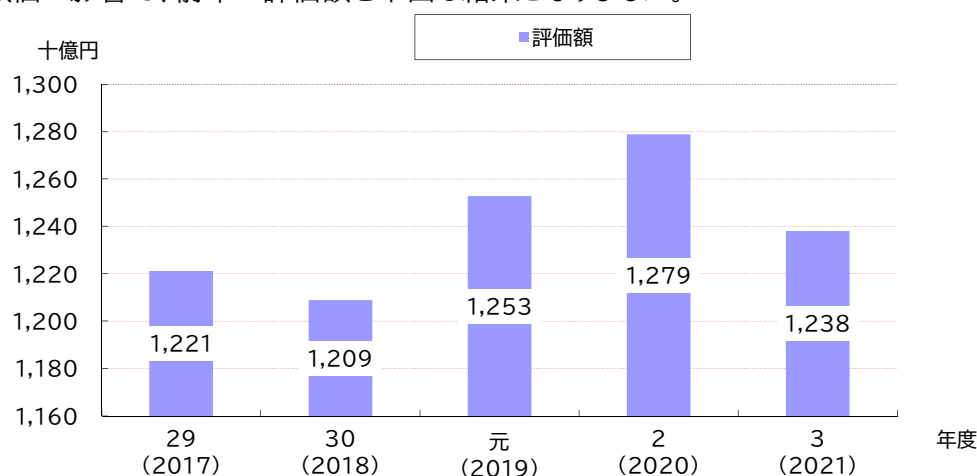
市内の家屋の新築と取壊しの棟数の推移は、図 63 のとおりです。



新築家屋棟数と取壊し家屋棟数の推移(図63)

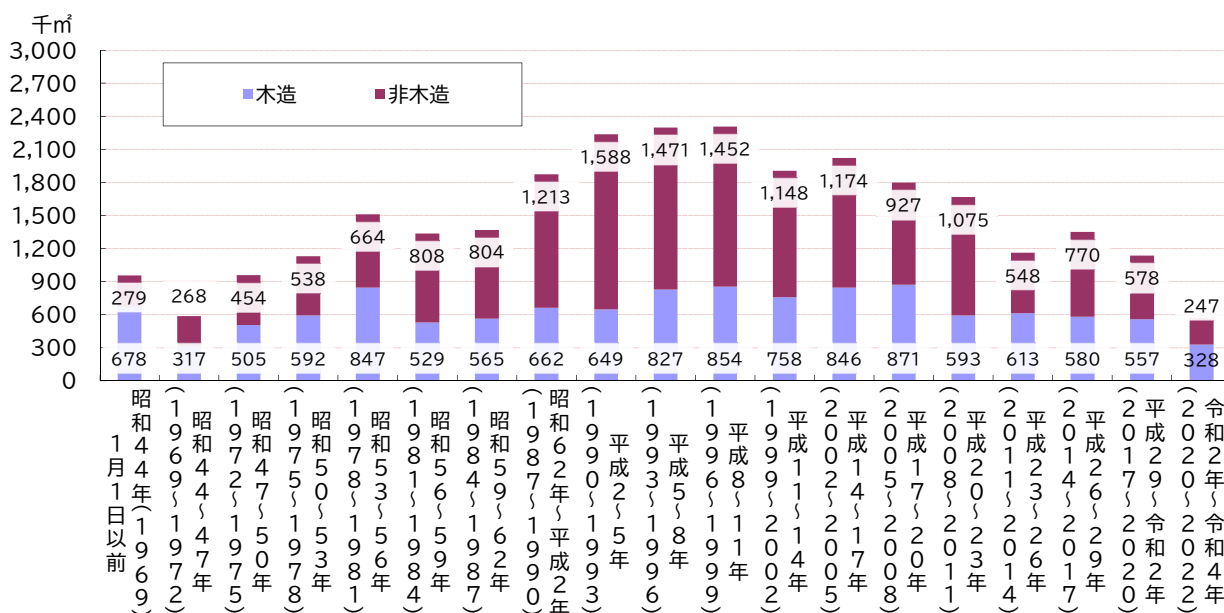
※データ編第47表(90ページ)参照

家屋の評価額の推移は、図 64 のとおりです。新築分の棟数が取壊し家屋の棟数を上回っているため、家屋の棟数は年々増加しており、家屋の評価額もこれにより増加します。令和 3 年度(2021 年度)と平成 30 年度(2018 年度)においては、前 3 年分の経年による減価の影響で、前年の評価額を下回る結果となりました。



家屋の評価額の推移(図64) ※ データ編第48表(90ページ)参照

d 家屋の建築年次別床面積



家屋の建築年次別床面積 (図65) 建築年次(1月2日から翌年1月1日) ※ データ編121ページ参照

固定資産税の課税対象となっている家屋の建築年次別の床面積は、図 65 のとおりです。現存する家屋では、昭和 56 年(1981 年)1 月 1 日までに建築されたものは木造家屋の床面積が非木造家屋の床面積を上回っています。しかし、昭和 56 年(1981 年)1 月 2 日以降では、概ね非木造家屋の床面積が木造家屋の床面積を上回っています。また、昭和 62 年(1987 年)1 月 2 日から平成 20 年(2008 年)1 月 1 日までの建築年次の家屋の床面積が多いのは、多摩ニュータウンや八王子ニュータウンなどの宅地開発に伴うものですが、これを境に木造、非木造家屋とも床面積は減少傾向にあります。

ウ 償却資産に対する評価・課税のしくみ

償却資産とは土地および家屋以外の資産で、事業の用に供することができるもの（構築物、機械、車両、器具、備品など）をいいます。毎年、所有者から申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額などを計算し、市長が価格を決定します。

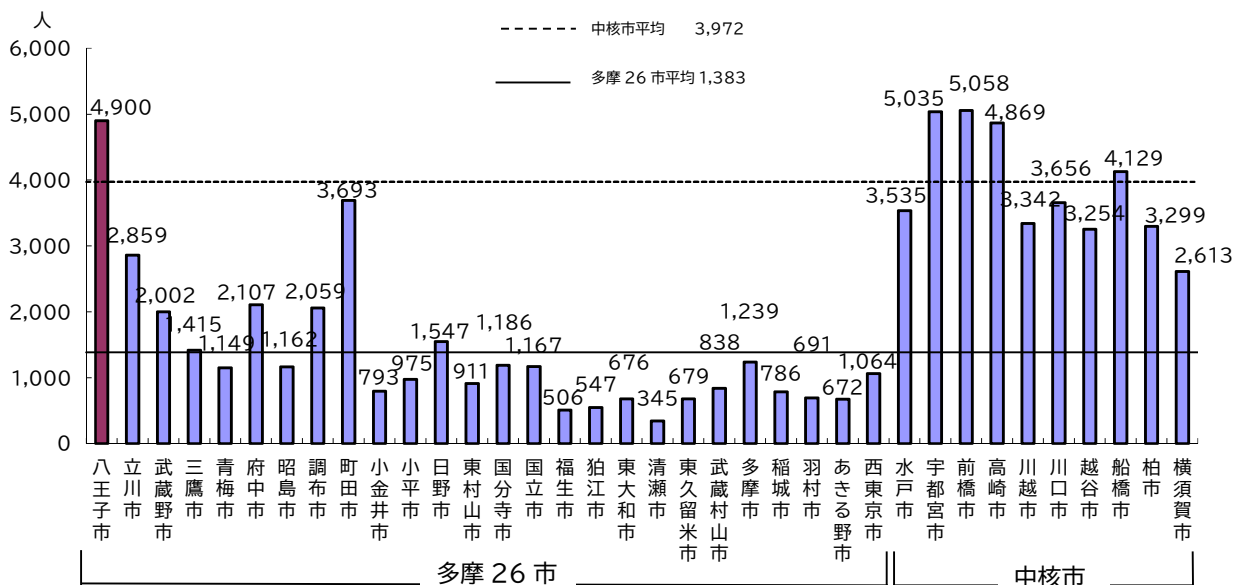
ただし、鉄道施設や送電線など複数の都道府県にまたがる償却資産は総務大臣が、複数の市町村にまたがる償却資産は東京都知事がそれぞれ全体の価格を決定し、関係する市町村に償却資産の価格を配分して通知することになっています。

(ア) 評価のしくみ

評価基準に基づき、取得価額をもとに取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法^注です。

a 納税義務者数の他市との比較

多摩 26 市と中核市の納税義務者数は、図 66 のとおりです。多摩 26 市では、本市が 4,900 人で最も多く、次いで町田市、立川市となっています。



多摩26市と中核市の納税義務者数(令和3年度(2021年度))(図66)

※ データ編第 50 表(91 ページ)参照

※ 令和 3 年度は「コロナ特例」を適用し、課税標準額が 0 円や免税点未満になった事業者があったため、各市一定程度納税義務者数が減少しています。

注 耐用年数に応じた減価率を用いる方法

b 業種別の納税義務者数

業種別に分けた償却資産の納税義務者数の推移は図 67 のとおりです。

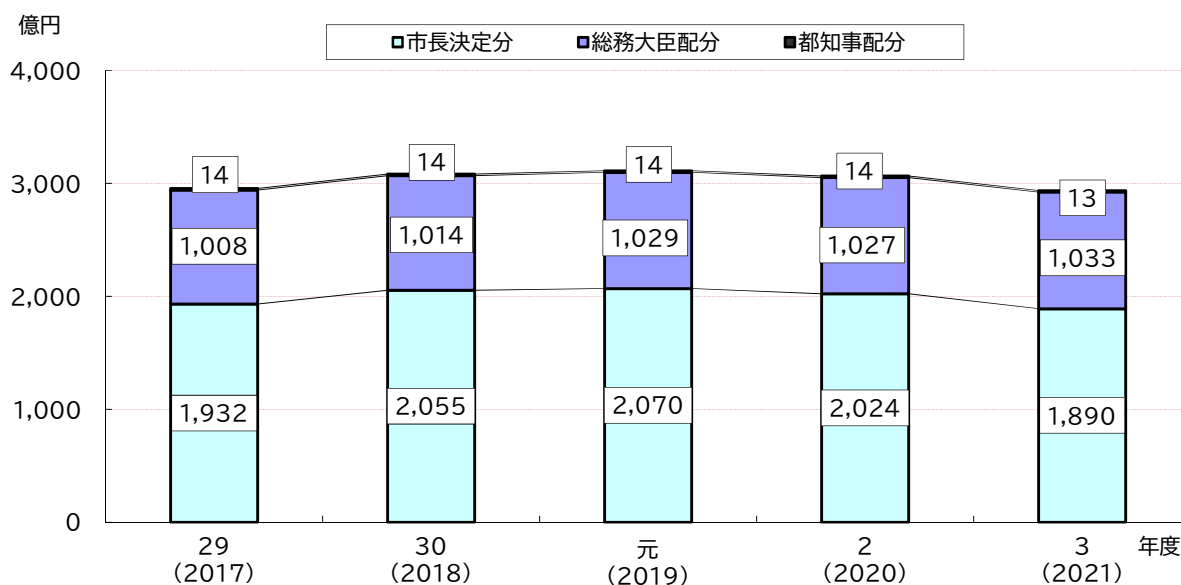


償却資産の業種別納税義務者数の推移(図67)

※ データ編第 51 表(92 ページ)参照

c 決定価格

償却資産の決定価格の推移は、図 68 のとおりです。

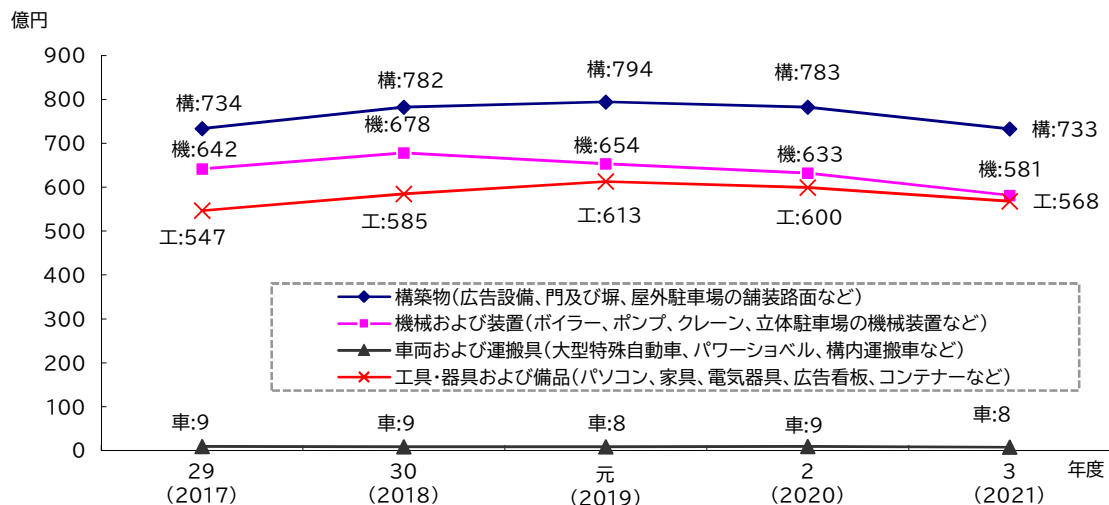


償却資産の決定価格の推移(図68)

※ データ編第53表(93ページ)参照

d 市長決定分の種類別決定価格

市長決定分の決定価格を種類別に見た推移は、図 69 のとおりです。

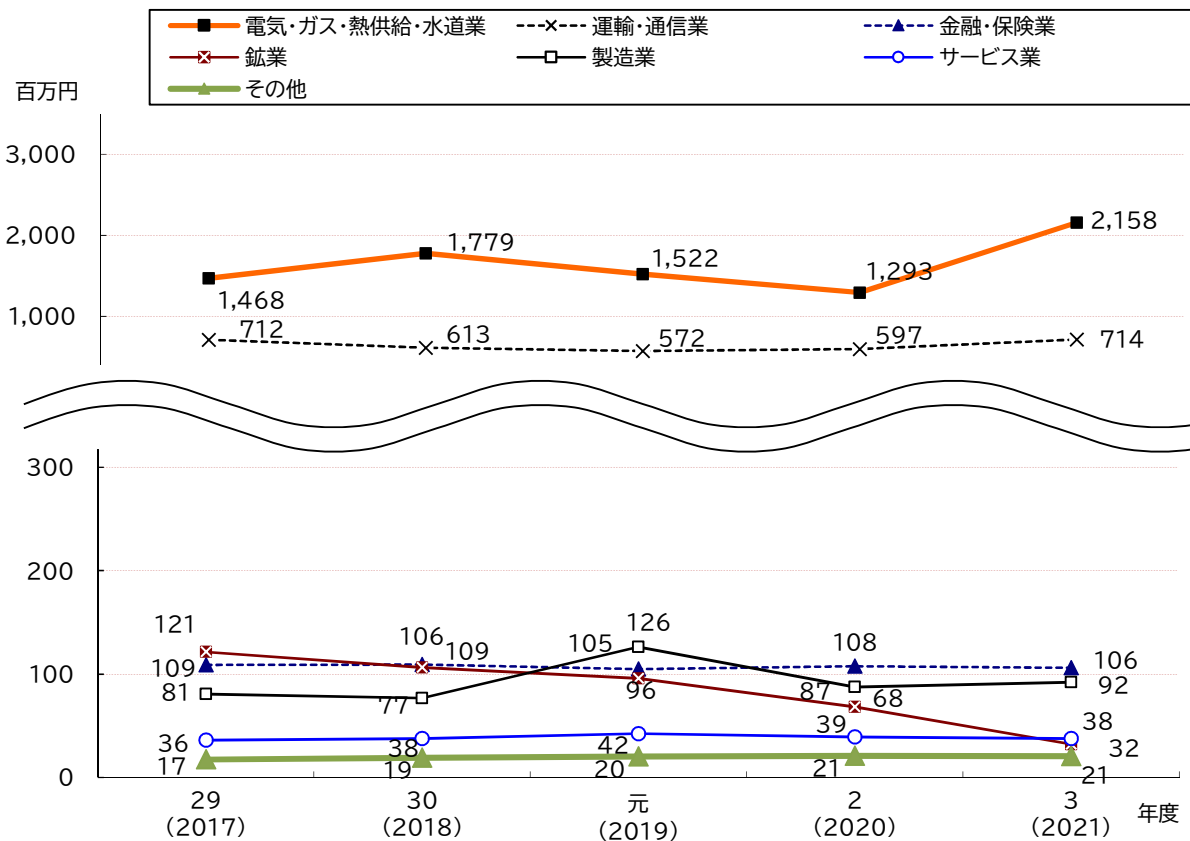


市長決定分の種類別決定価格の推移(図69)

※ データ編第54表(93ページ)参照

e 業種別の1事業所あたりの決定価格

1事業所あたりの決定価格の推移は、図 70 のとおりです。

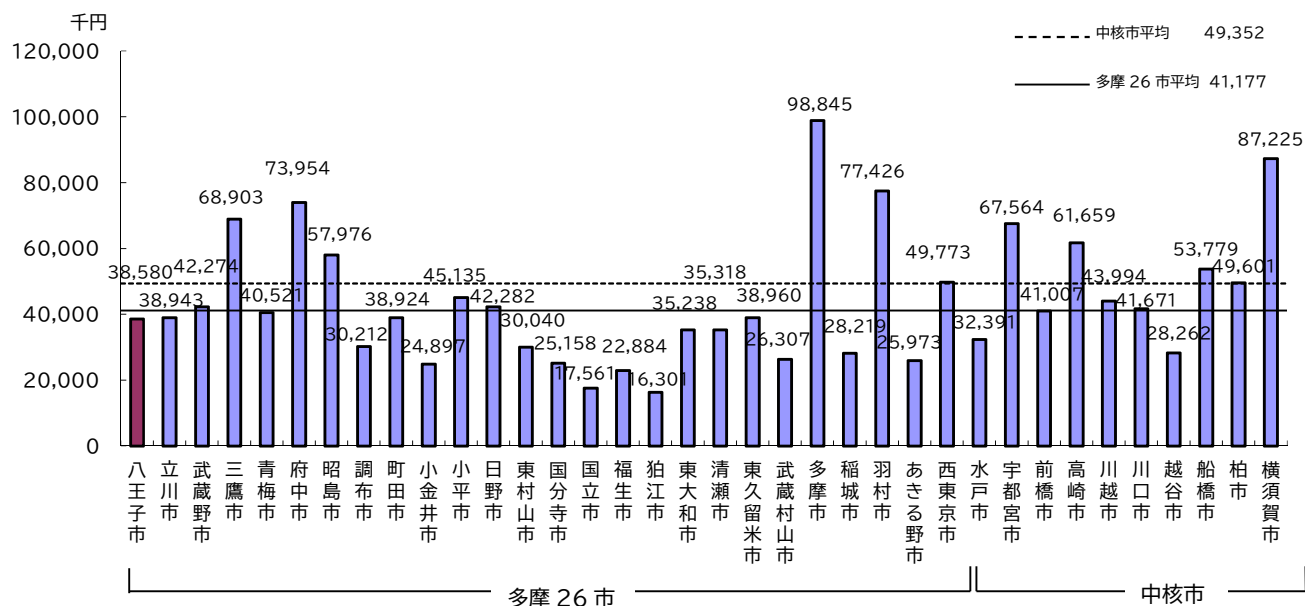


業種別1事業所あたりの決定価格の推移(図70)

※ データ編第52表(92ページ)参照

f 1 事業所あたりの決定価格の他市との比較

多摩 26 市と中核市の 1 事業所あたりの決定価格は、図 71 のとおりです。

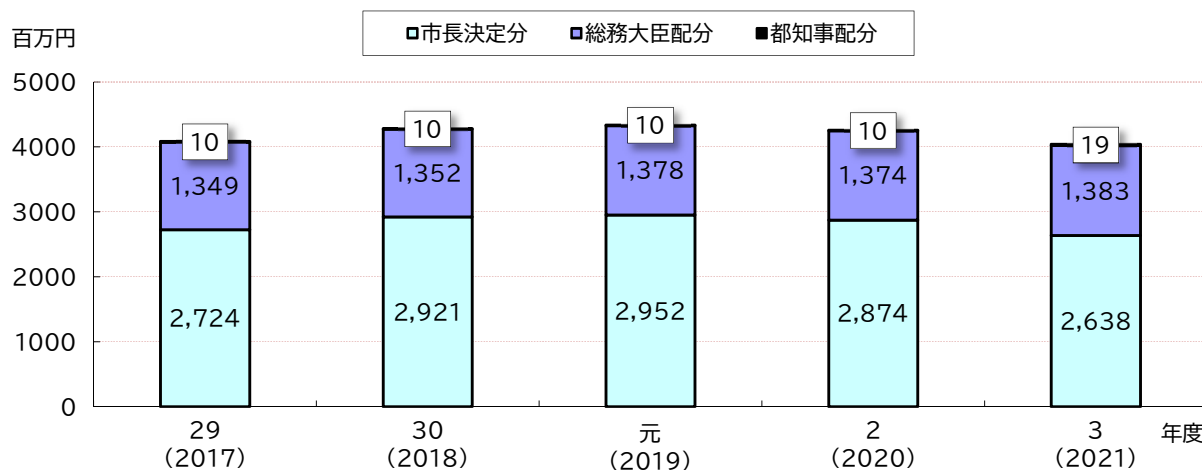


多摩26市と中核市の1事業所あたりの決定価格(令和3年度(2021年度))(図71)

※ データ編第55表(93ページ)参照

(イ) 課税のしくみ

償却資産にかかる固定資産税は、原則的に決定価格を課税標準額として、税率を乗じて税額を算出します。償却資産にかかる課税額の推移は図 72 のとおりです。



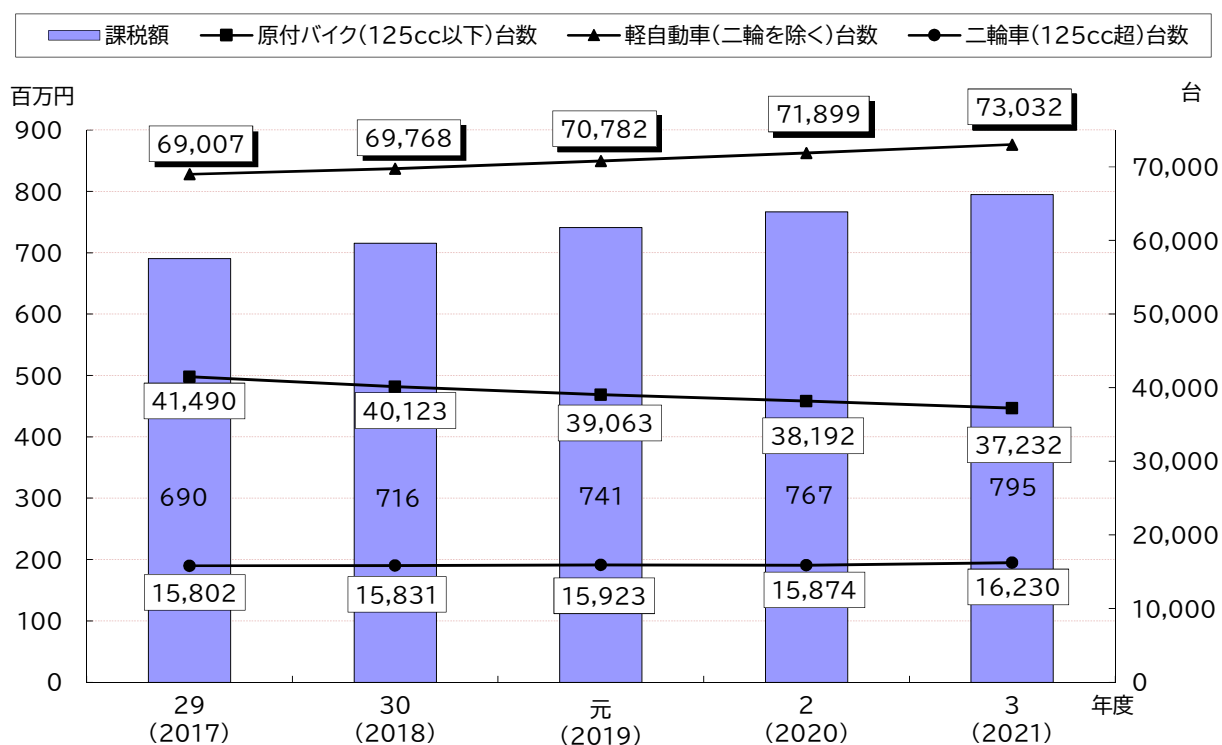
償却資産にかかる課税額の推移(図72)

※ データ編第 56 表(93 ページ)参照

(4) 軽自動車税

- 原付バイク(125 cc以下)の登録台数は減少、四輪は増加の傾向
- 減少傾向にあった登録台数(全体)は令和元年度(2019 年度)より増加傾向

軽自動車税種別割は、原付バイク、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の、4 月 1 日現在の所有者に課税します。税率は車種ごとに市の条例で規定しています。車種別登録台数と課税額の推移は図 73 のとおりです。



車種別登録台数と課税額の推移(図73)

※ データ編第 57 表(94 ページ)参照



軽自動車税環境性能割は、令和元年(2019 年)10 月 1 日以降に、軽自動車(三輪・四輪)を取得する時に、取得者に課税となります。税率は燃費基準達成度に応じ、車両取得価格(50 万円以下は免税)の 0~3%です。新車・中古車は問いません(令和 3 年度(2021 年度)は、収入額 39,145,800 円、件数 2,205 台)。

(5) 市たばこ税

- 令和3年度(2021年度)市たばこ税課税額は33億3,100万円
- 市たばこ税(一般分)の税率を改定(1箱あたり8.6円引上げ)

たばこ税課税額等の推移(表8)

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
合計本数(千本)	621,708	589,587	565,534	530,647	528,048
税 率 1,000本につき(円) (下段は旧3級品)	5,262	5,692 (10月申告分まで は5,262)	5,692	6,122 (10月申告分まで は5,692)	6,552 (10月申告分まで は6,122)
	3,355 (4月申告分は 2,925)	4,000 (4月申告分は 3,355)	4,000 (11月申告分以降 特例税率廃止)		
課税額(千円)	3,223,421	3,182,156	3,202,880	3,118,445	3,331,246
納税義務者数(件)	9	9	9	10	11

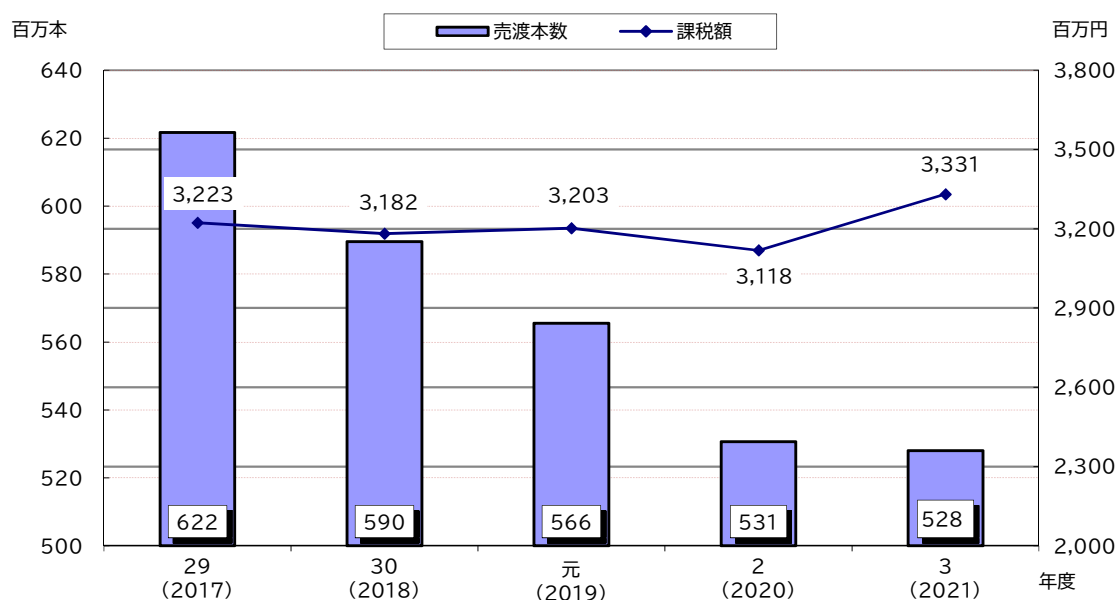
※ データ編131ページ参照

市たばこ税は、たばこの製造業者や特定販売業者、卸売販売業者に対して、市内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに課税します。税率は製造たばこ1,000本につき6,552円です。

例えば1箱580円のたばこに含まれる税金は357.61円で、そのうち市たばこ税が131.04円になっています。

ア たばこの売渡本数、課税額及び税率

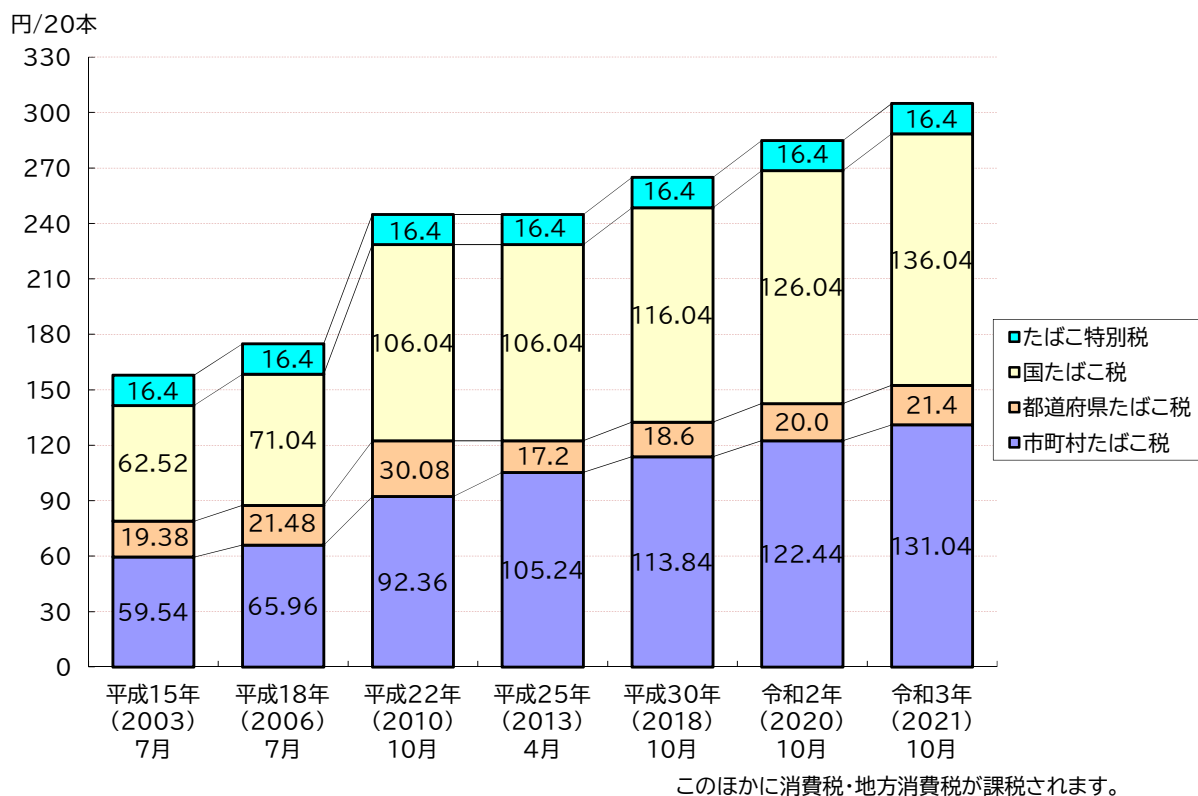
たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移は、図74のとおりです。



たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移(図74)

※ データ編第58表(94ページ)参照

たばこの売渡本数は、喫煙人口の減少から年々減っています。令和 3 年度(2021 年度)は前年度と比べて 300 万本(0.5%)減の5億 2,800 万本でした。一方で課税額は、令和 3 年(2021 年)10 月にたばこの税率が引き上げられたことから前年度と比べて 2 億 1,300 万円(6.8%)増の 33 億 3,100 万円となっています。



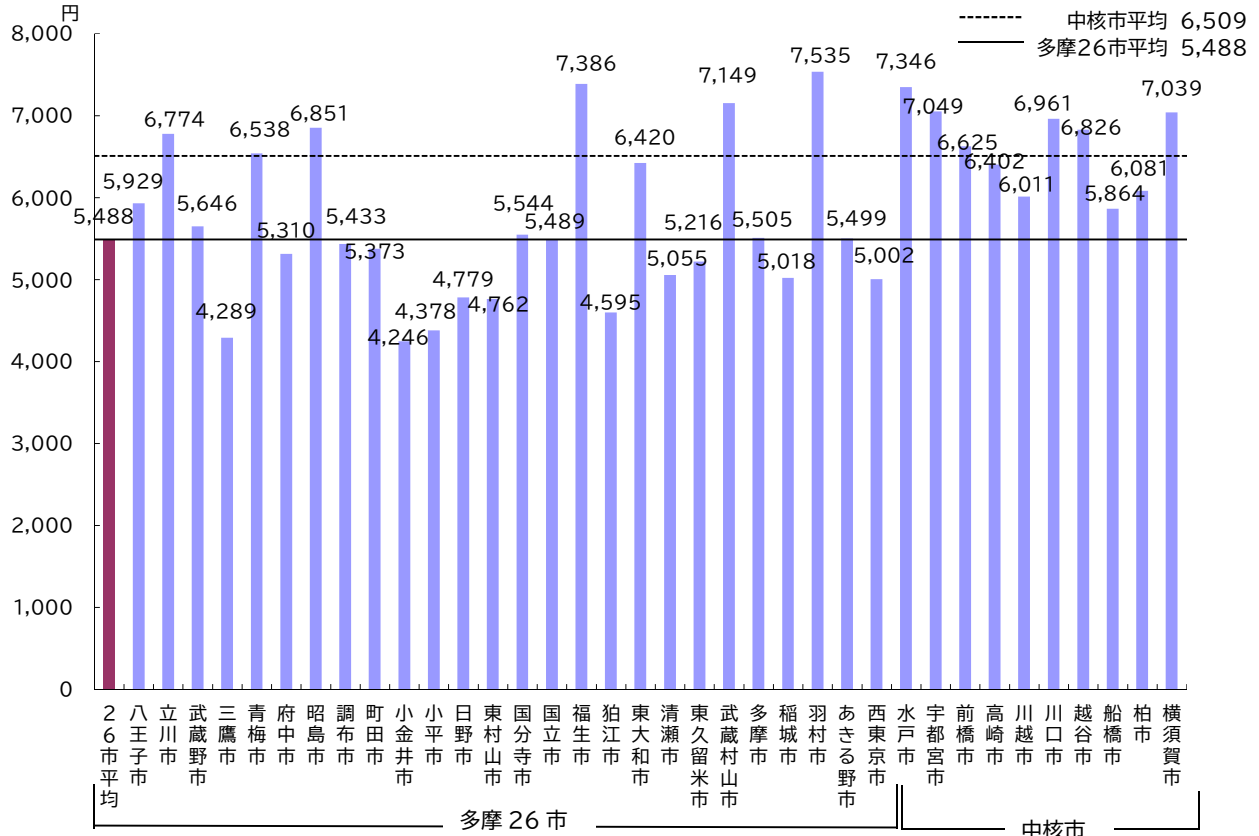
たばこ(旧3級品を除く)1箱あたりにかかる税率の推移(図75)

たばこ税の税率は、高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、国および地方のたばこ税の税率を平成 30 年(2018 年)10月から段階的に1本あたり 3 円(1箱あたり 60 円)引き上げられることとなりました。また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されました。

令和 3 年(2021 年)10 月に税率の引き上げがあったことで、令和 3 年度(2021 年度)の課税額は増加に転じましたが、健康志向等による喫煙人口の減少に伴い売渡本数は減っています。今後も、売渡本数の減少は続いていくとみられ、課税額も減少傾向で推移することが見込まれます。

イ 市民1人あたりの市たばこ税課税額の他市との比較

本市の市たばこ税課税額を市民1人あたりに換算した額が、他市と比べるとどのような位置になるのか、多摩26市及び中核市と比較してみました。多摩26市及び中核市の市民1人あたりの市たばこ税は、図76のとおりです。



多摩26市と中核市の市民1人あたりの市たばこ税課税額(令和3年度(2021年度))(図76)

※ データ編第59表(94ページ)参照

(6) 事業所税

- 納税義務者数、課税額ともに増加
- 製造業の課税額が最も多く、42.1%を占める

事業所税調定額等の推移(表9)

区 分	平成29年度(2017)		平成30年度(2018)		令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		令和3年度(2021)	
	課税標準*	納税義務者数	課税標準*	納税義務者数	課税標準*	納税義務者数	課税標準*	納税義務者数	課税標準*	納税義務者数
	調定額(千円)	(人)	調定額(千円)	(人)	調定額(千円)	(人)	調定額(千円)	(人)	調定額(千円)	(人)
資産割	2,682,105	610	2,755,406	631	2,802,856	635	2,799,447	630	2,901,192	645
	1,609,825		1,653,216		1,681,686		1,679,641		1,739,926	
従業者割	164,132,417		168,395,175		181,662,196		175,976,121		175,907,950	
	410,328		420,985		454,151		439,937		441,651	
調定額計	2,020,153	-	2,074,201	-	2,135,837	-	2,119,578	-	2,181,577	-

* 「課税標準」欄中の単位は、「資産割」が㎡、「従業者割」が千円

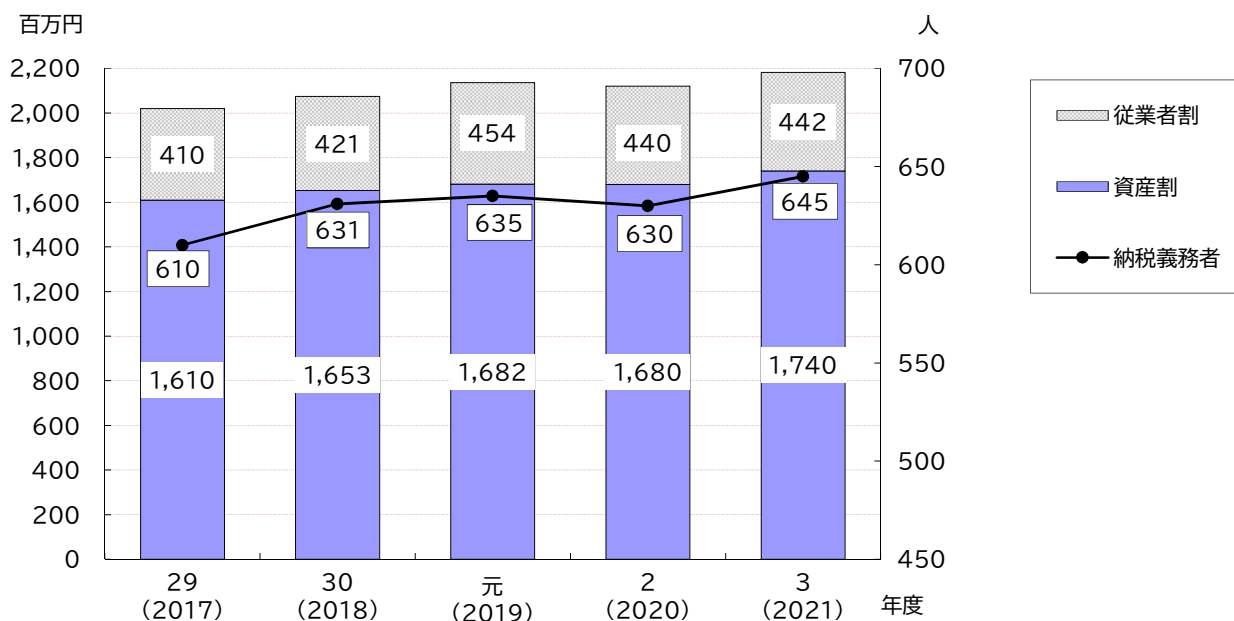
※ データ編 132 ページ参照

事業所税は、道路や公園、下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善事業に必要な費用にあてるための目的税です。

事業所税は、市内の事務所または事業所において事業を行う法人または個人を納税義務者として、事業所の床面積に対して資産割を、従業者給与総額に対して従業者割を課税します。資産割の税率は、事業所床面積が 1,000 ㎡を超える場合に 1 ㎡あたり年額 600 円で、従業者割の税率は、従業者数が 100 人を超える場合に従業者給与総額の 0.25% です。

ア 納税義務者数と課税額

事業所税の納税義務者数と課税額の推移は図 77 のとおりです。

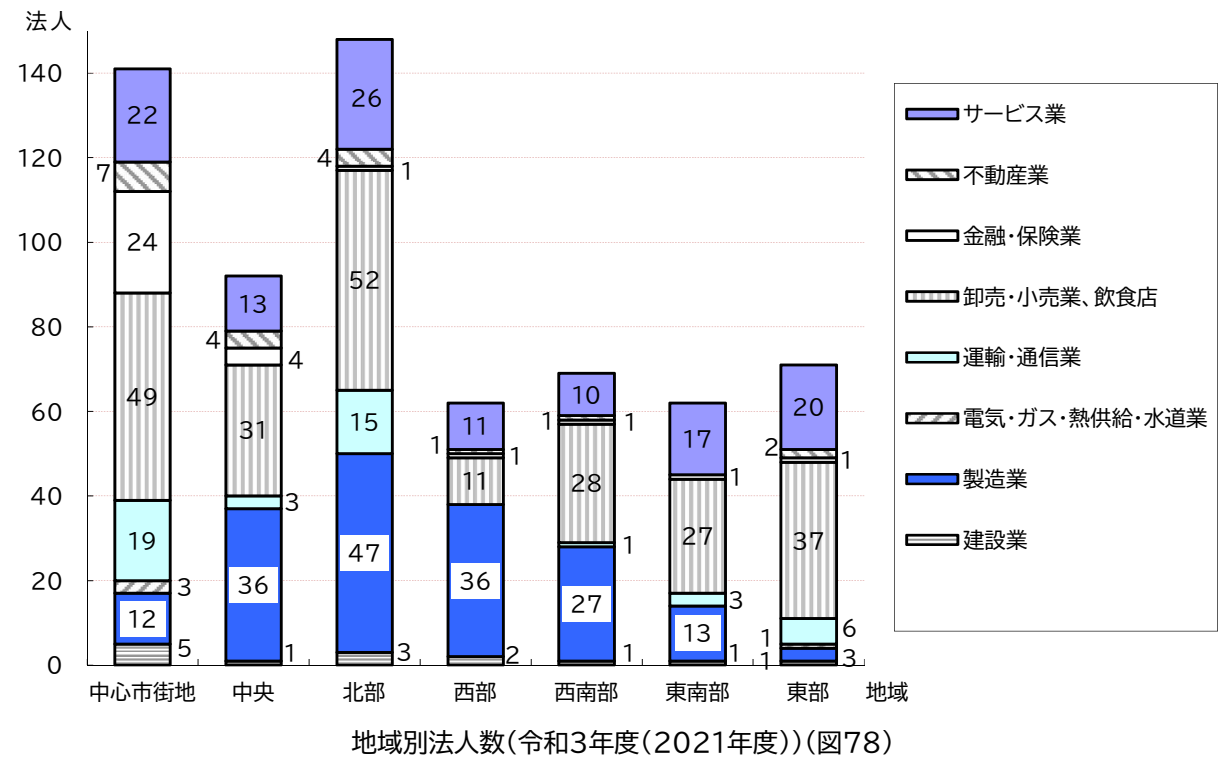


納税義務者数と課税額の推移(図77)

※ データ編第 60 表(95 ページ)参照

イ 地域別の法人数と課税額

本市の広い市域を地域に分けて、それぞれの特徴を見ることにします。
各地域の地域別法人数は、図 78 のとおりです。
事業所税の納税義務がある事業所は、中心市街地地域や北部地域に多くなっています。
課税額については事業所床面積の大きい石川工業団地を抱える北部地域が最も多く、中でも製造業では、全地域の全産業における事業所税課税額の 25.9%を占めています。



※ データ編第 61～67 表(95～98 ページ)参照

区分		中心市街地	中央	北部	西部	西南部	東南部	東部	合計
事業所税課税額 (千円)	建設業	9,516	2,865	3,767	1,451	1,120	578	1,161	20,458
	製造業	20,018	58,560	564,030	64,229	120,540	89,191	1,878	918,446
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,706	0	0	0	0	0	1,639	14,345
	運輸・通信業	54,351	1,330	51,280	0	1,063	2,605	17,908	128,537
	卸売・小売業、飲食店	101,341	65,121	192,416	19,730	67,604	61,167	152,311	659,690
	金融・保険業	43,956	8,274	7	423	2,121	718	6,341	61,840
	不動産業	11,331	3,417	12,336	2,855	1,019	0	48,809	79,767
	サービス業	37,009	30,032	94,364	24,637	26,560	41,501	44,391	298,494
合計		290,228	169,599	918,200	113,325	220,027	195,760	274,438	2,181,577

※ データ編第 61～67 表(95～98 ページ)参照

4 市税のあゆみ

国が行う税制改正に伴い、市税も毎年内容が変わります。税制改正は、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化など、社会・経済の構造変化に対応するために、行われています。

(1) 令和4年度 税制改正の主な内容

- 個人市民税の住宅ローン控除の延長・見直し
- 固定資産税・都市計画税の土地に係る負担調整措置
- 固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大

令和4年(2022年)3月31日に公布された法律に基づく市税の主な改正内容は、次のとおりです。

ア 個人市民税の住宅ローン控除の延長・見直し

所得税において、住宅ローン控除の特例の延長等の措置(※1)が講じられたことに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額(※2)の範囲内で控除する。控除期間を最大13年間として令和20年度(2038年度)分の個人市民税分までとする。また、適用期限を令和7年(2025年)末入居分まで、4年間延長する。

※1 年末のローン残高の0.7%(現行1%)を所得税等から控除

※2 所得税の課税総所得金額等の5%(現行7%)、最高9.75万円(現行13.65万円)

イ 固定資産税・都市計画税の土地に係る負担調整措置

景気回復に万全を期すため、令和4年度(2022年度)に限り、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る。)に係る課税標準額の上昇幅を半減し、評価額の2.5%(現行5%)とする。

ウ 固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大

民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)により、不動産登記法が改正され、登記名義人がDV被害者等である場合、登記事項証明書等には「住所に代わる事項」を記載する措置が講じられる。また、登記所から市町村への登記情報に係る通知事項に、当該住所に代わる事項が追加される。これにより、市町村は固定資産課税台帳の閲覧、証明書の交付の際には、当該「住所に代わる事項」を記載しなければならないこととされる。

(2) 令和3年度(2021年度)以前の税制改正

令和3年度(2021年度)以前も、毎年、税率の改正や課税の特例の見直しなどを行っていました。詳しくはデータ編147ページからの「資料 各年度の税制改正の主な内容」をご覧ください。

デ ー タ 編

1 図に使用したデータ

	頁
第 1 表 市税収入額の推移	67
第 2 表 歳入に占める市税の割合の推移	67
第 3 表 市民 1 人あたりの市税額の推移	67
第 4 表 多摩 26 市と中核市の市民 1 人あたりの市税額	68
第 5 表 市税収入率の推移	68
第 6 表 本市と多摩 26 市(平均)・中核市(平均)の収入率の推移	69
第 7 表 差押え件数の推移	69
第 8 表 差押えによる収入額の推移	69
第 9 表 現年課税分と滞納繰越分の収入未済額の推移	70
第 10 表 本市と多摩 26 市の滞納率の推移	70
第 11 表 多摩 26 市と中核市の税収入額 100 円あたりの徴税費	70
第 12 表 個人市民税の納税義務者数の推移	70
第 13 表 個人市民税課税額の推移	71
第 14 表 1 人あたりの個人市民税額の推移	71
第 15 表 所得割の所得階層別納税義務者数の推移	71
第 16 表 所得割の課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移	71
第 17 表 多摩 26 市と中核市の 1 人あたりの個人市民税額	72
第 18 表 年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額	73
第 19 表 人口と所得階層別納税義務者数(平成 29 年度(2017 年度))	79
第 20 表 人口と所得階層別納税義務者数(平成 30 年度(2018 年度))	79
第 21 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和元年度(2019 年度))	79
第 22 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 2 年度(2020 年度))	80
第 23 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 3 年度(2021 年度))	80
第 24 表 事業所得、不動産所得、給与所得および公的年金にかかる雑所得の推移	81
第 25 表 給与収入金額と公的年金収入金額の推移	81
第 26 表 退職者数と退職所得にかかる個人市民税課税額の推移	82
第 27 表 法人市民税の納税義務者数と課税額の推移	82
第 28 表 適用税率別法人数と法人税割課税額の推移	82
第 29 表 多摩 26 市と中核市の 1 事業所あたりの法人市民税額	83
第 30 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移	84
第 31 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中心市街地地域)	84

第 32 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中央地域)	85
第 33 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(北部地域)	85
第 34 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西部地域)	86
第 35 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西南部地域)	86
第 36 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東南部地域)	87
第 37 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東部地域)	87
第 38 表 地目別地積の推移	88
第 39 表 普通住宅地の平均価格の推移	88
第 40 表 市役所本庁舎及び市民部各事務所が接する道路の路線価の推移	88
第 41 表 多摩 26 市と中核市の商業地の地価公示価格 (令和 4 年(2022 年)1 月 1 日)	89
第 42 表 負担水準の調整の推移	89
第 43 表 地域別住宅用地規模の割合	89
第 44 表 非課税土地の地積の推移	89
第 45 表 家屋評価替え時の単価の推移	90
第 46 表 多摩 26 市と中核市の家屋の単価	90
第 47 表 新築家屋棟数と取壊し家屋棟数の推移	90
第 48 表 家屋の棟数と評価額の推移	90
第 49 表 新築家屋等に対する固定資産税の減額の推移	91
第 50 表 多摩 26 市と中核市の償却資産の納税義務者数	91
第 51 表 償却資産の業種別納税義務者数の推移	92
第 52 表 業種別の 1 事業所あたりの決定価格の推移	92
第 53 表 償却資産の決定価格の推移	93
第 54 表 市長決定分の種類別決定価格の推移	93
第 55 表 多摩 26 市と中核市の 1 事業所あたりの決定価格	93
第 56 表 償却資産にかかる課税額の推移	93
第 57 表 軽自動車税登録台数と課税額の推移	94
第 58 表 たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移	94
第 59 表 多摩 26 市と中核市の市民 1 人あたりの市たばこ税額	94
第 60 表 事業所税の納税義務者数と課税額の推移	95
第 61 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中心市街地地域)	95
第 62 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中央地域)	96
第 63 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(北部地域)	96
第 64 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西部地域)	97
第 65 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西南部地域)	97
第 66 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東南部地域)	98
第 67 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東部地域)	98

2 市税のデータ

(1) 財政	99
① 令和 3 年度(2021 年度)一般会計決算	99
② 一般会計決算の性質別内訳の推移	100
③ 市税の負担の推移	101
④ 徴税経費等の推移	103
⑤ 市税決算の推移	105
⑥ 令和 3 年度(2021 年度)市税決算	107
(2) 市民税	109
① 個人市民税の納税義務者数と調定額の推移	109
② 個人市民税納税義務者数の推移	110
③ 個人市民税所得別納税義務者数の推移	110
④ 令和 3 年度(2021 年度)個人市民税所得割の段階別等調	111
⑤ 個人市民税額と個人都民税額の割合の推移	113
⑥ 法人市民税調定額等の推移	114
⑦ 法人市民税月別調定額の推移	114
⑧ 法人市民税均等割税率区分による法人数と課税額 (令和 3 年度(2021 年度))	115
⑨ 法人市民税法人税割税率区分による法人数の推移	115
(3) 固定資産税(都市計画税)	117
① 土地・家屋・償却資産評価額等の推移	117
② 家屋の種類別棟数の推移	119
③ 取壊し家屋の推移	120
④ 免税点(課税標準額 20 万円)未満の家屋の推移	120
⑤ 令和 3 年度(2021 年度)建築年次別の家屋の床面積・価格	121
⑥ 家屋の種類別新增築の推移	123
⑦ 固定資産税調定額等の推移	125
⑧ 都市計画税調定額等の推移	125
⑨ 国有資産等所在市町村交付金額の推移	127
⑩ 税率・免税点の変遷	128
(4) 軽自動車税	129
(5) 市たばこ税	131
(6) 事業所税	132
(7) 徴収等	133
① 市税収入の推移	133

② 督促状発付の推移	135
③ 差押えの推移	137
④ 市税口座振替取扱いの推移	137
⑤ コンビニエンスストア収納件数	138
⑥ ネットバンキング収納(モバイルレジ)件数	138
⑦ 電子マネー収納 (LINE Pay、PayPay、auPAY、d払い、J-Coin Pay)件数	139
⑧ クレジットカード収納(モバイルレジクレジット)件数	139
(8) その他	141
① 地方譲与税の譲与額の推移	141
② 税にかかる交付金の交付額の推移	142
③ 都税徴収委託金の交付額の推移	145
④ 延滞金額・加算金額の推移	145
⑤ 還付金額・還付加算金額の推移	145

資料

各年度の税制改正の主な内容	147
---------------	-----

1 図に使用したデータ

第1表 市税収入額の推移

単位:千円

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
個人市民税	36,107,849	36,573,844	36,738,159	36,975,558	36,449,529	
法人市民税	5,396,601	5,380,560	5,617,010	4,228,896	4,475,511	
固定資産税	35,573,767	35,728,309	36,149,531	36,420,595	35,520,625	
軽自動車税	687,705	714,956	749,458	804,224	834,048	
市たばこ税	3,223,421	3,182,156	3,202,880	3,118,445	3,331,246	
特別土地保有税	0	0	0	0	0	
事業所税	2,025,374	2,074,015	2,135,466	2,096,072	2,204,149	
都市計画税	6,944,409	6,949,074	7,038,201	7,107,442	6,962,257	
計	89,959,126	90,602,914	91,630,705	90,751,232	89,777,365	

105・106ページに詳細な表あり

第2表 歳入に占める市税の割合の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
市税収入決算額(千円)	89,959,126	90,602,914	91,630,705	90,751,232	89,777,365	
市税以外の 歳入決算額(千円)	104,824,872	110,113,444	117,932,736	180,221,421	156,215,566	
計(千円)	194,783,998	200,716,358	209,563,441	270,972,653	245,992,931	
歳入に占める 市税の割合(%)	46.2	45.1	43.7	33.5	36.5	

第3表 市民1人あたりの市税額の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
市税収入(千円)	89,959,126	90,602,914	91,630,705	90,751,232	89,777,365	
人口(人)	563,228	563,178	562,460	562,480	561,828	
市民1人あたりの 市税額(千円)	160	161	163	161	160	

第4表 多摩26市と中核市の市民1人あたりの市税額(令和3年度(2021年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市
市税収入額(千円)	89,777,365	39,937,773	39,928,376	38,398,513	19,400,365	52,299,716
人口(人)	561,828	184,577	147,643	190,126	132,145	260,255
1人あたりの市税(千円)	160	216	270	202	147	201
区 分	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市
市税収入額(千円)	20,669,603	46,881,032	68,786,200	21,986,121	30,977,059	30,479,635
人口(人)	113,552	237,815	429,152	123,828	195,543	187,027
1人あたりの市税(千円)	182	197	160	178	158	163
区 分	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市
市税収入額(千円)	20,857,378	23,566,389	15,033,744	7,992,748	12,870,346	12,541,879
人口(人)	151,575	126,862	76,371	57,024	83,268	85,317
1人あたりの市税(千円)	138	186	197	140	155	147
区 分	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
市税収入額(千円)	9,683,428	17,105,166	10,210,704	29,291,044	15,962,657	10,023,560
人口(人)	74,905	117,007	72,023	148,479	92,262	54,725
1人あたりの市税(千円)	129	146	142	197	173	183
区 分	あきる野市	西東京市	多摩26市			
市税収入額(千円)	10,651,879	32,867,663	728,180,341			
人口(人)	80,221	206,047	4,189,577			
1人あたりの市税(千円)	133	160	174			
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川崎市	川口市
市税収入額(千円)	41,214,248	91,041,534	53,480,208	61,982,403	56,974,715	97,533,185
人口(人)	271,380	521,104	335,055	372,189	353,260	607,373
1人あたりの市税(千円)	152	175	160	167	161	161
区 分	越谷市	船橋市	柏市	横須賀市	近隣中核市	
市税収入額(千円)	49,558,010	101,822,189	69,057,914	57,302,300	769,744,071	
人口(人)	345,482	644,966	428,587	396,992	4,838,216	
1人あたりの市税(千円)	143	158	161	144	159	

端数を四捨五入しているため、各市の市税収入額の合計と多摩26市の市税収入額は一致しない。
関東地方の中核市のみ表示

第5表 市税収入率の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
現 年 課 税 分	調定額(千円)	89,780,320	90,529,658	91,598,397	90,847,971	89,528,678	
	収入額(千円)	89,171,794	90,032,545	91,168,278	90,261,004	89,284,443	
	収入率(%)	99.3	99.5	99.5	99.4	99.7	
滞 納 繰 越 分	調定額(千円)	2,264,043	1,668,923	1,273,036	1,099,483	1,034,951	
	収入額(千円)	787,332	570,369	462,427	490,228	492,922	
	収入率(%)	34.8	34.2	36.3	44.6	47.6	
市 税 全 体	調定額(千円)	92,044,363	92,198,581	92,871,433	91,947,454	90,563,629	
	収入額(千円)	89,959,126	90,602,914	91,630,705	90,751,232	89,777,365	
	収入率(%)	97.7	98.3	98.7	98.7	99.1	

105・106ページに詳細な表あり

第6表 本市と多摩26市(平均)・中核市(平均)の収入率の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
現年課税分	八王子市収入率(%)	99.3	99.5	99.5	99.4	99.7
	多摩26市	調定額(千円)	718,493,348	726,327,891	737,844,744	734,802,983
		収入額(千円)	714,091,993	722,195,695	733,369,556	729,335,370
		収入率(%)	99.4	99.4	99.4	99.3
	中核市	調定額(千円)	629,621,948	729,320,084	736,777,362	778,452,953
		収入額(千円)	624,193,376	722,777,236	730,312,864	770,452,092
		収入率(%)	99.1	99.1	99.1	99.0
滞納繰越分	八王子市収入率(%)	34.8	34.2	36.3	44.6	47.6
	多摩26市	調定額(千円)	14,242,279	11,295,034	9,011,268	9,017,909
		収入額(千円)	5,418,038	4,447,421	3,745,599	3,888,343
		収入率(%)	38.0	39.4	41.6	43.1
	中核市	調定額(千円)	20,224,925	20,727,041	17,749,521	17,599,380
		収入額(千円)	6,116,113	6,940,842	6,226,749	6,350,188
		収入率(%)	30.2	33.5	35.1	36.1
合計	八王子市収入率(%)	97.7	98.3	98.7	98.7	99.1
	多摩26市	調定額(千円)	732,735,627	737,622,925	746,856,012	743,820,892
		収入額(千円)	719,510,031	726,643,116	737,115,155	733,223,713
		収入率(%)	98.2	98.5	98.7	98.6
	中核市	調定額(千円)	649,846,873	750,047,125	754,526,883	796,052,333
		収入額(千円)	630,309,489	729,718,078	736,539,613	776,802,280
		収入率(%)	97.0	97.3	97.6	97.6

関東地方の中核市のみ表示(平成30年度(2018年度)より川口市、令和2年度(2020年度)より水戸市が中核市に移行)

第7表 差押え件数の推移

単位:件

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
当該年度に 差押えた件数	806	627	1,469	2,632	2,348	
前年度以前に差押え、 引き続き差押えている 件数	605	522	421	549	660	

第8表 差押えによる収入額の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
差押えたことにより 収入となった額(千円)	150,132	132,441	240,418	383,471	438,341	
収入につながった 差押え件数(件)	819	667	1,264	1,365	1,531	

第9表 現年課税分と滞納繰越分の収入未済額の推移

単位:千円

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
現年課税分	620,911	514,212	461,639	612,249	278,954	
滞納繰越分	1,060,155	767,435	652,449	487,474	471,764	
計	1,681,066	1,281,647	1,114,088	1,099,723	750,718	

第10表 本市と多摩26市の滞納率の推移

単位:%

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
八王子市	2.5	1.8	1.4	1.2	1.1	
多摩26市平均	1.9	1.5	1.3	1.2	1.3	

第11表 多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税費(令和3年度(2021年度))

単位:円

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
徴税費(合計)	1.62	1.32	1.38	1.21	2.32	1.03	1.93
うち人件費	1.24	1.10	1.00	0.97	1.59	0.72	1.28
区分	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
徴税費(合計)	1.36	1.74	1.54	1.85	1.94	1.88	1.53
うち人件費	0.87	1.19	1.19	1.26	1.29	1.26	1.14
区分	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
徴税費(合計)	1.81	2.53	2.50	2.93	2.02	1.81	2.30
うち人件費	1.40	1.73	1.38	1.51	1.88	1.49	1.67
区分	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	多摩26市 平均	
徴税費(合計)	1.96	1.67	2.24	2.09	1.58	1.67	
うち人件費	1.04	1.27	1.60	1.40	1.16	1.18	
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市
徴税費(合計)	1.85	1.72	1.52	1.67	1.29	1.72	2.02
うち人件費	1.47	1.24	1.20	1.49	0.97	0.87	1.19
区分	船橋市	柏市	横須賀市	中核市平均			
徴税費(合計)	1.46	2.38	1.85	1.72			
うち人件費	0.84	0.81	1.53	1.13			

関東地方の中核市のみ表示

第12表 個人市民税の納税義務者数の推移

単位:人

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
均等割のみを 納める者	11,225	11,862	12,072	12,551	12,751	
均等割と所得割を 納める者	266,909	270,128	273,695	276,177	275,320	
計	278,134	281,990	285,767	288,728	288,071	

個人市民税の納税義務者数は延べ人数

第13表 個人市民税課税額の推移

単位:千円

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
均 等 割	普通徴収	241,318	240,168	241,575	242,661	232,556	
	給与特別徴収	578,750	594,869	606,535	616,425	624,712	
	年金特別徴収	126,564	129,775	129,081	130,211	131,942	
	小計	946,632	964,812	977,191	989,297	989,210	
所 得 割	普通徴収	8,132,558	8,196,280	8,082,899	7,985,755	7,656,342	
	給与特別徴収	25,349,924	25,801,915	26,116,822	26,472,843	26,142,030	
	年金特別徴収	1,622,677	1,615,189	1,572,553	1,563,499	1,579,409	
	小計	35,105,159	35,613,384	35,772,274	36,022,097	35,377,781	
合計		36,051,791	36,578,196	36,749,465	37,011,394	36,366,991	

第14表 1人あたりの個人市民税額の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
調定額(千円)	36,051,791	36,578,196	36,749,465	37,011,394	36,366,991	
人口(人)	563,228	563,178	562,460	562,480	561,828	
納税義務者(人)	278,134	281,990	285,767	288,728	288,071	
市民1人あたり(千円)	64	65	65	66	65	
納税義務者 1人あたり(千円)	130	130	129	128	126	

第15表 所得割の所得階層別納税義務者数の推移

単位:人

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
10万円以下	9,520	10,076	10,116	10,073	9,425	
10万円超 100万円以下	78,969	79,086	79,686	80,392	81,862	
100万円超 200万円以下	72,455	73,356	74,145	74,784	76,961	
200万円超 400万円以下	63,960	64,661	65,821	67,105	67,144	
400万円超 700万円以下	26,388	26,193	26,012	26,191	25,231	
700万円超 1,000万円以下	5,290	5,658	5,825	5,841	5,784	
1,000万円超	4,167	4,314	4,663	4,663	4,630	
計	260,749	263,344	266,268	269,049	271,037	

所得階層別納税義務者数は実人数

令和2年度(2020年度)までは6月末時点の数値

令和3年度(2021年度)は決算時点の数値

第16表 所得割の課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
所得割額(千円)	34,717,018	35,020,964	35,178,321	35,486,346	34,837,971	
納税義務者(人)	260,749	263,344	266,268	269,049	271,037	
1人あたりの 所得割額(千円)	133	133	132	132	129	

令和2年度(2020年度)までは6月末時点の数値

令和3年度(2021年度)は決算時点の数値

第17表 多摩26市と中核市の1人あたりの個人市民税額(令和3年度(2021年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市
調定額(千円)	36,366,991	13,452,180	18,155,843	18,324,154	7,562,151
人口(人)	561,828	184,577	147,643	190,126	132,145
納税義務者数(人)	288,071	98,944	90,457	106,719	67,424
人口1人あたり(千円)	65	73	123	96	57
納税義務者1人あたり(千円)	126	136	201	172	112
区 分	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市
調定額(千円)	20,676,326	7,207,766	21,291,025	30,759,419	11,158,500
人口(人)	260,255	113,552	237,815	429,152	123,828
納税義務者数(人)	140,039	60,257	131,165	218,272	68,532
人口1人あたり(千円)	79	63	90	72	90
納税義務者1人あたり(千円)	148	120	162	141	163
区 分	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市
調定額(千円)	14,245,537	13,577,473	9,532,162	11,716,869	7,068,096
人口(人)	195,543	187,027	151,575	126,862	76,371
納税義務者数(人)	100,248	101,160	83,869	70,755	42,586
人口1人あたり(千円)	73	73	63	92	93
納税義務者1人あたり(千円)	142	134	114	166	166
区 分	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市
調定額(千円)	3,424,446	6,899,545	5,304,031	4,555,331	7,614,614
人口(人)	57,024	83,268	85,317	74,905	117,007
納税義務者数(人)	30,983	46,280	43,656	37,304	59,347
人口1人あたり(千円)	60	83	62	61	65
納税義務者1人あたり(千円)	111	149	121	122	128
区 分	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市
調定額(千円)	3,737,066	10,582,712	7,272,849	3,468,911	4,488,714
人口(人)	72,023	148,479	92,262	54,725	80,221
納税義務者数(人)	34,081	77,337	47,877	30,028	41,147
人口1人あたり(千円)	52	71	79	63	56
納税義務者1人あたり(千円)	110	137	152	116	109
区 分	西東京市	多摩26市			
調定額(千円)	15,596,737	314,039,446			
人口(人)	206,047	4,189,577			
納税義務者数(人)	109,956	2,226,494			
人口1人あたり(千円)	76	75			
納税義務者1人あたり(千円)	142	141			
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市
調定額(千円)	16,594,431	33,924,126	19,397,116	22,130,576	21,751,146
人口(人)	271,380	521,104	335,055	372,189	353,260
納税義務者数(人)	137,724	266,411	171,908	190,658	200,172
人口1人あたり(千円)	61	65	58	59	62
納税義務者1人あたり(千円)	120	127	113	116	109
区 分	川口市	越谷市	船橋市	柏市	横須賀市
調定額(千円)	40,506,379	21,867,368	45,509,449	29,634,865	22,984,101
人口(人)	607,373	345,482	644,966	428,587	396,992
納税義務者数(人)	321,704	180,095	343,862	228,926	202,334
人口1人あたり(千円)	67	63	71	69	58
納税義務者1人あたり(千円)	126	121	132	129	114

端数を四捨五入しているため、各市の調定額の合計と多摩26市の調定額は一致しない。

関東地方の中核市のみ表示

第18表-1 年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額(令和2年度(2020年度))

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0歳	1,610	1,511	3,121	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	1,846	1,676	3,522	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2歳	1,906	1,763	3,669	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳	2,073	1,865	3,938	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	2,132	2,071	4,203	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳	2,126	1,984	4,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6歳	2,221	2,083	4,304	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7歳	2,324	2,189	4,513	1	0	1	408	0	408	408,400	0	408,400
8歳	2,328	2,141	4,469	0	1	1	0	199	199	0	199,400	199,400
9歳	2,448	2,306	4,754	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10歳	2,471	2,320	4,791	1	1	2	423	4	427	423,400	3,500	213,450
11歳	2,426	2,380	4,806	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12歳	2,563	2,426	4,989	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13歳	2,608	2,432	5,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14歳	2,406	2,337	4,743	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳	2,536	2,424	4,960	1	0	1	33	0	33	32,800	0	32,800
16歳	2,540	2,478	5,018	1	0	1	60	0	60	59,600	0	59,600
17歳	2,664	2,516	5,180	7	1	8	772	52	824	110,300	51,800	102,988
18歳	2,922	2,802	5,724	54	17	71	3,247	917	4,163	60,128	53,912	58,639
19歳	3,830	3,544	7,374	200	97	297	14,061	5,403	19,464	70,304	55,704	65,535
20歳	3,928	3,568	7,496	742	552	1,294	33,142	19,210	52,351	44,665	34,800	40,457
21歳	4,223	3,699	7,922	1,144	1,006	2,150	59,047	44,259	103,306	51,614	43,995	48,049
22歳	4,195	3,632	7,827	1,515	1,435	2,950	83,858	77,347	161,205	55,352	53,900	54,646
23歳	3,699	3,281	6,980	2,118	2,187	4,305	139,788	132,702	272,489	66,000	60,677	63,296
24歳	3,384	3,072	6,456	2,237	2,170	4,407	179,500	162,695	342,196	80,242	74,975	77,648
25歳	3,373	2,990	6,363	2,476	2,182	4,658	215,426	166,939	382,364	87,005	76,507	82,088
26歳	3,105	2,587	5,692	2,397	1,917	4,314	227,086	152,222	379,309	94,738	79,407	87,925
27歳	3,048	2,560	5,608	2,445	1,815	4,260	239,047	146,786	385,834	97,770	80,874	90,571
28歳	2,883	2,508	5,391	2,368	1,720	4,088	250,387	141,159	391,545	105,738	82,069	95,779
29歳	2,768	2,508	5,276	2,272	1,635	3,907	241,268	131,012	372,280	106,192	80,130	95,285
30歳	2,868	2,474	5,342	2,404	1,550	3,954	262,129	124,116	386,245	109,039	80,075	97,685
31歳	2,968	2,626	5,594	2,487	1,599	4,086	277,904	140,132	418,036	111,743	87,637	102,309
32歳	2,901	2,596	5,497	2,489	1,549	4,038	299,231	122,555	421,787	120,221	79,119	104,454
33歳	2,974	2,698	5,672	2,578	1,535	4,113	321,194	122,810	444,004	124,590	80,006	107,951
34歳	3,141	2,819	5,960	2,713	1,596	4,309	350,255	128,108	478,363	129,102	80,268	111,015
35歳	3,238	2,875	6,113	2,752	1,574	4,326	376,572	127,232	503,804	136,836	80,834	116,460
36歳	3,231	2,906	6,137	2,754	1,593	4,347	392,099	133,580	525,679	142,374	83,854	120,929
37歳	3,332	3,182	6,514	2,848	1,708	4,556	450,612	138,181	588,793	158,221	80,902	129,235
38歳	3,411	3,182	6,593	2,963	1,772	4,735	465,743	158,764	624,507	157,186	89,596	131,892
39歳	3,613	3,283	6,896	3,147	1,767	4,914	522,132	155,247	677,380	165,914	87,859	137,847
40歳	3,731	3,460	7,191	3,238	1,917	5,155	546,931	163,509	710,439	168,910	85,294	137,816
41歳	3,907	3,609	7,516	3,433	2,020	5,453	580,307	176,713	757,020	169,038	87,482	138,826
42歳	3,922	3,724	7,646	3,412	2,104	5,516	595,952	191,102	787,054	174,664	90,828	142,686
43歳	4,105	3,800	7,905	3,614	2,173	5,787	639,926	190,762	830,688	177,069	87,787	143,544
44歳	4,348	3,925	8,273	3,799	2,181	5,980	709,303	204,768	914,071	186,708	93,887	152,855
45歳	4,497	4,369	8,866	3,907	2,551	6,458	745,106	217,986	963,092	190,711	85,451	149,132
46歳	4,983	4,618	9,601	4,369	2,724	7,093	843,546	246,302	1,089,848	193,075	90,419	153,651
47歳	4,821	4,609	9,430	4,196	2,703	6,899	804,439	247,772	1,052,211	191,716	91,666	152,516
48歳	4,857	4,485	9,342	4,207	2,608	6,815	918,458	230,940	1,149,397	218,316	88,550	168,657
49歳	4,724	4,438	9,162	4,108	2,608	6,716	868,095	225,716	1,093,811	211,318	86,548	162,866

退職所得等の一部所得を除くデータのため、決算数値とは一致しない。

個人市民税額を四捨五入しているため、納税義務者1人あたりの個人市民税額が計算結果と一致しない場合がある。

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
50歳	4,616	4,200	8,816	3,998	2,455	6,453	847,600	220,189	1,067,788	212,006	89,690	165,472
51歳	4,614	4,355	8,969	4,015	2,509	6,524	877,847	233,333	1,111,180	218,642	92,998	170,322
52歳	4,582	4,202	8,784	3,979	2,494	6,473	905,270	229,034	1,134,304	227,512	91,834	175,236
53歳	3,465	3,171	6,636	2,999	1,845	4,844	735,838	175,767	911,604	245,361	95,266	188,192
54歳	4,421	3,999	8,420	3,860	2,246	6,106	920,137	223,837	1,143,974	238,378	99,660	187,353
55歳	4,013	3,858	7,871	3,450	2,210	5,660	809,098	213,377	1,022,475	234,521	96,551	180,649
56歳	3,814	3,470	7,284	3,276	1,929	5,205	824,392	180,219	1,004,611	251,646	93,426	193,009
57歳	3,474	3,434	6,908	2,969	1,855	4,824	769,766	182,481	952,247	259,268	98,373	197,398
58歳	3,302	3,180	6,482	2,806	1,695	4,501	706,839	161,818	868,657	251,903	95,468	192,992
59歳	3,318	3,233	6,551	2,819	1,648	4,467	723,423	161,894	885,317	256,624	98,237	198,190
60歳	3,301	3,088	6,389	2,735	1,504	4,239	633,466	132,635	766,100	231,614	88,188	180,727
61歳	3,173	3,061	6,234	2,580	1,434	4,014	506,330	108,175	614,505	196,252	75,436	153,090
62歳	2,983	2,911	5,894	2,401	1,237	3,638	461,377	100,905	562,282	192,160	81,572	154,558
63歳	2,961	3,148	6,109	2,469	1,336	3,805	403,328	99,366	502,694	163,357	74,375	132,114
64歳	3,143	3,232	6,375	2,597	1,332	3,929	415,340	101,487	516,827	159,931	76,192	131,542
65歳	3,157	3,254	6,411	2,503	1,187	3,690	375,600	88,788	464,387	150,060	74,800	125,850
66歳	3,188	3,428	6,616	2,623	1,210	3,833	354,227	85,252	439,479	135,046	70,456	114,657
67歳	3,394	3,700	7,094	2,763	1,169	3,932	352,442	85,363	437,805	127,558	73,022	111,344
68歳	3,554	3,912	7,466	2,822	1,143	3,965	356,958	73,660	430,618	126,491	64,444	108,605
69歳	3,918	4,150	8,068	3,059	1,170	4,229	348,152	89,268	437,420	113,812	76,298	103,434
70歳	4,478	4,692	9,170	3,416	1,202	4,618	361,598	80,818	442,416	105,854	67,236	95,803
71歳	4,206	4,708	8,914	3,165	1,041	4,206	317,020	89,226	406,246	100,164	85,712	96,587
72歳	4,264	4,742	9,006	3,148	993	4,141	301,078	76,168	377,246	95,641	76,705	91,100
73歳	2,893	3,232	6,125	2,152	633	2,785	206,904	52,685	259,589	96,145	83,231	93,210
74歳	2,596	3,031	5,627	1,872	535	2,407	175,061	42,962	218,023	93,516	80,302	90,579
75歳	3,094	3,591	6,685	2,196	593	2,789	196,140	45,901	242,041	89,317	77,405	86,784
76歳	3,291	3,897	7,188	2,353	583	2,936	188,015	47,779	235,793	79,904	81,953	80,311
77歳	3,027	3,610	6,637	2,175	484	2,659	169,207	38,852	208,059	77,796	80,272	78,247
78歳	3,025	3,522	6,547	2,147	436	2,583	167,975	37,522	205,496	78,237	86,058	79,557
79歳	2,669	3,262	5,931	1,885	436	2,321	125,176	35,544	160,721	66,407	81,523	69,246
80歳	2,209	2,749	4,958	1,570	318	1,888	120,336	25,400	145,736	76,647	79,873	77,191
81歳	2,087	2,529	4,616	1,528	304	1,832	112,109	33,465	145,574	73,370	110,081	79,462
82歳	2,068	2,631	4,699	1,491	300	1,791	95,970	19,996	115,965	64,366	66,653	64,749
83歳	1,811	2,419	4,230	1,340	265	1,605	113,814	26,586	140,400	84,936	100,325	87,477
84歳	1,708	2,274	3,982	1,195	230	1,425	99,535	23,026	122,561	83,293	100,114	86,008
85歳	1,394	2,001	3,395	965	214	1,179	95,756	22,192	117,947	99,228	103,699	100,040
86歳	1,208	1,912	3,120	894	214	1,108	73,108	27,359	100,466	81,776	127,843	90,674
87歳	1,023	1,706	2,729	766	172	938	60,068	17,895	77,963	78,418	104,040	83,116
88歳	838	1,497	2,335	620	181	801	46,445	20,776	67,222	74,912	114,786	83,922
89歳	599	1,292	1,891	466	163	629	41,846	25,987	67,833	89,799	159,428	107,843
90歳	570	1,207	1,777	453	149	602	34,019	57,771	91,789	75,096	387,723	152,474
91歳	423	966	1,389	334	114	448	26,254	11,717	37,970	78,604	102,776	84,755
92歳	327	830	1,157	266	95	361	20,375	11,120	31,495	76,597	117,055	87,244
93歳	257	693	950	200	80	280	24,550	10,487	35,037	122,750	131,086	125,131
94歳	167	575	742	140	67	207	12,971	7,857	20,829	92,651	117,273	100,621
95歳	122	400	522	96	42	138	10,877	3,699	14,576	113,306	88,069	105,625
96歳	85	312	397	62	34	96	4,486	5,466	9,952	72,350	160,762	103,663
97歳	57	258	315	42	24	66	3,424	2,979	6,402	81,512	124,104	97,000
98歳	29	155	184	18	8	26	1,788	518	2,306	99,339	64,788	88,708
99歳	13	125	138	12	6	18	596	3,861	4,458	49,675	643,567	247,639
100歳以上	24	234	258	17	18	35	1,252	3,337	4,589	73,624	185,389	131,103
全体	281,111	281,369	562,480	183,104	100,110	283,214	28,192,663	8,482,995	36,675,658	153,971	84,737	129,498

第18表-2 年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額(令和3年度(2021年度))

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0歳	1,535	1,449	2,984	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	1,705	1,608	3,313	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2歳	1,896	1,719	3,615	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳	1,917	1,792	3,709	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	2,101	1,874	3,975	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳	2,153	2,071	4,224	1	0	1	164	0	164	164,400	0	164,400
6歳	2,166	2,006	4,172	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7歳	2,229	2,103	4,332	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8歳	2,348	2,202	4,550	1	0	1	501	0	501	500,700	0	500,700
9歳	2,350	2,140	4,490	0	1	1	0	259	259	0	259,400	259,400
10歳	2,468	2,321	4,789	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11歳	2,486	2,337	4,823	1	0	1	528	0	528	527,600	0	527,600
12歳	2,446	2,383	4,829	1	0	1	4	0	4	3,500	0	3,500
13歳	2,581	2,437	5,018	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14歳	2,617	2,428	5,045	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳	2,417	2,355	4,772	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16歳	2,550	2,447	4,997	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17歳	2,552	2,487	5,039	2	10	12	91	720	811	45,500	71,990	67,575
18歳	2,878	2,654	5,532	48	15	63	2,916	761	3,677	60,756	50,700	58,362
19歳	3,624	3,363	6,987	172	89	261	11,166	5,180	16,346	64,917	58,206	62,629
20歳	4,006	3,573	7,579	716	562	1,278	35,595	22,075	57,671	49,714	39,280	45,126
21歳	3,995	3,547	7,542	986	878	1,864	48,184	36,238	84,422	48,868	41,273	45,291
22歳	4,076	3,572	7,648	1,333	1,325	2,658	77,788	72,094	149,882	58,356	54,411	56,389
23歳	3,715	3,166	6,881	2,144	2,090	4,234	139,208	130,372	269,580	64,929	62,379	63,670
24歳	3,510	3,074	6,584	2,299	2,162	4,461	184,499	157,309	341,808	80,252	72,761	76,621
25歳	3,173	2,927	6,100	2,323	2,123	4,446	199,210	163,255	362,465	85,755	76,898	81,526
26歳	3,209	2,839	6,048	2,509	2,042	4,551	229,523	157,480	387,003	91,480	77,121	85,037
27歳	2,992	2,487	5,479	2,377	1,797	4,174	234,847	145,312	380,158	98,800	80,864	91,078
28歳	3,009	2,540	5,549	2,460	1,745	4,205	247,412	139,184	386,596	100,574	79,762	91,937
29歳	2,853	2,495	5,348	2,343	1,673	4,016	246,675	131,395	378,070	105,282	78,538	94,141
30歳	2,712	2,455	5,167	2,238	1,536	3,774	238,071	123,443	361,515	106,377	80,367	95,791
31歳	2,864	2,487	5,351	2,378	1,490	3,868	266,895	118,371	385,267	112,235	79,444	99,604
32歳	2,959	2,687	5,646	2,498	1,591	4,089	280,818	140,746	421,563	112,417	88,464	103,097
33歳	2,962	2,642	5,604	2,519	1,529	4,048	305,471	120,811	426,282	121,267	79,013	105,307
34歳	2,991	2,697	5,688	2,604	1,519	4,123	322,939	121,529	444,467	124,016	80,006	107,802
35歳	3,151	2,852	6,003	2,721	1,603	4,324	350,950	125,648	476,597	128,978	78,383	110,221
36歳	3,242	2,904	6,146	2,776	1,580	4,356	379,220	128,124	507,344	136,607	81,091	116,470
37歳	3,266	2,922	6,188	2,770	1,581	4,351	398,781	133,816	532,597	143,964	84,640	122,408
38歳	3,379	3,223	6,602	2,889	1,740	4,629	460,844	143,983	604,827	159,517	82,749	130,660
39歳	3,413	3,191	6,604	2,940	1,805	4,745	457,844	164,628	622,472	155,729	91,207	131,185
40歳	3,660	3,315	6,975	3,182	1,800	4,982	524,064	156,437	680,501	164,696	86,910	136,592
41歳	3,758	3,479	7,237	3,256	1,974	5,230	558,991	168,674	727,665	171,680	85,448	139,133
42歳	3,940	3,626	7,566	3,458	2,086	5,544	580,641	177,271	757,912	167,912	84,981	136,708
43歳	3,950	3,731	7,681	3,436	2,143	5,579	591,308	193,009	784,317	172,092	90,065	140,584
44歳	4,099	3,840	7,939	3,576	2,230	5,806	630,301	195,973	826,274	176,259	87,880	142,314
45歳	4,360	3,953	8,313	3,796	2,247	6,043	700,021	206,668	906,689	184,410	91,975	150,040
46歳	4,521	4,391	8,912	3,904	2,601	6,505	741,004	225,343	966,347	189,806	86,637	148,554
47歳	4,996	4,637	9,633	4,350	2,774	7,124	832,905	251,474	1,084,379	191,472	90,654	152,215
48歳	4,841	4,627	9,468	4,201	2,754	6,955	795,732	246,423	1,042,154	189,415	89,478	149,842
49歳	4,898	4,503	9,401	4,206	2,635	6,841	879,157	230,925	1,110,082	209,025	87,638	162,269

退職所得等の一部所得を除くデータのため、決算数値とは一致しない。

個人市民税額を四捨五入しているため、納税義務者1人あたりの個人市民税額が計算結果と一致しない場合がある。

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
50歳	4,756	4,450	9,206	4,123	2,657	6,780	858,057	232,072	1,090,129	208,115	87,344	160,786
51歳	4,612	4,206	8,818	3,973	2,495	6,468	830,997	222,559	1,053,556	209,161	89,202	162,888
52歳	4,626	4,368	8,994	3,990	2,503	6,493	865,157	238,926	1,104,083	216,831	95,456	170,042
53歳	4,608	4,231	8,839	3,984	2,485	6,469	910,029	235,797	1,145,827	228,421	94,888	177,126
54歳	3,467	3,178	6,645	2,977	1,855	4,832	708,143	176,596	884,739	237,871	95,200	183,100
55歳	4,434	4,001	8,435	3,876	2,248	6,124	919,246	219,277	1,138,523	237,164	97,543	185,912
56歳	4,018	3,862	7,880	3,448	2,197	5,645	803,944	216,325	1,020,269	233,162	98,464	180,739
57歳	3,809	3,470	7,279	3,239	1,913	5,152	774,481	178,102	952,583	239,111	93,101	184,896
58歳	3,481	3,421	6,902	2,947	1,811	4,758	746,147	178,515	924,663	253,189	98,573	194,338
59歳	3,294	3,179	6,473	2,773	1,654	4,427	693,054	158,813	851,867	249,929	96,017	192,425
60歳	3,327	3,226	6,553	2,790	1,613	4,403	630,729	149,376	780,105	226,068	92,608	177,176
61歳	3,286	3,097	6,383	2,653	1,462	4,115	513,486	113,283	626,769	193,549	77,485	152,313
62歳	3,147	3,045	6,192	2,538	1,398	3,936	458,397	105,885	564,281	180,613	75,740	143,364
63歳	2,954	2,915	5,869	2,356	1,230	3,586	421,510	93,044	514,553	178,909	75,645	143,490
64歳	2,945	3,129	6,074	2,424	1,248	3,672	387,062	92,222	479,285	159,679	73,896	130,524
65歳	3,118	3,219	6,337	2,478	1,204	3,682	372,542	93,853	466,395	150,340	77,951	126,669
66歳	3,145	3,238	6,383	2,570	1,135	3,705	370,315	88,534	458,849	144,091	78,003	123,846
67歳	3,159	3,419	6,578	2,553	1,148	3,701	332,495	72,887	405,382	130,237	63,490	109,533
68歳	3,366	3,687	7,053	2,714	1,098	3,812	330,299	75,385	405,684	121,702	68,657	106,423
69歳	3,493	3,901	7,394	2,720	1,089	3,809	325,797	64,529	390,326	119,778	59,255	102,475
70歳	3,856	4,134	7,990	2,961	1,064	4,025	326,137	78,667	404,804	110,144	73,935	100,572
71歳	4,413	4,677	9,090	3,314	1,134	4,448	331,059	87,451	418,509	99,897	77,117	94,089
72歳	4,138	4,695	8,833	3,076	967	4,043	288,172	75,392	363,564	93,684	77,965	89,924
73歳	4,201	4,721	8,922	3,026	921	3,947	274,754	69,015	343,769	90,798	74,935	87,096
74歳	2,846	3,207	6,053	2,086	590	2,676	197,617	51,746	249,363	94,735	87,706	93,185
75歳	2,531	3,004	5,535	1,800	489	2,289	164,103	36,139	200,242	91,168	73,903	87,480
76歳	3,026	3,557	6,583	2,116	538	2,654	180,252	32,942	213,194	85,185	61,230	80,329
77歳	3,208	3,848	7,056	2,268	566	2,834	169,574	50,572	220,147	74,768	89,351	77,681
78歳	2,941	3,577	6,518	2,073	465	2,538	164,424	38,688	203,112	79,317	83,201	80,029
79歳	2,937	3,467	6,404	2,084	409	2,493	140,012	28,196	168,208	67,184	68,940	67,472
80歳	2,564	3,191	5,755	1,793	406	2,199	116,635	37,068	153,703	65,050	91,301	69,897
81歳	2,125	2,682	4,807	1,513	320	1,833	109,780	27,405	137,184	72,558	85,640	74,841
82歳	2,005	2,465	4,470	1,453	282	1,735	96,299	31,486	127,784	66,276	111,651	73,651
83歳	1,966	2,578	4,544	1,427	285	1,712	91,940	21,771	113,711	64,429	76,391	66,420
84歳	1,700	2,337	4,037	1,261	246	1,507	103,606	30,000	133,605	82,162	121,950	88,656
85歳	1,598	2,197	3,795	1,126	212	1,338	86,299	15,998	102,298	76,642	75,464	76,456
86歳	1,283	1,909	3,192	892	193	1,085	67,118	17,207	84,325	75,244	89,154	77,719
87歳	1,109	1,807	2,916	818	194	1,012	57,028	15,955	72,983	69,716	82,242	72,117
88歳	928	1,604	2,532	710	164	874	53,436	21,282	74,718	75,262	129,770	85,490
89歳	734	1,389	2,123	550	154	704	43,189	15,705	58,894	78,526	101,978	83,656
90歳	531	1,184	1,715	419	137	556	41,812	23,594	65,406	99,790	172,216	117,636
91歳	503	1,097	1,600	401	134	535	28,009	10,360	38,369	69,848	77,311	71,718
92歳	361	853	1,214	280	101	381	20,510	11,594	32,104	73,249	114,795	84,263
93歳	266	717	983	220	82	302	16,879	11,365	28,245	76,725	138,602	93,526
94歳	199	593	792	157	70	227	13,657	8,407	22,064	86,990	120,099	97,200
95歳	122	499	621	102	56	158	13,228	5,812	19,040	129,686	103,791	120,508
96歳	91	330	421	74	29	103	10,229	4,388	14,617	138,234	151,317	141,917
97歳	67	253	320	48	27	75	3,274	3,950	7,223	68,198	146,289	96,311
98歳	36	196	232	28	19	47	2,195	1,413	3,608	78,386	74,353	76,755
99歳	17	118	135	12	6	18	2,008	943	2,951	167,350	157,110	163,937
100歳以上	27	249	276	21	14	35	826	1,851	2,677	39,338	132,219	76,490
全体	280,893	280,935	561,828	182,649	100,447	283,096	27,420,211	8,407,273	35,827,484	150,125	83,699	126,556

第18表-3 年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額(令和3年度(2021年度)前年比)

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0歳	△ 75	△ 62	△ 137	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	△ 141	△ 68	△ 209	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2歳	△ 10	△ 44	△ 54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳	△ 156	△ 73	△ 229	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	△ 31	△ 197	△ 228	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳	27	87	114	1	0	1	164	0	164	164,400	0	164,400
6歳	△ 55	△ 77	△ 132	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7歳	△ 95	△ 86	△ 181	△ 1	0	△ 1	△ 408	0	△ 408	△ 408,400	0	△ 408,400
8歳	20	61	81	1	△ 1	0	501	△ 199	301	500,700	△ 199,400	301,300
9歳	△ 98	△ 166	△ 264	0	1	1	0	259	259	0	259,400	259,400
10歳	△ 3	1	△ 2	△ 1	△ 1	△ 2	△ 423	△ 4	△ 427	△ 423,400	△ 3,500	△ 213,450
11歳	60	△ 43	17	1	0	1	528	0	528	527,600	0	527,600
12歳	△ 117	△ 43	△ 160	1	0	1	4	0	4	3,500	0	3,500
13歳	△ 27	5	△ 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14歳	211	91	302	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳	△ 119	△ 69	△ 188	△ 1	0	△ 1	△ 33	0	△ 33	△ 32,800	0	△ 32,800
16歳	10	△ 31	△ 21	△ 1	0	△ 1	△ 60	0	△ 60	△ 59,600	0	△ 59,600
17歳	△ 112	△ 29	△ 141	△ 5	9	4	△ 681	668	△ 13	△ 64,800	20,190	△ 35,413
18歳	△ 44	△ 148	△ 192	△ 6	△ 2	△ 8	△ 331	△ 156	△ 487	628	△ 3,212	△ 278
19歳	△ 206	△ 181	△ 387	△ 28	△ 8	△ 36	△ 2,895	△ 223	△ 3,118	△ 5,386	2,501	△ 2,907
20歳	78	5	83	△ 26	10	△ 16	2,454	2,866	5,320	5,049	4,480	4,669
21歳	△ 228	△ 152	△ 380	△ 158	△ 128	△ 286	△ 10,863	△ 8,021	△ 18,884	△ 2,746	△ 2,722	△ 2,758
22歳	△ 119	△ 60	△ 179	△ 182	△ 110	△ 292	△ 6,070	△ 5,253	△ 11,323	3,004	510	1,743
23歳	16	△ 115	△ 99	26	△ 97	△ 71	△ 580	△ 2,330	△ 2,909	△ 1,071	1,701	374
24歳	126	2	128	62	△ 8	54	4,999	△ 5,386	△ 388	10	△ 2,214	△ 1,027
25歳	△ 200	△ 63	△ 263	△ 153	△ 59	△ 212	△ 16,216	△ 3,683	△ 19,899	△ 1,250	391	△ 561
26歳	104	252	356	112	125	237	2,437	5,258	7,694	△ 3,258	△ 2,286	△ 2,888
27歳	△ 56	△ 73	△ 129	△ 68	△ 18	△ 86	△ 4,201	△ 1,475	△ 5,675	1,030	△ 10	506
28歳	126	32	158	92	25	117	△ 2,974	△ 1,975	△ 4,949	△ 5,163	△ 2,307	△ 3,842
29歳	85	△ 13	72	71	38	109	5,407	383	5,790	△ 910	△ 1,591	△ 1,144
30歳	△ 156	△ 19	△ 175	△ 166	△ 14	△ 180	△ 24,058	△ 673	△ 24,730	△ 2,662	292	△ 1,894
31歳	△ 104	△ 139	△ 243	△ 109	△ 109	△ 218	△ 11,009	△ 21,761	△ 32,769	493	△ 8,193	△ 2,706
32歳	58	91	149	9	42	51	△ 18,414	18,190	△ 223	△ 7,804	9,345	△ 1,357
33歳	△ 12	△ 56	△ 68	△ 59	△ 6	△ 65	△ 15,723	△ 1,999	△ 17,721	△ 3,323	△ 993	△ 2,644
34歳	△ 150	△ 122	△ 272	△ 109	△ 77	△ 186	△ 27,316	△ 6,579	△ 33,896	△ 5,086	△ 262	△ 3,213
35歳	△ 87	△ 23	△ 110	△ 31	29	△ 2	△ 25,623	△ 1,585	△ 27,207	△ 7,858	△ 2,451	△ 6,238
36歳	11	△ 2	9	22	△ 13	9	△ 12,878	△ 5,456	△ 18,335	△ 5,768	△ 2,763	△ 4,459
37歳	△ 66	△ 260	△ 326	△ 78	△ 127	△ 205	△ 51,831	△ 4,365	△ 56,196	△ 14,256	3,738	△ 6,827
38歳	△ 32	41	9	△ 74	△ 32	△ 106	△ 4,900	△ 14,781	△ 19,681	2,330	△ 6,847	△ 1,231
39歳	△ 200	△ 92	△ 292	△ 207	38	△ 169	△ 64,288	9,381	△ 54,908	△ 10,185	3,347	△ 6,662
40歳	△ 71	△ 145	△ 216	△ 56	△ 117	△ 173	△ 22,866	△ 7,071	△ 29,938	△ 4,213	1,616	△ 1,224
41歳	△ 149	△ 130	△ 279	△ 177	△ 46	△ 223	△ 21,316	△ 8,039	△ 29,355	2,642	△ 2,034	307
42歳	18	△ 98	△ 80	46	△ 18	28	△ 15,311	△ 13,831	△ 29,143	△ 6,751	△ 5,847	△ 5,977
43歳	△ 155	△ 69	△ 224	△ 178	△ 30	△ 208	△ 48,618	2,247	△ 46,371	△ 4,977	2,278	△ 2,960
44歳	△ 249	△ 85	△ 334	△ 223	49	△ 174	△ 79,002	△ 8,795	△ 87,797	△ 10,449	△ 6,007	△ 10,541
45歳	△ 137	△ 416	△ 553	△ 111	△ 304	△ 415	△ 45,085	△ 11,318	△ 56,403	△ 6,300	6,524	908
46歳	△ 462	△ 227	△ 689	△ 465	△ 123	△ 588	△ 102,542	△ 20,959	△ 123,501	△ 3,269	△ 3,782	△ 5,097
47歳	175	28	203	154	71	225	28,467	3,702	32,168	△ 243	△ 1,012	△ 302
48歳	△ 16	142	126	△ 6	146	140	△ 122,726	15,483	△ 107,243	△ 28,902	928	△ 18,815
49歳	174	65	239	98	27	125	11,063	5,209	16,271	△ 2,294	1,090	△ 597

個人市民税額を四捨五入しているため、納税義務者1人あたりの個人市民税額が計算結果と一致しない場合がある。

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
50歳	140	250	390	125	202	327	10,457	11,883	22,340	△ 3,891	△ 2,346	△ 4,686
51歳	△ 2	△ 149	△ 151	△ 42	△ 14	△ 56	△ 46,849	△ 10,774	△ 57,623	△ 9,481	△ 3,796	△ 7,434
52歳	44	166	210	11	9	20	△ 40,113	9,892	△ 30,221	△ 10,681	3,622	△ 5,194
53歳	1,143	1,060	2,203	985	640	1,625	174,192	60,031	234,222	△ 16,940	△ 378	△ 11,067
54歳	△ 954	△ 821	△ 1,775	△ 883	△ 391	△ 1,274	△ 211,995	△ 47,241	△ 259,236	△ 506	△ 4,460	△ 4,253
55歳	421	143	564	426	38	464	110,148	5,900	116,048	2,642	992	5,262
56歳	204	392	596	172	268	440	△ 20,448	36,106	15,659	△ 18,483	5,038	△ 12,270
57歳	335	36	371	270	58	328	4,715	△ 4,380	336	△ 20,157	△ 5,272	△ 12,502
58歳	179	241	420	141	116	257	39,308	16,698	56,006	1,286	3,105	1,347
59歳	△ 24	△ 54	△ 78	△ 46	6	△ 40	△ 30,369	△ 3,082	△ 33,450	△ 6,695	△ 2,219	△ 5,765
60歳	26	138	164	55	109	164	△ 2,736	16,741	14,005	△ 5,547	4,420	△ 3,551
61歳	113	36	149	73	28	101	7,156	5,108	12,264	△ 2,703	2,049	△ 777
62歳	164	134	298	137	161	298	△ 2,980	4,980	1,999	△ 11,547	△ 5,832	△ 11,194
63歳	△ 7	△ 233	△ 240	△ 113	△ 106	△ 219	18,182	△ 6,322	11,860	15,552	1,270	11,376
64歳	△ 198	△ 103	△ 301	△ 173	△ 84	△ 257	△ 28,278	△ 9,265	△ 37,542	△ 251	△ 2,295	△ 1,017
65歳	△ 39	△ 35	△ 74	△ 25	17	△ 8	△ 3,058	5,065	2,008	280	3,151	819
66歳	△ 43	△ 190	△ 233	△ 53	△ 75	△ 128	16,088	3,281	19,370	9,045	7,547	9,189
67歳	△ 235	△ 281	△ 516	△ 210	△ 21	△ 231	△ 19,947	△ 12,476	△ 32,423	2,679	△ 9,532	△ 1,811
68歳	△ 188	△ 225	△ 413	△ 108	△ 45	△ 153	△ 26,660	1,726	△ 24,934	△ 4,789	4,213	△ 2,182
69歳	△ 425	△ 249	△ 674	△ 339	△ 81	△ 420	△ 22,356	△ 24,739	△ 47,095	5,966	△ 17,042	△ 959
70歳	△ 622	△ 558	△ 1,180	△ 455	△ 138	△ 593	△ 35,461	△ 2,151	△ 37,612	4,290	6,699	4,770
71歳	207	△ 31	176	149	93	242	14,039	△ 1,776	12,263	△ 267	△ 8,595	△ 2,498
72歳	△ 126	△ 47	△ 173	△ 72	△ 26	△ 98	△ 12,906	△ 776	△ 13,682	△ 1,957	1,260	△ 1,176
73歳	1,308	1,489	2,797	874	288	1,162	67,850	16,330	84,180	△ 5,347	△ 8,296	△ 6,113
74歳	250	176	426	214	55	269	22,555	8,785	31,340	1,219	7,404	2,606
75歳	△ 563	△ 587	△ 1,150	△ 396	△ 104	△ 500	△ 32,037	△ 9,763	△ 41,799	1,852	△ 3,502	696
76歳	△ 265	△ 340	△ 605	△ 237	△ 45	△ 282	△ 7,763	△ 14,837	△ 22,599	5,281	△ 20,723	18
77歳	181	238	419	93	82	175	367	11,721	12,088	△ 3,028	9,078	△ 566
78歳	△ 84	55	△ 29	△ 74	29	△ 45	△ 3,551	1,167	△ 2,384	1,080	△ 2,858	471
79歳	268	205	473	199	△ 27	172	14,836	△ 7,348	7,488	778	△ 12,584	△ 1,774
80歳	355	442	797	223	88	311	△ 3,702	11,668	7,967	△ 11,597	11,427	△ 7,294
81歳	38	153	191	△ 15	16	1	△ 2,330	△ 6,060	△ 8,390	△ 812	△ 24,441	△ 4,620
82歳	△ 63	△ 166	△ 229	△ 38	△ 18	△ 56	329	11,490	11,819	1,910	44,998	8,902
83歳	155	159	314	87	20	107	△ 21,874	△ 4,815	△ 26,689	△ 20,507	△ 23,934	△ 21,057
84歳	△ 8	63	55	66	16	82	4,071	6,973	11,044	△ 1,131	21,836	2,649
85歳	204	196	400	161	△ 2	159	△ 9,456	△ 6,193	△ 15,649	△ 22,586	△ 28,235	△ 23,584
86歳	75	△ 3	72	△ 2	△ 21	△ 23	△ 5,990	△ 10,152	△ 16,142	△ 6,532	△ 38,690	△ 12,955
87歳	86	101	187	52	22	74	△ 3,041	△ 1,940	△ 4,981	△ 8,702	△ 21,798	△ 10,999
88歳	90	107	197	90	△ 17	73	6,991	506	7,497	350	14,983	1,568
89歳	135	97	232	84	△ 9	75	1,343	△ 10,282	△ 8,939	△ 11,273	△ 57,450	△ 24,187
90歳	△ 39	△ 23	△ 62	△ 34	△ 12	△ 46	7,794	△ 34,177	△ 26,384	24,694	△ 215,507	△ 34,838
91歳	80	131	211	67	20	87	1,755	△ 1,357	399	△ 8,756	△ 25,465	△ 13,037
92歳	34	23	57	14	6	20	135	474	609	△ 3,348	△ 2,260	△ 2,981
93歳	9	24	33	20	2	22	△ 7,671	879	△ 6,792	△ 46,025	7,516	△ 31,606
94歳	32	18	50	17	3	20	686	550	1,236	△ 5,662	2,825	△ 3,421
95歳	0	99	99	6	14	20	2,351	2,113	4,464	16,380	15,722	14,883
96歳	6	18	24	12	△ 5	7	5,744	△ 1,078	4,666	65,884	△ 9,445	38,255
97歳	10	△ 5	5	6	3	9	△ 150	971	821	△ 13,314	22,185	△ 689
98歳	7	41	48	10	11	21	407	894	1,301	△ 20,953	9,565	△ 11,952
99歳	4	△ 7	△ 3	0	0	0	1,412	△ 2,919	△ 1,507	117,675	△ 486,457	△ 83,702
100歳以上	3	15	18	4	△ 4	0	△ 426	△ 1,486	△ 1,911	△ 34,285	△ 53,170	△ 54,613
全体	△ 218	△ 434	△ 652	△ 455	337	△ 118	△ 772,452	△ 75,722	△ 848,174	1,697,697	△ 224,695	7,187,917

第19表 人口と所得階層別納税義務者数(平成29年度(2017年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20～24歳	36,381	1,245	6,475	5,358	717	7	0	3	13,805	813,230
25～29歳	28,948	736	6,061	9,382	4,755	114	22	14	21,084	1,834,050
30～34歳	30,240	735	4,821	7,793	7,104	676	81	57	21,267	2,240,425
35～39歳	35,562	939	4,716	7,229	9,172	2,090	196	146	24,488	3,091,002
40～44歳	43,748	1,400	5,873	7,576	10,648	4,199	466	290	30,452	4,428,513
45～49歳	44,898	1,798	6,341	6,609	9,616	5,765	870	485	31,484	5,130,228
50～54歳	37,210	1,679	5,334	4,828	6,915	5,562	1,138	671	26,127	4,842,157
55～59歳	31,739	1,429	4,493	3,786	4,885	4,519	1,236	810	21,158	4,234,145
60～64歳	32,967	1,847	6,586	5,218	3,423	1,520	565	655	19,814	2,791,956
65～69歳	43,589	2,947	9,275	5,542	3,186	913	358	466	22,687	2,686,678
70～74歳	33,608	2,145	6,864	3,398	1,779	438	163	277	15,064	1,483,132
75～79歳	28,832	1,706	6,104	2,497	994	277	92	131	11,801	898,175

第20表 人口と所得階層別納税義務者数(平成30年度(2018年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20～24歳	36,773	1,312	6,391	5,758	800	10	1	4	14,276	862,843
25～29歳	28,643	706	5,739	9,494	4,812	135	19	19	20,924	1,844,801
30～34歳	29,332	762	4,688	7,636	7,038	652	93	63	20,932	2,205,514
35～39歳	34,386	923	4,702	7,105	8,890	2,048	199	182	24,049	3,058,488
40～44歳	41,933	1,414	5,710	7,309	10,396	4,032	488	300	29,649	4,283,061
45～49歳	45,526	1,912	6,480	6,890	10,005	5,574	914	512	32,287	5,295,085
50～54歳	39,068	1,802	5,689	5,368	7,428	5,634	1,265	676	27,862	5,008,404
55～59歳	32,651	1,601	4,596	4,027	5,143	4,602	1,361	834	22,164	4,422,958
60～64歳	31,617	1,821	6,229	5,086	3,380	1,527	618	656	19,317	2,852,400
65～69歳	41,240	2,834	8,859	5,339	3,040	879	338	464	21,753	2,427,929
70～74歳	35,467	2,470	7,180	3,542	1,869	509	164	299	16,033	1,579,646
75～79歳	30,086	1,822	6,215	2,586	1,036	288	100	150	12,197	988,587

第21表 人口と所得階層別納税義務者数(令和元年度(2019年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20～24歳	37,172	1,360	6,519	6,091	888	12	3	2	14,875	911,739
25～29歳	28,201	697	5,599	9,662	4,806	157	21	22	20,964	1,852,934
30～34歳	28,820	738	4,680	7,506	7,064	687	71	65	20,811	2,175,895
35～39歳	33,160	914	4,569	6,931	8,581	2,086	218	187	23,486	2,966,075
40～44歳	39,973	1,299	5,545	6,992	10,145	3,814	486	308	28,589	4,076,550
45～49歳	46,164	1,900	6,770	7,317	10,463	5,519	940	545	33,454	5,314,619
50～54歳	40,677	1,896	6,018	5,723	7,921	5,678	1,335	793	29,364	5,255,478
55～59歳	33,595	1,590	4,908	4,246	5,608	4,582	1,406	916	23,256	4,576,073
60～64歳	31,032	1,784	6,095	5,084	3,471	1,535	625	724	19,318	2,946,930
65～69歳	38,587	2,707	8,383	5,071	3,049	860	316	461	20,847	2,307,620
70～74歳	36,737	2,684	7,457	3,635	1,929	529	194	297	16,725	1,599,774
75～79歳	31,961	2,021	6,509	2,647	1,097	280	108	167	12,829	1,019,290

第22表 人口と所得階層別納税義務者数(令和2年度(2020年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20～24歳	36,681	1,552	6,359	6,222	950	14	7	2	15,106	931,547
25～29歳	28,330	703	5,475	9,639	5,208	152	27	23	21,227	1,911,332
30～34歳	28,065	733	4,584	7,366	7,028	659	65	65	20,500	2,148,433
35～39歳	32,253	840	4,432	6,549	8,501	2,169	208	179	22,878	2,920,163
40～44歳	38,531	1,261	5,409	6,848	9,799	3,792	468	314	27,891	3,999,272
45～49歳	46,401	1,861	7,049	7,514	10,647	5,387	965	558	33,981	5,348,359
50～54歳	41,625	1,894	6,300	5,929	8,365	5,771	1,385	756	30,400	5,368,851
55～59歳	35,096	1,732	5,208	4,536	6,062	4,797	1,415	907	24,657	4,733,307
60～64歳	31,001	1,740	6,125	5,200	3,602	1,582	642	734	19,625	2,962,408
65～69歳	35,655	2,476	7,729	4,925	2,988	789	267	475	19,649	2,209,710
70～74歳	38,842	2,934	8,028	4,003	2,123	561	201	307	18,157	1,703,519
75～79歳	32,988	2,190	6,747	2,677	1,111	273	102	188	13,288	1,052,110

第23表 人口と所得階層別納税義務者数(令和3年度(2021年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20～24歳	36,234	1,247	6,264	6,050	907	23	4	0	14,495	903,363
25～29歳	28,524	727	5,582	9,852	5,022	163	26	20	21,392	1,894,293
30～34歳	27,456	731	4,555	7,262	6,613	598	74	69	19,902	2,039,094
35～39歳	31,543	825	4,438	6,786	8,059	1,937	197	163	22,405	2,743,837
40～44歳	37,398	1,230	5,344	6,965	9,323	3,505	459	315	27,141	3,776,668
45～49歳	45,727	1,756	6,890	7,721	10,586	5,043	929	543	33,468	5,109,651
50～54歳	42,502	1,815	6,584	6,361	8,815	5,445	1,291	731	31,042	5,278,333
55～59歳	36,969	1,782	5,490	5,060	6,475	4,966	1,440	893	26,106	4,887,904
60～64歳	31,071	1,618	5,977	5,323	3,784	1,612	650	748	19,712	2,964,993
65～69歳	33,745	2,291	7,238	4,744	2,930	763	275	468	18,709	2,126,635
70～74歳	40,888	2,985	8,582	4,197	2,298	557	196	324	19,139	1,780,009
75～79歳	32,096	2,089	6,577	2,476	1,099	274	108	185	12,808	1,004,904

第24表 事業所得、不動産所得、給与所得および公的年金にかかる雑所得の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
事業 所得	金額(千円)	34,936,563	35,149,188	36,549,156	38,670,232	41,915,633	
	人数(人)	19,310	19,475	19,682	21,330	21,601	
	1人あたりの 所得金額(千円)	1,809	1,805	1,857	1,813	1,940	
不動産 所得	金額(千円)	32,197,229	32,134,612	31,688,094	31,593,764	31,924,291	
	人数(人)	16,568	16,444	16,334	16,175	16,181	
	1人あたりの 所得金額(千円)	1,943	1,954	1,940	1,953	1,973	
給与 所得	金額(千円)	754,101,501	767,821,050	783,125,440	792,921,343	811,306,699	
	人数(人)	250,751	254,256	257,824	261,122	265,403	
	1人あたりの 所得金額(千円)	3,007	3,020	3,037	3,037	3,057	
公的年金 にかかる 雑所得	金額(千円)	82,080,717	81,108,929	80,590,312	80,264,147	87,374,890	
	人数(人)	68,484	68,323	68,766	69,214	74,942	
	1人あたりの 所得金額(千円)	1,199	1,187	1,172	1,160	1,166	

給与所得、公的年金所得は、令和3年度税制改正により所得控除額が改正され、令和2年度以前よりも所得金額が高く算出されている。

第25表 給与収入金額と公的年金収入金額の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
給与 収入	金額(千円)	1,084,232,598	1,102,017,862	1,122,729,645	1,136,648,934	1,127,301,784	
	人数(人)	293,725	297,310	300,588	303,643	301,949	
	1人あたりの 収入額(千円)	3,691	3,707	3,735	3,743	3,733	
公的年金 収入	金額(千円)	216,727,612	217,624,023	219,772,725	220,706,502	221,888,532	
	人数(人)	155,089	157,791	158,476	158,252	159,016	
	1人あたりの 収入額(千円)	1,397	1,379	1,387	1,395	1,395	

第26表 退職者数と退職所得にかかる個人市民税課税額の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
退職者数(人)	1,733	1,743	1,681	1,685	1,777	
税額(千円)	354,333	375,792	344,716	316,364	394,924	
1人あたりの税額(千円)	204	216	205	188	222	

第27表 法人市民税の納税義務者数と課税額の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
納税義務者数(人)	13,497	13,621	13,719	13,809	13,989	
均等割額(千円)	1,450,877	1,455,210	1,474,556	1,444,460	1,444,880	
法人税割額(千円)	3,936,800	3,918,561	4,128,509	2,841,879	2,996,636	
課税額計(千円)	5,387,677	5,373,771	5,603,065	4,286,339	4,441,516	

第28表 適用税率別法人数と法人税割課税額の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人数 (人)	標準税率	4,604	4,805	4,972	4,455	4,690	
	制限税率	670	657	644	563	542	
	合計	5,274	5,462	5,616	5,018	5,232	
法人税割額 (千円)	標準税率	1,334,767	1,328,456	1,588,704	1,141,165	1,043,964	
	制限税率	2,602,033	2,590,105	2,539,805	1,700,714	1,952,672	
	合計	3,936,800	3,918,561	4,128,509	2,841,879	2,996,636	

標準税率:6.0%(令和元年(2019年)9月30日までに開始した事業年度については、9.7%)

資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人等

制限税率:8.4%(令和元年(2019年)9月30日までに開始した事業年度については、12.1%)

資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人等

第29表 多摩26市と中核市の1事業所あたりの法人市民税額(令和3年度(2021年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市
納税義務者数(人)	13,989	7,038	6,896	4,745	2,826
均等割額(千円)	1,444,880	989,168	746,105	471,242	312,745
法人税割額(千円)	2,996,636	2,528,205	1,787,848	996,227	637,396
課税額計(千円)	4,441,516	3,517,373	2,533,953	1,467,469	950,141
1事業所あたりの課税額(千円)	318	500	367	309	336
区 分	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市
納税義務者数(人)	6,323	2,646	6,393	10,641	2,626
均等割額(千円)	726,697	327,862	659,861	1,103,951	252,803
法人税割額(千円)	3,681,122	2,064,941	3,302,092	1,954,959	332,923
課税額計(千円)	4,407,819	2,392,803	3,961,953	3,058,910	585,726
1事業所あたりの課税額(千円)	697	904	620	287	223
区 分	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市
納税義務者数(人)	3,605	3,092	3,017	3,140	2,381
均等割額(千円)	356,431	351,681	306,771	321,104	231,834
法人税割額(千円)	964,121	1,029,772	339,478	510,019	349,031
課税額計(千円)	1,320,552	1,381,453	646,249	831,123	580,865
1事業所あたりの課税額(千円)	366	447	214	265	244
区 分	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市
納税義務者数(人)	1,466	1,874	1,800	1,250	2,567
均等割額(千円)	128,348	148,742	192,464	115,821	253,585
法人税割額(千円)	160,885	146,484	245,101	127,027	338,607
課税額計(千円)	289,233	295,226	437,565	242,848	592,192
1事業所あたりの課税額(千円)	197	158	243	194	231
区 分	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市
納税義務者数(人)	2,027	3,404	1,865	1,267	1,668
均等割額(千円)	199,585	428,049	196,669	159,225	143,984
法人税割額(千円)	211,158	999,602	309,046	210,134	207,298
課税額計(千円)	410,743	1,427,651	505,715	369,359	351,282
1事業所あたりの課税額(千円)	203	419	271	292	211
区 分	西東京市	多摩26市平均	水戸市	宇都宮市	前橋市
納税義務者数(人)	4,222	3,953	8,757	17,368	10,057
均等割額(千円)	419,402	422,654	1,287,048	2,180,241	1,230,466
法人税割額(千円)	789,006	1,046,889	2,882,931	5,721,070	3,363,522
課税額計(千円)	1,208,408	1,469,543	4,169,979	7,901,311	4,593,988
1事業所あたりの課税額(千円)	286	372	476	455	457
区 分	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市
納税義務者数(人)	11,250	8,553	19,048	8,653	14,033
均等割額(千円)	1,593,934	1,022,092	1,585,755	902,298	1,547,018
法人税割額(千円)	4,108,242	2,891,385	2,613,291	1,905,740	3,298,702
課税額計(千円)	5,702,176	3,913,477	4,199,046	2,808,038	4,845,720
1事業所あたりの課税額(千円)	507	458	220	325	345
区 分	柏市	横須賀市	中核市平均		
納税義務者数(人)	10,548	7,980	11,840		
均等割額(千円)	1,248,303	817,470	1,350,864		
法人税割額(千円)	2,458,378	1,529,970	3,069,988		
課税額計(千円)	3,706,681	2,347,440	4,420,852		
1事業所あたりの課税額(千円)	351	294	373		

端数を四捨五入しているため、各市の均等割額と法人税割額の合計は一致しない。
関東地方の中核市のみ表示

第30表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	2,061	2,078	2,096	2,160	2,201	
	製造業	1,610	1,577	1,553	1,519	1,474	
	電気・ガス・熱供給・水道業	49	51	51	50	47	
	運輸・通信業	805	807	816	805	857	
	卸売・小売業、飲食店	3,596	3,589	3,537	3,485	3,473	
	金融・保険業	206	205	203	196	203	
	不動産業	1,376	1,419	1,460	1,462	1,509	
	サービス業	3,768	3,867	3,975	4,102	4,194	
	その他	26	28	28	30	31	
	合計	13,497	13,621	13,719	13,809	13,989	
法人 税 割 額 (千円)	建設業	340,765	373,972	333,066	325,110	209,881	
	製造業	1,053,851	1,165,052	1,326,055	701,754	1,018,062	
	電気・ガス・熱供給・水道業	180,267	85,114	89,454	81,329	118,175	
	運輸・通信業	354,964	366,928	460,352	282,405	140,587	
	卸売・小売業、飲食店	728,988	708,907	701,310	495,947	570,130	
	金融・保険業	350,405	502,981	373,385	343,200	290,077	
	不動産業	195,219	208,684	221,558	120,050	147,374	
	サービス業	729,398	504,923	621,345	490,462	499,825	
	その他	2,943	2,000	1,984	1,622	2,525	
	合計	3,936,800	3,918,561	4,128,509	2,841,879	2,996,636	

第31表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中心市街地地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	132	146	148	150	150	
	製造業	171	163	166	165	158	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	8	9	8	8	
	運輸・通信業	142	141	147	137	156	
	卸売・小売業、飲食店	916	917	913	897	877	
	金融・保険業	78	77	75	77	77	
	不動産業	267	292	296	287	300	
	サービス業	684	713	744	766	788	
	その他	1	2	3	3	2	
	合計	2,397	2,459	2,501	2,490	2,516	
法人 税 割 額 (千円)	建設業	110,516	124,031	103,332	103,695	51,804	
	製造業	200,294	177,105	152,427	99,275	101,316	
	電気・ガス・熱供給・水道業	173,324	80,637	83,314	76,463	113,869	
	運輸・通信業	239,356	257,601	260,423	136,775	47,950	
	卸売・小売業、飲食店	163,547	185,615	192,391	113,438	113,354	
	金融・保険業	293,420	427,330	318,768	298,287	241,650	
	不動産業	94,215	89,678	134,964	52,938	83,802	
	サービス業	133,933	138,513	174,258	122,224	111,428	
	その他	0	0	3	60	0	
	合計	1,408,605	1,480,510	1,419,880	1,003,155	865,173	

第32表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中央地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	374	367	366	380	379	
	製造業	393	382	386	368	350	
	電気・ガス・熱供給・水道業	12	10	9	10	9	
	運輸・通信業	126	128	127	135	137	
	卸売・小売業、飲食店	651	654	643	631	640	
	金融・保険業	47	50	55	50	51	
	不動産業	336	328	335	334	351	
	サービス業	698	726	726	745	768	
	その他	3	4	2	2	1	
	合計	2,640	2,649	2,649	2,655	2,686	
法人 税割 額 (千円)	建設業	63,126	73,434	66,119	54,170	40,926	
	製造業	78,187	109,045	93,311	70,327	60,835	
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,932	717	2,167	1,004	1,487	
	運輸・通信業	3,989	6,099	9,991	9,549	4,175	
	卸売・小売業、飲食店	116,547	107,689	101,011	80,744	72,400	
	金融・保険業	11,391	6,376	5,294	7,143	15,234	
	不動産業	30,485	20,246	29,715	15,383	18,297	
	サービス業	71,262	68,378	69,319	40,561	40,993	
	その他	0	86	0	0	72	
	合計	378,919	392,070	376,927	278,881	254,419	

第33表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(北部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	300	306	303	307	318	
	製造業	209	211	200	201	192	
	電気・ガス・熱供給・水道業	8	8	9	8	8	
	運輸・通信業	126	127	134	132	138	
	卸売・小売業、飲食店	320	315	310	299	310	
	金融・保険業	12	11	12	11	12	
	不動産業	126	124	129	128	133	
	サービス業	340	353	369	384	384	
	その他	2	2	2	1	2	
	合計	1,443	1,457	1,468	1,471	1,497	
法人 税割 額 (千円)	建設業	59,093	60,742	60,935	56,521	30,929	
	製造業	515,254	508,369	634,905	228,590	489,316	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,140	322	467	902	181	
	運輸・通信業	40,173	39,691	101,046	73,882	39,419	
	卸売・小売業、飲食店	128,913	85,880	88,939	60,744	83,674	
	金融・保険業	511	1,978	1,126	983	976	
	不動産業	20,741	34,511	14,838	10,891	10,799	
	サービス業	236,935	89,793	125,097	127,617	181,518	
	その他	4	10	80	5	3	
	合計	1,002,764	821,296	1,027,433	560,135	836,815	

第34表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	504	505	520	536	551	
	製造業	433	423	413	402	398	
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	10	9	9	7	
	運輸・通信業	74	76	79	79	80	
	卸売・小売業、飲食店	404	404	395	385	372	
	金融・保険業	16	15	12	12	14	
	不動産業	136	138	142	141	142	
	サービス業	479	481	503	523	537	
	その他	10	10	11	12	13	
	合計	2,065	2,062	2,084	2,099	2,114	
法人 税割 額 (千円)	建設業	22,340	20,262	22,293	26,314	17,076	
	製造業	119,557	122,788	130,676	94,573	101,813	
	電気・ガス・熱供給・水道業	169	368	350	106	257	
	運輸・通信業	2,622	1,629	7,406	4,952	9,565	
	卸売・小売業、飲食店	21,006	24,125	24,269	23,580	20,949	
	金融・保険業	1,601	2,515	3,546	4,374	4,358	
	不動産業	3,485	4,848	2,514	2,556	4,378	
	サービス業	93,928	50,070	85,421	57,139	36,463	
	その他	2,719	1,784	1,655	1,450	2,214	
	合計	267,427	228,389	278,130	215,044	197,073	

第35表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西南部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	257	265	268	286	289	
	製造業	178	172	169	167	162	
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	4	5	4	
	運輸・通信業	96	99	99	102	107	
	卸売・小売業、飲食店	448	458	452	431	429	
	金融・保険業	25	25	26	25	27	
	不動産業	167	177	177	177	179	
	サービス業	544	543	554	561	577	
	その他	2	2	2	2	3	
	合計	1,721	1,745	1,751	1,756	1,777	
法人 税割 額 (千円)	建設業	17,496	14,612	15,355	18,941	16,717	
	製造業	75,809	90,715	114,413	73,305	96,461	
	電気・ガス・熱供給・水道業	22	71	3	1	28	
	運輸・通信業	12,052	4,590	13,454	6,148	5,709	
	卸売・小売業、飲食店	86,119	88,462	87,232	62,766	63,410	
	金融・保険業	2,274	19,198	15,189	13,166	12,297	
	不動産業	9,150	21,568	8,575	10,203	7,032	
	サービス業	60,835	43,105	48,357	50,874	46,358	
	その他	53	106	240	14	0	
	合計	263,810	282,427	302,818	235,418	248,012	

第36表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東南部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	216	215	215	215	222	
	製造業	109	109	107	108	110	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	2	2	2	
	運輸・通信業	101	99	98	94	102	
	卸売・小売業、飲食店	342	341	331	343	351	
	金融・保険業	14	15	11	11	13	
	不動産業	164	164	174	176	178	
	サービス業	447	462	477	495	512	
	その他	3	3	3	4	4	
	合計	1,398	1,410	1,418	1,448	1,494	
法人 税割 額 (千円)	建設業	30,403	30,967	31,729	25,724	27,520	
	製造業	54,333	149,968	191,549	126,888	165,222	
	電気・ガス・熱供給・水道業	320	756	938	585	384	
	運輸・通信業	22,796	29,762	31,917	25,413	17,980	
	卸売・小売業、飲食店	49,176	66,429	64,092	47,004	72,088	
	金融・保険業	10,821	15,699	11,793	8,815	6,626	
	不動産業	11,010	9,169	7,478	8,860	6,577	
	サービス業	73,060	57,418	47,762	40,748	27,167	
	その他	13	0	6	84	124	
	合計	251,932	360,168	387,264	284,121	323,688	

第37表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	278	274	276	286	292	
	製造業	117	117	112	108	104	
	電気・ガス・熱供給・水道業	8	9	9	8	9	
	運輸・通信業	140	137	132	126	137	
	卸売・小売業、飲食店	515	500	493	499	494	
	金融・保険業	14	12	12	10	9	
	不動産業	180	196	207	219	226	
	サービス業	576	589	602	628	628	
	その他	5	5	5	6	6	
	合計	1,833	1,839	1,848	1,890	1,905	
法人 税割 額 (千円)	建設業	37,791	49,924	33,303	39,745	24,909	
	製造業	10,417	7,061	8,772	8,795	3,099	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,360	2,244	2,215	2,268	1,969	
	運輸・通信業	33,976	27,557	36,114	25,686	15,789	
	卸売・小売業、飲食店	163,680	150,705	143,376	107,671	144,255	
	金融・保険業	30,387	29,884	17,670	10,433	8,936	
	不動産業	26,133	28,665	23,475	19,219	16,489	
	サービス業	59,445	57,647	71,131	51,299	55,898	
	その他	154	14	1	9	112	
	合計	363,343	353,701	336,057	265,125	271,456	

第38表 地目別地積の推移

単位:㎡

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
田	673,860	669,755	658,861	644,606	646,793	
畑	7,567,172	7,474,927	7,373,899	7,276,858	7,167,097	
宅地	37,933,578	38,124,381	38,419,868	38,574,531	38,642,179	
池沼	28,854	28,854	28,854	28,854	28,854	
山林	31,682,527	31,657,088	31,618,880	31,560,064	31,848,947	
原野	4,663,416	4,662,743	4,662,105	4,655,284	4,387,011	
雑種地	7,855,926	7,820,186	7,847,158	7,767,528	7,744,272	
合計	90,405,333	90,437,934	90,609,625	90,507,725	90,465,153	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

法定免税点未満の地積を含む。

第39表 普通住宅地の平均価格の推移

単位:円/㎡

区分	平成6年度 (1994)	平成9年度 (1997)	平成12年度 (2000)	平成15年度 (2003)	平成18年度 (2006)	推移
価格	200,814	165,074	125,662	91,600	77,587	
	平成21年度 (2009)	平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)	推移
	84,660	73,978	73,692	74,394	74,612	

第40表 市役所本庁舎及び市民部各事務所が接する道路の路線価の推移

単位:円/㎡

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
市役所本庁舎	124,000	126,000	126,000	126,000	127,360	
浅川事務所	89,000	92,000	92,000	92,000	95,040	
由木事務所	111,000	112,000	112,000	112,000	111,552	
南大沢事務所	156,000	165,000	165,000	165,000	173,600	
元八王子事務所	84,000	84,000	84,000	84,000	83,328	
北野事務所	147,000	149,000	149,000	149,000	149,792	
八王子駅南口 総合事務所	693,000	742,000	742,000	742,000	784,672	

第41表 多摩26市と中核市の商業地の地価公示価格(令和4年(2022年)1月1日)

単位:千円/㎡

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	
最高価格	2,550	5,280	7,000	2,680	302	1,670	434	1,560	2,700	
平均価格	450	1,320	1,955	840	188	560	317	769	724	
区 分	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	
最高価格	1,560	437	599	440	1,480	1,140	415	525	289	
平均価格	702	320	421	301	601	638	284	479	196	
区 分	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	多摩26市 平均	
最高価格	423	373	155	617	282	177	218	803	1,312	
平均価格	348	284	145	396	262	177	166	436	511	
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市	柏市	横須賀市
最高価格	261	384	166	505	891	2,190	362	1,940	1,670	820
平均価格	92	135	70	130	317	710	203	504	493	280

第42表 負担水準の調整の推移

単位:%

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
引下げ	10.1	21.8	7.3	7.6	51.7	
据置き	88.7	44.9	87.4	90.0	48.3	
引上げ	1.2	33.3	5.3	2.4	0.0	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

第43表 地域別住宅用地規模の割合(令和3年度(2021年度))

単位:%

区 分	99㎡以下	99㎡超 132㎡以下	132㎡超 165㎡以下	165㎡超 200㎡以下	200㎡超
中心市街地	24.3	21.1	13.6	9.5	31.5
中央地域	17.6	27.2	15.1	9.8	30.3
北部地域	4.2	19.1	24.7	15.8	36.2
西部地域	5.7	22.6	25.1	15.2	31.4
西南部地域	7.3	20.0	18.5	17.5	36.7
東南部地域	5.9	13.0	11.0	34.3	35.8
東部地域	1.7	10.7	15.1	32.4	40.1

法定免税点未満の住宅用地を含む。

第44表 非課税土地の地積の推移

単位:㎡

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
宅地	3,359,873	3,308,642	3,323,577	3,295,630	3,299,380	
山林	20,722,699	20,737,206	20,749,517	20,763,841	20,795,391	
雑種地	2,304,000	2,313,323	2,215,892	2,234,884	2,241,191	
田・畑	143,769	137,965	138,501	139,484	138,997	
学校用地	7,445,084	7,490,132	7,505,516	7,539,111	7,539,967	
道路	13,069,550	13,095,268	13,125,917	13,155,831	13,187,998	
その他	8,439,515	8,414,740	8,438,979	8,511,714	8,514,009	
計	55,484,490	55,497,276	55,497,899	55,640,495	55,716,933	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

第45表 家屋評価替え時の単価の推移

単位:円/㎡

区 分	平成21年度 (2009)	平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)	推移
木造家屋	29,696	28,337	28,965	29,340	29,513	
非木造家屋	57,734	54,236	54,515	55,551	56,740	
木造家屋＋非木造家屋	45,553	43,072	43,478	44,267	44,892	

第46表 多摩26市と中核市の家屋の単価(令和3年度(2021年度))

単位:円/㎡

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
木造家屋	29,513	32,478	29,133	30,300	28,871	30,065	30,876	31,205
非木造家屋	56,740	63,684	66,491	67,385	51,355	67,831	51,457	65,355
区 分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
木造家屋	30,344	31,183	31,780	31,634	29,808	32,442	31,204	30,154
非木造家屋	56,224	64,139	54,759	52,457	52,418	64,465	59,067	45,699
区 分	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
木造家屋	29,551	30,194	31,154	31,483	32,036	31,717	36,433	32,288
非木造家屋	54,312	51,142	51,602	49,104	42,435	69,629	61,977	40,178
区 分	あきる野市	西東京市	多摩26市 平均					
木造家屋	30,177	30,958	31,038					
非木造家屋	40,162	63,187	56,279					
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川崎市	川口市	越谷市	船橋市
木造家屋	25,944	27,200	23,994	23,744	27,171	31,108	28,464	28,691
非木造家屋	45,086	43,772	38,479	42,280	45,140	52,278	47,680	52,645
区分	柏市	横須賀市						
木造家屋	28,461	24,175						
非木造家屋	52,164	49,162						

数値は令和3年(2021年)1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

第47表 新築家屋棟数と取壊し家屋棟数の推移

単位:棟

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
新築	2,118	1,997	2,090	1,786	1,796	
取壊し	1,595	1,373	1,271	1,230	1,146	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

法定免税点未満の家屋を含む。

第48表 家屋の棟数と評価額の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
棟数(棟)	145,499	146,303	147,343	147,918	148,053	
価格(千円)	1,221,087,357	1,208,816,170	1,252,802,978	1,278,817,798	1,237,958,976	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

第49表 新築家屋等に対する固定資産税の減額の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
新築家屋	新たに軽減になった 家屋の棟数(棟)	2,971	2,711	2,956	2,615	2,134	
	新たに軽減になった 家屋の軽減税額(千円)	148,579	147,032	168,069	149,604	122,255	
	前年度以前から軽減になって いる家屋の軽減税額(千円)	421,960	411,717	437,396	450,915	435,773	
耐震 改修住宅	新たに軽減になった 家屋の棟数(棟)	66	21	6	5	5	
	新たに軽減になった 家屋の軽減税額(千円)	666	176	55	55	46	
	前年度以前から軽減になって いる家屋の軽減税額(千円)	0	526	0	0	0	
バリアフリー 改修住宅	棟 数(棟)	23	16	15	22	21	
	軽減税額(千円)	261	194	164	275	210	
熱損失防止 (省エネ) 改修住宅	棟 数(棟)	12	7	10	14	7	
	軽減税額(千円)	159	69	145	300	131	
全体の軽減税額(千円)		571,625	559,714	605,829	601,149	558,415	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

第50表 多摩26市と中核市の償却資産の納税義務者数(令和3年度(2021年度))

単位:人

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
個人	1,497	724	448	234	245	582	296	573
法人	3,403	2,135	1,554	1,181	904	1,525	866	1,486
合計	4,900	2,859	2,002	1,415	1,149	2,107	1,162	2,059
区分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
個人	1,130	144	135	644	135	379	444	118
法人	2,563	649	840	903	776	807	723	388
合計	3,693	793	975	1,547	911	1,186	1,167	506
区分	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
個人	172	189	49	51	157	229	262	163
法人	375	487	296	628	681	1,010	524	528
合計	547	676	345	679	838	1,239	786	691
区分	あきる野市	西東京市	多摩26市平均					
個人	187	128	358					
法人	485	936	1,025					
合計	672	1,064	1,383					
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市
個人	971	755	1,796	1,491	864	255	678	638
法人	2,564	4,280	3,262	3,378	2,478	3,401	2,576	3,491
合計	3,535	5,035	5,058	4,869	3,342	3,656	3,254	4,129
区分	柏市	横須賀市	中核市平均					
個人	575	379	900					
法人	2,724	2,234	3,072					
合計	3,299	2,613	3,972					

数値は令和3年(2021年)1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

関東地方の中核市のみ表示

第51表 償却資産の業種別納税義務者数の推移

単位:人

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
農業	83	81	73	75	79	
林業	2	1	2	2	1	
鉱業	2	2	2	2	4	
建設業	300	279	283	270	278	
製造業	776	759	765	734	656	
電気・ガス・熱供給・水道業	35	29	34	40	42	
運輸・通信業	111	112	122	120	119	
卸売・小売業、飲食店	1,283	1,259	1,254	1,205	1,155	
金融・保険業	88	90	91	96	101	
不動産業	989	997	1,011	997	1,123	
サービス業	1,614	1,660	1,581	1,569	1,632	
分類不明	578	779	817	1,020	423	
計	5,861	6,048	6,035	6,130	5,613	

第52表 業種別の1事業所あたりの決定価格の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	1納税義務者あたりの決定価格 推移
農業	納税義務者(人)	83	81	73	75	79
	決定価格(千円)	510,618	577,603	561,654	440,266	522,149
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	6,152	7,131	7,694	5,870	6,609
林業	納税義務者(人)	2	1	2	2	1
	決定価格(千円)	14,533	5,155	9,518	14,615	6,677
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	7,267	5,155	4,759	7,308	6,677
鉱業	納税義務者(人)	2	2	2	2	4
	決定価格(千円)	242,892	212,901	191,597	136,311	128,440
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	121,446	106,451	95,799	68,156	32,110
建設業	納税義務者(人)	300	279	283	270	278
	決定価格(千円)	4,564,301	7,110,405	7,030,194	6,246,239	7,300,483
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	15,214	25,485	24,842	23,134	26,261
製造業	納税義務者(人)	776	759	765	734	656
	決定価格(千円)	62,526,642	58,271,499	96,509,341	64,179,517	60,478,347
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	80,576	76,774	126,156	87,438	92,193
電気・ガス・熱供給・水道業	納税義務者(人)	35	29	34	40	42
	決定価格(千円)	51,377,456	51,593,005	51,744,910	51,734,024	90,624,527
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	1,467,927	1,779,069	1,521,909	1,293,351	2,157,727
運輸・通信業	納税義務者(人)	111	112	122	120	119
	決定価格(千円)	79,021,058	68,625,243	69,736,327	71,627,864	84,939,004
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	711,901	612,725	571,609	596,899	713,773
卸売・小売業、飲食店	納税義務者(人)	1,283	1,259	1,254	1,205	1,155
	決定価格(千円)	31,042,218	31,923,566	33,547,968	32,497,184	31,351,728
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	24,195	25,356	26,753	26,969	27,144
金融・保険業	納税義務者(人)	88	90	91	96	101
	決定価格(千円)	9,579,424	9,832,981	9,534,877	10,337,947	10,696,557
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	108,857	109,255	104,779	107,687	105,907
不動産業	納税義務者(人)	989	997	1,011	997	1,123
	決定価格(千円)	11,733,158	12,060,304	13,134,074	13,988,670	15,367,007
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	11,864	12,097	12,991	14,031	13,684
サービス業	納税義務者(人)	1,614	1,660	1,581	1,569	1,632
	決定価格(千円)	58,299,088	62,475,474	66,923,952	61,549,610	61,244,470
	1納税義務者あたりの決定価格(千円)	36,121	37,636	42,330	39,229	37,527

第53表 償却資産の決定価格の推移

単位:千円

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
市長決定分	193,208,001	205,459,350	206,959,091	202,444,488	189,039,734	
総務大臣配分	100,838,112	101,364,021	102,900,327	102,720,181	103,305,797	
都知事配分	1,412,221	1,395,119	1,362,485	1,358,707	1,342,304	
計	295,458,334	308,218,490	311,221,903	306,523,376	293,687,835	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

第54表 市長決定分の種類別決定価格の推移

単位:千円

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
構築物	73,366,631	78,242,720	79,440,204	78,276,971	73,295,512	
機械及び装置	64,201,886	67,821,551	65,367,191	63,266,563	58,142,571	
船舶	9,464	8,607	4,959	11,735	4,876	
車両及び運搬具	946,048	872,371	835,284	911,063	771,391	
工具・器具及び備品	54,683,972	58,514,101	61,311,453	59,978,156	56,825,384	
計	193,208,001	205,459,350	206,959,091	202,444,488	189,039,734	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

第55表 多摩26市と中核市の1事業所あたりの決定価格(令和3年度(2021年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
納税義務者数(人)	4,900	2,859	2,002	1,415	1,149	2,107	1,162
決定価格(千円)	189,039,734	111,338,539	84,633,154	97,497,854	46,558,800	155,821,272	67,368,062
1納税義務者あたりの価格(千円)	38,580	38,943	42,274	68,903	40,521	73,954	57,976
区 分	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
納税義務者数(人)	2,059	3,693	793	975	1,547	911	1,186
決定価格(千円)	62,207,495	143,747,682	19,743,034	44,007,027	65,409,533	27,366,686	29,837,090
1納税義務者あたりの価格(千円)	30,212	38,924	24,897	45,135	42,282	30,040	25,158
区 分	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
納税義務者数(人)	1,167	506	547	676	345	679	838
決定価格(千円)	20,493,174	11,579,312	8,916,506	23,820,809	12,184,696	26,454,049	22,045,398
1納税義務者あたりの価格(千円)	17,561	22,884	16,301	35,238	35,318	38,960	26,307
区 分	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	多摩26市平均	
納税義務者数(人)	1,239	786	691	672	1,064	1,383	
決定価格(千円)	122,468,805	22,179,799	53,501,326	17,453,989	52,958,551	59,178,168	
1納税義務者あたりの価格(千円)	98,845	28,219	77,426	25,973	49,773	41,177	
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市
納税義務者数(人)	3,535	5,035	5,058	4,869	3,342	3,656	3,254
決定価格(千円)	114,501,183	340,183,999	207,416,516	300,218,624	147,028,075	152,349,152	91,965,203
1納税義務者あたりの価格(千円)	32,391	67,564	41,007	61,659	43,994	41,671	28,262
区 分	船橋市	柏市	横須賀市	中核市平均			
納税義務者数(人)	4,129	3,299	2,613	3,972			
決定価格(千円)	222,054,668	163,632,331	227,919,194	196,028,062			
1納税義務者あたりの価格(千円)	53,779	49,601	87,225	49,352			

数値は令和3年(2021年)1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

関東地方の中核市のみ表示

第56表 償却資産にかかる課税額の推移

単位:千円

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
市長決定分	2,724,144	2,920,579	2,951,746	2,874,053	2,638,029	
総務大臣配分	1,349,184	1,351,968	1,377,652	1,374,402	1,383,350	
都知事配分	9,885	9,766	9,537	9,511	18,792	
計	4,083,213	4,282,313	4,338,935	4,257,966	4,040,171	

第57表 軽自動車税登録台数と課税額の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
種別割	調定額(千円)	690,367	715,671	740,795	766,658	794,905	
	原動機付自転車 (125cc以下)	41,490	40,123	39,063	38,192	37,232	
	軽自動車 (二輪を除く)	69,007	69,768	70,782	71,899	73,032	
	二輪車 (125cc超)	15,802	15,831	15,923	15,874	16,230	
	小型特殊自動車	1,197	1,270	1,269	1,281	1,298	
	合計	127,496	126,992	127,037	127,246	127,792	
環境 性能割	調定額(千円)	—	—	9,130	35,270	39,146	
	台数	—	—	535	2,008	2,205	

環境性能割は令和元年度(2019年度)創設

第58表 たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
売渡本数(千本)	621,708	589,587	565,534	530,647	528,048	
税額(千円)	3,223,421	3,182,156	3,202,880	3,118,445	3,331,246	

第59表 多摩26市と中核市の市民1人あたりの市たばこ税課税額(令和3年度(2021年度))

単位:円

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
税額	5,929	6,774	5,646	4,289	6,538	5,310	6,851	5,433
区分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
税額	5,373	4,246	4,378	4,779	4,762	5,554	5,489	7,386
区分	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
税額	4,595	6,420	5,055	5,216	7,149	5,505	5,018	7,535
区分	あきる野市	西東京市	多摩26市平均					
税額	5,499	5,002	5,488					
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市
税額	7,346	7,049	6,625	6,402	6,011	6,961	6,826	5,864
区分	柏市	横須賀市	中核市平均					
税額	6,081	7,039	6,509					

数値は、令和3年(2021年)1月1日現在の住民基本台帳人口の1人あたり
関東地方の中核市のみ表示

第60表 事業所税の納税義務者数と課税額の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
資産割(千円)	1,609,825	1,653,216	1,681,686	1,679,641	1,739,926	
従業者割(千円)	410,328	420,985	454,151	439,937	441,651	
計(千円)	2,020,153	2,074,201	2,135,837	2,119,578	2,181,577	
納税義務者(人)	610	631	635	630	645	

第61表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中心市街地地域)

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	5	5	6	5	
	製造業	9	10	12	11	
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	3	3	
	運輸・通信業	19	19	19	17	
	卸売・小売業、飲食店	48	49	50	48	
	金融・保険業	24	24	24	24	
	不動産業	5	6	6	6	
	サービス業	24	25	26	24	
	合計	137	141	146	138	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	9,072	8,304	9,873	9,545	
	製造業	29,398	26,890	24,288	18,043	
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,384	13,657	14,825	14,345	
	運輸・通信業	57,280	60,089	58,598	52,340	
	卸売・小売業、飲食店	85,257	88,639	97,559	93,408	
	金融・保険業	43,738	45,441	46,930	44,449	
	不動産業	10,414	10,930	11,157	11,471	
	サービス業	41,361	43,424	47,771	48,925	
	合計	288,904	297,374	311,001	292,526	

第62表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中央地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	1	
	製造業	30	33	34	34	36	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	2	3	3	2	3	
	卸売・小売業、飲食店	30	30	31	29	31	
	金融・保険業	4	4	4	4	4	
	不動産業	4	4	4	4	4	
	サービス業	10	11	12	13	13	
	合計	81	86	89	87	92	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	3,094	3,091	2,898	3,110	2,865	
	製造業	54,760	55,606	57,518	57,923	58,560	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	1,330	2,342	1,330	1,330	1,330	
	卸売・小売業、飲食店	72,731	65,020	76,535	64,024	65,121	
	金融・保険業	8,160	8,304	7,883	8,054	8,274	
	不動産業	3,332	3,331	3,319	3,359	3,417	
	サービス業	23,790	25,137	25,940	28,790	30,032	
	合計	167,197	162,831	175,423	166,590	169,599	

第63表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(北部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	3	4	3	3	3	
	製造業	39	41	41	43	47	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	13	15	13	14	15	
	卸売・小売業、飲食店	49	49	49	49	52	
	金融・保険業	1	1	1	1	1	
	不動産業	5	5	5	5	4	
	サービス業	23	26	27	27	26	
	合計	133	141	139	142	148	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	3,661	5,403	3,767	3,767	3,767	
	製造業	518,818	546,820	548,587	557,458	564,030	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	37,202	48,559	47,364	47,767	51,280	
	卸売・小売業、飲食店	175,597	182,462	182,105	179,781	192,416	
	金融・保険業	653	690	366	171	7	
	不動産業	11,091	14,287	14,360	14,651	12,336	
	サービス業	92,648	85,915	100,412	98,696	94,364	
	合計	839,670	884,136	896,961	902,291	918,200	

第64表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	3	3	3	3	2	
	製造業	36	36	35	36	36	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	
	卸売・小売業、飲食店	12	12	12	13	11	
	金融・保険業	1	1	1	1	1	
	不動産業	2	1	1	1	1	
	サービス業	12	11	11	11	11	
	合計	66	64	63	65	62	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	2,964	2,964	2,965	2,965	1,451	
	製造業	61,270	64,267	60,074	64,009	64,229	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	
	卸売・小売業、飲食店	22,858	23,081	20,949	22,102	19,730	
	金融・保険業	427	427	425	423	423	
	不動産業	3,580	2,855	2,855	2,855	2,855	
	サービス業	27,561	28,844	24,629	26,210	24,637	
	合計	118,660	122,438	111,897	118,564	113,325	

第65表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西南部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	1	
	製造業	26	26	26	26	27	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	2	2	2	2	1	
	卸売・小売業、飲食店	28	32	30	29	28	
	金融・保険業	1	1	1	1	1	
	不動産業	1	1	1	1	1	
	サービス業	10	8	9	9	10	
	合計	69	71	70	69	69	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	898	898	1,195	1,165	1,120	
	製造業	117,118	114,146	115,564	114,495	120,540	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	1,362	1,429	1,700	1,700	1,063	
	卸売・小売業、飲食店	64,603	65,905	71,619	69,146	67,604	
	金融・保険業	2,229	2,210	2,121	2,121	2,121	
	不動産業	958	1,062	1,056	1,055	1,019	
	サービス業	20,631	17,971	21,321	23,099	26,560	
	合計	207,799	203,621	214,576	212,781	220,027	

第66表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東南部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	1	
	製造業	12	12	12	13	13	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	5	4	4	4	3	
	卸売・小売業、飲食店	24	25	25	26	27	
	金融・保険業	1	1	1	1	1	
	不動産業	0	0	0	0	0	
	サービス業	14	17	17	18	17	
合計		57	60	60	63	62	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	731	731	731	578	578	
	製造業	59,390	68,788	87,714	88,310	89,191	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	15,054	6,306	3,144	2,926	2,605	
	卸売・小売業、飲食店	54,403	57,319	61,857	60,262	61,167	
	金融・保険業	718	718	718	718	718	
	不動産業	0	0	0	0	0	
	サービス業	34,010	39,058	35,867	39,560	41,501	
合計		164,306	172,920	190,031	192,354	195,760	

第67表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東部地域)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人 数 (人)	建設業	0	1	1	1	1	
	製造業	2	3	3	3	3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	1	
	運輸・通信業	6	7	7	6	6	
	卸売・小売業、飲食店	36	35	34	33	37	
	金融・保険業	1	1	1	1	1	
	不動産業	1	1	1	1	2	
	サービス業	20	19	20	20	20	
合計		67	68	68	66	71	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	0	992	1,653	1,653	1,161	
	製造業	1,162	1,639	1,878	1,878	1,878	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,639	1,639	1,639	1,639	1,639	
	運輸・通信業	16,814	19,315	19,603	17,458	17,908	
	卸売・小売業、飲食店	162,842	159,203	161,878	161,590	152,311	
	金融・保険業	6,700	6,662	6,589	6,495	6,341	
	不動産業	824	840	840	840	48,809	
	サービス業	43,636	40,591	41,868	42,919	44,391	
合計		233,617	230,881	235,948	234,472	274,438	

2 市税のデータ

(1) 財政

① 令和3年度(2021年度)一般会計決算

歳入			歳出		
款(項)	決算額	構成比	款(項)	決算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	89,777,365	36.5	議 会 費	715,909	0.3
(市 民 税)	40,925,040	16.6	総 務 費	23,287,232	9.9
(固 定 資 産 税)	35,520,625	14.5	(徴 税 費)	2,100,531	0.9
(軽 自 動 車 税)	834,048	0.3	民 生 費	113,842,704	48.2
(市 た ば こ 税)	3,331,246	1.4	衛 生 費	38,302,994	16.2
(特 別 土 地 保 有 税)	0	0.0	労 働 費	58,100	0.0
(事 業 所 税)	2,204,149	0.9	農 林 業 費	381,870	0.2
(都 市 計 画 税)	6,962,257	2.8	商 工 費	2,179,431	0.9
地 方 譲 与 税	1,053,632	0.4	土 木 費	16,680,075	7.1
利 子 割 交 付 金	104,410	0.0	消 防 費	6,483,189	2.7
配 当 割 交 付 金	750,338	0.3	教 育 費	21,776,998	9.2
株式等譲渡所得割交付金	917,672	0.4	災 害 復 旧 費	433,635	0.2
法 人 事 業 税 交 付 金	1,109,727	0.5	公 債 費	12,152,553	5.1
地 方 消 費 税 交 付 金	13,478,728	5.5	諸 支 出 金	0	0.0
ゴルフ場利用税交付金	93,205	0.0	予 備 費	0	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	232,994	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	1,242,338	0.5			
地 方 交 付 税	8,968,002	3.7			
交通安全対策特別交付金	72,866	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	700,797	0.3			
使 用 料 及 び 手 数 料	4,020,440	1.6			
国 庫 支 出 金	67,478,087	27.4			
都 支 出 金	29,702,145	12.1			
財 産 収 入	208,780	0.1			
寄 附 金	186,125	0.1			
繰 入 金	636,882	0.3			
繰 越 金	7,954,488	3.2			
諸 収 入	1,806,410	0.7			
市 債	15,497,500	6.3			
計	245,992,931	100.0	計	236,294,690	100.0
形式収支額	9,698,241 千円		実質収支額	7,518,095 千円	

② 一般会計決算の性質別内訳の推移

区 分			令和元年度(2019)			令和2年度(2020)			令和3年度(2021)		
			決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比
歳出	人件費		千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
			26,672,323	13.0	△ 0.6	28,016,805	10.7	5.0	28,343,861	12.0	1.2
	物件費		26,008,212	12.6	8.7	30,222,357	11.5	16.2	33,387,508	14.1	10.5
	補助費等		15,113,691	7.3	2.9	74,128,839	28.2	390.5	18,192,976	7.7	△ 75.5
	扶助費		71,205,912	34.6	4.0	73,480,757	27.9	3.2	83,890,557	35.5	14.2
	維持補修費		2,186,827	1.1	2.1	2,285,656	0.9	4.5	2,143,182	0.9	△ 6.2
	投資的経費		25,485,187	12.4	24.4	20,361,021	7.7	△ 20.1	32,148,543	13.6	57.9
	公債費		11,936,258	5.8	△ 16.4	11,571,309	4.4	△ 3.1	12,152,553	5.1	5.0
	積立金		3,271,122	1.6	50.8	1,414,777	0.5	△ 56.7	5,076,358	2.2	258.8
	出資資金		11,400	0.0	皆増	3,326,039	1.3	29,075.8	2,804,572	1.2	△ 15.7
	繰出金		23,872,379	11.6	1.9	18,210,603	6.9	△ 23.7	18,154,580	7.7	△ 0.3
計			205,763,311	100.0	4.7	263,018,163	100.0	27.8	236,294,690	100.0	△ 10.2
財源内訳	特定財源	国庫支出金	37,951,357	18.4	5.6	104,454,179	39.7	175.2	64,028,146	27.1	△ 38.7
		都支出金	27,194,456	13.2	5.3	29,153,735	11.1	7.2	29,093,926	12.3	△ 0.2
		市債	11,243,600	5.5	68.3	8,395,900	3.2	△ 25.3	13,497,500	5.7	60.8
		その他	8,409,793	4.1	△ 4.1	7,983,497	3.0	△ 5.1	6,971,530	3.0	△ 12.7
	一般財源		120,964,105	58.7	1.5	113,030,852	43.0	△ 6.6	122,703,588	51.9	8.6
		うち市税	91,630,705	44.5	1.1	90,751,232	34.5	△ 1.0	89,777,365	38.0	△ 1.1

③ 市税の負担の推移

ア 市民1人あたりの市税の状況

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
各年1月1日現在 (住民基本台帳)	人口	人 563,228	人 563,178	人 562,460	人 562,480	人 561,828	
	世帯数	戸 262,401	戸 265,264	戸 267,736	戸 270,386	戸 272,856	
市税現年課税調定総額		円 89,780,320,009	円 90,529,657,580	円 91,598,396,758	円 90,847,970,961	円 89,528,677,744	
1人あたりの市税額 (現年課税調定)		円 159,403	円 160,748	円 162,853	円 161,513	円 159,352	
1世帯あたりの市税額 (現年課税調定)		円 342,149	円 341,281	円 342,122	円 335,994	円 328,117	

イ 納税義務者1人あたりの市税の状況

区 分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
市民税	個人	納税義務者数(人)	281,990	285,767	288,728	288,071	
		調定額(円)	36,578,196,097	36,749,465,275	37,011,394,407	36,366,990,555	
		納税義務者 1人あたり(円)	129,715	128,599	128,188	126,243	
	法人	納税義務者数(人)	13,621	13,719	13,809	13,989	
		調定額(円)	5,373,771,100	5,603,065,300	4,286,338,800	4,441,515,900	
		納税義務者 1人あたり(円)	394,521	408,416	310,402	317,501	
純 固 定 資 産 税	納税義務者数(人)	189,125	190,217	191,056	191,459		
	調定額(円)	34,788,303,500	35,265,018,900	35,557,433,800	34,563,840,200		
	納税義務者 1人あたり(円)	183,943	185,394	186,110	180,529		
軽 自 動 車 税	登録台数(台)	126,992	127,037	127,246	127,792		
	調定額(円)	715,671,300	740,795,400	766,658,000	794,905,100		
	登録台数 1台あたり(円)	5,636	5,831	6,025	6,220		
都 市 計 画 税	納税義務者数(人)	181,723	182,857	183,765	184,524		
	調定額(円)	6,937,040,100	7,033,262,200	7,104,451,400	6,944,066,900		
	納税義務者 1人あたり(円)	38,174	38,463	38,661	37,632		

※軽自動車税の納税義務者数は登録台数
 ※※軽自動車税の調定額は環境性能割を除く

④ 徴税経費等の推移

区 分			平成29年度(2017)			平成30年度(2018)			
			金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比	
徴税費	人件費	基 本 給	千円 617,792	% 32.6	% 95.1	千円 601,987	% 31.2	% 97.4	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	59,060	3.1	93.8	54,553	2.8	92.4
			税 務 特 別 手 当	0	0.0	－	0	0.0	－
			そ の 他 の 手 当	412,806	21.8	95.8	406,329	21.1	98.4
			小 計	471,866	24.9	95.5	460,882	23.9	97.7
		そ の 他	313,712	16.4	99.1	302,638	15.7	96.5	
		計	1,403,370	73.9	96.1	1,365,507	70.8	97.3	
		物件費	賃 金	36,255	1.9	89.4	37,171	1.9	102.5
	課 税 事 務 電 算 委 託 費		318,398	16.8	71.3	388,657	20.2	122.1	
	そ の 他		127,138	6.7	95.7	123,777	6.4	97.4	
	計		481,791	25.4	77.7	549,605	28.5	114.1	
	補助費等	納 期 前 納 付 報 奨 金	0	0.0	－	0	0.0	－	
		納 税 組 合 取 扱 交 付 金・ 納 貯 組 合 連 合 会 補 助 金	0	0.0	－	0	0.0	－	
		そ の 他 補 助 金 等	12,470	0.7	14.6	12,468	0.7	100.0	
		計	12,470	0.7	14.6	12,468	0.7	100.0	
	合計(A)		1,897,631	100.0	87.6	1,927,580	100.0	101.6	
	都税徴収事務費都委託金(B)		877,625	46.2	100.9	876,094	45.5	99.8	
	都費控除後の徴税費 (A)-(B)(C)		1,020,006	53.8	78.7	1,051,486	54.5	103.1	
	税 収 額	市税(D)		89,959,126	79.1	100.9	90,602,914	79.0	100.7
		個人都民税		23,832,836	20.9	100.8	24,140,616	21.0	101.3
合計(E)		113,791,962	100.0	100.9	114,743,530	100.0	100.8		
税 収 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合		(A)/(E)	1.67%			1.68%			
		(C)/(D)	1.13%			1.16%			
徴 税 職 員 数		186人			185人				

令和元年度(2019)			令和2年度(2020)			令和3年度(2021)		
金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比
千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
586,705	28.7	97.5	572,679	30.4	97.6	595,603	32.3	104.0
69,542	3.4	127.5	60,684	3.2	87.3	69,194	3.8	114.0
0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
398,740	19.5	98.1	383,021	20.3	96.1	394,739	21.4	103.1
468,282	22.9	101.6	443,705	23.5	94.8	463,933	25.2	104.6
282,981	13.8	93.5	289,629	15.4	102.3	298,694	16.2	103.1
1,337,968	65.4	98.0	1,306,013	69.2	97.6	1,358,230	73.7	104.0
39,298	1.9	105.7	46,820	2.5	119.1	49,150	2.7	105.0
454,504	22.2	116.9	388,115	20.6	85.4	285,611	15.5	73.6
127,080	6.2	102.7	129,615	6.9	102.0	131,025	7.1	101.1
620,882	30.3	113.0	564,550	29.9	90.9	465,786	25.3	82.5
0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
87,898	4.3	705.0	16,080	0.9	18.3	18,222	1.0	113.3
87,898	4.3	705.0	16,080	0.9	18.3	18,222	1.0	113.3
2,046,748	100.0	106.2	1,886,643	100.0	92.2	1,842,238	100.0	97.6
890,687	43.5	101.7	927,159	49.1	104.1	901,697	48.9	97.3
1,156,061	56.5	109.9	959,484	50.9	83.0	940,541	51.1	98.0
91,630,705	79.1	101.1	90,751,232	78.8	99.0	89,777,365	78.9	98.9
24,245,731	20.9	100.4	24,402,812	21.2	100.6	24,052,535	21.1	98.6
115,876,436	100.0	101.0	115,154,044	100.0	99.4	113,829,900	100.0	98.9
1.77%			1.64%			1.62%		
1.26%			1.06%			1.05%		
181人			178人			181人		

⑤ 市税決算の推移

区 分				平成29年度(2017)				平成30年度(2018)			
				調定額	収入率	収入額	伸指数	調定額	収入率	収入額	伸指数
市民税	個人	現	均 等 割	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
			所 得 割	946,632	99.0	936,840	101.3	964,812	99.1	955,925	102.0
		年	小 計	35,105,159	99.0	34,742,043	101.0	35,613,384	99.1	35,285,355	101.6
			滞 納 繰 越 分	36,051,791	99.0	35,678,883	101.0	36,578,196	99.1	36,241,280	101.6
			計	1,325,019	32.4	428,966	90.1	1,013,278	32.8	332,564	77.5
	法人	現	均 等 割	37,376,810	96.6	36,107,849	100.8	37,591,474	97.3	36,573,844	101.3
			法 人 税 割	1,450,877	99.7	1,447,068	100.5	1,455,210	99.8	1,452,809	100.4
		年	小 計	3,936,800	99.7	3,926,464	99.6	3,918,561	99.8	3,912,091	99.6
			滞 納 繰 越 分	5,387,677	99.7	5,373,532	99.8	5,373,771	99.8	5,364,900	99.8
			計	65,246	35.4	23,069	133.7	49,837	31.4	15,660	67.9
	合 計			5,452,923	99.0	5,396,601	99.9	5,423,608	99.2	5,380,560	99.7
	合 計			42,829,733	96.9	41,504,450	100.7	43,015,082	97.5	41,954,404	101.1
固定資産税	固定資産税	現	土 地	14,213,526	99.5	14,142,106	99.8	14,236,985	99.7	14,188,962	100.3
			家 屋	16,300,659	99.5	16,218,753	103.1	16,269,005	99.7	16,214,127	100.0
		年	償 却 資 産	4,083,213	99.5	4,062,697	100.5	4,282,314	99.7	4,267,870	105.1
			小 計	34,597,398	99.5	34,423,556	101.5	34,788,304	99.7	34,670,959	100.7
			滞 納 繰 越 分	699,764	38.1	266,653	90.2	481,369	36.8	177,031	66.4
		計		35,297,162	98.3	34,690,209	101.4	35,269,673	98.8	34,847,990	100.5
	国有資産等所在市町村交付金及び納付金			883,558	100.0	883,558	102.2	880,319	100.0	880,319	99.6
	合 計			36,180,720	98.3	35,573,767	101.4	36,149,992	98.8	35,728,309	100.4
軽自動車税	種別割	現 年 課 税 分	690,367	98.4	679,072	104.7	715,671	98.7	706,622	104.1	
		滞 納 繰 越 分	26,624	32.4	8,633	126.2	26,403	31.6	8,334	96.5	
		計	716,991	95.9	687,705	104.9	742,074	96.3	714,956	104.0	
	環 境 性 能 割		-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計			716,991	95.9	687,705	104.9	742,074	96.3	714,956	104.0	
市たばこ税		現 年 課 税 分	3,223,421	100.0	3,223,421	93.5	3,182,156	100.0	3,182,156	98.7	
		滞 納 繰 越 分	0	-	0	-	0	-	0	-	
		合 計	3,223,421	100.0	3,223,421	93.5	3,182,156	100.0	3,182,156	98.7	
特別土地保有税	現	保 有 分	0	-	0	-	0	-	0	-	
		取 得 分	0	-	0	-	0	-	0	-	
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	
	滞 納 繰 越 分	0	-	0	-	0	-	0	-		
合 計			0	-	0	-	0	-	0	-	
事業所税	現	資 産 割	1,609,825	99.9	1,608,768	106.7	1,653,216	99.9	1,652,012	102.7	
		従 業 者 割	410,328	99.9	410,059	103.3	420,985	99.9	420,678	102.6	
		計	2,020,153	99.9	2,018,827	106.0	2,074,201	99.9	2,072,690	102.7	
	滞 納 繰 越 分	6,547	100.0	6,547	207.9	1,325	100.0	1,325	20.2		
	合 計		2,026,700	99.9	2,025,374	106.2	2,075,526	99.9	2,074,015	102.4	
都市計画税	現	土 地	3,735,680	99.5	3,716,796	100.0	3,753,814	99.7	3,741,140	100.7	
		家 屋	3,190,275	99.5	3,174,149	103.2	3,183,226	99.7	3,172,479	99.9	
		計	6,925,955	99.5	6,890,945	101.4	6,937,040	99.7	6,913,619	100.3	
	滞 納 繰 越 分	140,843	38.0	53,464	90.1	96,711	36.7	35,455	66.3		
合 計			7,066,798	98.3	6,944,409	101.3	7,033,751	98.8	6,949,074	100.1	
総合計		現 年 課 税 分	89,780,320	99.3	89,171,794	101.0	90,529,658	99.5	90,032,545	101.0	
		滞 納 繰 越 分	2,264,043	34.8	787,332	91.7	1,668,923	34.2	570,369	72.4	
		合 計	92,044,363	97.7	89,959,126	100.9	92,198,581	98.3	90,602,914	100.7	

令和元年度(2019)				令和2年度(2020)				令和3年度(2021)			
調定額	収入率	収入額	伸指数	調定額	収入率	収入額	伸指数	調定額	収入率	収入額	伸指数
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
977,191	99.2	969,435	101.4	989,297	99.1	980,663	101.2	989,210	99.6	984,784	100.4
35,772,275	99.2	35,488,355	100.6	36,022,097	99.1	35,707,751	100.6	35,377,781	99.6	35,219,196	98.6
36,749,466	99.2	36,457,790	100.6	37,011,394	99.1	36,688,414	100.6	36,366,991	99.6	36,203,980	98.7
805,078	34.8	280,369	84.3	720,030	39.9	287,144	102.4	654,882	37.5	245,549	85.5
37,554,544	97.8	36,738,159	100.4	37,731,424	98.0	36,975,558	100.6	37,021,873	98.5	36,449,529	98.6
1,474,556	100.0	1,474,779	101.5	1,444,460	98.4	1,420,736	96.3	1,444,880	99.9	1,443,602	101.6
4,128,509	100.0	4,129,134	105.5	2,841,879	98.4	2,795,202	67.7	2,996,636	99.9	2,993,989	107.1
5,603,065	100.0	5,603,913	104.5	4,286,339	98.4	4,215,938	75.2	4,441,516	99.9	4,437,591	105.3
41,253	31.7	13,097	83.6	32,143	40.3	12,958	98.9	57,733	65.7	37,920	292.6
5,644,318	99.5	5,617,010	104.4	4,318,482	97.9	4,228,896	75.3	4,499,249	99.5	4,475,511	105.8
43,198,862	98.0	42,355,169	101.0	42,049,906	98.0	41,204,454	97.3	41,521,122	98.6	40,925,040	99.3
14,274,120	99.7	14,229,930	100.3	14,251,456	99.6	14,196,549	99.8	14,153,600	99.8	14,129,462	99.5
16,651,963	99.7	16,600,411	102.4	17,048,012	99.6	16,982,332	102.3	16,370,068	99.8	16,342,323	96.2
4,338,936	99.7	4,325,502	101.4	4,257,966	99.6	4,241,563	98.1	4,040,171	99.8	4,033,303	95.1
35,265,019	99.7	35,155,843	101.4	35,557,434	99.6	35,420,444	100.8	34,563,839	99.8	34,505,088	97.4
333,471	40.4	134,745	76.1	269,169	56.4	151,749	112.6	233,537	64.3	150,146	98.9
35,598,490	99.1	35,290,588	101.3	35,826,603	99.3	35,572,193	100.8	34,797,376	99.6	34,655,234	97.4
858,943	100.0	858,943	97.6	848,402	100.0	848,402	98.8	865,391	100.0	865,391	102.0
36,457,433	99.2	36,149,531	101.2	36,675,005	99.3	36,420,595	100.7	35,662,767	99.6	35,520,625	97.5
740,795	99.0	733,049	103.7	766,658	99.3	760,910	103.8	794,905	99.2	788,721	103.7
24,779	29.4	7,279	87.3	22,222	36.2	8,044	110.5	18,610	33.2	6,181	76.8
765,574	96.7	740,328	103.5	788,880	97.5	768,954	103.9	813,515	97.7	794,902	103.4
9,130	100.0	9,130	皆増	35,270	100.0	35,270	386.3	39,146	100.0	39,146	111.0
774,704	96.7	749,458	104.8	824,150	97.6	804,224	107.3	852,661	97.8	834,048	103.7
3,202,880	100.0	3,202,880	100.7	3,118,445	100.0	3,118,445	97.4	3,331,246	100.0	3,331,246	106.8
0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
3,202,880	100.0	3,202,880	100.7	3,118,445	100.0	3,118,445	97.4	3,331,246	100.0	3,331,246	106.8
0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
1,681,686	100.0	1,681,393	101.8	1,679,641	98.9	1,661,015	98.8	1,739,926	100.0	1,739,488	104.7
454,151	100.0	454,073	107.9	439,937	98.9	435,057	95.8	441,651	100.0	441,541	101.5
2,135,837	100.0	2,135,466	103.0	2,119,578	98.9	2,096,072	98.2	2,181,577	100.0	2,181,029	104.1
1,664	0.0	0	0.0	2,080	0.0	0	－	23,505	98.4	23,120	－
2,137,501	99.9	2,135,466	103.0	2,121,658	98.8	2,096,072	98.2	2,205,082	100.0	2,204,149	105.2
3,767,518	99.7	3,755,734	100.4	3,763,605	99.6	3,749,121	99.8	3,737,728	99.8	3,731,368	99.5
3,265,744	99.7	3,255,530	102.6	3,340,846	99.6	3,327,988	102.2	3,206,339	99.8	3,200,883	96.2
7,033,262	99.7	7,011,264	101.4	7,104,451	99.6	7,077,109	100.9	6,944,067	99.8	6,932,251	98.0
66,791	40.3	26,937	76.0	53,839	56.3	30,333	112.6	46,684	64.3	30,006	98.9
7,100,053	99.1	7,038,201	101.3	7,158,290	99.3	7,107,442	101.0	6,990,751	99.6	6,962,257	98.0
91,598,397	99.5	91,168,278	101.3	90,847,971	99.4	90,261,004	99.0	89,528,678	99.7	89,284,443	98.9
1,273,036	36.3	462,427	81.1	1,099,483	44.6	490,228	106.0	1,034,951	47.6	492,922	100.5
92,871,433	98.7	91,630,705	101.1	91,947,454	98.7	90,751,232	99.0	90,563,629	99.1	89,777,365	98.9

⑥ 令和3年度(2021年度)市税決算

区 分	予算現額				
	当初予算額	補正予算額	計	節	金額
市 税	円 85,397,128,000	円 2,846,087,000	円 88,243,215,000		円
市 民 税	37,802,172,000	2,846,087,000	40,648,259,000		
個 人	34,718,609,000	1,500,751,000	36,219,360,000		
				現 年 課 税 分	35,958,208,000
				滞 納 繰 越 分	261,152,000
法 人	3,083,563,000	1,345,336,000	4,428,899,000		
				現 年 課 税 分	4,401,708,000
				滞 納 繰 越 分	27,191,000
固 定 資 産 税	34,673,403,000		34,673,403,000		
固 定 資 産 税	33,812,325,000		33,812,325,000		
				現 年 課 税 分	33,685,679,000
				滞 納 繰 越 分	126,646,000
交 付 金 及 び 納 付 金	861,078,000		861,078,000	交 付 金 及 び 納 付 金	861,078,000
軽 自 動 車 税	823,615,000		823,615,000		
				現 年 課 税 分	820,090,000
				滞 納 繰 越 分	3,525,000
市 た ば こ 税	3,076,315,000		3,076,315,000		
				現 年 課 税 分	3,076,315,000
				滞 納 繰 越 分	0
特 別 土 地 保 有 税	1,000		1,000		
				現 年 課 税 分	1,000
				滞 納 繰 越 分	0
事 業 所 税	2,101,677,000		2,101,677,000		
				現 年 課 税 分	2,087,912,000
				滞 納 繰 越 分	13,765,000
都 市 計 画 税	6,919,945,000		6,919,945,000		
				現 年 課 税 分	6,893,550,000
				滞 納 繰 越 分	26,395,000
現 年 課 税 分 計	84,938,454,000	2,846,087,000	87,784,541,000		
滞 納 繰 越 分 計	458,674,000		458,674,000		

調定額	収入率	収入額	左の予算 現額に対 する指数	還付未済額	純収入額	純収入率	不納欠損額	収入未済額
円	%	円	%	円	円	%	円	円
90,563,629,027	99.1	89,777,365,209	101.7	35,945,002	89,741,420,207	99.1	71,490,407	750,718,413
41,521,121,898	98.6	40,925,039,729	100.7	26,813,561	40,898,226,168	98.5	53,494,531	569,401,199
37,021,872,598	98.5	36,449,528,645	100.6	22,269,761	36,427,258,884	98.4	48,898,805	545,714,909
36,366,990,555	99.6	36,203,979,975	100.7	21,890,458	36,182,089,517	99.5	2,662	184,898,376
654,882,043	37.5	245,548,670	94.0	379,303	245,169,367	37.4	48,896,143	360,816,533
4,499,249,300	99.5	4,475,511,084	101.1	4,543,800	4,470,967,284	99.4	4,595,726	23,686,290
4,441,515,900	99.9	4,437,590,878	100.8	4,486,800	4,433,104,078	99.8	131,600	8,280,222
57,733,400	65.7	37,920,206	139.5	57,000	37,863,206	65.6	4,464,126	15,406,068
35,662,767,435	99.6	35,520,625,442	102.4	6,893,720	35,513,731,722	99.6	13,615,935	135,419,778
34,797,376,835	99.6	34,655,234,842	102.5	6,893,720	34,648,341,122	99.6	13,615,935	135,419,778
34,563,840,200	99.8	34,505,089,266	102.4	6,654,431	34,498,434,835	99.8	286,034	65,119,331
233,536,635	64.3	150,145,576	118.6	239,289	149,906,287	64.2	13,329,901	70,300,447
865,390,600	100.0	865,390,600	100.5	0	865,390,600	100.0	0	0
852,660,621	97.8	834,047,597	101.3	361,400	833,686,197	97.8	1,655,200	17,319,224
834,050,900	99.3	827,866,268	100.9	343,300	827,522,968	99.2	6,000	6,521,932
18,609,721	33.2	6,181,329	175.4	18,100	6,163,229	33.1	1,649,200	10,797,292
3,331,246,389	100.0	3,331,246,389	108.3	0	3,331,246,389	100.0	0	0
3,331,246,389	100.0	3,331,246,389	108.3	0	3,331,246,389	100.0	0	0
0	-	0	-	0	0	-	0	0
0	-	0	-	0	0	-	0	0
0	-	0	-	0	0	-	0	0
0	-	0	-	0	0	-	0	0
2,205,081,500	100.0	2,204,148,700	104.9	491,600	2,203,657,100	99.9	0	1,424,400
2,181,576,300	100.0	2,181,028,400	104.5	491,600	2,180,536,800	100.0	0	1,039,500
23,505,200	98.4	23,120,300	168.0	0	23,120,300	98.4	0	384,900
6,990,751,184	99.6	6,962,257,352	100.6	1,384,721	6,960,872,631	99.6	2,724,741	27,153,812
6,944,066,900	99.8	6,932,251,663	100.6	1,336,910	6,930,914,753	99.8	57,466	13,094,681
46,684,284	64.3	30,005,689	113.7	47,811	29,957,878	64.2	2,667,275	14,059,131
89,528,677,744	99.7	89,284,443,439	101.7	35,203,499	89,249,239,940	99.7	483,762	278,954,042
1,034,951,283	47.6	492,921,770	107.5	741,503	492,180,267	47.6	71,006,645	471,764,371

(2) 市民税

① 個人市民税の納税義務者数と調定額の推移

ア 納税義務者数

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
均 等 割	普通徴収(人)	69,865	70,637	70,939	71,088	68,313	
	給与特別徴収(人)	172,923	176,083	179,568	181,840	184,171	
	年金特別徴収(人)	39,675	40,011	39,991	40,396	40,664	
	小 計(人)	282,463	286,731	290,498	293,324	293,148	
所 得 割	普通徴収(人)	76,517	77,763	78,768	78,211	75,411	
	給与特別徴収(人)	171,863	174,825	178,109	180,401	182,569	
	年金特別徴収(人)	33,750	33,654	33,341	33,436	33,672	
	小 計(人)	282,130	286,242	290,218	292,048	291,652	
計(人)		278,134	281,990	285,767	288,728	288,071	
前年比(%)		101.6	101.4	101.3	101.0	99.8	

個人市民税の納税義務者数は延べ人数

イ 調定額

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
均 等 割	普通徴収(千円)	241,318	240,168	241,575	242,661	232,556	
	給与特別徴収(千円)	578,750	594,869	606,535	616,425	624,712	
	年金特別徴収(千円)	126,564	129,775	129,081	130,211	131,942	
	小計(千円)	946,632	964,812	977,191	989,297	989,210	
所 得 割	普通徴収(千円)	8,132,558	8,196,280	8,082,899	7,985,755	7,656,342	
	給与特別徴収(千円)	25,349,924	25,801,915	26,116,822	26,472,843	26,142,030	
	年金特別徴収(千円)	1,622,677	1,615,189	1,572,553	1,563,499	1,579,409	
	小計(千円)	35,105,159	35,613,384	35,772,274	36,022,097	35,377,781	
計(千円)		36,051,791	36,578,196	36,749,465	37,011,394	36,366,991	
前年比(%)		100.7	101.5	100.5	100.7	98.3	

② 個人市民税納税義務者数の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
均等割のみ を納める者	11,225	11,862	12,072	12,551	12,751	
均等割と所得割 を納める者	266,909	270,128	273,695	276,177	275,320	
計	278,134	281,990	285,767	288,728	288,071	
特別徴収 義務者数	36,632	37,455	38,022	38,417	38,692	

退職分離分、過年度分を含む

③ 個人市民税所得別納税義務者数の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
給与 所得者	209,192	212,244	215,598	218,666	219,097	
営業等 所得者	10,684	10,811	10,767	10,941	12,446	
農業 所得者	47	40	40	34	52	
その他の 所得者	51,446	51,561	51,203	51,307	51,632	
家屋敷課税者	18	19	17	15	14	
計	271,387	274,675	277,625	280,963	283,241	

各年度分の個人市民税にかかるもの
 令和2年度(2020年度)までは6月末現在の数値
 令和3年度(2021年度)は決算数値
 退職分離分、過年度分を除く
 定率による税額控除後に税額があるもの

④ 令和3年度(2021年度)個人市民税所得割の段階別等調

区 分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者数	課税標準額	所得割額	納税義務者数	課税標準額	所得割額	納税義務者数	課税標準額	所得割額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
10万円以下	6,229	307,963	10,629	451	23,538	819	3	216	8
100万円以下	52,998	31,500,195	1,740,876	3,493	1,844,952	99,122	15	9,837	531
200万円以下	62,852	92,367,719	5,140,924	2,794	4,088,326	226,915	14	20,748	1,186
300万円以下	38,749	94,930,915	5,247,418	1,826	4,496,864	255,505	1	2,715	161
400万円以下	20,527	70,936,887	4,012,146	964	3,319,391	192,366	4	14,623	871
550万円以下	15,943	74,084,461	4,237,468	698	3,253,259	188,513	5	23,157	1,379
700万円以下	6,497	39,848,386	2,262,909	332	2,046,289	117,341	1	6,381	381
1000万円以下	4,903	40,369,072	2,278,715	281	2,340,268	135,336	0	0	0
1000万円超	3,453	61,252,834	3,419,735	316	7,093,378	397,565	1	13,559	761
計	212,151	505,598,432	28,350,820	11,155	28,506,265	1,613,482	44	91,236	5,278
所得者別構成比	79.4%	85.4%	85.3%	4.2%	4.8%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%

令和3年度(2021年度)分個人市民税にかかるもの。

短期及び長期譲渡所得等にかかる分離課税分並びに過年度分を除く。

その他の所得者			計					
納 税 義 務 者 数	課 税 標 準 額	所 得 割 額	納 税 義 務 者 数	課 税 標 準 額 A	計 所 得 割 額 B	平 均 B / A 税 率	構 成 比	
							納 税 義 務 者 数	所 得 割 額
人	千円	千円	人	千円	千円	%	%	%
2,197	118,160	3,967	8,880	449,877	15,423	3.4	3.3	0.1
24,773	13,102,164	700,401	81,279	46,457,148	2,540,930	5.5	30.4	7.6
10,668	14,762,513	838,291	76,328	111,239,306	6,207,316	5.6	28.6	18.7
3,092	7,488,079	430,602	43,668	106,918,573	5,933,686	5.5	16.3	17.9
1,149	3,938,303	226,837	22,644	78,209,204	4,432,220	5.7	8.5	13.3
760	3,528,411	203,315	17,406	80,889,288	4,630,675	5.7	6.5	13.9
395	2,446,207	139,882	7,225	44,347,263	2,520,513	5.7	2.7	7.6
390	3,256,947	186,675	5,574	45,966,287	2,600,726	5.7	2.1	7.8
483	8,928,326	517,904	4,253	77,288,097	4,335,965	5.6	1.6	13.1
43,907	57,569,110	3,247,874	267,257	591,765,043	33,217,454	5.6	100.0	100.0
16.4%	9.8%	9.8%	100.0%	100.0%	100.0%			

⑤ 個人市民税額と個人都民税額の割合の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
市民税課税額(円)	36,045,798,904	36,564,943,791	36,747,487,490	37,003,984,596	35,601,060,798	
都民税課税額(円)	23,791,955,853	24,134,836,669	24,251,899,634	24,421,642,147	23,490,943,302	
計(円)	59,837,754,757	60,699,780,460	60,999,387,124	61,425,626,743	59,092,004,100	
都民税按分率	0.397607	0.397609	0.397576	0.397580	0.397532	

地方税法第42条の規定により、納税義務者は個人市民税と個人都民税をあわせて市へ納付しなければならないとされており、市はこれが納付された場合は、翌月10日までに個人都民税分を都に払い込むことになっています。

払い込みの方法は政令に委任されており、地方税法施行令第8条は、市に納付された市民税と都民税については、課税額により按分することを規定しています。

按分率の算定方法

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{当該市町村の当該年度の収入額となるべき} \\ \text{個人の道府県民税の課税額の合計額} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{当該市町村の当該年度の収入額} \\ \text{となるべき個人の道府県民税の} \\ \text{課税額の合計額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該市町村の当該年度の収入額とな} \\ \text{るべき個人の市町村民税の課税額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right)}$$

⑥ 法人市民税調定額等の推移

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
法人数 (納税義務者数)(人)		13,497	13,621	13,719	13,809	13,989	
調 定 額	均等割額(千円)	1,450,877	1,455,210	1,474,556	1,444,460	1,444,880	
	法人税割額(千円)	3,936,800	3,918,561	4,128,509	2,841,879	2,996,636	
	うち超過課税 額(千円)	514,849	513,204	503,694	389,427	554,821	
	計(千円)	5,387,677	5,373,771	5,603,065	4,286,339	4,441,516	
	前年度比(%)	99.7	99.7	104.3	76.5	103.6	

⑦ 法人市民税月別調定額の推移

単位:千円						
区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
4月	154,217	179,062	216,263	181,827	159,226	
5月	471,901	504,706	496,650	410,035	366,901	
6月	1,294,941	1,314,423	1,177,975	1,079,391	1,142,506	
7月	539,491	574,914	781,003	416,031	501,148	
8月	243,129	233,485	243,522	220,650	189,355	
9月	221,702	195,085	245,962	314,892	204,104	
10月	193,778	180,485	179,571	188,681	269,830	
11月	1,138,861	1,103,163	1,119,086	651,717	664,794	
12月	529,036	575,213	613,309	403,052	455,817	
1月	177,029	149,511	157,607	100,544	112,134	
2月	222,438	162,188	174,336	143,781	180,603	
3月	201,154	201,536	197,781	175,738	195,098	
計	5,387,677	5,373,771	5,603,065	4,286,339	4,441,516	

⑧ 法人市民税均等割税率区分による法人数と課税額(令和3年度(2021年度))

区 分(※)	従業者数	均等割額 (万円)	法人数		課税額	
			納税義務 者数	構成比	額	構成比
50億円超	50人超	300	人	%	千円	%
			100	0.7%	276,615	19.2%
10億円超 50億円以下	50人超	175	45	0.3%	75,628	5.2%
10億円超	50人以下	41	501	3.6%	190,483	13.2%
1億円超	50人超	40	95	0.7%	35,426	2.5%
10億円以下	50人以下	16	515	3.7%	79,884	5.5%
1,000万円超	50人超	15	189	1.3%	27,915	1.9%
1億円以下	50人以下	13	1,747	12.5%	225,658	15.6%
1,000万円以下	50人超	12	85	0.6%	9,856	0.7%
上 記 以 外 の 法 人			5		523,415	36.2%
計			13,989	100.0%	1,444,880	100.0%

※ 均等割の税率区分は、「資本金等の額」または「資本金の額及び資本準備金の額の合計額」のいずれか大きい方を算出の基礎とします。

⑨ 法人市民税法人税割税率区分による法人数の推移

区 分(※)		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
1 億 円 以 下	均 等 割 の み 納 付	人 8,103	人 8,045	人 7,995	人 8,618	人 8,596	
	法 人 税 割 納 付	4,604	4,805	4,972	4,455	4,690	
	計	12,707	12,850	12,967	13,073	13,286	
1 億 円 超	均 等 割 の み 納 付	120	114	108	173	161	
	法 人 税 割 納 付	670	657	644	563	542	
	計	790	771	752	736	703	
合 計	均 等 割 の み 納 付	8,223	8,159	8,103	8,791	8,757	
	法 人 税 割 納 付	5,274	5,462	5,616	5,018	5,232	
	計	13,497	13,621	13,719	13,809	13,989	

※ 法人税割の税率区分は以下のとおり

「1億円以下」:資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人、資本もしくは出資を有しない法人
(保険業法に規定する相互会社を除く)又は法人でない社団、財団で、代表者、管理人の
定めのあるもの

「1億円超」:資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社

(3) 固定資産税(都市計画税)

① 土地・家屋・償却資産評価額等の推移

区 分			平成29年度(2017)			平成30年度(2018)		
			筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積 ㎡	評 価 額 (決 定 価 格) 千円	筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積 ㎡	評 価 額 (決 定 価 格) 千円
土 地	田		2,222	615,195	1,442,791	2,196	609,295	1,394,368
	畑		16,998	6,952,594	62,976,918	16,814	6,862,456	61,961,567
	宅地		235,241	37,912,885	2,776,578,971	236,271	38,102,774	2,830,767,709
	池沼		37	28,468	10,734	37	28,468	10,812
	山林		13,902	29,443,796	6,254,721	13,827	29,433,711	6,363,097
	原野		2,456	4,421,195	95,719	2,462	4,432,029	95,952
	雑種地		21,075	7,722,459	235,404,419	21,186	7,688,487	235,818,429
	計		291,931	87,096,592	3,082,764,273	292,793	87,157,220	3,136,411,934
家 屋	木 造	専用住宅	棟 96,761	㎡ 10,104,083	千円 320,991,326	棟 97,387	㎡ 10,185,266	千円 307,652,634
		併用住宅	3,759	466,525	7,910,944	3,701	459,945	7,594,295
		その他	10,371	1,091,553	29,013,359	10,344	1,110,453	29,659,400
		小計	110,891	11,662,161	357,915,629	111,432	11,755,664	344,906,329
	非 木 造	住宅・アパート	22,628	9,418,519	515,371,596	22,811	9,502,336	518,449,382
		その他	11,980	6,003,230	347,800,132	12,060	6,049,396	345,460,459
		小計	34,608	15,421,749	863,171,728	34,871	15,551,732	863,909,841
	計		145,499	27,083,910	1,221,087,357	146,303	27,307,396	1,208,816,170
	償 却 資 産	市長決定分 (市内に存在するもの)	人 5,155	-	千円 193,208,001	人 5,243	-	千円 205,459,350
		総務大臣・知事配分 (他県・他市にまたがるもの)	12	-	102,250,333	12	-	102,759,140
		計	5,167	-	295,458,334	5,255	-	308,218,490

評価額(決定価格)・・・固定資産税を課税するために決定した価格

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

法定免税点未満を除く。

令和元年度(2019)			令和2年度(2020)			令和3年度(2021)		
筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積 m ²	評 価 額 (決 定 価 格) 千円	筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積 m ²	評 価 額 (決 定 価 格) 千円	筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積 m ²	評 価 額 (決 定 価 格) 千円
筆 2,135	596,712	1,452,736	筆 2,100	581,246	1,243,361	筆 2,097	583,854	1,242,291
16,558	6,776,993	59,974,843	16,338	6,681,818	55,935,830	16,057	6,557,841	51,955,154
237,493	38,398,794	2,845,272,544	238,473	38,553,667	2,853,924,770	239,511	38,621,372	2,879,446,107
37	28,468	10,812	37	28,468	10,812	37	28,468	10,142
13,813	29,403,802	6,241,659	13,768	29,352,694	6,076,865	13,934	29,655,250	8,663,521
2,460	4,431,334	95,943	2,446	4,424,045	95,790	2,378	4,182,458	91,136
21,211	7,718,015	233,483,052	21,132	7,638,787	228,428,238	21,114	7,618,446	231,998,288
293,707	87,354,118	3,146,531,589	294,294	87,260,725	3,145,715,666	295,128	87,247,689	3,173,406,639
棟 98,222	m ² 10,288,445	千円 320,395,560	棟 98,720	m ² 10,351,255	千円 330,515,996	棟 99,421	m ² 10,431,939	千円 314,469,315
3,646	453,433	7,617,268	3,580	445,729	7,621,938	3,515	437,487	7,285,100
10,342	1,124,352	31,987,429	10,312	1,132,950	33,859,919	10,176	1,130,141	32,388,639
112,210	11,866,230	360,000,257	112,612	11,929,934	371,997,853	113,112	11,999,567	354,143,054
22,945	9,588,208	530,311,087	23,087	9,681,251	543,109,563	23,098	9,642,070	537,134,298
12,188	6,190,419	362,491,634	12,219	6,182,344	363,710,382	11,843	5,934,555	346,681,624
35,133	15,778,627	892,802,721	35,306	15,863,595	906,819,945	34,941	15,576,625	883,815,922
147,343	27,644,857	1,252,802,978	147,918	27,793,529	1,278,817,798	148,053	27,576,192	1,237,958,976
人 5,344	-	千円 206,959,091	人 5,419	-	千円 202,444,488	人 4,887	-	千円 189,039,734
12	-	104,262,812	12	-	104,078,888	13	-	104,648,101
5,356	-	311,221,903	5,431	-	306,523,376	4,900	-	293,687,835

② 家屋の種類別棟数の推移

単位:棟

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
木 造	専用住宅	96,761	97,387	98,222	98,720	99,421
	共同住宅・寄宿舍	3,902	3,943	3,953	3,963	3,963
	併用住宅	3,759	3,701	3,646	3,580	3,515
	旅館・料亭・ホテル	118	117	118	119	118
	事務所・銀行・店舗	1,212	1,208	1,206	1,208	1,174
	劇場・病院	83	84	84	84	86
	工場・倉庫	1,715	1,699	1,685	1,662	1,631
	土蔵	188	184	183	183	182
	附属家	3,153	3,109	3,113	3,093	3,022
	計	110,891	111,432	112,210	112,612	113,112
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	3,422	3,436	3,449	3,449	3,291
	住宅・アパート	22,628	22,811	22,945	23,087	23,098
	病院・ホテル	250	248	252	247	243
	工場・倉庫・市場	7,604	7,681	7,799	7,849	7,632
	その他	704	695	688	674	677
	計	34,608	34,871	35,133	35,306	34,941

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

③ 取壊し家屋の推移

区 分			平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
取壊し	木造	棟数(棟)	1,340	1,112	1,053	1,015	931
		床面積(㎡)	89,944	99,633	93,591	93,870	79,832
		価格(千円)	1,235,007	1,454,050	1,391,876	1,348,217	1,132,881
	非木造	棟数(棟)	255	261	218	215	215
		床面積(㎡)	65,953	63,966	51,482	54,821	79,310
		価格(千円)	2,163,805	1,657,647	1,312,301	1,748,843	2,422,220

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。
法定免税点未満の家屋を含む。

④ 免税点(課税標準額20万円)未満の家屋の推移

区 分			平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
免税点未満	木造	棟数(棟)	2,495	2,341	2,288	2,230	2,327
		床面積(㎡)	83,937	78,106	76,030	73,953	91,738
		価格(千円)	158,800	152,820	149,598	145,130	678,191
	非木造	棟数(棟)	257	256	260	265	757
		床面積(㎡)	5,317	5,126	5,088	5,154	317,842
		価格(千円)	30,924	30,707	31,491	31,892	16,374,560

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

⑤ 令和4年度(2022年度) 建築年次別の家屋の床面積・価格

区 分	木造		非木造		合計	
	床面積(㎡)	価格(千円)	床面積(㎡)	価格(千円)	床面積(㎡)	価格(千円)
昭和44年(1969)1月1日以前	677,692	4,203,569	278,949	4,427,474	956,641	8,631,043
昭和44～47年(1969～1972)	317,058	4,183,533	268,333	5,852,797	585,391	10,036,330
昭和47～50年(1972～1975)	504,863	7,516,196	454,202	10,493,793	959,065	18,009,989
昭和50～53年(1975～1978)	591,572	8,609,568	538,252	14,907,405	1,129,824	23,516,973
昭和53～56年(1978～1981)	846,596	12,579,546	664,229	21,228,270	1,510,825	33,807,816
昭和56～59年(1981～1984)	528,641	8,044,919	807,847	31,107,510	1,336,488	39,152,429
昭和59～62年(1984～1987)	564,792	8,747,613	803,688	29,089,243	1,368,480	37,836,856
昭和62年～平成2年(1987～1990)	661,836	11,044,883	1,212,672	55,779,785	1,874,508	66,824,668
平成2～5年(1990～1993)	648,728	11,477,244	1,588,387	77,447,556	2,237,115	88,924,800
平成5～8年(1993～1996)	827,480	15,611,880	1,470,676	83,461,730	2,298,156	99,073,610
平成8～11年(1996～1999)	854,468	18,120,235	1,451,823	89,373,993	2,306,291	107,494,228
平成11～14年(1999～2002)	758,155	20,484,252	1,147,583	70,687,295	1,905,738	91,171,547
平成14～17年(2002～2005)	846,454	29,273,221	1,173,856	78,796,612	2,020,310	108,069,833
平成17～20年(2005～2008)	870,820	36,481,160	926,620	62,631,015	1,797,440	99,112,175
平成20～23年(2008～2011)	593,372	29,143,907	1,074,798	82,309,304	1,668,170	111,453,211
平成23～26年(2011～2014)	612,946	34,604,477	547,831	42,661,283	1,160,777	77,265,760
平成26～29年(2014～2017)	580,242	37,531,421	769,805	66,938,350	1,350,047	104,469,771
平成29～令和2年(2017～2020)	556,655	41,975,098	578,010	61,715,290	1,134,665	103,690,388
令和2～令和4年(2020～2022)	327,807	28,175,297	247,218	28,356,731	575,025	56,532,028
合 計	12,170,177	367,808,019	16,004,779	917,265,436	28,174,956	1,285,073,455

3年に1回ずつ評価の基準改訂(建築費を基に)

区分2行目以降の期間は(始期)各年1月2日～(終期)各年1月1日

物価上昇時は価格も上昇、好景気時は建築増により面積増加

数値は令和4年(2022年)1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

法定免税点未満の家屋を含む。

⑥ 家屋の種類別新增築の推移

ア 木造家屋

区 分	平成29年度(2017)				平成30年度(2018)			
	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
	棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²
専用住宅	1,483	154,649	11,646,475	75,309	1,459	153,344	12,450,379	81,192
併用住宅	16	3,222	235,640	73,135	12	1,988	167,543	84,277
その他	129	28,112	2,197,773	78,179	140	34,206	2,957,770	86,469
計	1,628	185,983	14,079,888	75,705	1,611	189,538	15,575,692	82,177

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

イ 非木造家屋

区 分	平成29年度(2017)				平成30年度(2018)			
	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
	棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²
住宅・アパート	457	120,593	11,355,377	94,163	309	110,167	12,162,439	110,400
その他	118	112,755	10,345,834	91,755	97	40,780	3,882,826	95,214
計	575	233,348	21,701,211	92,999	406	150,947	16,045,265	106,297

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産の価格等の概要調書による。

令和元年度(2019)				令和2年度(2020)				令和3年度(2021)			
棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²
1,637	169,574	13,759,115	81,139	1,335	138,365	11,306,911	81,718	1,391	142,943	12,235,837	85,599
9	1,353	110,416	81,608	11	1,204	95,231	79,096	12	2,045	174,601	85,379
128	29,278	2,529,682	86,402	107	24,010	2,025,976	84,381	91	17,420	1,573,059	90,302
1,774	200,205	16,399,213	81,912	1,453	163,579	13,428,118	82,089	1,494	162,408	13,983,497	86,101

令和元年度(2019)				令和2年度(2020)				令和3年度(2021)			
棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²
241	107,937	12,339,855	114,325	258	109,986	12,908,003	117,360	229	57,831	6,362,452	110,018
102	50,266	5,841,865	116,219	89	24,893	2,472,442	99,323	89	34,135	3,575,525	104,747
343	158,203	18,181,720	114,927	347	134,879	15,380,445	114,031	318	91,966	9,937,977	108,061

⑦ 固定資産税調定額等の推移

区 分	平成29年度(2017)			平成30年度(2018)		
	納税 義務者数	課税標準額	前年 度比	納税 義務者数	課税標準額	前年 度比
		調定額			調定額	
土地	人 158,525	千円 1,028,530,957	% 99.5	人 159,771	千円 1,030,755,909	% 100.2
		14,213,526	99.6		14,236,985	100.2
家屋	160,148	1,226,348,266	102.9	161,514	1,223,369,806	99.8
		16,300,659	102.9		16,269,005	99.8
償却資産	5,861	293,512,731	100.3	6,048	307,666,212	104.8
		4,083,213	100.2		4,282,314	104.9
計	188,260	2,548,391,954	101.2	189,125	2,561,791,927	100.5
		34,597,398	101.2		34,788,304	100.6
前年度比(%)	100.6			100.5		

納税義務者数の計は実数

⑧ 都市計画税調定額等の推移

区 分	平成29年度(2017)			平成30年度(2018)		
	納税 義務者数	課税標準額	前年 度比	納税 義務者数	課税標準額	前年 度比
		調定額			調定額	
土地	人 154,860	千円 1,397,777,629	% 99.7	人 156,171	千円 1,405,636,995	% 100.6
		3,735,680	99.7		3,753,814	100.5
家屋	157,185	1,198,005,870	102.8	158,276	1,195,241,969	99.8
		3,190,275	102.9		3,183,226	99.8
計	180,821	2,595,783,499	101.1	181,723	2,600,878,964	100.2
		6,925,955	101.1		6,937,040	100.2
前年度比(%)	100.6			100.5		

納税義務者数の計は実数

令和元年度(2019)			令和2年度(2020)			令和3年度(2021)		
納税 義務者数	課税標準額	前年 度比	納税 義務者数	課税標準額	前年 度比	納税 義務者数	課税標準額	前年 度比
	調定額			調定額			調定額	
人 161,279	千円 1,032,570,813	% 100.2	人 162,616	千円 1,030,825,874	% 99.8	人 163,858	千円 1,025,130,085	% 99.4
	14,274,120	100.3		14,251,456	99.9		14,153,600	99.3
162,559	1,254,785,047	102.6	163,728	1,282,534,872	102.1	164,575	1,230,915,767	96.0
	16,651,963	102.4		17,048,012	102.3		16,370,068	96.0
6,035	311,811,195	101.3	6,130	306,001,469	96.3	5,613	289,440,115	94.6
	4,338,936	101.3		4,257,966	96.3		4,040,171	94.9
190,217	2,599,167,055	101.5	191,056	2,619,362,215	100.5	191,459	2,545,485,967	97.2
	35,265,019	101.4		35,557,434	100.6		34,563,839	97.2
100.6			100.4			100.2		

令和元年度(2019)			令和2年度(2020)			令和3年度(2021)		
納税 義務者数	課税標準額	前年 度比	納税 義務者数	課税標準額	前年 度比	納税 義務者数	課税標準額	前年 度比
	調定額			調定額			調定額	
人 157,673	千円 1,409,238,212	% 100.3	人 159,036	千円 1,407,578,218	% 99.9	人 160,301	千円 1,400,291,608	% 99.5
	3,767,518	100.4		3,763,605	99.9		3,737,728	99.3
159,687	1,226,622,900	102.6	160,866	1,254,396,193	102.1	161,748	1,204,716,448	96.0
	3,265,744	102.6		3,340,846	102.2		3,206,339	96.0
182,857	2,635,861,112	101.3	183,765	2,661,974,411	100.9	184,524	2,605,008,056	97.9
	7,033,262	101.4		7,104,451	101.0		6,944,067	97.7
100.6			100.5			100.4		

⑨ 国有資産等所在市町村交付金額の推移

団体名		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
国有資産 (円)	最高裁判所	438,700	425,900	406,700	397,600	389,100
	東京地方検察庁	94,900	—	—	—	—
	多摩少年院	1,852,500	1,852,300	1,852,400	1,859,500	1,862,000
	八王子少年鑑別所	—	27,100	26,700	—	—
	八王子医療刑務所	813,900	—	—	—	—
	関東財務局	8,381,300	7,300,200	6,545,600	5,554,600	5,243,100
	東京国税局	804,300	763,100	728,500	692,500	659,200
	関東森林管理局	3,438,700	3,652,000	3,865,300	4,078,700	4,266,600
	関東地方整備局	810,100	791,500	773,800	757,000	741,200
	関東運輸局	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000
	北関東防衛局	1,724,500	1,683,500	1,613,200	1,565,600	1,519,900
国有資産分(円)		18,362,000	16,498,700	15,815,300	14,908,500	14,684,100
前年度比(%)		104.6	89.9	95.9	94.3	98.5
公有資産 (円)	東京都 (一般会計)	104,042,700	103,847,900	98,470,900	99,945,100	99,643,100
	東京都 (都営住宅等事業会計)	759,444,900	758,268,500	742,953,900	731,849,800	749,368,000
	東京都 (水道会計)	1,348,900	1,344,700	1,340,900	1,337,200	1,333,700
	日野市	359,200	359,300	361,700	361,700	361,700
公有資産分(円)		865,195,700	863,820,400	843,127,400	833,493,800	850,706,500
前年度比(%)		102.1	99.8	97.6	98.9	102.1
計(円)		883,557,700	880,319,100	858,942,700	848,402,300	865,390,600
前年度比(%)		102.2	99.6	97.6	98.8	102.0

国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち国等以外の者が使用している固定資産(宿舍等の貸付資産)や国有林野等に対して、固定資産税相当額を国等が交付する。

平成30年度(2018年度)から、東京地方検察庁・八王子医療刑務所は資産撤去により対象外。

令和2年度(2020年度)から、八王子少年鑑別所は資産撤去により対象外。

⑩ 税率・免税点の変遷

年度	税率		都市計画税 課税区域	免税点						
	固定資産税	都市計画税		土地	家屋	償却資産				
昭和25年度 (1950)	1.6/100			10,000円	10,000円	10,000円				
昭和26年度 (1951)						30,000円				
昭和27・28年度 (1952・1953)										
昭和29年度 (1954)	1.5/100						10,000円	10,000円	50,000円	
昭和30年度 (1955)	1.4/100								0.1/100	八王子市全域 (31～45年)
昭和31・32年度 (1956・1957)										
昭和33年度 (1958)		0.2/100	24,000円	50,000円	300,000円					
昭和34～38年度 (1959～1963)										
昭和39・40年度 (1964・1965)			80,000円	50,000円	300,000円					
昭和41～45年度 (1966～1970)										
昭和46・47年度 (1971・1972)						150,000円	80,000円	1,000,000円		
昭和48～52年度 (1973～1977)										
昭和53～62年度 (1978～1987)		0.3/100	市街化区域 (46年～)	300,000円	200,000円				1,500,000円	
昭和63年度～平成2年度 (1988～1990)										
平成3年度 (1991)										0.27/100
平成4・5年度 (1992・1993)										
平成6年度～令和4年度 (1994～2022)		0.25/100								
			0.27/100							

(4) 軽自動車税

調定額等の推移

区 分			平成30年度(2018)					令和元年度(2019)				
			台 数	調 定 額	構 成 比		台 数 の 前 年 比	台 数	調 定 額	構 成 比		台 数 の 前 年 比
					台 数	調定額				台 数	調定額	
原動機付自転車	二輪	50cc以下	台 27,938	円 55,875,000	% 22.0	% 7.8	% 94.9	台 26,611	円 53,222,000	% 20.9	% 7.2	% 95.3
		90cc以下	2,282	4,564,000	1.8	0.6	96.2	2,221	4,442,000	1.7	0.6	97.3
		125cc以下	9,108	21,859,200	7.2	3.1	102.0	9,364	22,473,600	7.4	3.1	102.8
	三輪以上 (ミニカー)		795	2,941,500	0.6	0.4	106.1	867	3,207,900	0.7	0.4	109.1
	小計		40,123	85,239,700	31.6	11.9	96.7 (97.1)	39,063	83,345,500	30.7	11.3	97.4 (97.8)
	軽自動車	二輪 (被けん引車 (二輪)を含む)		7,965	28,674,000	6.3	4.0	99.7	7,975	28,710,000	6.3	3.9
三輪		8	36,800	0.0	0.0	100.0	7	32,200	0.0	0.0	87.5	
四輪		乗用	52,488	467,970,200	41.3	65.4	101.4	53,371	492,546,400	42.0	66.5	101.7
		貨物用	17,272	80,573,600	13.6	11.3	100.3	17,404	82,494,700	13.7	11.1	100.8
小計		77,733	577,254,600	61.2	80.7	101.0 (104.9)	78,757	603,783,300	62.0	81.5	101.3 (104.6)	
小型特殊自動車	農耕作業用		432	1,036,800	0.3	0.1	103.1	431	1,034,400	0.3	0.1	99.8
	その他		838	4,944,200	0.7	0.7	107.7	838	4,944,200	0.7	0.7	100.0
	小計		1,270	5,981,000	1.0	0.8	106.1 (106.9)	1,269	5,978,600	1.0	0.8	99.9 (100.0)
	二輪の 小型自動車		7,866	47,196,000	6.2	6.6	100.7	7,948	47,688,000	6.3	6.4	101.0
	計		126,992	715,671,300	100.0	100.0	99.6 (103.7)	127,037	740,795,400	100.0	100.0	100.0 (103.5)

小計欄・計欄の下段括弧内は調定額の前年度比

令和2年度(2020)					令和3年度(2021)				
台数	調定額	構成比		台数の 前年度 年比	台数	調定額	構成比		台数の 前年度 年比
		台数	調定額				台数	調定額	
台	円	%	%	%	台	円	%	%	%
25,294	50,588,000	19.9	6.6	95.1	24,114	48,228,000	18.9	6.1	95.3
2,137	4,274,000	1.7	0.6	96.2	2,092	4,184,000	1.6	0.5	97.9
9,611	23,066,400	7.6	3.0	102.6	9,912	23,788,800	7.7	3.0	103.1
1,150	4,255,000	0.9	0.6	132.6	1,114	4,121,800	0.9	0.5	96.9
38,192	82,183,400	30.1	10.8	97.8 (98.6)	37,232	80,322,600	29.1	10.1	97.5 (97.7)
7,945	28,602,000	6.2	3.7	99.6	8,110	29,196,000	6.3	3.7	102.1
7	32,200	0.0	0.0	100.0	7	32,200	0.0	0.0	100.0
54,344	517,764,200	42.7	67.5	101.8	55,315	544,235,500	43.3	68.5	101.8
17,548	84,442,300	13.8	11.0	100.8	17,710	86,270,100	13.9	10.8	100.9
79,844	630,840,700	62.7	82.2	101.4 (104.5)	81,142	659,733,800	63.5	83.0	101.6 (104.6)
428	1,027,200	0.3	0.1	99.3	437	1,048,800	0.3	0.1	102.1
853	5,032,700	0.7	0.7	101.8	861	5,079,900	0.7	0.6	100.9
1,281	6,059,900	1.0	0.8	100.9 (101.4)	1,298	6,128,700	1.0	0.8	101.3 (101.1)
7,929	47,574,000	6.2	6.2	99.8	8,120	48,720,000	6.4	6.1	102.4
127,246	766,658,000	100.0	100.0	100.2 (103.5)	127,792	794,905,100	100.0	100.0	100.4 (103.7)

(5) 市たばこ税

調定額等の推移

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	推移
合計本数(本)	621,707,929	589,587,109	565,534,222	530,647,335	528,047,546	
前年度比(%)	93.0	94.8	95.9	93.8	99.5	-
税率	一般分(円) (1,000本につき)	5,262	5,692		6,122	-
	旧3級品(円)* (1,000本につき)	3,355 4月申告分は 2,925	4,000 4月申告分は3,355	(特例税率廃止)		-
調定額(円)	3,223,421,518	3,182,155,883	3,202,880,183	3,118,444,754	3,331,246,389	
前年度比(%)	93.5	98.7	100.7	97.4	106.8	-
納税義務者数(件)	9	9	9	10	11	-
1人当たりの税額** (円)	5,735	5,668	5,703	5,555	5,933	

* わかば、エコー、ゴールデンバット(ボックスを除く)、しんせい、ウルマ、バイオレットの6品目

** 各年度の3月31日現在の住民基本台帳に登録された人数の1人当たり

(6) 事業所税

調定額等の推移

区 分	平成28年度(2016)		平成29年度(2017)		平成30年度(2018)	
	課税標準*	納税義務者数 (人)	課税標準*	納税義務者数 (人)	課税標準*	納税義務者数 (人)
	調定額(千円)		調定額(千円)		調定額(千円)	
資産割	2,519,424	589	2,682,105	610	2,755,406	631
	1,512,196		1,609,825		1,653,216	
従業者割	159,301,141		164,132,417		168,395,175	
	398,249		410,328		420,985	
調定額計	1,910,445	—	2,020,153	—	2,074,201	—
区 分	令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		令和3年度(2021)	
	課税標準*	納税義務者数 (人)	課税標準*	納税義務者数 (人)	課税標準*	納税義務者数 (人)
	調定額(千円)		調定額(千円)		調定額(千円)	
資産割	2,802,856	635	2,799,447	630	2,901,192	645
	1,681,686		1,679,641		1,739,926	
従業者割	181,662,196		175,976,121		175,907,950	
	454,151		439,937		441,651	
調定額計	2,135,837	—	2,119,578	—	2,181,577	—

*「課税標準」欄中の単位は、「資産割」が㎡、「従業者割」が千円

(7) 徴収等

① 市税収入の推移

区 分		平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)
調定額 (円)	現年課税分	88,311,038,097	89,953,940,442	90,203,484,455	89,147,565,782
	滞納繰越分	4,077,395,331	3,586,296,691	3,015,592,074	2,575,829,929
	計	92,388,433,428	93,540,237,133	93,219,076,529	91,723,395,711
収入率 (%)	現年課税分	98.8	99.0	99.1	99.1
	滞納繰越分	31.5	32.4	33.0	33.3
	計	95.8	96.4	97.0	97.2
収入額 (円)	現年課税分	87,231,677,718	89,053,699,467	89,420,596,807	88,309,260,729
	滞納繰越分	1,284,853,298	1,162,167,264	996,147,121	858,314,073
	計	88,516,531,016	90,215,866,731	90,416,743,928	89,167,574,802
還付未済 額 (円)	現年課税分	15,348,683	14,607,295	13,964,142	17,264,787
	滞納繰越分	558,053	747,269	468,482	305,647
	計	15,906,736	15,354,564	14,432,624	17,570,434
純収入額 (円)	現年課税分	87,216,329,035	89,039,092,172	89,406,632,665	88,291,995,942
	滞納繰越分	1,284,295,245	1,161,419,995	995,678,639	858,008,426
	計	88,500,624,280	90,200,512,167	90,402,311,304	89,150,004,368
純収入率 (%)	現年課税分	98.8	99.0	99.1	99.0
	滞納繰越分	31.5	32.4	33.0	33.3
	計	95.8	96.4	97.0	97.2
不納欠損 額 (円)	現年課税分	1,785,593	9,059,642	2,803,312	1,968,180
	滞納繰越分	290,615,455	309,056,146	232,185,869	299,578,655
	計	292,401,048	318,115,788	234,989,181	301,546,835
収入未済 額 (円)	現年課税分	1,092,923,469	905,788,628	794,048,478	853,601,660
	滞納繰越分	2,502,484,631	2,115,820,550	1,787,727,566	1,418,242,848
	計	3,595,408,100	3,021,609,178	2,581,776,044	2,271,844,508

平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)
89,780,320,009	90,529,657,580	91,598,396,758	90,847,970,961	89,528,677,744
2,264,042,492	1,668,922,977	1,273,035,840	1,099,482,759	1,034,951,283
92,044,362,501	92,198,580,557	92,871,432,598	91,947,453,720	90,563,629,027
99.3	99.5	99.5	99.4	99.7
34.8	34.2	36.3	44.6	47.6
97.7	98.3	98.7	98.7	99.1
89,171,794,520	90,032,544,665	91,168,278,076	90,261,004,161	89,284,443,439
787,331,843	570,369,163	462,426,518	490,227,172	492,921,770
89,959,126,363	90,602,913,828	91,630,704,594	90,751,231,333	89,777,365,209
14,516,654	21,240,603	33,250,848	25,427,905	35,203,499
220,146	744,153	807,225	876,975	741,503
14,736,800	21,984,756	34,058,073	26,304,880	35,945,002
89,157,277,866	90,011,304,062	91,135,027,228	90,235,576,256	89,249,239,940
787,111,697	569,625,010	461,619,293	489,350,197	492,180,267
89,944,389,563	90,580,929,072	91,596,646,521	90,724,926,453	89,741,420,207
99.3	99.4	99.5	99.3	99.7
34.8	34.1	36.3	44.5	47.6
97.7	98.2	98.6	98.7	99.1
2,130,871	4,141,242	1,730,390	146,001	483,762
416,776,167	331,863,334	158,967,439	122,658,041	71,006,645
418,907,038	336,004,576	160,697,829	122,804,042	71,490,407
620,911,272	514,212,276	461,639,140	612,248,704	278,954,042
1,060,154,628	767,434,633	652,449,108	487,474,521	471,764,371
1,681,065,900	1,281,646,909	1,114,088,248	1,099,723,225	750,718,413

② 督促状発付の推移

区 分		平成29年度(2017)		平成30年度(2018)	
		金額	件数	金額	件数
市（普通徴収分） ・都民税	調定	千円 13,893,023	件 298,204	千円 13,998,918	件 297,907
	発付	2,687,747	66,440	2,378,687	66,289
	発付/調定	19.3%	22.3%	17.0%	22.3%
市（特別徴収分） ・都民税	調定	42,481,950	408,725	43,848,222	425,357
	発付	303,596	10,875	358,462	12,482
	発付/調定	0.7%	2.7%	0.8%	2.9%
法人市民税	調定	5,387,677	17,934	5,373,771	18,427
	発付	64,356	1,004	60,276	966
	発付/調定	1.2%	5.6%	1.1%	5.2%
都市計画資産税	調定	41,523,353	760,747	41,725,344	764,536
	発付	1,272,165	72,220	2,242,286	70,745
	発付/調定	3.1%	9.5%	5.4%	9.3%
軽自動車税	調定	690,367	127,496	715,671	126,992
	発付	85,684	17,767	91,652	17,210
	発付/調定	12.4%	13.9%	12.8%	13.6%
特別保有土地税	調定	0	0	0	0
	発付	0	0	0	0
	発付/調定	—	—	—	—
事業所税	調定	2,020,153	702	2,074,201	709
	発付	24,436	21	11,830	16
	発付/調定	1.2%	3.0%	0.6%	2.3%
市たばこ税	調定	3,223,422	89	3,182,156	87
	発付	0	0	0	0
	発付/調定	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		令和3年度(2021)	
金額	件数	金額	件数	金額	件数
千円	件	千円	件	千円	件
13,810,330	299,521	13,651,560	298,385	13,088,358	288,716
2,502,872	70,365	2,465,242	59,979	1,834,782	53,729
18.1%	23.5%	18.1%	20.1%	14.0%	18.6%
44,389,678	434,477	44,996,713	440,114	44,457,686	444,352
364,545	13,213	289,729	10,330	287,102	10,161
0.8%	3.0%	0.6%	2.3%	0.6%	2.3%
5,603,065	18,516	4,286,339	18,164	4,441,516	18,385
77,678	974	49,626	818	50,951	811
1.4%	5.3%	1.2%	4.5%	1.1%	4.4%
42,298,281	768,729	42,661,885	771,881	41,507,906	773,156
2,451,605	76,588	2,510,260	72,761	2,006,149	62,942
5.8%	10.0%	5.9%	9.4%	4.8%	8.1%
749,925	127,037	766,658	127,246	794,905	127,792
95,401	17,304	94,265	16,357	78,551	13,569
12.7%	13.6%	12.3%	12.9%	9.9%	10.6%
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
—	—	—	—	—	—
2,135,837	728	2,119,578	698	2,181,577	740
14,300	18	5,044	6	8,080	10
0.7%	2.5%	0.2%	0.9%	0.4%	1.4%
3,202,880	92	3,118,445	90	3,331,246	90
0	0	0	0	0	0
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

③ 差押えの推移

区 分		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
不動産	税額(千円)	368,145	230,389	178,364	191,295	87,861	52,329
	件数(件)	7,895	5,560	4,490	3,901	1,761	1,224
	人数(人)	689	492	412	347	103	194
動産	税額(千円)	10,368	11,818	0	529	5,453	10,237
	件数(件)	88	90	0	26	126	56
	人数(人)	9	2	1	1	2	10
電話加入権	税額(千円)	0	0	0	0	0	0
	件数(件)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
債権等	税額(千円)	273,896	245,589	258,416	468,141	1,254,533	836,393
	件数(件)	8,109	6,750	5,635	11,352	23,093	9,941
	人数(人)	868	916	735	1,541	3,076	2,804
自動車登録	税額(千円)	219	0	0	0	0	0
	件数(件)	6	0	0	0	0	0
	人数(人)	2	1	1	1	0	0
計	税額(千円)	652,628	487,796	436,780	659,965	1,347,847	898,959
	件数(件)	16,098	12,400	10,125	15,279	24,980	11,221
	人数(人)	1,568	1,411	1,149	1,890	3,181	3,008

数値は前年度繰越数と当該年度執行数との合計数(なお、件数は納期別件数)

④ 市税口座振替取扱いの推移

区 分		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
市・都民税	納税義務者数(人)	123,968	115,226	116,067	116,632	117,112	115,136
	加入者数(人)	46,754	46,998	46,576	47,070	47,908	48,275
	加入率(%)	37.7	40.8	40.1	40.4	40.9	41.9
固定資産税	納税義務者数(人)	187,102	188,260	189,125	190,217	191,056	191,459
	加入者数(人)	97,711	99,787	102,755	104,844	107,985	110,160
	加入率(%)	52.2	53.0	54.3	55.1	56.5	57.5
軽自動車税	納税義務者数(台)	127,589	127,496	126,992	127,037	127,155	127,745
	加入者数(人)	9,629	9,940	10,460	10,701	11,076	11,312
	加入率(%)	7.5	7.8	8.2	8.4	8.7	8.9
計	納税義務者数(人+台)	438,659	430,982	432,184	433,886	435,323	434,340
	加入者数(人)	154,094	156,725	159,791	162,615	166,969	169,747
	加入率(%)	35.1	36.4	37.0	37.5	38.4	39.1

⑤ コンビニエンスストア収納件数

区 分		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
個人 市 民 税	収入件数(件)	—	281,866	284,468	287,413	287,943	280,968
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	—	74,190	88,159	102,719	112,405	105,181
	割合(%)	—	26.3	31.0	35.7	39.0	37.4
固都 定市 資計 産面 税税	収入件数(件)	—	753,285	759,161	764,354	768,429	770,147
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	—	99,866	130,671	150,092	170,513	166,175
	割合(%)	—	13.3	17.2	19.6	22.2	21.6
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	124,988	124,741	125,099	125,014	125,978	126,441
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	59,297	56,561	63,429	67,027	73,880	69,585
	割合(%)	47.4	45.3	50.7	53.6	58.6	55.0
計	収入件数(件)	124,988	124,741	1,160,250	1,168,643	1,182,350	1,177,556
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	59,297	56,561	237,485	285,857	356,798	340,941
	割合(%)	47.4	45.3	20.5	24.5	30.2	29.0

個人市民税、固定資産税・都市計画税は、平成29年度(2017年度)から導入

⑥ ネットバンキング収納(モバイルレジ)件数

区 分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
個人 市 民 税	収入件数(件)	284,468	287,413	287,943	280,968
	うちモバイル レジ収入件数(件)	1,279	2,053	3,540	1,711
	割合(%)	0.4	0.7	1.2	0.6
固都 定市 資計 産面 税税	収入件数(件)	759,161	764,354	768,429	770,147
	うちモバイル レジ収入件数(件)	2,075	3,050	5,534	2,911
	割合(%)	0.3	0.4	0.7	0.4
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	125,014	125,336	125,978	126,441
	うちモバイル レジ収入件数(件)	453	682	1,306	433
	割合(%)	0.4	0.5	1.0	0.3
計	収入件数(件)	1,168,643	1,177,103	1,182,350	1,177,556
	うちモバイル レジ収入件数(件)	3,807	5,785	10,380	5,055
	割合(%)	0.3	0.5	0.9	0.4

平成29年度(2017年度)から導入

⑦ 電子マネー収納(LINE Pay、PayPay、auPAY、d払い、J-Coin Pay)件数

区 分		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
個人 市 民 税	収入件数(件)	287,943	280,968
	うち電子マネー 収入件数(件)	533	9,570
	割合(%)	0.2	3.4
固都 定市 資計 産面 税税	収入件数(件)	768,429	770,147
	うち電子マネー 収入件数(件)	1,150	16,387
	割合(%)	0.1	2.1
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	125,978	126,441
	うち電子マネー 収入件数(件)	12	4,653
	割合(%)	0.0	3.7
計	収入件数(件)	1,182,350	1,177,556
	うち電子マネー 収入件数(件)	1,695	30,610
	割合(%)	0.1	2.6

令和2年(2020年)12月1日から導入(LINE Pay、PayPay)

令和3年(2021年)7月1日からauPAY、d払い、J-Coin Payを追加

⑧ クレジットカード収納(モバイルレジクレジット)件数

区 分		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
個人 市 民 税	収入件数(件)	287,943	280,968
	うちモバイルレジ クレジット収入件数(件)	184	1,975
	割合(%)	0.1	0.7
固都 定市 資計 産面 税税	収入件数(件)	768,429	770,147
	うちモバイルレジ クレジット収入件数(件)	245	3,577
	割合(%)	0.0	0.5
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	125,978	126,441
	うちモバイルレジ クレジット収入件数(件)	0	911
	割合(%)	0.0	0.7
計	収入件数(件)	1,182,350	1,177,556
	うちモバイルレジ クレジット収入件数(件)	429	6,463
	割合(%)	0.0	0.5

令和3年(2021年)2月1日から導入

(8) その他

① 地方譲与税の譲与額の推移

ア 地方揮発油譲与税

区分	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
6月	81,284	98.8	79,521	97.8	70,632	88.8	85,794	121.5	80,053	93.3
11月	117,254	97.6	115,238	98.3	106,481	92.4	75,547	70.9	81,025	107.3
3月	82,686	101.2	89,424	108.1	76,242	85.3	87,186	114.4	96,431	110.6
計	281,224	99.0	284,183	101.1	253,355	89.2	248,527	98.1	257,509	103.6

揮発油の数量に対して課税される地方揮発油税の42/100に相当する額が、各市町村の市町村道の延長（長さの合計）及び面積に基づき按分譲与される（地方揮発油譲与税法第1条から第3条）。

イ 自動車重量譲与税

区分	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
6月	201,214	106.9	182,266	90.6	202,521	111.1	189,781	93.7	211,872	111.6
11月	284,452	101.5	285,519	100.4	304,572	106.7	296,535	97.4	300,918	101.5
3月	203,648	92.6	232,258	114.0	222,534	95.8	236,755	106.4	223,469	94.4
計	689,314	100.1	700,043	101.6	729,627	104.2	723,071	99.1	736,259	101.8

車両検査時に課税される自動車重量税の407/1000に相当する額が、各市町村の市町村道の延長（長さの合計）及び面積に基づき按分譲与される（自動車重量譲与税法第1条及び第2条）。

ウ 地方道路譲与税

区分	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
6月	0	皆減	0	-	0	-	1	皆増	2	200.0
11月	0	皆減	0	-	100	皆増	1	1.0	1	100.0
3月	0	-	0	-	2	皆増	1	50.0	1	100.0
計	0	皆減	0	-	102	皆増	3	2.9	4	133.3

揮発油の数量に対して課税される地方道路税の42/100に相当する額が、各市町村の市町村道の延長（長さの合計）及び面積に基づき按分譲与される（旧地方道路譲与税法第2条及び第3条）。

エ 森林環境譲与税

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%
9月	14,004	皆増	29,760	212.5	29,810	100.2
3月	14,005	皆増	29,760	212.5	30,054	101.0
計	28,009	皆増	59,520	212.5	59,864	100.6

森林環境税の9/10(※)相当額が、本市私有林人工林面積、林業就業者数及び人口に基づき按分譲与される（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条及び第28条）。
※令和元年度(2019年度)創設。経過措置として令和2・3年度(2020・2021年度)は8.5/10とし、段階的に9/10に移行

② 税にかかる交付金の交付額の推移

ア 利子割交付金

区分	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比
8月	千円 59,642	% 92.8	千円 67,344	% 112.9	千円 55,685	% 82.7	千円 52,070	% 93.5	千円 48,803	% 93.7
12月	57,702	114.6	58,170	100.8	40,421	69.5	36,697	90.8	34,071	92.8
3月	37,862	112.6	37,018	97.8	24,954	67.4	24,406	97.8	21,536	88.2
計	155,206	104.7	162,532	104.7	121,060	74.5	113,173	93.5	104,410	92.3

預貯金などの利子に応じて課税される都民税利子割(徴税費相当額控除後のもの)の3/5相当額が、各市町村が取り扱う都民税額に基づき按分交付される。

イ 配当割交付金

区分	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比
8月	千円 163,660	% 105.5	千円 164,704	% 100.6	千円 174,778	% 106.1	千円 161,752	% 92.5	千円 164,415	% 101.6
12月	37,611	111.0	35,547	94.5	37,696	106.0	37,109	98.4	47,554	128.1
3月	436,731	148.6	340,466	78.0	388,323	114.1	346,425	89.2	538,369	155.4
計	638,002	132.1	540,717	84.8	600,797	111.1	545,286	90.8	750,338	137.6

上場株式等の配当等に対して課税される都民税配当割(徴税費相当額控除後のもの)の3/5相当額が、各市町村が取り扱う都民税額に基づき按分交付される。

ウ 株式等譲渡所得割交付金

区分	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比
計	千円 636,932	% 227.8	千円 439,377	% 69.0	千円 369,438	% 84.1	千円 630,735	% 170.7	千円 917,672	% 145.5

上場株式等の譲渡益に対して課税される都民税株式等譲渡所得割(徴税費相当額控除後のもの)の3/5相当額が、各市町村が取り扱う都民税額に基づき按分交付される。

エ 法人事業税交付金

区分	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年度比	金額	前年度比
8月	千円 214,561	% 皆増	千円 618,207	% 288.1
12月	35,539	皆増	154,730	435.4
3月	74,360	皆増	336,790	452.9
計	324,460	皆増	1,109,727	342.0

法人事業税の7.7/100相当額が、本市の従業者数(※)に基づき按分交付される。

※令和2年度(2020年度)創設。経過措置として令和3年度(2021年度)は1/3が従業者数、2/3が法人税割により按分交付される。

オ 地方消費税交付金

区分	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
6月	千円 2,891,619	% 96.9	千円 2,520,273	% 87.2	千円 2,560,851	% 101.6	千円 2,819,672	% 110.1	千円 2,675,123	% 94.9
9月	3,946,988	102.8	3,254,853	82.5	3,187,636	97.9	4,163,735	130.6	4,488,446	107.8
12月	2,138,843	97.8	1,823,810	85.3	1,364,373	74.8	2,224,232	163.0	2,849,158	128.1
3月	3,076,700	104.8	2,684,723	87.3	2,729,820	101.7	3,130,962	114.7	3,466,001	110.7
計	12,054,150	100.9	10,283,659	85.3	9,842,680	95.7	12,338,601	125.4	13,478,728	109.2
一般財源分	6,340,023	101.1	5,408,050	85.3	5,176,047	95.7	5,103,857	98.6	5,306,332	104.0
社会保障財源分	5,714,127	100.6	4,875,609	85.3	4,666,633	95.7	7,234,744	155.0	8,172,396	113.0

地方消費税(2.2%)の内、10/22については、都道府県間の清算後の額の1/2相当額が一般財源分として、市町村の人口及び従業者数に基づき按分交付される。12/22については、都道府県間の清算後の額の1/2相当額が社会保障財源分として市町村の人口に基づき按分交付される。

カ ゴルフ場利用税交付金

区分	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
8月	円 39,805,666	% 99.1	円 38,864,802	% 97.6	円 38,611,331	% 99.3	円 30,589,035	% 79.2	円 38,896,826	% 127.2
12月	30,100,218	97.3	29,559,496	98.2	29,396,386	99.4	27,919,332	95.0	29,360,202	105.2
3月	24,673,777	97.7	25,155,020	102.0	23,701,894	94.2	24,626,954	103.9	24,948,421	101.3
計	94,579,661	98.2	93,579,318	98.9	91,709,611	98.0	83,135,321	90.7	93,205,449	112.1

ゴルフ場利用時に課税されるゴルフ場利用税の7/10相当額が、ゴルフ場が所在する市町村へ交付される。

キ 環境性能割交付金

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)	
	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比
8月	円 —	% —	円 41,670,913	% 皆増	円 73,091,552	% 175.4
12月	19,536,000	皆増	66,726,527	341.6	58,456,000	87.6
3月	85,553,659	皆増	71,427,815	83.5	101,446,000	142.0
計	105,089,659	皆増	179,825,255	171.1	232,993,552	129.6

自動車の取得に対して課税される自動車税環境性能割(徴税费相当額控除後のもの)の47/100(※)相当額が、本市の市道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分して交付される。

※令和元年度(2019年度)創設。令和元年度(2019年度)～3年度(2021年度)は47/100、令和4年度(2022年度)以降は43/100

ク 自動車取得税交付金

区分	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比
8月	千円 165,079	% 138.8	千円 162,456	% 98.4	千円 163,870	% 100.9
12月	174,743	118.9	188,525	107.9	133,532	70.8
3月	218,193	122.8	237,165	108.7	—	—
計	558,015	125.8	588,146	105.4	297,402	50.6

自動車の取得に対して課税される自動車取得税(徴税费相当額控除後のもの)の7/10相当額が、本市の市道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分して交付される。令和元年(2019年)10月の自動車取得税の廃止に伴い廃止された。

③ 都税徴収委託金の交付額の推移

区 分		平成29年度(2017)		平成30年度(2018)	
		金額	前年度比	金額	前年度比
個人 都民税	納税義務者数 によるもの	円 816,934,800	% 101.6	円 827,385,000	% 101.3
	納税通知書数 によるもの	0	0.0	0	0.0
	払込税額 によるもの	432,501	50.1	245,754	56.8
	償還金その他 によるもの	60,258,010	97.8	48,463,431	80.4
	計	877,625,311	101.3	876,094,185	99.8
その 他の 都税	納税通知書数 によるもの	206	2.7	—	—
	払込税額 によるもの	118,850	4.1	—	—
	計	119,056	4.1	—	—

※個人都民税

個人市民税と併せて賦課徴収する個人都民税の賦課徴収に要する費用を補償するための徴収取扱費

- ・平成18年度(2006年度)以前賦課決定分は、納付書1通60円、払込税額の7/100
- ・平成19・20年度(2007・2008年度)賦課決定分は、納税義務者1人4,000円
- ・平成21・22年度(2009・2010年度)賦課決定分は、納税義務者1人3,300円
- ・平成23年度(2011年度)以降賦課決定分は、納税義務者1人3,000円

※※その他の都税

窓口で徴収している都税(自動車税・個人事業税・不動産取得税)の事務を処理するために要する費用を補償するための徴収取扱費納付書1通2円 払込税額の20/1,000

・平成28年度(2016年度)をもって市の窓口での都税の取扱を終了した。

④ 延滞金額・加算金額の推移

区 分		平成29年度(2017)		平成30年度(2018)	
		金額	前年度比	金額	前年度比
市税納付延滞金		円 86,452,262	% 86.4	円 79,061,466	% 91.5
市税不申告等 加算金		2,288,000	356.2	2,025,700	88.5

⑤ 還付金額・還付加算金額の推移

区 分		平成29年度(2017)		平成30年度(2018)	
		金額	前年度比	金額	前年度比
歳入還付		円 190,068,748	% 85.8	円 268,022,831	% 141.0
歳出還付		316,220,464	34.2	261,839,110	82.8
還付加算金		3,343,243	22.3	2,879,834	86.1

歳入還付は、市税の過誤納による還付金

令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		令和3年度(2021)	
金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
円 %		円 %		円 %	
835,497,000	101.0	848,130,000	101.5	847,335,000	99.9
0	0.0	0	0.0	0	0.0
197,537	80.4	187,425	94.9	166,804	89.0
54,992,862	113.5	78,841,161	143.4	54,195,565	68.7
890,687,399	101.7	927,158,586	104.1	901,697,369	97.3
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		令和3年度(2021)	
金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
円 %		円 %		円 %	
68,276,396	86.4	62,160,313	91.0	54,079,456	87.0
1,621,500	80.0	707,200	43.6	3,453,500	488.3

令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		令和3年度(2021)	
金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
円 %		円 %		円 %	
237,045,496	88.4	410,596,942	173.2	206,876,369	50.4
258,058,076	98.6	370,310,224	143.5	300,096,014	81.0
1,516,506	52.7	2,270,477	149.7	1,262,738	55.6

資料 各年度の税制改正の主な内容

区分	税目	税制改正の内容
平成 元 年度	個人市民税	・ 税率区分を7段階から3段階に変更 ・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 障害者、未成年者、老年者及び寡婦の非課税限度額の引上げ ・ 長期譲渡所得に係る課税の特例における特別控除後の譲渡益 4,000 万円超部分の比例税率化 ・ 特定市街化区域農地等の譲渡に係る軽減税率の引下げ ・ みなし法人課税制度の適用期間の延長(平成6年度(1994 年度)まで) ・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の延長(平成3年度(1991 年度)まで) ・ 同居寝たきり老親等に係る扶養控除額等の引上げ ・ 寡婦控除の特別加算の創設 ・ 寄附金控除の創設(対象:東京都共同募金会への寄附) ・ 基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の引上げ ・ 特定扶養親族に係る扶養控除の割増控除の創設 ・ 配偶者特別控除額の引上げ ・ 障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額及び勤労学生控除額の引上げ ・ 障害者控除の対象となる障害者の範囲の拡大(精神障害者を加入) ・ 配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額の引上げ ・ 白色事業専従者控除額の引上げ ・ 資産所得の合算課税制度の廃止 ・ 外国税額控除に係る控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間の短縮 ・ 株式等の譲渡所得に係る申告分離課税制度の導入
	固定資産税・都市計画税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	軽自動車税	・ 平成2年(1990 年)自動車排出ガス規制適合車に対する軽減措置(平成元・2年度(1989・1990 年度)) ・ 電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間の延長(平成2年度(1990 年度)まで)
	特別土地保有税	・ 非課税措置の見直し ・ 納税義務の免除措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
	市たばこ消費税	・ 消費税の創設に伴い、廃止→市たばこ税の創設
	電気税	・ 消費税の創設に伴い、廃止
	ガス税	・ 消費税の創設に伴い、廃止
	木材引取税	・ 消費税の創設に伴い、廃止
平成 2 年度	個人市民税	・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 寡婦(寡夫)控除の所得限度額の引上げ ・ 個人年金保険料に係る生命保険料控除額の引上げ損害保険料控除制度の創設 ・ みなし法人課税を選択した場合のみなし法人税率、みなし配当割合、過大報酬等の額に対する税率の見直し ・ 超短期所有土地の譲渡等に係る課税所得等に係る課税の特例措置の適用期間の延長(平成5年度(1993 年度)まで) ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間の延長(平成4年度(1992 年度)まで) ・ 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間の延長(平成4年度(1992 年度)まで) ・ 公的年金等控除額の引上げ
	固定資産税・都市計画税	・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 非課税措置の見直し
	軽自動車税	・ 精神障害者と生計を一にする者が運転する軽自動車等に係る軽自動車税の減免制度の創設
	特別土地保有税	・ 市街化区域における課税の特例措置(ミニ保有税)の適用期間の延長(平成3年度(1991 年度)まで) ・ 非課税措置の見直し ・ 納税義務の免除措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し

平成 3 年度	個人市民税	・ 税率適用区分の見直し ・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び配偶者特別控除額の引上げ ・ 寄附金控除の対象の拡大(4月から9月までの日本赤十字社東京都支部への寄附を対象に加入)肉用牛の売却による事業所得にかかる所得税の課税の特例措置の適用期間の延長(平成8年度(1996 年度)まで) ・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の適用期間の延長(平成5年度(1993 年度)まで) ・ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用期間の延長(平成 10 年度(1998 年度)まで) ・ 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の引上げ ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る軽減税率の引下げと適用期間の延長(平成9年度(1997 年度)まで) ・ 居住用財産を譲渡した場合の課税の長期譲渡所得に係る軽減税率の適用区分の見直しとその特例の適用期間の延長 ・ 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率の特例の段階的廃止
	固定資産税・都市計画税	・ 免税点の引上げ ・ 長期営農継続農地制度の廃止 ・ 「宅地化する農地」に対する宅地並み課税の導入 ・ 平成3年度(1991 年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成5年度(1993 年度)まで)非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	軽自動車税	・ 昭和 62 年(1987 年)2月 15 日前に取得されたミニカーにかかる税率の特例措置の廃止 ・ 平成2年(1990 年)自動車排出ガス規制適合車に対する軽減措置の廃止 ・ 電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間の延長(平成4年度(1992 年度)まで)
	特別土地保有税	・ 免税点の引下げ(平成 12 年度(2000 年度)まで) ・ 市街化区域内に所在する土地の 10 年間の課税期間の撤廃 ・ 駐車場、資材置き場その他の土地自体の利用を主たる目的とする施設のうち建物又は構築物を伴わないものを免除制度から除外(平成 13 年度(2001 年度)まで) ・ 遊休土地に係る特別土地保有税の創設 ・ 非課税措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 4 年度	個人市民税	・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ みなし法人課税制度の廃止 ・ 青色申告特別控除の創設
	固定資産税・都市計画税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
	特別土地保有税	・ 市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の適用期限の延長(平成4年度(1992 年度)のみ) ・ 非課税措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 5 年度	個人市民税	・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 寄附金控除の対象の拡大(都道府県、市町村及び特別区への寄附を対象に加入) ・ 長期譲渡所得の課税の特例の対象となる確定優良住宅地等予定地のための譲渡の範囲の拡大 ・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の延長(平成7年度(1995 年度)まで) ・ 利子非課税制度の非課税限度額の引上げ ・ 居住用財産の買替え特例制度の創設(平成5年(1993 年)4月1日～平成7年(1995 年)3月 31 日の譲渡に適用)
	固定資産税・都市計画税	・ 平成6年度(1994 年度)の評価替えに伴う税負担の調整(平成8年度(1996 年度)まで) ・ 特定市街化区域農地に係る軽減措置の拡充 ・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	軽自動車税	・ 電気自動車に係る税率の軽減措置適用期間の延長(平成6年度(1994 年度)まで)

	特別土地保有税	・市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の適用期限の延長(平成5年度(1993 年度)のみ) ・非課税措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 6 年度	個人市民税	・定率減税(平成6年度(1994 年度)のみ) ・均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・特定扶養控除額の引上げ前年中に所得を有しなかった者に係る非課税措置の廃止 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象範囲の拡大 ・特定の居住用財産の買い替え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の拡大 ・給与所得者が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例の延長(平成9年度(1997 年度)まで) ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の見直し ・有限会社が最低資本金を満たすために利益の配当を出資の払込みに充てた場合の非課税制度の創設
	法人市民税	・法人住民税均等割の税率の見直し
	固定資産税・都市計画税	・平成6年度(1994 年度)評価替えに伴う負担調整措置(平成8年度(1996 年度)まで) ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し ・固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の対象となる土地の取得期限の繰上げ(平成5年(1993 年)12 月 31 日までに取得された分まで) ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
	商品切手発行税	・廃止
平成 7 年度	個人市民税	・税率適用区分の改正、各種控除の引上げ等による恒久的な制度減税 ・定率による特別減税(平成7年度(1995 年度)のみ) ・土地等に係る長期譲渡所得に係る税率の引下げ ・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の廃止 ・株式等に係る譲渡所得等の対象の拡大(特定株式投資信託益証券の譲渡による所得を加入)
	固定資産税・都市計画税	・地価下落に対応するための臨時的な課税標準の特例措置の導入(平成8年度(1996 年度)まで) ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	軽自動車税	・電気自動車に係る税率の軽減措置の廃止
	特別土地保有税	・非課税措置の見直し ・納税義務の免除措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
平成 8 年度	個人市民税	・特別減税の継続(平成8年度(1996 年度)のみ) ・均等割の税率の引上げ ・心身障害者扶養共済制度の創設に伴う整備 ・肉用牛の売却による事業所得にかかる所得税の課税の特例措置の適用期間の延長(平成 13 年度(2001 年度)まで) ・みなし配当課税の特例措置の創設 ・ストックオプション制度の創設に伴う整備 ・土地等の長期譲渡所得に係る税率の引下げ ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の引下げと特例の適用期間の延長(平成 14 年度(2002 年度)まで)
	固定資産税・都市計画税	・負担調整率の引下げ ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	特別土地保有税	・非課税措置の見直し

	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 9 年 度	個人市民税	・ 都から市への税源移譲に伴う税率の引上げ ・ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用期間の延長(平成 15 年度(2003 年度)まで) ・ 特定中小会社の株式の譲渡損に対する課税の特例の創設 ・ スtockオプション税制の適用対象の拡大
	固定資産税・都市計画税	・ 平成9年度(1997 年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成 11 年度(1999 年度)まで) ・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	軽自動車税	・ 身体障害者、精神障害者に対する減免の対象範囲の拡大
	市たばこ税	・ 都から市への税源移譲に伴う税率の引上げ
	特別土地保有税	・ 駐車場、資材置き場その他の土地自体の利用を主たる目的とする施設のうち建物又は構築物を伴わないものの免除制度からの除外の解除 ・ 非課税措置の見直し ・ 納税義務の免除措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 10 年 度	個人市民税	・ 特別減税(平成 10 年度(1998 年度)のみ) ・ 土地譲渡益に対する課税の軽減 ・ 特定扶養親族に係る扶養控除額、特別障害者控除額、同居特別障害者扶養控除額の引上げ ・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 会社型投資信託、私募投資信託の創設に伴う整備 ・ 特定目的会社(SPC)の創設に伴う整備 ・ スtockオプション税制の適用対象の拡大
	固定資産税・都市計画税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	軽自動車税	・ 身体障害者、精神障害者に対する減免の対象範囲の拡大(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を対象に加入)
	特別土地保有税	・ 保有期間 10 年超の土地を課税対象から除外 ・ 免税点の引上げ ・ 市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の経過措置の廃止 ・ 地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設 ・ 土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予及び納税義務の免除制度の創設 ・ 土地区画整理事業等の施行に係る使用収益できない土地に係る課税の特例の創設 ・ 非課税措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 11 年 度	個人市民税	・ 所得割の最高税率の引下げ及び定率減税 ・ 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設(平成 13 年度(2001 年度)まで) ・ 土地等の長期譲渡所得に係る税率の引下げ ・ 所得割の非課税限度額の引上げ ・ 株式等の譲渡所得に係る所得税の源泉分離選択課税の廃止に伴う整備(申告分離課税一本化)
	固定資産税	・ 課税客体となる償却資産の範囲の縮小
	固定資産税・都市計画税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	市たばこ税	・ 国から地方への税源移譲に伴う税率の引上げ
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
	特別土地保有税	・ 徴収猶予制度の拡充 ・ 非課税措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し

平成 12 年度	個人市民税	・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 肉用牛の売却による事業所得にかかる所得税の課税の特例措置の適用期間の延長(平成 19 年度(2007 年度)まで) ・ 医療費控除の対象となる医療費の範囲の拡大(特別養護老人ホーム入所者に係る介護費用及び食費の自己負担額を対象に加入) ・ 損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大 ・ 特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設 ・ 集団投資スキームに係る制度の整備に伴う整備 ・ 確定拠出年金制度の創設に伴う整備
	固定資産税・都市計画税	・ 平成 12 年度(2000 年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成 14 年度(2002 年度)まで) ・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・ 非課税措置の見直し ・ 納税義務の免除措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 13 年度	個人市民税	・ 株式等譲渡益課税の申告分離一本化の延期 ・ 長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度の創設 ・ 商品先物取引による所得に対する申告分離課税制度の創設 ・ 生命保険料控除及び損害保険料控除の対象範囲の整理 ・ 確定給付型企業年金制度の創設に伴う整備 ・ 土地の譲渡益課税の特例の適用期限の延長(平成 16 年度(2004 年度)まで) ・ 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用期限の延長(平成 16 年度(2004 年度)まで)
	法人市民税	・ 会社分割制度の創設に伴う整備
	固定資産税・都市計画税	・ 被災住宅用地に係る特例措置の創設 ・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・ 徴収猶予納税義務の免除制度の拡充 ・ 恒久的な建物、施設等の用に供する土地の免除制度に係る特例の適用期間の延長(平成 23 年度(2011 年度)まで) ・ 非課税措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 14 年度	個人市民税	・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 土地等の長期譲渡所得に対する税率の引下げ ・ 株式等譲渡益に係る申告不要の特例の創設 ・ 寄附金控除の対象となる日本赤十字社への寄附の期間制限の廃止
	法人市民税	・ 国税における連結納税制度の導入に伴う整備
	固定資産税	・ 縦覧制度の見直し及び固定資産課税台帳の閲覧制度の創設 ・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・ 徴収猶予納税義務の免除制度の拡充 ・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 15 年度	個人市民税	・ 配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除の廃止 ・ 公募株式投資信託課税の見直し ・ 特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の適用要件の緩和(譲渡期間の延長) ・ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設 ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し

	法人市民税	・政党、政治団体の均等割非課税団体化
	固定資産税・都市計画税	・平成 15 年度(2003 年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成 17 年度(2005 年度)まで) ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・固定資産評価基準の改正 ・税額の軽減措置の見直し
	市たばこ税	・税率の引上げ
	特別土地保有税	・課税停止 ・非課税措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・新增設に係る事業所税の廃止 ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 16 年度	個人市民税	・生計同一の妻への均等割非課税措置の段階的廃止 ・均等割及び所得割の非課税限度額の引下げ ・公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止及び老年者特別加算の特例措置の創設 ・特定中小会社の発行した株式の課税の特例の適用対象範囲の拡大非上場株式等の譲渡所得に係る税率の引下げ ・公募株式投資信託の譲渡益について優遇税率を適用 ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設 ・小規模企業共済等掛金控除に係る確定拠出年金の拠出限度額の引上げ ・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除の特例の拡充・延長(平成 19 年度(2007 年度)まで) ・特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の創設 ・土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例について税率軽減を廃止 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 ・所得の課税の特例税率の引下げと特例の適用期間の延長(平成 21 年度(2009 年度)まで) ・土地等に係る長期譲渡所得に係る 100 万円特別控除の廃止 ・土地等に係る短期譲渡所得の課税の特例税率の引下げ ・短期所有土地の譲渡をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の運用停止措置期限の延長(平成 20 年(2008 年)12 月 31 日まで)
	固定資産税	・特定の家屋の附帯設備の納税義務者の特例の創設
	固定資産税・都市計画税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 17 年度	個人市民税	・定率減税の 1/2 縮減 ・65 歳以上の者に係る非課税措置の廃止、それに伴う経過措置 ・無価値化した特定管理株式について株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用 ・公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止 ・上場株式等の自己の株式の公開買付けのみなし配当課税の特例の適用期限の延長(平成 19 年(2007 年)3 月 31 日まで) ・先物取引に係る雑所得等の課税の特例の適用範囲の拡大 ・特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用範囲の拡大及び適用期間の延長(平成 19 年(2007 年)3 月 31 日まで) ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の適用期間の延長(平成 21 年度(2009 年度)まで) ・国民年金等に係る社会保険料控除の適用について控除証明書等の添付等義務化 ・給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大
	固定資産税・都市計画税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・徴収猶予制度の見直し
	個人市民税	・国から地方への税源移譲に伴い所得割の税率を 6% に統一 ・定率減税の廃止 ・損害保険料控除を改組し地震保険料控除を創設 ・均等割及び所得割の非課税限度額の引下げ
	固定資産税	・耐震改修住宅への減額措置の創設

平成 18 年度	固定資産税・都市計画税	- 平成 18 年度(2006 年度)評価替えに伴う負担調整措置の簡素化 - 著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置の廃止 - 非課税措置の見直し - 課税標準の特例措置の見直し - 固定資産評価基準の改正
	市たばこ税	税率の引上げ
	事業所税	- 非課税措置の見直し - 課税標準の特例措置の見直し
平成 19 年度	個人市民税	- 上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の延長(平成 20 年(2008 年)12 月 31 日まで) - 上場株式等の配当等に係る軽減税率の延長(平成 21 年(2009 年)3 月 31 日まで) - 特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得の課税の特例の適用期間の延長(平成 21 年(2009 年)3 月 31 日まで) - 特定居住用財産の買換え及び交換による長期譲渡所得に係る課税の特例措置の延長(平成 21 年(2009 年)12 月 31 日まで) - 居住用財産の買換え等に係る譲渡損失の繰越控除等の適用期間の延長(平成 21 年(2009 年)12 月 31 日まで)
	固定資産税	住宅のバリアフリー改修に係る減額措置の創設
	固定資産税・都市計画税	- 鉄軌道用地の評価方法の改正 - 課税標準の特例措置の見直し
	事業所税	- 非課税措置の見直し - 課税標準の特例措置の見直し
平成 20 年度	個人市民税	- 寄附金税制の拡充(所得控除方式から税額控除方式へ) - 上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の廃止に伴う経過措置(平成 23 年度(2011 年度)分まで) - 上場株式等の配当等に係る軽減税率の期限を平成 20 年(2008 年)12 月 31 日に前倒し(平成 23 年度(2011 年度)分まで経過措置) - 公的年金からの特別徴収制度の導入 - 特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止
	固定資産税	- 償却資産に係る理論帳簿価額制度の廃止 - 長期優良住宅に係る減額措置の創設 - 住宅の省エネルギー改修に係る減額措置の創設
	固定資産税・都市計画税	課税標準の特例措置の見直し
	事業所税	- 非課税措置の見直し - 課税標準の特例措置の見直し
平成 21 年度	個人市民税	- 住宅借入金等特別税額控除の創設 - 上場株式等の譲渡益及び配当等に係る軽減税率の延長(平成 23 年(2011 年)12 月 31 日まで) - 無価値化した特定管理株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用範囲の拡大 - 企業型確定拠出年金への個人拠出の導入に伴う所得控除対象の見直し(掛金全額を対象化) - 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ - 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設
	固定資産税・都市計画税	- 非課税措置の見直し - 課税標準の特例措置の見直し
	事業所税	課税標準の特例措置の見直し
平成 22 年度	個人市民税	- 扶養控除の見直し(年少扶養控除・16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除上乘せ部分の廃止) - 少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置の創設 - 生命保険料控除の見直し(介護医療保険料控除を創設) - 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等に係る特例の延長(平成 23 年(2011 年)12 月 31 日まで) - 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等に係る特例の延長(平成 23 年(2011 年)12 月 31 日まで)
	固定資産税	- 新築住宅・新築中高層耐火住宅に係る減額措置の延長(平成 24 年(2012 年)3 月 31 日新築分まで) - 長期優良住宅に係る減額措置の延長(平成 24 年(2012 年)3 月 31 日新築分まで) - 住宅のバリアフリー改修に係る減額措置の延長(平成 25 年(2013 年)3 月 31 日改修分まで) - 住宅の省エネルギー改修に係る減額措置の延長(平成 25 年(2013 年)3 月 31 日改修分まで)
	固定資産税・都市計画税	課税標準の特例措置の見直し
	市たばこ税	税率の引上げ
	事業所税	課税標準の特例措置の見直し

平成 23 年度	個人市民税	・上場株式等の譲渡益及び配当等に係る軽減税率の延長(平成 25 年(2013 年)12 月 31 日まで) ・寄附金税額控除の見直し ・秩序犯に係る法定刑の引上げ ・退職所得に係る 10%税額控除の廃止 ・肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の見直し
	市たばこ税	・都から市への税源移譲に伴う税率の引上げ
平成 24 年度	個人市民税	・寡婦(寡夫)控除の申告書の提出不要
	固定資産税・都市計画税	・平成 24 年度(2012 年度)評価替えに伴う負担調整措置の見直し ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・わがまち特例(下水道除害施設に係る特例)の導入
平成 25 年度	個人市民税	・寄附金税額控除の見直し ・住宅ローン控除の延長・拡充 ・公的年金からの特別徴収制度の見直し ・金融所得課税の一体化
	固定資産税・都市計画税	・課税標準の特例措置の見直し
平成 26 年度	法人市民税	・法人税割の税率の引下げ
	固定資産税	・わがまち特例(浸水防止用設備等)の導入 ・新築住宅・新築中高層耐火住宅に係る減額措置の延長(平成 28 年(2016 年)3 月 31 日新築分まで) ・耐震改修が行われた既存建築物に係る減額措置の創設
	軽自動車税	・平成 27 年度(2015 年度)以後に新たに取得される四輪車等の税率を引上げ ・13 年経過した四輪車等について、平成 28 年度(2016 年度)から約 20%の重課 ・原付・二輪車の税率を約 1.5 倍に引上げ
平成 27 年度	個人市民税	・住宅ローン控除の延長(令和元年(2019 年)6 月 30 日まで) ・ふるさと納税の特例控除額上限の引上げ ・ふるさと納税ワンストップ特例の創設
	法人市民税	・均等割の税率区分基準の見直し
	固定資産税	・土地の負担調整措置を3年延長 ・サービス付高齢者向け賃貸住宅(平成 27 年(2015 年)4 月 1 日～平成 29 年(2017 年)3 月 31 日新築分)に係る税額の減額措置についてわがまち特例を導入し延長
	軽自動車税	・平成 27 年度(2015 年度)に新規取得した環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入 ・二輪車に係る税率の引上げ時期を1年延期
	市たばこ税	・旧 3 級品の製造たばこに係る税率の見直し(税率を平成 31 年(2019 年)4 月 1 日までに段階的に引上げ)
	その他	・納税者の申請に基づく換価の猶予の新設
平成 28 年度	個人市民税	・セルフメディケーション医療費控除の特例の新設
	固定資産税・都市計画税	・償却資産の課税標準のわがまち特例設定
	その他	・延滞金の計算の基礎となる期間の見直し ・市税の減免の申請書の記載事項等に個人番号及び法人番号を追加
平成 29 年度	個人市民税	・配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに係る控除対象配偶者の定義変更に伴う文言修正
	固定資産税	・家庭的保育事業等に係る固定資産税の課税標準のわがまち特例設定 ・タワーマンションの課税の見直しに係る固定資産税の区分所有者の按分規定を適用
	軽自動車税	・軽自動車税のグリーン化特例の2年延長(令和元年度(2019 年度)まで)
平成 30 年度	個人市民税	・給与所得控除・公的年金等控除の一律10万円引下げ ・基礎控除の一律10万円引上げ
	法人市民税	・納期限が延長された場合における延滞金の規定整備 ・申告納付に係る規定整備 ・大法人に係る電子申告の義務化
	固定資産税	・わがまち特例(※)の参酌基準の見直し ・中小企業の労働生産性向上のための設備投資に係るかわがまち特例の設定 ・※わがまち特例＝地方団体が特例措置の割合を条例で定めることができる仕組み
	固定資産税・都市計画税	・土地の負担調整措置を3年延長 ・バリアフリー改修が行われた劇場や音楽ホール(平成 30 年(2018 年)4 月 1 日～令和 2 年(2020 年)3 月 31 日)に係る減額措置の創設
	市たばこ税	・税率の引上げ ・加熱式たばこの課税方式の見直し

令和元年度	個人市民税	・住宅ローン控除の拡充 ・ふるさと納税制度の見直し ・子どもの貧困に対応するための個人住民税に非課税措置
	法人市民税	・大法人に対する電子申告の義務化の適用除外
	固定資産税・都市計画税	・地域福祉増進事業に係る課税標準の特例措置の創設
	軽自動車税	・環境性能割の臨時的軽減 ・種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し
	その他	・森林環境税(令和6年度(2024年度)から年額1,000円)及び森林環境譲与税(令和元年度(2019年度)から譲与)を創設
令和2年度	個人市民税	・扶養親族等申告書の見直し ・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の適用期間の延長(令和6年度(2024年度)まで) ・低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の創設 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長(令和5年度(2023年度)まで)
	法人市民税	・連結納税制度の見直しに伴う規定の整備
	固定資産税	・使用者を所有者とみなす制度の拡大 ・現所有者の申告の制度化 ・わがまち特例の参酌基準の見直し
	市たばこ税	・輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化 ・軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し
	その他	・延滞金及び還付加算金の割合の見直し
令和3年度	個人市民税	・扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止 ・退職所得申告書の電子提出に係る規定の追加 ・住宅ローン控除の見直し ・寄附金税額控除の寄附金の範囲の見直し ・セルフメディケーション税制の見直し ・非課税限度額等における国外居住親族の見直し
	法人市民税	・通算法人について所要の措置を規定
	固定資産税・都市計画税	・土地の負担調整措置を3年延長 ・令和3年度(2021年度)に限り、宅地等及び農地については、令和3年度(2021年度)の課税標準額を令和2年度(2020年度)の課税標準額と同額とする特別な措置を規定
	都市計画税	・課税標準の特例措置を規定
	軽自動車税	・環境性能割の税率区分の見直しに伴う規定整備 ・環境性能割の臨時的軽減の延長 ・種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し
令和4年度	個人市民税	・給与所得者の扶養親族申告書の記載事項の追加 ・公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項等の追加 ・住宅ローン控除の延長・見直し ・上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し
	固定資産税・都市計画税	・納税環境の整備(DV被害者等の保護、登記所から市町村への通知事項の拡大) ・省エネ改修を行った住宅に係る特例の見直し ・土地に係る負担調整措置について、令和4年度(2022年度)に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減し、評価額の2.5%とする特別な措置を規定 ・わがまち特例の参酌基準の見直し

発行日／令和 4 年(2022 年)9月
編集・発行／八王子市財政部

〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目24番1号
電 話／042-620-7396
FAX／042-627-5918

